

社会保障審議会介護給付費分科会(第70回)議事次第

日時：平成22年12月24日(金)

10時00分から12時00分まで

於：厚生労働省 講堂(低層棟2階)

議 題

1. ユニット型及びユニット型以外の施設の併設に係る基準省令等の改正について(諮問)
2. 介護職員処遇状況等調査の結果について
3. 介護事業経営概況調査の結果について
4. 介護事業経営実態調査について
5. その他

ユニット型及びユニット型以外の施設の 併設に係る基準省令等の改正について

ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

○経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設について、一部ユニット型施設に係る規定を廃止し、それに伴い、人員及び設備に関する基準の改正を行う。（パブリックコメントを12月17日まで実施。）

○改正内容

- ・ 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ・ これにより、現在一部ユニット型施設という類型で1つの施設として運営されている施設が、ユニット型の部分とユニット型以外の部分で別の施設に分かれることとなる。
- ・ 別々の施設にあっては、職員はそれぞれの施設の職務に従事することが基本であり、他の施設において同時に勤務することは通常考えにくいですが、旧一部ユニット型施設に勤務する職員については、入所者の処遇に支障がない範囲において、分離した施設の双方において職務に従事する勤務体制を可能とする。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第6条（職員の専従）

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- ・ また、設備基準については、従来一部ユニット型施設であった施設において、入所者の処遇に支障がない範囲において、ユニット型施設とそれ以外の施設の双方で設備の共用を可能とする。

○対象施設

- ・ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護

ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

○特別養護老人ホーム

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型特別養護老人ホームと、ユニット型以外の特別養護老人ホームを併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

人員に関する基準

- ・ 施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員を除く）、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号に配置規定のある看護職員）は、上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号

昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

設備に関する基準

- ・ 居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

○ 施行期日及び経過措置

- ・ 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- ・ 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の認可・指定の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として認可・指定を行うこととする。
- ・ 平成15年4月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として認可・指定を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく認可・指定を行うこととする。
- ・ また、特別養護老人ホームについて、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

○介護老人保健施設

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型介護老人保健施設と、ユニット型以外の介護老人保健施設を併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

人員に関する基準

- ・ 管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する介護老人保健施設の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員は上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

設備に関する基準

- ・ 療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

○施行期日及び経過措置

- ・ 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- ・ 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の許可の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として許可を行うこととする。
- ・ 平成17年10月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として許可を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく許可を行うこととする。

○その他の施設等

- 介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護についても所要の改正を行う。

一部ユニット型に係る介護報酬に関する都道府県・保険者・事業者との相談状況

(特養9施設、老健26施設)

○個室ユニットケア実施の確認済：7県、報酬返還について相談済：4県 (平成22年12月17日現在)

都道府県	保険者・事業者との相談状況
茨城県	個室ユニットケアの実施状況については、年内及び1月中に確認を行う予定。 報酬返還の相談については、実施状況を確認した後に行う予定。
群馬県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談については、今後実施する予定。
埼玉県	個室ユニットケアの実施状況については、1月中旬に確認を行う予定。 報酬返還の相談については、2月上旬までに行う予定。
東京都	個室ユニットケアの実施状況については、現地確認を行い、現在相談中。 報酬返還の相談については、相談中であり、最終的には実施状況の結論を踏まえ決定する予定。
新潟県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。
静岡県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談については、今後実施する予定。
島根県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。
広島県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談については、今後実施する予定。
香川県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。
佐賀県	個室ユニットケアの実施状況については、年内に確認を行う予定。 報酬返還の相談については、相談中であり、実施状況を確認したうえで決定する予定。
大分県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。

参考 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ（抜粋）

3. 一部ユニット型に係る規定の整理について

以上の点を踏まえ、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設（以下、「従来型施設」という。）の併設施設の取扱いは、以下の通りとする。

(1) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設について

① 施設類型上の取扱い

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に規定される一部ユニット型介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に規定される一部ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定される一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を廃止し、省令及びその解釈通知から削除する。

② ユニット型施設と従来型施設の併設施設についてのケアの分離の原則

当面、地方公共団体が地域の実情に応じてやむを得ずユニット型施設と従来型施設を併設した施設については、ユニット型施設部分と従来型施設部分のそれぞれで適切なケアが行われるよう、別施設として指定を行うこととし、入所者のケアはそれぞれの施設の介護職員により別々に行われることとなる。

③ 人員に関する基準

(i) 介護職員及び看護職員について

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設の介護職員については、併設された従来型施設の介護職員との兼務を認めない。

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設において介護職員と同様にケアを行う看護職員については、兼務を認めない。

(ii) 施設長、管理者、医師、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者について

上記(ii)の各従業者については、ユニット型施設の入居者及び併設された従来型施設の入所者の処遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

④ 設備に関する基準

施設の設備については、居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設・従来型施設の併用を認めることとする。

⑤ 附則（施行期日及び経過措置等）

新設される施設については、平成22年11月から12月に予定される省令改正の公布・施行の日より、新基準が適用されることとなる。

国の解釈通知に沿って指定が行われ、報酬が支払われていた一部ユニット型施設については、平成23年4月（予定）以降の指定更新の際に、ユニット型施設部分と従来型施設部分をそれぞれ別施設として、順次指定の変更を行うこととする。

国の解釈通知に反して平成15年4月2日以降に一部ユニット型施設として新設・指定され、ユニット部分にユニット型介護福祉施設サービス費が支払われていた施設については、平成23年3月末（予定）までに、新たな基準に基づき、ユニット型施設部分と従来型施設部分をそれぞれ別施設として指定することとする。

また、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

⑥ 以上について、省令に明記する。

参考 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ（抜粋）

(2) 介護老人保健施設等

① 施設類型上の取扱い

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）等に規定される一部ユニット型介護老人保健施設等を廃止し、省令及びその解釈通知から削除する。

② ユニット型施設と従来型施設の併設施設についてのケアの分離の原則

指定介護老人福祉施設と同様の取扱いとする。

③ 人員配置基準

(i) 介護職員について

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設の介護職員については、併設された従来型施設の介護職員との兼務を認めない。

(ii) 管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者について

上記(ii)の従業者については、ユニット型施設の入居者及び併設された従来型施設の入所者の処遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

④ 設備基準

施設の設備については、療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設部分・従来型施設部分の併用を認めることとする。

⑤ 施行期日及び経過措置について

指定介護老人福祉施設と同様の取扱いとする。

⑥ 以上について、省令に明記する。

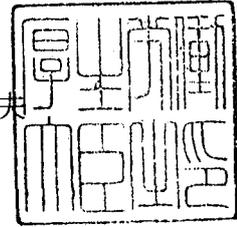


厚生労働省発老1224第1号
平成22年12月24日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

細川 律夫



諮 問 書

(特別養護老人ホーム等における一部ユニット型施設・事業所に関する基準の改正について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第3項、第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項及び第115条の14第3項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

特別養護老人ホーム等における一部ユニット型施設・事業所に関する基準の改正

- 平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、特別養護老人ホーム等に係る一部ユニット型施設・事業所を廃止し、所要の改正を行う。

- 対象施設・事業所
 - ・ 特別養護老人ホーム
 - ・ 短期入所生活介護
 - ・ 短期入所療養介護
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ 介護予防短期入所生活介護
 - ・ 介護予防短期入所療養介護

平成22年介護従事者処遇状況等調査結果の概要(案)

○ 調査の目的

- ・ 平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金が介護従事者の処遇改善の状況に与える影響を把握することにより、次期介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

○ 調査日：平成22年7月1日

○ 調査の対象

- ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍した介護従事者

	母集団 ①	調査対象数 ②	休止・廃止 ③	客体数 ④ (②-③)	回収数 ⑤	回収率 (%) ⑤÷④	集計介護従事者数
合計	107,350	8,256	79	8,177	6,301	77.1	53,762

○ 介護職員処遇改善交付金の申請状況

- ・ 平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所は86.7% 申請をしていない事業所は13.3%となっている。

	施設数	申請している	申請していない
全体	72,887	86.7%	13.3%
介護老人福祉施設	6,141	96.0%	4.0%
介護老人保健施設	3,648	91.5%	8.5%
介護療養型医療施設	1,562	51.6%	48.4%
訪問介護	26,232	83.3%	16.7%
通所介護	25,244	86.5%	13.5%
認知症対応型共同生活介護	10,060	94.2%	5.8%

※無回答の事業所は含まれない。

○ 介護職員処遇改善交付金の影響

- 平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請した事業所における介護職員の平均給与額は、平成21年と平成22年を比較すると約15,000円増加していた。
また、介護職員処遇改善交付金の対象外である介護職員以外の職種についても、約8,500円から約12,200円増加していた。

	平成21年6月	平成22年6月	差 (平成22年－平成21年)
介護職員	241,520円	256,680円	15,160円
看護職員	342,040円	350,540円	8,500円
生活相談員・支援相談員	301,320円	313,560円	12,240円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	368,840円	379,180円	10,340円
介護支援専門員	326,880円	337,880円	11,000円

注1)平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

平成22年介護従事者処遇状況等調査結果の概況(案)

調査の概要・集計方法について

○ 調査概要

目的： 平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金が介護従事者の処遇改善の状況に与える影響を把握することにより、次期介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

調査日： 平成22年7月1日

調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍した介護従事者

調査項目

(1) 施設・事業所票

給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数 等

(2) 従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

抽出方法： 調査対象サービスごとに、1/4～1/20で設定

○ 集計方法

(1) 調査結果の集計にあたっては、ウエイトバック（施設・事業所種類別、地域区分別、施設・事業所規模別の全国の施設・事業所数と回収した調査票により出現数を割り戻す方法）により全国推計値を算出している。

(2) 介護従事者の集計にあたっては、平成22年の調査日に当該施設・事業所に在籍した介護従事者のうち、平成21年と平成22年ともに在籍している者についてのみを集計対象としている。

○ 回収状況

	母集団 ①	調査対象数 ②	休止・廃止 ③	客体数 ④ (②-③)	回収数 ⑤	回収率 (%) ⑤÷④
合計	107,350	8,256	79	8,177	6,301	77.1
介護老人福祉施設	6,182	1,577	2	1,575	1,345	85.4
介護老人保健施設	3,679	963	0	963	782	81.2
介護療養型医療施設	1,592	383	26	357	223	62.5
訪問介護事業所	27,324	1,366	25	1,341	940	70.1
通所介護事業所	26,015	1,306	8	1,298	975	75.1
認知症対応型共同生活介護事業所	10,302	1,048	1	1,047	761	72.7
居宅介護支援事業所	32,256	1,613	17	1,596	1,275	79.9

I. 介護職員処遇改善交付金の申請状況

(1) 施設・事業所別の介護職員処遇改善交付金の申請状況

介護職員処遇改善交付金の申請状況をみると、平成22年に申請をしている事業所は86.7%で、申請をしていない事業所は13.3%となっている。

また、施設・事業所別にみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護で申請している事業所が90%以上となっているが、介護療養型医療施設では51.6%となっている。

第1表 施設・事業所別にみた介護職員処遇改善交付金の申請状況

	施設数	平成22年に申請している	平成22年に申請していない
総数	72,887	86.7%	13.3%
介護老人福祉施設	6,141	96.0%	4.0%
介護老人保健施設	3,648	91.5%	8.5%
介護療養型医療施設	1,562	51.6%	48.4%
訪問介護事業所	26,232	83.3%	16.7%
通所介護事業所	25,244	86.5%	13.5%
認知症対応型共同生活介護	10,060	94.2%	5.8%

※無回答の事業所は含まれない。

II. 介護従事者の給与等の状況

1. 給与等の引き上げの状況

(1) 施設・事業所別の給与等の引き上げ状況

平成21年の10月1日から平成22年6月30日の間での給与等の引き上げ状況は、「給与等を引き上げた」が74.8%となっており、施設・事業所種類別にみると、介護老人福祉施設(91.8%)、介護老人保健施設(87.2%)で割合が高くなっている。

第2表 施設・事業所別にみた給与等の引き上げ実施状況

	施設事業所数	給与等を 引き上げた	給与の引き上げを 行わなかったが、 1年以内に 引き上げ予定	給与の引き上げを 行っておらず、 今後も引き上げ 予定なし	その他
総数	107,337	74.8%	6.6%	12.4%	3.8%
介護老人福祉施設	6,182	91.8%	2.6%	2.6%	2.2%
介護老人保健施設	3,677	87.2%	6.1%	2.8%	3.1%
介護療養型医療施設	1,581	79.2%	5.9%	10.1%	2.1%
訪問介護事業所	27,324	75.6%	7.3%	11.0%	3.8%
通所介護事業所	26,015	82.1%	5.8%	6.0%	3.7%
認知症対応型共同生活介護	10,302	84.1%	7.1%	4.2%	3.2%
居宅介護支援事業所	32,256	60.2%	7.2%	24.4%	4.6%

(2)施設・事業所別の給与等の引き上げ実施方法

平成21年の10月1日から平成22年6月30日の間での給与等の引き上げ実施方法別にみると「定期昇給を実施(予定)」が62.7%、「各種手当での引き上げまたは新設」が44.6%と割合が高くなっており、施設・事業所別にみると「定期昇給を実施(予定)」では介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護支援事業所で割合が高く、「各種手当での引き上げまたは新設」では介護老人福祉施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護で割合が高くなっている。

第3表 施設・事業所別にみた給与等の引き上げの実施方法

(複数回答)

	施設事業所数	給与表を改定して賃金水準を引き上げた(予定)	定期昇給を実施(予定)	各種手当での引き上げまたは新設	賞与等の支給金額の引き上げまたは新設(予定)	その他
総数	87,294	15.1%	62.7%	44.6%	21.8%	5.9%
介護老人福祉施設	5,832	10.3%	78.4%	55.8%	25.8%	8.6%
介護老人保健施設	3,430	8.0%	78.5%	44.6%	19.8%	4.7%
介護療養型医療施設	1,346	8.4%	75.9%	39.7%	14.2%	7.0%
訪問介護事業所	22,667	21.9%	47.2%	55.8%	25.5%	7.0%
通所介護事業所	22,865	14.9%	59.6%	50.7%	25.9%	5.7%
認知症対応型共同生活介護	9,402	12.2%	59.9%	49.0%	23.3%	6.5%
居宅介護支援事業所	21,753	12.3%	75.6%	22.1%	12.6%	4.2%

(3)経営主体別にみた給与等の引き上げ状況

平成21年の10月1日から平成22年6月30日の間での給与等の引き上げ状況を経営主体別にみると、「給与等を引き上げた」では社会福祉法人(87.8%)、社会福祉協議会(79.0%)で割合が高くなっている。

第4表 経営主体別にみた給与等の引き上げ実施状況

	施設事業所数	給与等を引き上げた	給与の引き上げを行わなかったが、1年以内に引き上げ予定	給与の引き上げを行っておらず、今後も引き上げ予定なし	その他
総数	107,337	74.8%	6.6%	12.4%	3.8%
地方公共団体	1,406	61.5%	1.0%	21.7%	13.4%
社会福祉協議会	7,010	79.0%	4.5%	10.8%	2.7%
社会福祉法人	30,896	87.8%	4.4%	4.4%	1.8%
医療法人	14,500	75.1%	7.1%	11.4%	3.8%
営利法人	38,826	67.8%	7.9%	17.3%	4.1%
その他	9,565	64.6%	7.3%	17.0%	8.3%

(4)経営主体別の給与等の引き上げ実施方法

平成21年の10月1日から平成22年6月30日の間での給与等の引き上げ実施方法を経営主体別にみると「定期昇給を実施(予定)」では社会福祉法人(79.1%)、医療法人(78.0%)、地方公共団体(77.0%)で割合が高くなっている。

第5表 経営主体別にみた給与等の引き上げの実施方法

(複数回答)

	施設事業所数	給与表を改定して賃金水準を引き上げた(予定)	定期昇給を実施(予定)	各種手当での引き上げまたは新設	賞与等の支給金額の引き上げまたは新設(予定)	その他
総数	87,294	15.1%	62.7%	44.6%	21.8%	5.9%
地方公共団体	879	16.1%	77.0%	24.5%	3.1%	5.8%
社会福祉協議会	5,853	9.9%	74.1%	36.9%	20.6%	7.7%
社会福祉法人	28,482	10.4%	79.1%	47.1%	21.3%	5.9%
医療法人	11,919	9.7%	78.0%	33.6%	14.8%	4.1%
営利法人	29,372	19.4%	44.0%	49.5%	24.6%	5.8%
その他	6,880	19.7%	48.5%	42.3%	22.8%	9.3%

II. 介護職員処遇改善交付金の影響について

1. 平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所の状況

(1) 職種別にみた介護従事者の平均給与額の状況(月給・日給・時給の者の合計)

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を平成21年と平成22年で比較すると介護職員では15,160円、看護職員では8,500円、生活相談員・支援相談員では12,240円、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または機能訓練指導員では10,340円、介護支援専門員では11,000円増加していた。

第6表 職種別にみた介護従事者の平均給与額(月給・日給・時給の者の合計)

	介護従事者数 (集計対象数)	平成22年			平成21年		平均給与額 の差 (単位:円)
		平均年齢 (単位:歳)	平均勤続 年数 (単位:年)	平均給与額 (単位:円)	平均給与額 (単位:円)		
月給・日給・時給の者	32,856	43.7	5.8	273,460	259,320	14,140	
介護職員※	19,565	43.6	5.5	256,680	241,520	15,160	
看護職員	5,210	47.6	7.3	350,540	342,040	8,500	
生活相談員・支援相談員	3,498	38.4	7.3	313,560	301,320	12,240	
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	2,103	37.2	5.6	379,180	368,840	10,340	
介護支援専門員	2,480	44.4	8.2	337,880	326,880	11,000	

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

月給の者: 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

日給の者: 基本給(日額) × 実労働日数 + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

時給の者: 基本給(時給) × 実労働時間 + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(2) 職種別にみた月給の者における介護従事者の平均給与額の状況

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を平成21年と平成22年で比較すると介護職員では13,810円、看護職員では9,020円、生活相談員・支援相談員では10,750円、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または機能訓練指導員では10,930円、介護支援専門員では11,970円増加していた。

第7表 職種別にみた介護従事者の平均給与額(月給の者)

	平成22年					平成21年			差	
	介護従事者数 (集計対象数)	平均年齢 (単位:歳)	平均勤続 年数 (単位:年)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	介護従事者数 (集計対象数)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)
月給の者	27,255	40.6	6.3	163.7	294,280	26,881	163.9	281,640	△ 0.2	12,640
介護職員※	15,147	39.8	6.0	163.7	275,480	14,847	163.7	261,670	0.0	13,810
看護職員	4,367	46.9	8.0	161.4	369,910	4,328	162.1	360,890	△ 0.7	9,020
生活相談員・支援相談員	3,415	37.9	7.4	168.4	320,030	3,395	169.3	309,280	△ 0.9	10,750
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	1,922	36.3	5.7	164.0	365,570	1,916	164.2	354,640	△ 0.2	10,930
介護支援専門員	2,404	44.0	8.4	165.1	340,920	2,395	165.6	328,950	△ 0.5	11,970

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

月給の者: 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(3) 職種別にみた時給の者における介護従事者の平均給与額の状況

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を平成21年と平成22年で比較すると介護職員では15,300円、看護職員では5,940円、生活相談員・支援相談員では16,620円、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または機能訓練指導員では8,500円、介護支援専門員では14,130円増加していた。

第8表 職種別にみた介護従事者の平均給与額(時給の者)

	平成22年					平成21年			差	
	介護従事者数 (集計対象数)	平均年齢 (単位:歳)	平均勤続年数 (単位:年)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	介護従事者数 (集計対象数)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)
時給の者	4,975	50.9	4.8	90.3	224,380	5,234	91.2	209,680	△ 0.9	14,700
介護職員※	3,934	51.0	4.8	89.7	221,690	4,133	90.7	206,390	△ 1.0	15,300
看護職員	777	50.3	4.5	96.3	248,810	805	95.9	242,870	0.4	5,940
生活相談員・支援相談員	72	47.3	4.1	114.1	192,880	91	117.9	176,260	△ 3.8	16,620
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	131	45.1	4.9	72.4	378,940	136	72.5	370,440	△ 0.1	8,500
介護支援専門員	61	53.3	4.6	102.1	264,010	69	106.9	249,880	△ 4.8	14,130

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

時給の者: 基本給(時給) × 実労働時間 + 手当 + 一時金 (4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(4) 施設別にみた介護職員の平均給与額の状況(月給・日給・時給の者の合計)

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を平成21年と平成22年で比較すると介護老人福祉施設では15,660円、介護老人保健施設では16,130円、介護療養型医療施設では12,470円、訪問介護事業所では16,740円、通所介護事業所では12,610円、認知症対応型共同生活介護事業所では12,470円増加していた。

第9表 施設・事業所別にみた介護職員の平均給与額(月給・日給・時給の者の合計)

	介護職員数 (集計対象数)	平成22年			平成21年		平均給与額 の差 (単位:円)
		平均年齢 (単位:歳)	平均勤続年数 (単位:年)	平均給与額 (単位:円)	平均給与額 (単位:円)		
月給・日給・時給の者	19,565	43.6	5.5	256,680	241,520	15,160	
介護老人福祉施設	7,448	36.6	6.2	286,580	270,920	15,660	
介護老人保健施設	3,861	36.0	6.1	281,100	264,970	16,130	
介護療養型医療施設	756	41.7	6.6	252,220	239,750	12,470	
訪問介護事業所	2,647	53.1	5.5	251,690	234,950	16,740	
通所介護事業所	1,875	42.4	4.9	220,970	208,360	12,610	
認知症対応型共同生活介護事業所	2,978	44.8	4.0	223,690	211,220	12,470	

注) 介護職員の平均給与額は以下により算出

月給の者: 基本給(月額) + 手当 + 一時金 (4~9月支給金額の1/6)

日給の者: 基本給(日額) × 実労働日数 + 手当 + 一時金 (4~9月支給金額の1/6)

時給の者: 基本給(時給) × 実労働時間 + 手当 + 一時金 (4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(5) 施設別にみた介護職員の平均給与額の状況(月給の者)

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を平成21年と平成22年で比較すると介護老人福祉施設では14,030円、介護老人保健施設では15,440円、介護療養型医療施設では12,690円、訪問介護事業所では12,940円、通所介護事業所では12,780円、認知症対応型共同生活介護事業所では13,780円増加していた。

第10表 施設・事業所別にみた介護職員の平均給与額(月給の者)

	平成22年					平成21年			差	
	介護職員数 (集計対象数)	平均年齢 (単位:歳)	平均勤続年数 (単位:年)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	介護職員数 (集計対象数)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)
月給の者	15,147	39.8	6.0	163.7	275,480	14,847	163.7	261,670	0.0	13,810
介護老人福祉施設	6,486	35.4	6.5	164.0	300,730	6,352	163.9	286,700	0.1	14,030
介護老人保健施設	3,517	35.3	6.2	163.1	284,430	3,477	163.5	268,990	△ 0.4	15,440
介護療養型医療施設	692	41.0	6.7	157.2	259,480	690	158.0	246,790	△ 0.8	12,690
訪問介護事業所	1,350	53.2	6.1	161.5	261,140	1,304	160.6	248,200	0.9	12,940
通所介護事業所	1,116	39.2	5.4	166.2	251,420	1,078	166.8	238,640	△ 0.6	12,780
認知症対応型共同生活介護事業所	1,986	42.0	4.3	165.4	241,130	1,946	165.3	227,350	0.1	13,780

注) 介護職員の平均給与額は以下により算出

月給の者: 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(6) 施設別にみた介護職員の平均給与額の状況(時給の者)

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を平成21年と平成22年で比較すると介護老人福祉施設では10,710円、介護老人保健施設では10,450円、介護療養型医療施設では8,440円、訪問介護事業所では18,790円、通所介護事業所では8,520円、認知症対応型共同生活介護事業所では7,660円増加していた。

第11表 施設・事業所別にみた介護職員の平均給与額(時給の者)

	平成22年					平成21年			差	
	介護職員数 (集計対象数)	平均年齢 (単位:歳)	平均勤続年数 (単位:年)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	介護職員数 (集計対象数)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	実労働時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)
時給の者	3,934	51.0	4.8	89.7	221,690	4,133	90.7	206,390	△ 1.0	15,300
介護老人福祉施設	725	46.6	4.6	124.3	187,520	789	126.5	176,810	△ 2.2	10,710
介護老人保健施設	307	43.8	4.2	126.5	180,500	334	129.5	170,050	△ 3.0	10,450
介護療養型医療施設	59	49.4	5.3	125.8	165,010	61	121.8	156,570	4.0	8,440
訪問介護事業所	1,254	53.1	5.3	67.3	247,570	1,297	67.2	228,780	0.1	18,790
通所介護事業所	690	47.2	4.1	118.9	176,750	720	120.2	168,230	△ 1.3	8,520
認知症対応型共同生活介護事業所	899	50.7	3.5	132.2	186,070	932	133.3	178,410	△ 1.1	7,660

注) 介護職員の平均給与額は以下により算出

時給の者: 基本給(時給) × 実労働時間 + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

2. 平均給与額の構成割合

(1) 平均給与額別の介護従事者の構成割合

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、調査時点で調査対象施設・事業所に在籍した介護従事者のうち、平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を介護従事者数の構成割合でみると、平成21年と比較して給与等の支払い形態が月給及び時給の者ともに平均給与額は増加傾向となっている。

第12表 1ヶ月あたり平均給与額別にみた介護従事者の構成割合

		月給・日給・時給の者	
		平成22年	平成21年
100,000円	未満	0.4%	0.6%
100,000円	～ 119,999円	0.2%	0.3%
120,000円	～ 139,999円	1.0%	2.0%
140,000円	～ 159,999円	4.0%	6.2%
160,000円	～ 179,999円	6.9%	8.2%
180,000円	～ 199,999円	7.3%	8.8%
200,000円	～ 219,999円	9.6%	11.2%
220,000円	～ 239,999円	10.3%	11.1%
240,000円	～ 259,999円	11.3%	10.5%
260,000円	～ 279,999円	10.0%	8.7%
280,000円	～ 299,999円	8.8%	7.1%
300,000円	～ 319,999円	7.0%	5.6%
320,000円	～ 339,999円	5.5%	4.7%
340,000円	～ 359,999円	4.3%	3.6%
360,000円	～ 379,999円	3.2%	2.8%
380,000円	～ 399,999円	2.5%	2.1%
400,000円	～ 419,999円	2.1%	1.6%
420,000円	～ 439,999円	1.4%	1.2%
440,000円	～ 459,999円	1.1%	1.0%
440,000円	～ 479,999円	0.7%	0.6%
480,000円	～ 499,999円	0.6%	0.6%
500,000円	以上	1.9%	1.6%

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

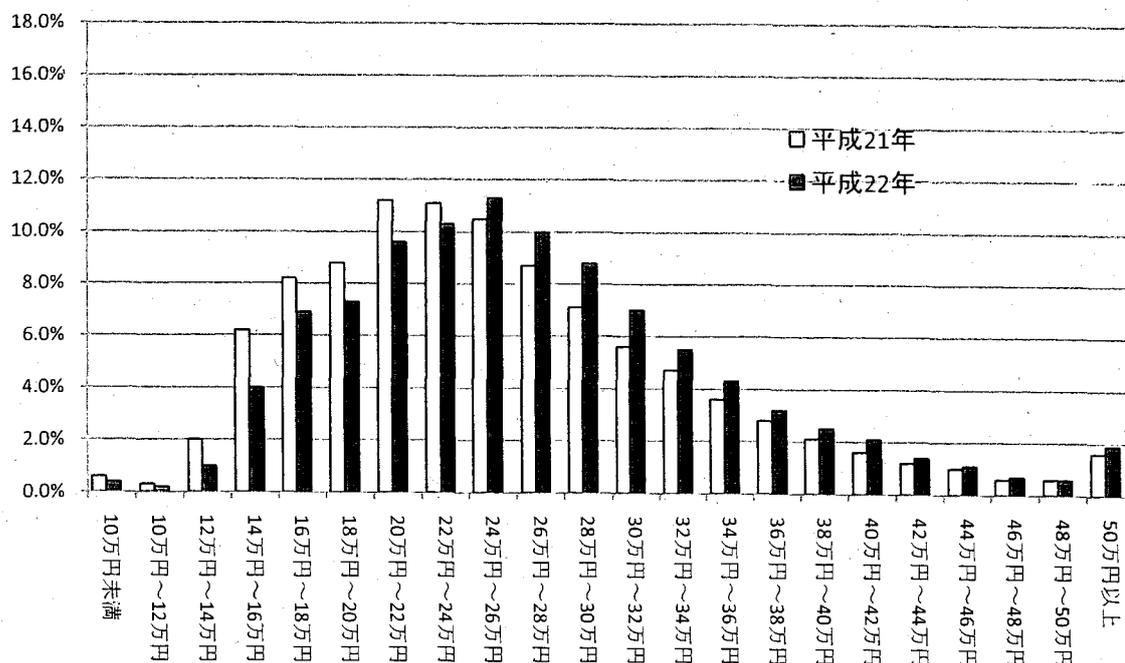
月給の者：基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）

日給の者：基本給（日額）×実労働日数＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）

時給の者：基本給（時給）×実労働時間＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）

※非常勤の者は常勤換算により算出

図1 平均給与額別にみた介護従事者（月給・日給・時給の者の合計）の構成割合



(2)基本給別の介護従事者の構成割合

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請している事業所において、調査時点で調査対象施設・事業所に在籍した介護従事者のうち、平成21年と平成22年ともに在籍している者の基本給を介護従事者数の構成割合でみると、月給及び時給の者ともに基本給は増加傾向となっている。

第13表 基本給の額別にみた介護従事者の構成割合（月給の者）

	全体		介護職員※		看護職員		生活相談員・支援相談員		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員		介護支援専門員	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
100,000円 未満	1.1%	1.4%	1.3%	1.6%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%	0.6%	0.5%	0.7%
100,000円 ～ 119,999円	1.1%	1.4%	1.3%	1.7%	0.3%	0.5%	0.5%	0.7%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%
120,000円 ～ 139,999円	7.8%	9.2%	9.9%	11.6%	0.9%	1.3%	1.7%	3.0%	0.5%	0.8%	2.3%	2.8%
140,000円 ～ 159,999円	20.3%	21.6%	25.0%	26.6%	3.7%	3.9%	9.8%	10.7%	1.8%	2.3%	7.1%	8.5%
160,000円 ～ 179,999円	21.9%	22.0%	25.0%	24.8%	8.9%	10.1%	18.7%	20.6%	9.0%	10.3%	15.5%	16.5%
180,000円 ～ 199,999円	17.3%	16.2%	17.4%	15.7%	14.6%	15.0%	21.8%	22.2%	16.7%	17.5%	17.9%	18.8%
200,000円 ～ 219,999円	11.2%	10.2%	9.3%	8.2%	16.9%	16.7%	15.7%	13.6%	20.8%	19.8%	18.9%	17.5%
220,000円 ～ 239,999円	6.5%	6.1%	4.4%	3.9%	15.1%	15.4%	9.2%	8.9%	13.7%	13.5%	12.3%	10.9%
240,000円 ～ 259,999円	4.8%	4.6%	2.8%	2.7%	13.1%	12.4%	7.7%	6.9%	11.4%	11.6%	8.9%	8.6%
260,000円 ～ 279,999円	2.9%	2.7%	1.4%	1.2%	9.2%	8.7%	4.7%	4.5%	8.2%	6.9%	5.6%	5.3%
280,000円 ～ 299,999円	1.8%	1.7%	0.9%	0.8%	5.5%	5.1%	3.3%	2.9%	4.7%	4.6%	3.5%	3.2%
300,000円 ～ 319,999円	1.3%	1.2%	0.6%	0.6%	4.5%	3.7%	2.6%	2.2%	4.0%	3.0%	2.3%	2.3%
320,000円 ～ 339,999円	0.7%	0.7%	0.3%	0.3%	2.6%	2.4%	1.6%	1.8%	2.5%	2.6%	1.5%	1.3%
340,000円 ～ 359,999円	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%	1.7%	1.8%	1.0%	0.7%	1.9%	1.8%	1.3%	1.3%
360,000円 ～ 379,999円	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.8%	0.9%	0.4%	0.4%	0.8%	0.6%	1.1%	0.8%
380,000円 ～ 399,999円	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	0.5%	0.9%	0.4%	0.5%
400,000円 以上	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	1.0%	0.9%	0.4%	0.4%	3.0%	2.9%	0.7%	0.6%

※訪問介護員を含む

第14表 基本給の額別にみた介護従事者の構成割合（時給の者）

	全体		介護職員※		看護職員		生活相談員・支援相談員		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員		介護支援専門員	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
800円 未満	4.4%	5.8%	4.8%	6.2%	0.5%	0.7%	3.4%	5.6%	0.0%	0.3%	2.9%	3.4%
800円 ～ 899円	19.1%	20.8%	20.2%	21.9%	4.9%	5.1%	29.0%	39.2%	0.9%	0.6%	2.6%	10.8%
900円 ～ 999円	15.3%	14.8%	16.0%	15.5%	5.0%	4.7%	31.8%	23.4%	1.9%	3.7%	9.7%	8.7%
1,000円 ～ 1,099円	16.4%	14.8%	16.7%	15.0%	11.0%	12.1%	19.8%	19.3%	14.5%	16.6%	17.0%	15.5%
1,100円 ～ 1,199円	12.5%	13.1%	12.8%	13.4%	10.7%	10.0%	4.9%	3.7%	7.9%	5.4%	5.7%	5.1%
1,200円 ～ 1,299円	11.2%	12.0%	11.1%	11.9%	13.4%	15.1%	4.1%	2.6%	6.9%	6.7%	19.0%	21.1%
1,300円 ～ 1,399円	10.0%	8.8%	9.7%	8.5%	14.8%	14.0%	0.5%	0.2%	8.2%	7.9%	12.6%	12.5%
1,400円 ～ 1,499円	3.7%	4.0%	3.1%	3.4%	11.7%	11.4%	4.4%	3.8%	8.1%	7.8%	9.3%	6.2%
1,500円 ～ 1,999円	6.7%	5.3%	5.3%	3.9%	25.9%	24.8%	2.0%	2.2%	15.2%	15.2%	21.1%	16.6%
2,000円 以上	0.7%	0.5%	0.3%	0.2%	2.2%	2.1%	0.0%	0.0%	36.3%	35.9%	0.0%	0.0%

※訪問介護員を含む

図2 基本給（月給）の額別にみた介護従事者の構成割合

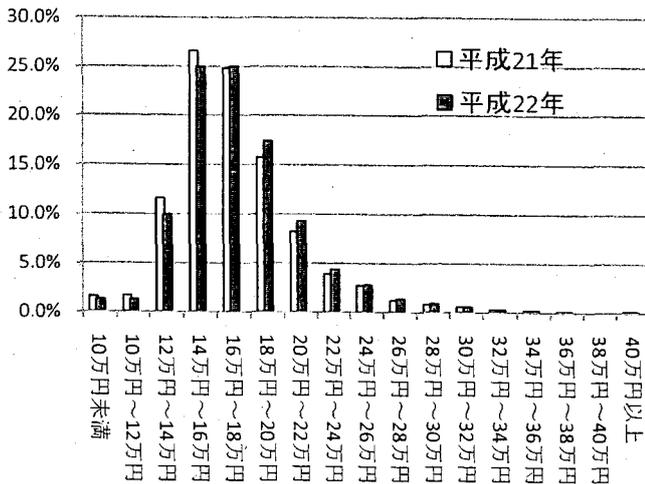
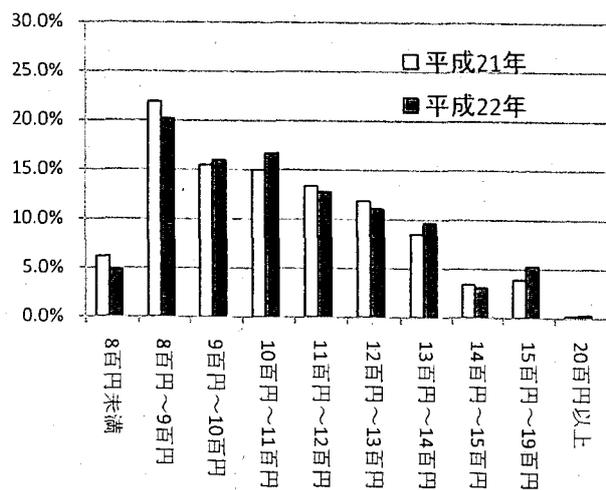


図3 基本給（時給）の額別にみた介護従事者の構成割合



(参考)平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請していない事業所を含めた状況

(参考) 第1表 職種別にみた介護従事者の平均給与額(月給・日給・時給の者の合計)

	介護従事者数 (集計対象数)	平成22年			平成21年		平均給与額 の差 (単位:円)
		平均年齢 (単位:歳)	平均勤続 年数 (単位:年)	平均給与額 (単位:円)	平均給与額 (単位:円)		
月給・日給・時給の者	40,847	44.2	6.1	278,370	265,380	12,990	
介護職員※	23,278	44.0	5.6	255,230	241,350	13,880	
看護職員	6,311	47.6	7.6	350,720	342,040	8,680	
生活相談員・支援相談員	4,047	38.7	7.1	311,080	298,820	12,260	
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	2,538	37.2	5.6	376,300	365,570	10,730	
介護支援専門員	4,673	46.9	8.0	344,000	332,570	11,430	

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

月給の者: 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

日給の者: 基本給(日額) × 実労働日数 + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

時給の者: 基本給(時給) × 実労働時間 + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(参考) 第2表 職種別にみた介護従事者の平均給与額(月給の者)

	平成22年					平成21年			差	
	介護従事者数 (集計対象数)	平均 年齢 (単位:歳)	平均勤続 年数 (単位:年)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	介護従事者数 (集計対象数)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)
月給の者	34,025	41.5	6.6	163.2	299,750	33,584	163.4	288,160	△ 0.2	11,590
介護職員※	17,964	40.0	6.0	163.1	274,890	17,617	163.1	261,850	0.0	13,040
看護職員	5,300	46.9	8.3	161.2	370,260	5,256	162.0	361,080	△ 0.8	9,180
生活相談員・支援相談員	3,937	38.2	7.3	168.7	318,100	3,914	169.6	307,330	△ 0.9	10,770
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	2,322	36.3	5.7	163.5	365,940	2,316	163.8	354,830	△ 0.3	11,110
介護支援専門員	4,502	46.7	8.1	163.4	342,700	4,481	163.6	333,650	△ 0.2	9,050

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

月給の者: 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

(参考) 第3表 職種別にみた介護従事者の平均給与額(時給の者)

	平成22年					平成21年			差	
	介護従事者数 (集計対象数)	平均 年齢 (単位:歳)	平均勤続 年数 (単位:年)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	介護従事者数 (集計対象数)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)	実労働 時間 (単位:時間)	平均給与額 (単位:円)
時給の者	6,019	51.2	4.8	89.4	223,490	6,341	90.4	210,820	△ 1.0	12,670
介護職員※	4,701	51.3	4.8	88.3	219,940	4,944	89.2	206,940	△ 0.9	13,000
看護職員	933	50.4	4.6	95.7	249,460	966	96.2	243,330	△ 0.5	6,130
生活相談員・支援相談員	91	46.5	3.9	116.5	191,890	113	122.2	177,850	△ 5.7	14,040
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	153	44.6	4.6	73.1	361,160	158	72.7	350,730	0.4	10,430
介護支援専門員	141	51.8	6.1	126.3	292,330	160	128.4	267,900	△ 2.1	24,430

注) 介護従事者の平均給与額は以下により算出

時給の者: 基本給(時給) × 実労働時間 + 手当 + 一時金 (4~9月支給金額の1/6)

注) 非常勤の者は常勤換算により算出

※訪問介護員を含む

平成 22 年介護事業経営概況調査結果の概要 (案)

1. 調査の概要

- (1) 目的 : 各々の介護保険施設・事業所の経営状況を把握することにより次期介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 期 日 : 平成 22 年 7 月 1 日
- (3) 調査事項 : 平成 21 年 (度) における収入・支出の状況
- (4) 調査客体数 : 約 10,000 施設事業所 (抽出率 : 約 7%)
- (5) 留意事項 : 本概況調査はサンプル数を限定した調査であるため、有効回答数の少ないサービスについては、集計結果に個々のデータが大きく影響している可能性があることに留意が必要。

※最終的には平成 23 年 4 月に実施を予定している介護事業経営実態調査 (調査対象 : 約 33,000 施設・事業所 (抽出率 : 約 20%)、秋に公表予定) を分析した上で結果を導くことが適当。

2. 集計対象数

	客体数 (A)	有効 回答数 (B)	有効回答率 (B) / (A)
介護老人福祉施設	1,577	986	62.5%
介護老人保健施設	963	487	50.6%
介護療養型医療施設 (病院)	227	72	31.7%
認知症対応型共同生活介護	1,048	433	41.3%
訪問介護	1,366	444	32.5%
訪問入浴介護	263	120	45.6%
訪問看護	161	50	31.1%
通所介護	1,306	637	48.8%
認知症対応型通所介護	229	69	30.1%
通所リハビリテーション	251	74	29.5%
短期入所生活介護	226	80	35.4%
居宅介護支援	1,612	194	12.0%
福祉用具貸与	150	38	25.3%
小規模多機能型居宅介護	264	152	57.6%
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	198	19	9.6%

3. 調査の主な結果の概要

- ・ 介護老人福祉施設では、利用者1人あたり（1日あたり）の収入は約12,500円、利用者1人あたり（1日あたり）の支出は約11,100円となっており、収支差率は10.7%となっている。
- ・ 介護老人保健施設では、利用者1人あたり（1日あたり）の収入は約13,800円、利用者1人あたり（1日あたり）の支出は約13,000円となっており、収支差率は5.7%となっている。
- ・ 認知症対応型共同生活介護では、利用者1人あたり（1日あたり）の収入は約12,000円、利用者1人あたり（1日あたり）の支出は約10,400円となっており、収支差率は13.0%となっている。
- ・ 訪問介護では、訪問1回あたりの収入は約4,100円、訪問1回あたりの支出は約4,000円となっており、収支差率は2.4%となっている。
- ・ 通所介護では、利用者1人1回あたりの収入は約9,800円、利用者1人1回あたりの支出は約9,000円となっており、収支差率は8.4%となっている。
- ・ 居宅介護支援では、実利用者1人あたりの収入は約14,600円、実利用者1人あたりの支出は約15,300円となっており、収支差率は△5.3%となっている。
- ・ 小規模多機能型居宅介護では、定員1人あたり（1ヶ月あたり）の収入は約169,100円、定員1人あたり（1ヶ月あたり）の支出は約161,600円となっており、収支差率は4.4%となっている。

平成22年介護事業経営概況調査結果について

各サービスの状況について

	集計施設数	利用者1人あたりの収入 (1日あたり)	利用者1人あたりの支出 (1日あたり)	収入に対する 給与費の割合	収支差率
介護老人福祉施設	986	12,462円	11,123円	56.4%	10.7%
介護老人保健施設	487	13,750円	12,972円	54.3%	5.7%
※ 介護療養型医療施設(病院)	72	18,151円	16,081円	56.4%	11.4%
認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む)	433	12,007円	10,447円	52.9%	13.0%
訪問介護 (介護予防を含む)	444	4,119円 ※1	4,021円 ※1	70.5%	2.4%
訪問入浴介護 (介護予防を含む)	120	13,589円 ※1	12,729円 ※1	73.9%	6.3%
※ 訪問看護(ステーション) (介護予防を含む) ※5	50	8,957円 ※1	8,418円 ※1	77.6%	6.0%
通所介護 (介護予防を含む)	637	9,805円 ※2	8,981円 ※2	55.2%	8.4%
※ 認知症対応型通所介護 (介護予防を含む) ※6	69	12,696円 ※2	12,683円 ※2	69.6%	0.1%
※ 通所リハビリテーション (介護予防を含む)	74	9,549円 ※2	9,290円 ※2	58.8%	2.7%
※ 短期入所生活介護 (介護予防を含む)	80	11,676円	11,753円	59.7%	△0.7%
居宅介護支援 ※7	194	14,567円 ※3	15,337円 ※3	80.6%	△5.3%
※ 福祉用具貸与 (介護予防を含む)	38	16,052円	13,379円	33.9%	16.6%
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	152	169,097円 ※4	161,605円 ※4	59.8%	4.4%
※ 特定施設入居者生活介護 (介護予防を含む) ※8	19	12,532円	12,232円	42.9%	2.4%

※1：訪問1回あたり ※2：利用者1人1回あたり ※3：実利用者1人あたり ※4：定員1人あたり（1ヶ月あたり）

※5：訪問看護（ステーション）については、医療機関と併設している事業所が相当数あること、健康保険の訪問看護も実施していることに留意。

※6：通所リハビリテーションについては、介護老人保健施設や医療機関が実施することに留意。

※7：居宅介護支援事業者については、他のサービス事業所と併設している事業所が相当数あることに留意。

※8：収入に占める「保険外の利用料」の割合が40%を超えている。

注：サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設数が少数であり、集計結果に個々のデータが大きく影響している可能性があるため参考数値。

(参考) 過去の調査結果

	平成19年概況調査		平20年実態調査	
	収入に対する給与費の割合	収支差率	収入に対する給与費の割合	収支差率
介護老人福祉施設	60.7%	4.4%	60.8%	3.4%
介護老人保健施設	53.1%	4.3%	53.6%	7.3%
介護療養型医療施設(病院)	60.1%	5.0%	59.2%	3.2%
認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む)	59.4%	7.7%	57.8%	9.7%
訪問介護 (介護予防を含む)	82.8%	3.3%	81.5%	0.7%
訪問入浴介護 (介護予防を含む)	81.0%	△3.5%	78.1%	1.5%
訪問看護(ステーション) (介護予防を含む)	86.2%	△3.4%	79.4%	2.7%
通所介護 (介護予防を含む)	64.1%	5.7%	60.7%	7.3%
認知症対応型通所介護 (介護予防を含む)	70.3%	△3.3%	69.0%	2.7%
通所リハビリテーション (介護予防を含む)	62.0%	1.6%	63.1%	12,696円
短期入所生活介護 (介護予防を含む)	65.9%	△1.8%	59.2%	7.0%
居宅介護支援	100.4%	△15.8%	99.4%	△17.0%
福祉用具貸与 (介護予防を含む)	38.7%	3.1%	49.6%	1.8%
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	72.3%	△18.5%	72.7%	△8.0%
特定施設入居者生活介護 (介護予防を含む)	46.8%	△0.3%	48.7%	4.4%

平成22年介護事業経営概況調査結果の概況(案)

調査の概要

○ 調査概要

目 的： 各々の介護保険施設・事業所の経営状況を把握することにより次期介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

期 日： 平成22年7月1日

調査客体数： 約10,000施設・事業所（抽出率：約7%）

調査事項： 収入の状況、支出の状況、資産・負債の状況、職員人件費の状況 等

抽出方法： 調査対象サービスごとに、1/4～1/60で設定

留意事項： 平成22年の介護事業経営概況調査は決算額による調査に変更等の調査手法の見直しを行っているため、従前の調査とは手法が異なっていることに留意。
(従来は各年9月中の収支の状況を把握等)

○ 回収状況

サービス種類	客体数 (A)	有効回答数 (B)	有効回答率 (B) / (A)
介護老人福祉施設	1,577	986	62.5%
介護老人保健施設	963	487	50.6%
※ 介護療養型医療施設（病院）	227	72	31.7%
認知症対応型共同生活介護	1,048	433	41.3%
訪問介護	1,366	444	32.5%
訪問入浴介護	263	120	45.6%
※ 訪問看護	161	50	31.1%
通所介護	1,306	637	48.8%
※ 認知症対応型通所介護	229	69	30.1%
※ 通所リハビリテーション	251	74	29.5%
※ 短期入所生活介護	226	80	35.4%
居宅介護支援	1,612	194	12.0%
※ 福祉用具貸与	150	38	25.3%
小規模多機能型居宅介護	264	152	57.6%
※ 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	198	19	9.6%

注：サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設数が少数であり、集計結果に個々のデータが大きく影響している可能性があるため参考数値。

1 介護老人福祉施設

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査
1	I 介護事業収益	千円	千円	千円	千円
2	(1)介護料収入	23,564	24,617	25,069	20,741
3	(2)保険外の利用料	174	4,890		3,983
4	(3)補助金収入	272	637	265	239
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	1,151	1,351	1,194	871
6	(5)介護報酬査定減	-0	-2	-34	-2
7	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	182	-
8	II 介護事業費用	14,040	18,395	14,427	15,237
9	(1)給与費	58.0%	60.7%	56.4%	60.8%
10	(2)減価償却費	1,860	2,941	2,311	2,386
11	(3)その他	6,527	8,667	6,888	7,366
12	うち委託費	1,141	2,088	-	1,558
13	III 介護事業外収益	215	184	114	98
14	(1)借入金補助金収入				
15	IV 介護事業外費用	258	296	263	81
16	(1)借入金利息				
17	V 特別損失	209	38	150	1
18	(1)本部費繰入				
19	収入 ①=Ⅰ-I(4)+Ⅲ	24,224	30,326	25,596	25,059
20	支出 ②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅴ-I(4)	21,743	28,987	22,845	24,199
21	差引 ③=①-②	2,481	1,339	2,751	859
22	比率	10.2%	4.4%	10.7%	3.4%
23	施設数	193	126	986	174

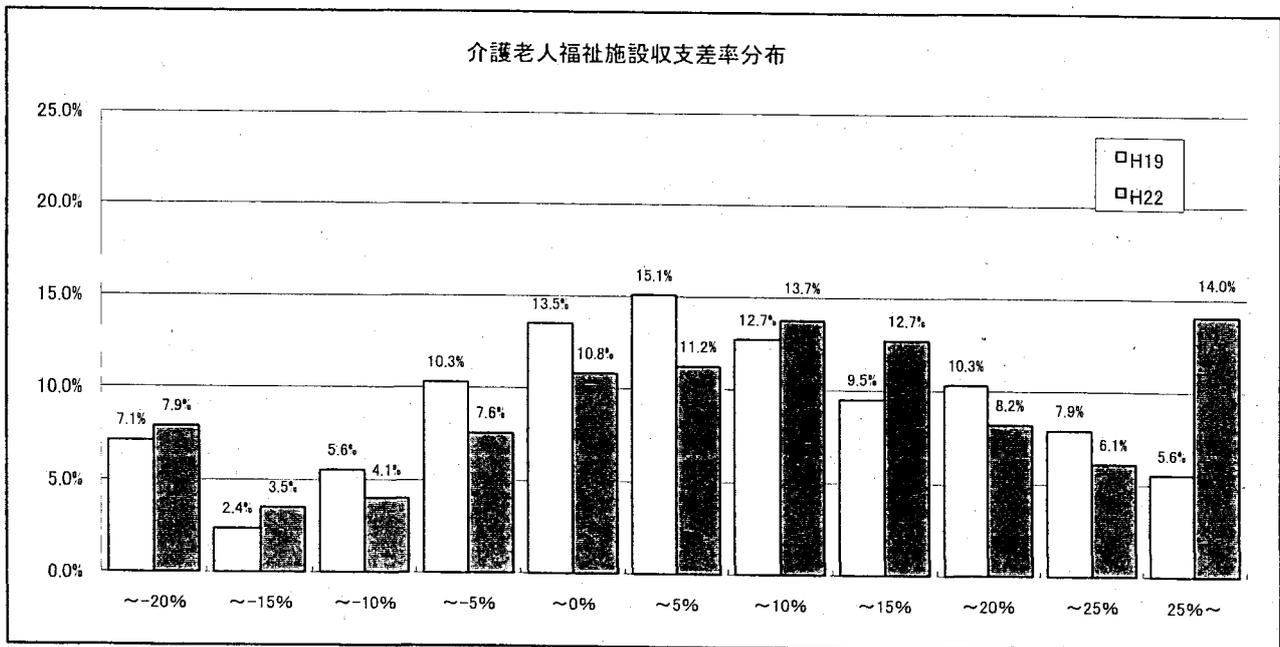
※ 比率は収入に対する割合

24	平均定員	73.6人	89.9人	70.4人	76.3人
25	延べ利用者数	2,163.9人	2,628.8人	2,053.9人 *	2,284.9人
26	常勤換算職員数(常勤率)	42.1人 87.2%	55.9人 80.6%	46.5人 82.8%	45.3人 85.6%
27	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	30.9人 89.1%	43.3人 81.1%	35.3人 84.3%	32.7人 86.5%
28	常勤換算1人当たり給与				
29	看護師	407,179円	433,787円	419,435円	453,236円
30	常勤 准看護師	350,807円	377,339円	359,004円	362,652円
31	勤 介護福祉士	333,428円	335,082円	321,873円	340,464円
32	介護職員	288,448円	297,296円	300,783円	290,289円
33	非常勤 看護師	281,894円	342,079円	269,147円	344,956円
34	准看護師	250,495円	331,786円	251,105円	301,046円
35	勤 介護福祉士	195,911円	218,222円	201,968円	276,598円
36	介護職員	213,794円	243,476円	193,042円	219,350円

※ 平成22年の延べ利用者数は「実利用者数×30」で算出している

37	利用者1人当たり収入	11,195円	11,536円	12,462円	10,967円
38	利用者1人当たり支出	10,048円	11,027円	11,123円	10,591円
39	常勤換算職員1人当たり給与	326,844円	332,954円	310,470円	332,948円
40	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	307,971円	312,904円	294,027円	315,891円
41	常勤換算職員1人当たり利用者数	1.7人	1.6人	1.5人	1.7人
42	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	2.3人	2.0人	2.0人	2.3人

介護老人福祉施設収支差率分布



2 介護老人保健施設

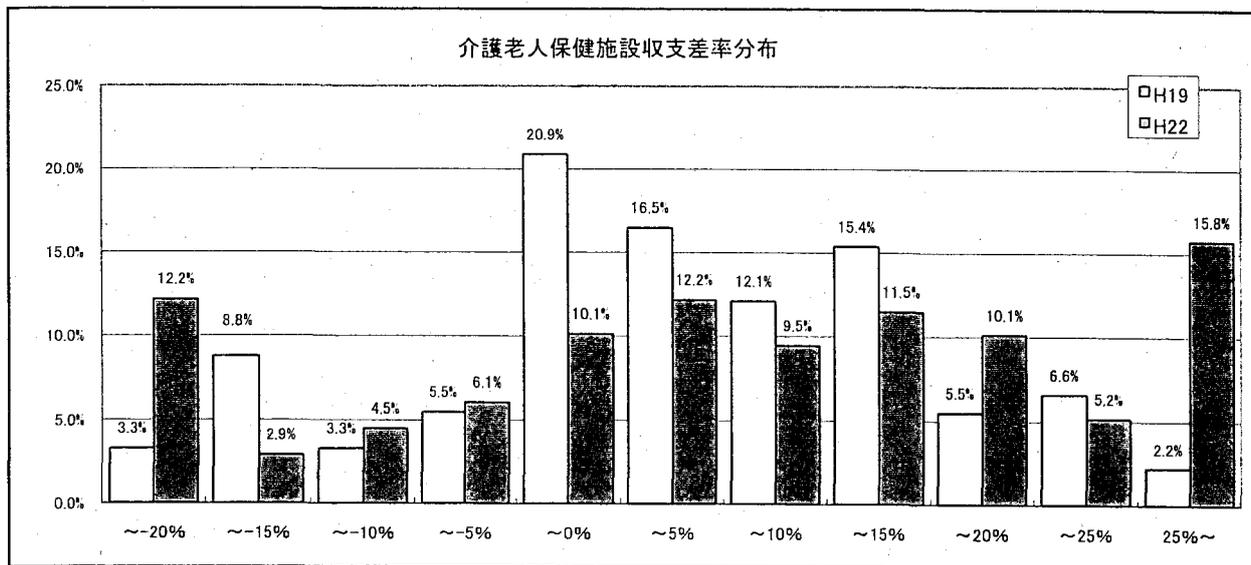
		平成16年調査		平成19年調査		平成22年調査		(参考)平成20年実態調査	
		千円		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	33,093	31,348	34,202	27,297			
2		(2)保険外の利用料	1,340	7,562		6,011			
3		(3)補助金収入	-	-	-	-			
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-	-	-	-			
5		(5)介護報酬査定減	-20	-1	-61	-22			
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	153	-			
7	II 介護事業費用	(1)給与費	17,338	20,652	18,612	17,853	50.4%	53.1%	53.6%
8		(2)減価償却費	2,309	2,761	2,251	2,339	6.7%	7.1%	7.0%
9		(3)その他	10,068	12,865	10,595	9,805	29.3%	33.1%	29.5%
10		うち委託費	3,343	4,616	-	3,293	9.7%	11.9%	9.9%
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	-	3	-			
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	1,042	967	898	859			
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	-	-	-	-			
14	収入 ①=I-I(4)+III		34,414	38,909	34,298	33,286			
15	支出 ②=II+IV+V-I(4)		30,757	37,244	32,356	30,857			
16	差引 ③=①-②		3,657	1,664	1,942	2,429	10.6%	4.3%	7.3%
17	施設数		142	91	487	208			

※ 比率は収入に対する割合

18	平均定員	95.2人	107.9人	91.1人	92.4人
19	延べ利用者数	2,728.0人	3,056.4人	2,494.3人 *	2,717.1人
20	常勤換算職員数(常勤率)	52.5人 93.2%	60.1人 89.6%	56.8人 87.9%	51.2人 92.9%
21	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	39.1人 94.5%	46.4人 90.3%	42.6人 88.9%	38.1人 93.8%
	常勤換算1人当たり給与				
22	看護師	430,870円	471,901円	409,683円	457,884円
23	常勤 准看護師	339,034円	372,629円	343,618円	358,386円
24	介護福祉士	290,315円	308,998円	290,022円	299,732円
25	介護職員	241,641円	270,577円	289,891円	253,725円
27	非常勤 看護師	277,807円	329,528円	226,619円	348,437円
28	非常勤 准看護師	282,426円	293,218円	234,577円	296,729円
29	非常勤 介護福祉士	208,171円	208,584円	183,659円	230,345円
30	非常勤 介護職員	192,983円	195,674円	179,413円	207,324円

※ 平成22年の延べ利用者数は「実利用者数×30」で算出している

31	利用者1人当たり収入	12,615円	12,730円	13,750円	12,251円
32	利用者1人当たり支出	11,275円	12,186円	12,972円	11,357円
33	常勤換算職員1人当たり給与	317,624円	345,829円	327,392円	339,646円
34	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	292,029円	315,562円	299,305円	307,932円
35	常勤換算職員1人当たり利用者数	1.8人	1.7人	1.6人	1.8人
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	2.3人	2.2人	2.1人	2.4人



3 介護療養型医療施設(病院)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査	
		千円	千円	千円	千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	40,446	32,835	39,480	31,848
2		(2)保険外の利用料	1,664	5,757	-	4,327
3		(3)補助金収入	-	-	-	-
4		(4)国庫補助金等特別私立金取崩額	-	-	-	-
5		(5)介護報酬査定減	-27	-28	-367	-17
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	74	-
7	II 介護事業費用	(1)給与費	24,576 58.4%	23,189 60.1%	22,089 56.4%	21,392 59.2%
8		(2)減価償却費	2,026 4.8%	1,462 3.8%	1,493 3.8%	1,439 4.0%
9		(3)その他	13,595 32.3%	11,449 29.7%	10,248 26.2%	11,560 32.0%
10		うち委託費	3,465 8.5%	2,823 7.3%	-	2,975 8.2%
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	-	-	-
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	624	517	866	605
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	-	-	22	-
14	収入 ①=I-I(4)+III		42,083	38,564	39,188	36,158
15	支出 ②=II+IV+V-I(4)		40,820	36,617	34,718	34,996
16	差引 ③=①-②		1,263 3.0%	1,947 5.0%	4,469 11.4%	1,163 3.2%
17	施設数		119	38	72	92

※ 比率は収入に対する割合

18	平均定員	86.6人	77.4人	73.9人	76.3人
19	延べ利用者数	2,515.9人	2,103.8人	2,159.0人 *	2,195.2人
20	常勤換算職員数(常勤率)	60.1人 93.5%	58.1人 91.9%	54.1人 89.7%	63.9人 90.2%
21	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	43.4人 95.8%	39.8人 93.6%	37.3人 91.7%	38.9人 91.3%
22	常勤換算1人当たり給与				
23	看護師	407,668円	384,582円	447,349円	422,738円
24	常勤 准看護師	354,257円	362,089円	363,536円	349,118円
25	勤 介護福祉士	270,183円	258,325円	322,527円	276,844円
26	介護職員	246,165円	239,414円	285,478円	253,720円
27	非常勤 看護師	320,793円	291,731円	291,504円	343,685円
28	准看護師	256,023円	318,890円	247,434円	289,757円
29	勤 介護福祉士	225,923円	188,524円	162,471円	207,867円
30	介護職員	177,898円	176,274円	191,263円	217,438円

※ 平成22年の延べ利用者数は「実利用者数×30」で算出している

31	利用者1人当たり収入	16,727円	18,330円	18,151円	16,471円
32	利用者1人当たり支出	16,225円	17,405円	16,081円	15,942円
33	常勤換算職員1人当たり給与	379,335円	383,556円	408,375円	421,503円
34	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	301,755円	295,558円	329,098円	309,888円
35	常勤換算職員1人当たり利用者数	1.4人	1.2人	1.4人	1.1人
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	1.9人	1.8人	2.0人	1.9人

4 認知症対応型共同生活介護(予防を含む)

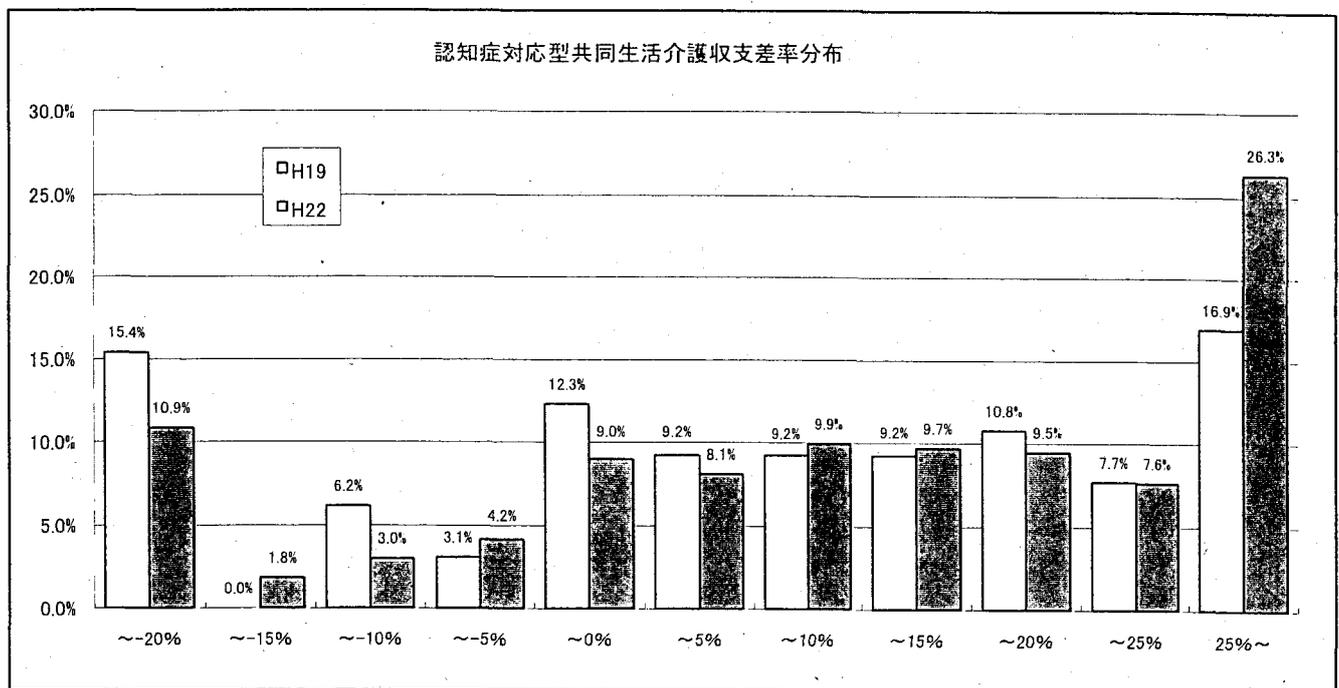
		平成16年調査		平成19年調査		平成22年調査		(参考)平成20年実態調査	
		千円		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	3,705	3,792	4,293	4,139			
2		(2)保険外の利用料	1,064	1,136	1,274	1,332			
3		(3)補助金収入	34	1	23	4			
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	4	3	35	12			
5		(5)介護報酬査定減	0	-4	-29	-0			
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	47	-			
7	II 介護事業費用	(1)給与費	2,755	2,927	2,970	3,171			
8		(2)減価償却費	263	258	282	266			
9		(3)その他	1,289	1,253	1,528	1,429			
10		うち委託費	99	109	-	81			
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	3	0	8	10			
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	86	56	63	72			
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	0	53	78	25			
14	収入 ①=I-I(4)+III		4,806	4,926	5,617	5,485			
15	支出 ②=II+IV+V-I(4)		4,389	4,545	4,887	4,951			
16	差引 ③=①-②		417	381	730	534			
17	施設数		150	65	433	373			

※ 比率は収入に対する割合

18	平均定員	14.5人	15.2人	14.7人	15.5人
19	延べ利用者数	416.1人	411.1人	467.8人*	434.4人
20	常勤換算職員数(常勤率)	11.6人 82.0%	11.8人 74.6%	12.6人 77.9%	12.2人 80.4%
21	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	10.1人 81.8%	10.5人 72.7%	11.1人 76.5%	10.7人 79.4%
22	常勤換算1人当たり給与				
23	看護師	242,469円	300,710円	311,638円	332,088円
24	常准看護師	206,516円	310,167円	228,046円	264,615円
25	勤 介護福祉士	254,184円	284,471円	252,078円	280,949円
26	介護職員	208,822円	229,301円	234,412円	219,970円
27	非常勤 看護師	194,451円	238,174円	208,659円	267,355円
28	非常勤 常准看護師	130,868円	147,162円	181,890円	198,866円
29	非常勤 勤 介護福祉士	127,737円	219,492円	149,961円	209,330円
30	非常勤 介護職員	175,535円	196,973円	174,055円	201,567円

※ 平成22年の延べ利用者数は「実利用者数×30」で算出している

31	利用者1人当たり収入	11,550円	11,983円	12,007円	12,626円
32	利用者1人当たり支出	10,549円	11,055円	10,447円	11,398円
33	常勤換算職員1人当たり給与	216,610円	243,550円	234,831円	245,657円
34	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	209,852円	233,904円	221,274円	232,370円
35	常勤換算職員1人当たり利用者数	1.2人	1.2人	1.2人	1.2人
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	1.4人	1.3人	1.3人	1.3人



5 訪問介護(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査	
1	I 介護事業収益	千円	千円	千円	千円	
2	(1)介護料収入	3,503	3,387	2,652	2,524	
3	(2)保険外の利用料	3	1	51	2	
4	(3)補助金収入	106	0	17	3	
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	4	3	1	2	
6	(5)介護報酬査定減	-10	-0	-59	-1	
7	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	30	-	
8	II 介護事業費用	3,032	2,803	1,899	2,060	
9	(1)給与費	84.1%	82.8%	70.5%	81.5%	
10	(2)減価償却費	39	52	24	38	
11	(3)その他	454	392	646	401	
12	うち委託費	26	36	-	19	
13	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	1	0	4	1
14	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	6	3	21	10
15	V 特別損失	(1)本部費繰入	20	29	40	4
16	収入 ①=Ⅰ-Ⅳ+Ⅲ	3,603	3,387	2,693	2,528	
17	支出 ②=Ⅱ+Ⅴ+Ⅵ-Ⅰ(4)	3,548	3,276	2,630	2,511	
18	差引 ③=①-②	55	111	64	17	
19	施設数	440	224	444	1,730	

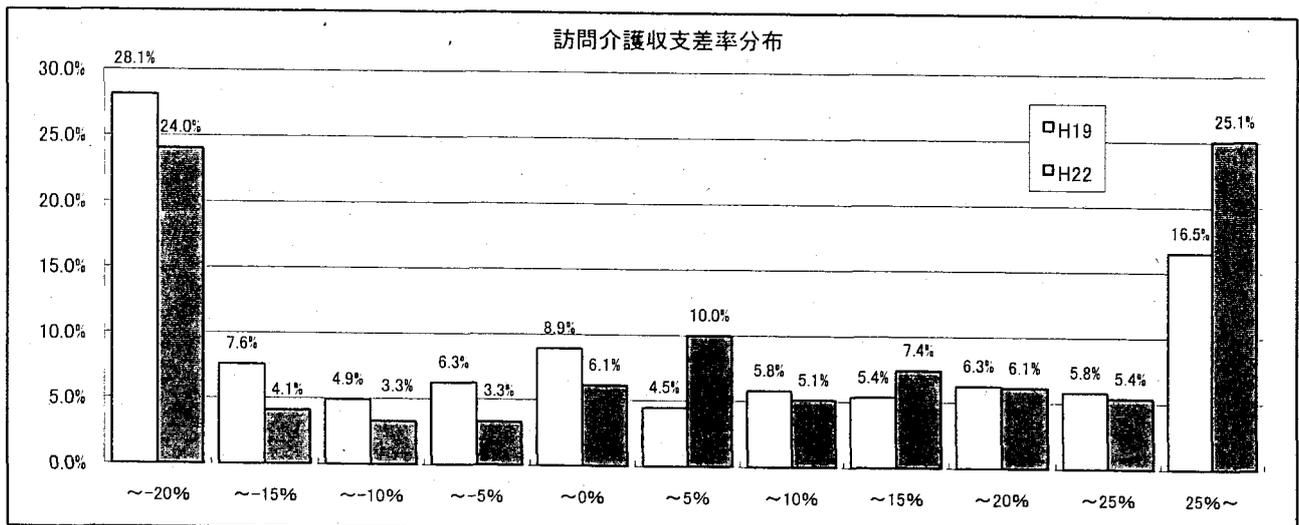
※ 比率は収入に対する割合

18	延べ訪問回数	928.4回	955.2回	654.0回	725.5回
19	常勤換算職員数(常勤率)	12.4人 42.2%	13.4人 42.1%	8.9人 45.8%	8.6人 42.8%
20	介護職員常勤換算数(常勤率)	11.3人 38.1%	12.3人 39.2%	7.9人 41.1%	7.7人 40.8%
24	常勤 介護福祉士	257,581円	245,329円	249,775円	264,107円
25	常勤 介護職員	217,660円	214,019円	224,527円	223,124円
29	非常勤 介護福祉士	212,460円	219,688円	200,948円	230,476円
30	非常勤 介護職員	227,704円	211,317円	189,904円	212,046円

31	訪問1回当たり収入	3,881円	3,546円	4,119円	3,485円
32	訪問1回当たり支出	3,822円	3,430円	4,021円	3,462円
33	常勤換算職員1人当たり給与	232,748円	223,259円	213,483円	231,665円
34	介護職員(常勤換算)1人当たり給与	229,282円	221,060円	204,121円	225,099円
35	訪問介護員常勤換算1人当たり訪問回数	81.7回	77.9回	82.5回*	93.7回

*: 訪問介護員以外の介護職員を含む

36	延べ訪問回数				
37	身体介護	284.9回 30.7%	243.6回 30.8%	223.0回 40.6%	249.8回 39.9%
38	身体・生活	236.0回 25.4%	255.1回 32.3%	140.6回 25.6%	176.3回 28.2%
39	生活援助	397.8回 42.8%	267.2回 33.8%	167.1回 30.4%	176.0回 28.2%
40	通院	9.8回	24.9回	18.8回	23.2回
41	計	928.4回	790.8回	549.5回	625.3回
42	延べ訪問時間				
43	身体介護	255時間 20.3%	225時間 22.3%	194時間 31.7%	201時間 28.9%
44	身体・生活	427時間 34.0%	435時間 43.2%	213時間 34.9%	275時間 39.5%
45	生活援助	573時間 45.7%	348時間 34.5%	204時間 33.4%	219時間 31.6%
46	計	1,254時間	1,007時間	611時間	695時間
47	予防サービス				
48	延べ訪問回数(対介護サービス比)	-	164.5回 17.2%	-	101.0回 13.9%
49	延べ訪問時間	-	229時間	169時間	170時間



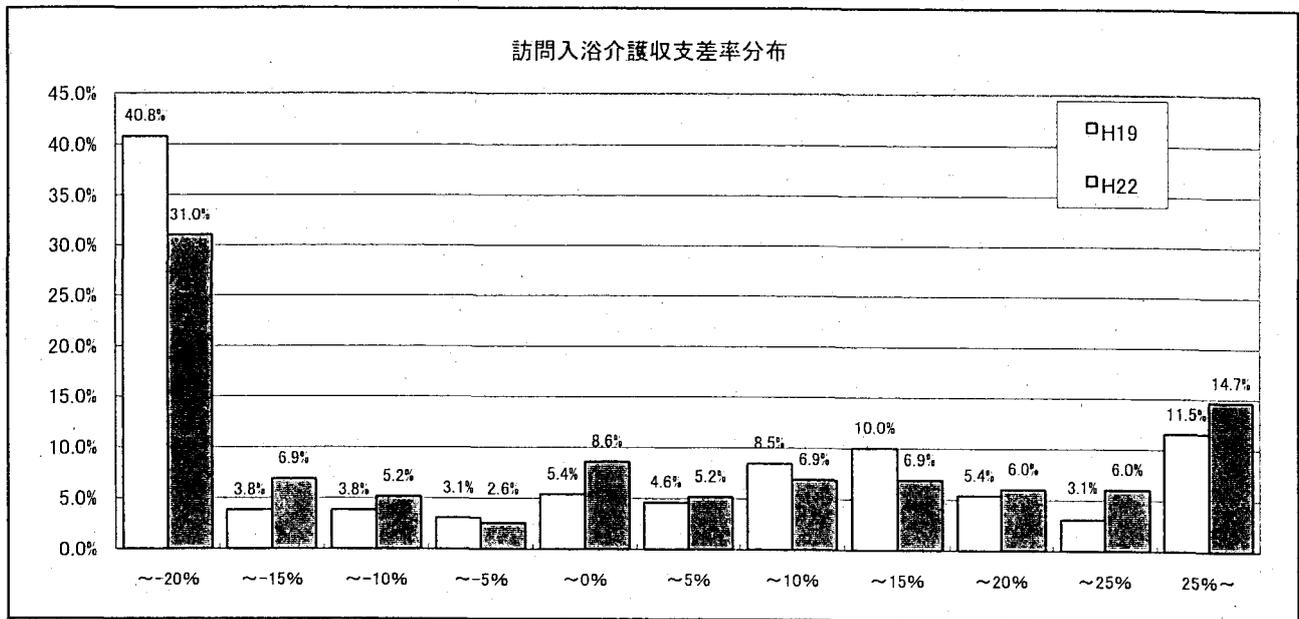
6 訪問入浴介護(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査	
1	I 介護事業収益	千円 1,645	千円 1,839	千円 2,097	千円 1,707	
2	(1)介護料収入					
3	(2)保険外の利用料	0	0	10	0	
4	(3)補助金収入	32	0	5	0	
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	3	0	8	6	
6	(5)介護報酬査定減	-0	-0	-0	-0	
7	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	11	-	
8	II 介護事業費用	1,361 81.2%	1,489 81.0%	1,573 73.9%	1,333 78.1%	
9	(1)給与費	42 2.5%	42 2.3%	19 0.9%	35 2.1%	
10	(2)減価償却費	233 13.9%	361 19.7%	378 17.8%	304 17.8%	
11	(3)その他 うち委託費	13 0.8%	57 3.1%	-	25 1.5%	
12	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	0	-	4	0
13	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	7	9	3	14
14	V 特別損失	(1)本部費繰入	10	1	28	2
15	収入 ①=I-I(4)+III	1,677	1,839	2,128	1,707	
16	支出 ②=II+IV+V-I(4)	1,651	1,902	1,993	1,682	
17	差引 ③=①-②	26 1.6%	-64 -3.5%	135 6.3%	25 1.5%	
18	施設数	93	130	120	720	

※ 比率は収入に対する割合

18	平均定員	131.2回	142.9回	156.6回	138.0回
19	延べ利用者数	5.1人 69.6%	5.2人 64.9%	6.1人 63.7%	5.0人 66.1%
20	常勤換算職員数(常勤率)	4.7人 67.3%	4.7人 61.6%	5.4人 59.6%	4.5人 63.3%
21	常勤換算1人当たり給与				
22	看護師	280,212円	261,711円	331,132円	314,369円
23	常 准看護師	269,858円	244,943円	288,113円	292,943円
24	勤 介護福祉士	271,569円	269,150円	286,228円	282,100円
25	介護職員	243,706円	242,915円	251,269円	245,730円
26	非常勤				
27	看護師	297,248円	279,472円	280,185円	253,602円
28	准看護師	246,480円	234,517円	237,753円	248,538円
29	介護福祉士	208,650円	194,721円	184,079円	219,766円
30	介護職員	200,505円	203,787円	215,119円	212,891円

31	訪問1回当たり収入	12,786円	12,864円	13,589円	12,376円
32	訪問1回当たり支出	12,587円	13,308円	12,729円	12,191円
33	常勤換算職員1人当たり給与	253,961円	243,425円	258,924円	262,793円
34	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	248,479円	242,421円	252,365円	255,137円
35	常勤換算職員1人当たり延べ訪問回数	25.5回	27.4回	25.8回	27.8回
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	28.0回	30.6回	29.2回	30.9回



7 訪問看護(ステーション)(予防を含む)

		平成16年調査		平成19年調査		平成22年調査		(参考)平成20年実態調査		
		千円		千円		千円		千円		
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	2,193	1,788	2,787	1,993				
2		(2)保険外の利用料	1	1	23	4				
5		(3)介護報酬査定減	-3	-2	-44	-6				
7	II 介護事業費用	(1)給与費	1,641	74.9%	1,541	86.2%	2,145	77.6%	1,582	79.4%
8		(2)減価償却費	38	1.7%	9	0.5%	32	1.2%	22	1.1%
9		(3)その他	275	12.5%	295	16.5%	384	13.9%	332	16.7%
10		うち委託費	19	0.9%	20	1.1%	-		14	0.7%
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	-	0	-				
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	10	3	28	3				
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	-	-	9	-				
14	収入 ①=I+III		2,191	1,787	2,766	1,992				
15	支出 ②=II+IV+V		1,964	1,847	2,599	1,938				
16	差引 ③=①-②		227	10.4%	-61	-3.4%	166	6.0%	53	2.7%
17	施設数		210	48	50	288				

※ 比率は収入に対する割合

18	延べ訪問回数		253.4回	223.1回	308.8回	242.7回				
19	延べ訪問時間		234.7時間	194.3時間	-	216.9時間				
20	常勤換算職員数(常勤率)		5.3人	72.8%	4.9人	73.1%	6.5人	62.4%	3.9人	72.6%
	看護職員常勤換算数(常勤率)		3.8人	68.4%	3.5人	68.3%	4.5人	63.0%	2.7人	67.4%
	常勤換算1人当たり給与									
22	常勤	看護師	418,103円	449,504円	370,802円	412,271円				
23		准看護師	329,269円	393,581円	201,072円	312,475円				
24		理学療法士	332,520円	525,148円	298,542円 *	408,977円				
25		作業療法士	400,141円	383,890円		385,108円				
27	非常勤	看護師	356,260円	382,895円	224,205円	305,112円				
28		准看護師	253,048円	296,230円	253,056円	279,034円				
29		理学療法士	544,503円	542,106円	384,409円 *	428,135円				
30		作業療法士	320,250円	218,859円		447,843円				

*: 言語聴覚士を含む

31	訪問1回当たり収入	8,646円	8,008円	8,957円	8,208円
32	訪問1回当たり支出	7,748円	8,280円	8,418円	7,987円
33	常勤換算職員1人当たり給与	385,739円	418,702円	332,622円	379,712円
34	看護職員(常勤換算)1人当たり給与	386,414円	420,891円	315,990円	369,669円
35	常勤換算職員1人当たり延べ訪問回数	48.2回	45.3回	46.8回	62.9回
36	看護職員(常勤換算)1人当たり延べ訪問回数	65.9回	64.5回	68.5回	90.4回

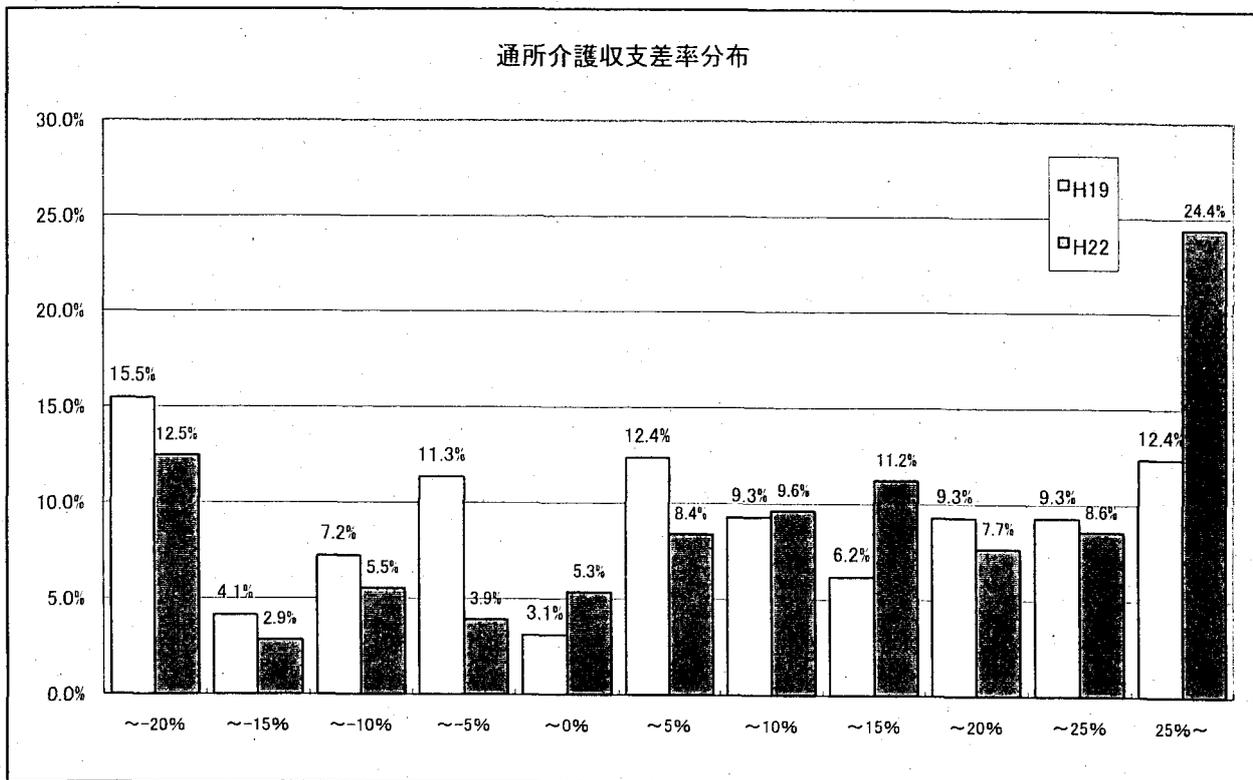
8 通所介護(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査	
1	I 介護事業収益	千円	千円	千円	千円	
2	(1)介護料収入	4,552	4,002	3,986	3,840	
3	(2)保険外の利用料	158	275	193	269	
4	(3)補助金収入	48	14	32	19	
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	12	55	80	46	
6	(5)介護報酬査定減	-2	-0	-34	-0	
	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	24	-	
7	II 介護事業費用	2,966 62.2%	2,750 64.1%	2,339 55.2%	2,509 60.7%	
8	(2)減価償却費	228 4.8%	230 5.4%	245 5.8%	229 5.5%	
9	(3)その他	1,118 23.5%	1,083 25.2%	1,252 29.5%	1,099 26.6%	
10	うち委託費	203 4.3%	213 5.0%	-	136 3.3%	
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	10	0	36	8
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	27	25	86	35
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	20	16	39	8
14	収入 ①=I-(4)+III	4,766	4,291	4,237	4,135	
15	支出 ②=II+IV+V-I(4)	4,347	4,049	3,881	3,833	
16	差引 ③=①-②	419 8.8%	243 5.7%	356 8.4%	302 7.3%	
17	施設数	451	97	637	828	

※ 比率は収入に対する割合

18	延べ利用者数	545.8人	468.3人	432.2人	439.7人
19	常勤換算職員数(常勤率)	11.1人 70.8%	10.6人 65.6%	9.7人 64.7%	9.4人 67.6%
20	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	8.1人 68.6%	7.2人 62.8%	6.8人 60.4%	6.7人 65.4%
	常勤換算1人当たり給与				
22	常勤				
23	看護師	300,299円	332,693円	307,947円	321,745円
24	准看護師	285,385円	303,228円	276,157円	285,565円
25	介護福祉士	286,029円	279,954円	265,219円	287,805円
26	介護職員	237,477円	212,751円	237,536円	233,913円
27	非常勤				
28	看護師	255,624円	306,725円	231,386円	272,269円
29	准看護師	218,924円	247,394円	208,812円	261,624円
30	介護福祉士	201,035円	219,787円	171,773円	219,676円
	介護職員	207,459円	194,528円	168,401円	199,379円

31	利用者1回当たり収入	8,733円	9,163円	9,805円	9,404円
32	利用者1回当たり支出	7,966円	8,645円	8,981円	8,718円
33	常勤換算職員1人当たり給与	250,124円	246,358円	239,733円	261,402円
34	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	245,926円	239,963円	220,511円	246,781円
35	常勤換算職員1人当たり延べ利用者数	49.2人	44.2人	44.3人	46.6人
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	67.7人	65.2人	63.9人	65.9人



9 認知症対応型通所介護(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査
		千円	千円	千円	千円
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	1,916	2,116	2,091
2		(2)保険外の利用料	95	98	103
3		(3)補助金収入	9	44	12
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	7	17	25
5		(5)介護報酬査定減	-0	-1	-0
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-	29	-
7	II 介護事業費用	(1)給与費	1,420 70.3%	1,597 69.6%	1,537 69.0%
8		(2)減価償却費	68 3.4%	116 5.0%	108 4.8%
9		(3)その他	587 29.0%	526 22.9%	515 23.1%
10		うち委託費	112 5.6%	-	59 2.6%
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	0	9	21
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	11	21	27
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	7	50	6
14	収入 ①=I-I(4)+III		2,021	2,296	2,228
15	支出 ②=II+IV+V-I(4)		2,086	2,293	2,168
16	差引 ③=①-②		-66 -3.3%	2 0.1%	60 2.7%
17	施設数		44	69	216

※ 比率は収入に対する割合

18	延べ利用者数		167.4人	180.8人	184.6人
19	常勤換算職員数(常勤率)		6.1人 62.9%	6.3人 63.1%	5.6人 69.9%
20	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)		4.0人 52.2%	4.0人 52.1%	3.8人 64.7%
21	常勤換算1人当たり給与				
22	看談師		246,384円	320,069円	292,076円
23	常勤 准看談師		259,810円	292,974円	288,589円
24	常勤 介護福祉士		209,047円	260,261円	283,672円
25	介護職員		183,410円	234,640円	224,419円
26	非常勤 看談師		205,003円	216,734円	282,719円
27	非常勤 准看談師		225,924円	163,038円	219,627円
28	非常勤 介護福祉士		159,278円	146,379円	225,029円
29	非常勤 介護職員		174,224円	183,891円	200,193円

31	利用者1回当たり収入	12,069円	12,696円	12,065円
32	利用者1回当たり支出	12,463円	12,683円	11,742円
33	常勤換算職員1人当たり給与	214,217円	253,724円	266,636円
34	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	190,968円	219,467円	241,669円
35	常勤換算職員1人当たり延べ利用者数	27.6人	28.7人	32.9人
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり延べ利用者数	41.9人	45.3人	48.4人

10 通所リハビリテーション(予防を含む)

		平成16年調査		平成19年調査		平成22年調査		(参考)平成20年実態調査	
		千円		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	5,398	5,821	6,213	5,636			
2		(2)保険外の利用料	175	462	264	378			
3		(3)補助金収入	-	-	7	-			
5		(4)介護報酬査定減	-26	-1	-12	-3			
6		(5)介護職員処遇改善交付金	-	-	69	-			
7	II 介護事業費用	(1)給与費	2,766	3,898	3,853	3,791			
8		(2)減価償却費	297	389	314	311			
9		(3)その他	1,293	1,763	1,868	1,541			
10		うち委託費	271	592	-	366			
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	-	6	-			
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	143	134	299	95			
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	-	-	36	-			
14	収入 ①=I+III		5,547	6,283	6,548	6,011			
15	支出 ②=II+IV+V		4,500	6,184	6,370	5,738			
16	差引 ③=①-②		1,047	99	178	273			
17	施設数		210	122	74	375			

※ 比率は収入に対する割合

18	延べ利用者数	567.1人		570.8人		685.7人		618.6人	
19	常勤換算職員数(常勤率)	10.2人	84.1%	12.0人	75.9%	12.7人	75.3%	12.8人	79.1%
20	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	7.4人	85.8%	8.4人	75.0%	9.0人	71.8%	8.9人	79.5%
	OT・PT・ST常勤換算数(常勤率)	1.0人	84.5%	1.3人	85.5%	1.8人	86.9%	1.5人	86.8%
	常勤換算1人当たり給与								
22	常勤	看護師	365,665円	430,078円	387,767円	400,166円			
23		准看護師	303,348円	364,026円	349,529円	318,894円			
24		介護福祉士	271,804円	301,933円	292,553円	282,882円			
25		介護職員	226,008円	266,930円	247,858円	237,315円			
27		理学療法士	401,606円	427,512円		398,219円			
28		作業療法士	361,411円	409,554円	388,971円	365,606円			
29		言語聴覚士	272,863円	333,700円		374,725円			
30	非常勤	看護師	240,804円	312,813円	196,889円	285,769円			
31		准看護師	254,381円	318,658円	209,027円	279,724円			
32		介護福祉士	203,319円	207,514円	180,418円	230,500円			
33		介護職員	188,419円	196,672円	144,252円	199,221円			
34		理学療法士	523,546円	594,770円		493,225円			
35		作業療法士	541,588円	299,724円	294,659円	513,684円			
36		言語聴覚士	324,292円	431,841円		373,314円			

37	利用者1回当たり収入	9,782円	11,007円	9,549円	9,718円
38	利用者1回当たり支出	7,935円	10,833円	9,290円	9,276円
39	常勤換算職員1人当たり給与	320,558円	328,392円	302,396円	339,570円
40	看護・介護職員(常勤)	253,225円	277,236円	232,372円	262,924円
41	OT・PT・ST(常勤換算)1人あたり給与	398,280円	422,951円	376,635円	396,085円
42	常勤換算職員1人当たり延べ利用者数	55.6人	47.6人	53.8人	48.2人
43	看護・介護職員(常勤)	76.9人	67.7人	76.5人	69.5人
44	OT・PT・ST(常勤換算)1人あたり延べ利用者数	595.6人	448.8人	379.6人	412.6人

11 短期入所生活介護(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査
1	I 介護事業収益	千円	千円	千円	千円
2	(1)介護料収入	4,467	3,484	3,920	3,430
3	(2)保険外の利用料	281	723	610	657
4	(3)補助金収入	32	36	22	57
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	127	150	161	145
6	(5)介護報酬査定減	-0	-0	-4	-0
7	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	52	-
8	II 介護事業費用	2,770	2,797	2,756	2,461
9	(1)給与費	57.7%	65.9%	59.7%	59.2%
10	(2)減価償却費	419	375	386	343
11	(3)その他	1,119	1,225	1,508	1,169
12	うち委託費	255	300	-	249
13	III 介護事業外収益	21	3	20	11
14	(1)借入金補助金収入	21	3	20	11
15	IV 介護事業外費用	46	70	118	32
16	(1)借入金利息	46	70	118	32
17	V 特別損失	54	5	42	6
18	(1)本部費繰入	54	5	42	6
19	収入 ①= I - I(4) + III	4,800	4,246	4,619	4,156
20	支出 ②= II + IV + V - I(4)	4,409	4,321	4,649	3,866
21	差引 ③= ① - ②	391	-75	-31	290
22	施設数	197	99	80	330

※ 比率は収入に対する割合

23	平均定員	15.9人	23.5人	15.7人	17.5人
24	延べ利用者数	415.1人	401.7人	395.6人	380.9人
25	常勤換算職員数(常勤率)	9.2人 87.3%	9.9人 83.5%	9.0人 80.1%	7.7人 85.7%
26	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	7.3人 88.4%	7.7人 84.8%	7.0人 82.1%	5.9人 87.3%
27	常勤換算1人当たり給与				
28	看護師	364,170円	391,550円	377,092円	412,586円
29	常勤 准看護師	311,964円	313,558円	340,872円	341,523円
30	介護福祉士	316,232円	289,401円	317,327円	328,467円
31	介護職員	262,788円	267,667円	304,994円	272,407円
32	非常勤 看護師	265,667円	311,531円	282,658円	322,769円
33	非常勤 准看護師	286,444円	313,359円	223,942円	244,744円
34	非常勤 介護福祉士	196,321円	247,677円	176,974円	228,189円
35	非常勤 介護職員	208,268円	223,644円	202,160円	201,232円

36	利用者1人・1日当たり収入	11,437円	10,569円	11,676円	10,909円
37	利用者1人・1日当たり支出	10,620円	10,756円	11,753円	10,148円
38	常勤換算職員1人当たり給与	294,176円	294,677円	304,826円	319,288円
39	看護・介護職員(常勤換算)人当たり給与	282,181円	281,126円	293,773円	299,353円

40	常勤換算職員1人当たり延べ利用者数	45.3人	40.4人	43.7人	49.7人
41	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり延べ利用者数	57.2人	52.2人	56.6人	64.6人

12 居宅介護支援(総括表)

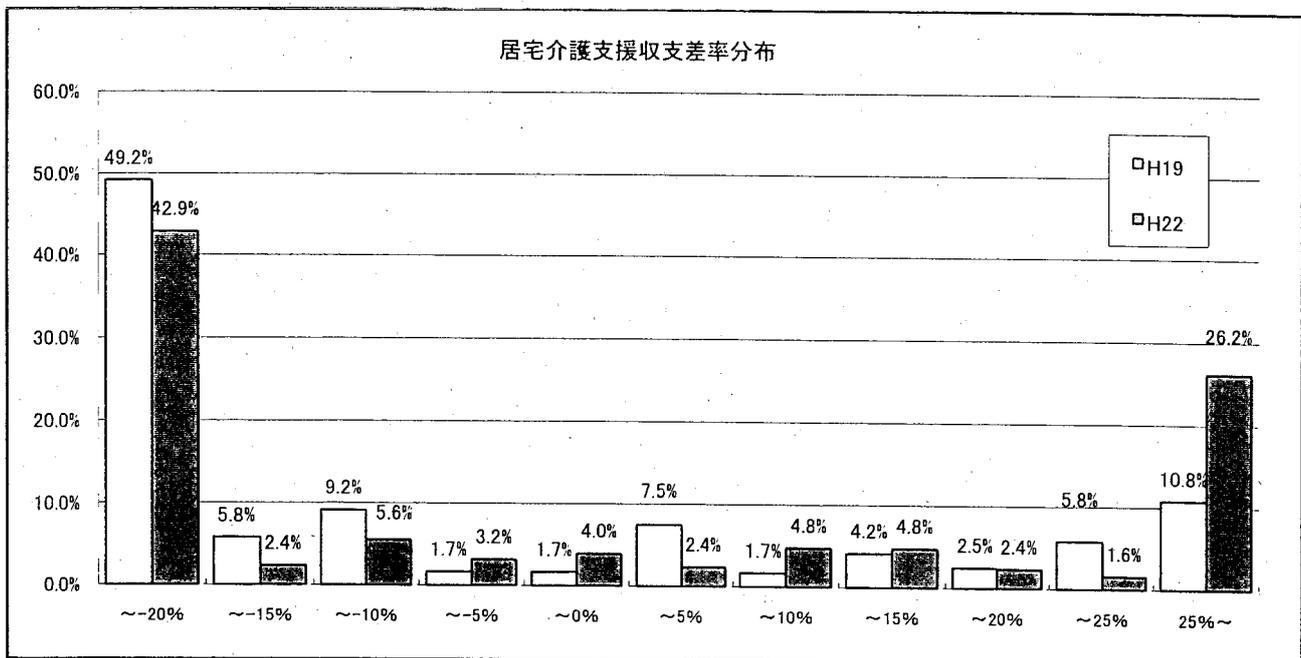
		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査
		千円	千円	千円	千円
1	I 介護事業収益	858	910	910	675
2	(1)介護料収入	858	910	910	675
3	(2)保険外の利用料	-	-	-	-
4	(3)補助金収入	23	7	3	64
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	4	6	11	2
6	(5)介護報酬査定減	0	-0	-8	-0
7	II 介護事業費用	845 95.9%	920 100.4%	730 80.6%	735 99.4%
8	(1)給与費	845 95.9%	920 100.4%	730 80.6%	735 99.4%
9	(2)減価償却費	24 2.7%	23 2.5%	26 2.9%	15 2.1%
10	(3)その他	120 13.6%	116 12.7%	152 16.7%	111 15.0%
	うち委託費	9 0.7%	9 1.0%	-	5 0.7%
11	III 介護事業外収益	0	0	1	0
12	(1)借入金補助金収入	0	0	1	0
13	IV 介護事業外費用	6	3	48	5
14	(1)借入金利息	6	3	48	5
15	V 特別損失	3	6	9	2
16	(1)本部費繰入	3	6	9	2
17	収入 ①= I - I (4) + III	881	916	915	739
18	支出 ②= II + IV + V - I (4)	994	1,061	963	865
19	差引 ③=①-②	-113 -12.9%	-145 -15.8%	-48 -5.3%	-126 -17.0%
20	施設数	425	120	194	1,127

※ 比率は収入に対する割合

21	実利用者数平均	102.3人	79.1人	62.8人	59.9人
22	常勤換算職員数(常勤率)	2.6人 93.6%	3.4人 91.6%	2.6人 93.1%	2.4人 89.8%
23	介護支援専門員常勤換算数(常勤率)	2.5人 93.6%	3.0人 91.7%	2.4人 90.5%	2.2人 95.5%
24	介護支援専門員常勤換算1人当たり給与				
25	常勤	382,509円	348,899円	389,289円	365,007円
26	非常勤	382,018円	336,011円	273,212円	306,070円

27	実利用者1人当たり収入	8,613円	11,580円	14,567円	12,338円
28	実利用者1人当たり支出	9,722円	13,414円	15,337円	14,441円
29	常勤換算職員1人当たり給与	330,021円	307,006円	360,537円	329,244円
30	介護支援専門員(常勤換算)1人当たり給与	382,477円	347,830円	385,490円	362,334円

31	常勤換算職員1人当たり利用者数	39.3人	23.4人	24.4人	25.2人
32	介護支援専門員(常勤換算)1人当たり利用者数	41.3人	26.6人	26.0人	26.9人



13 福祉用具貸与(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査
		千円	千円	千円	千円
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	4,666	3,086	2,789
2		(2)保険外の利用料	368	75	58
3		(3)補助金収入	10	3	1
5		(4)介護報酬査定減	-67	-10	-17
		(5)その他	501	31	53
7	II 介護事業費用	(1)給与費	2,121 38.7%	1,079 33.9%	1,432 49.6%
8		(2)減価償却費	245 4.5%	44 1.4%	130 4.5%
9		(3)その他	2,896 52.9%	1,482 46.5%	1,236 42.8%
10		うち委託費	667 12.2%	-	285 9.9%
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	0	0
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	31	10	33
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	14	39	3
14	収入 ①= I + III		5,478	3,184	2,885
15	支出 ②= II + IV + V		5,308	2,654	2,833
16	差引 ③=①-②		171 3.1%	530 16.6%	51 1.8%
17	施設数		124	38	517

※ 比率は収入に対する割合

18	実利用者数平均		326.7人	198.4人	205.2人
19	常勤換算職員数(常勤率)		6.1人 93.4%	4.2人 93.2%	3.3人 94.3%
20	福祉用具専門員常勤換算数(常勤率)		3.7人 94.7%	2.9人 98.1%	2.4人 92.9%
22	福祉用具専門員常勤換算1人当たり給与				
23	常勤		331,078円	269,462円	312,072円
24	非常勤		245,541円	124,341円	172,996円

25	利用者1人当たり収入	16,766円	16,052円	14,062円
27	利用者1人当たり支出	16,244円	13,379円	13,811円
28	常勤換算職員1人当たり給与	327,940円	258,425円	320,357円
29	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与	326,565円	266,643円	302,245円
30	常勤換算職員1人当たり利用者数	53.2人	47.5人	62.1人
31	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり利用者数	88.3人	68.6人	86.1人

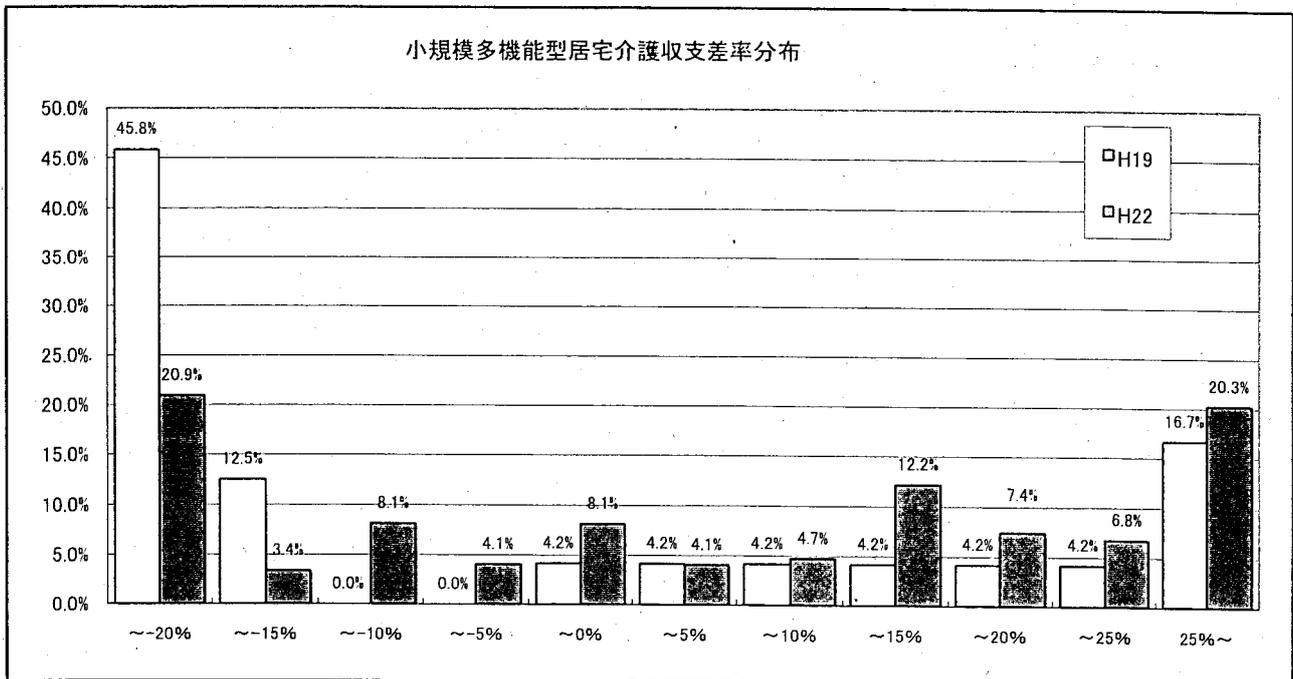
14 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)

		平成16年調査	平成19年調査	平成22年調査	(参考)平成20年実態調査
		千円	千円	千円	千円
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	3,061	3,396	2,828
2		(2)保険外の利用料	412	548	384
3		(3)補助金収入	-	23	3
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-	25	2
5		(5)介護報酬査定減	0	-0	-1
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-	48	-
7	II 介護事業費用	(1)給与費	2,511	2,399	2,338
8		(2)減価償却費	278	284	181
9		(3)その他	1,209	1,063	907
10		うち委託費	191	-	64
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	1	1
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	105	66	36
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	13	51	13
14	収入 ①=I-I(4)+III		3,473	4,016	3,215
15	支出 ②=II+IV+V-I(4)		4,115	3,838	3,472
16	差引 ③=①-②		-643	178	-257
17	施設数		24	152	160

※ 比率は収入に対する割合

18	平均登録定員		20.8人	23.7人	22.7人
19	延べ利用者数		423.4人	537.8人	420.1人
20	常勤換算職員数(常勤率)		11.0人 71.2%	10.7人 70.0%	9.9人 76.5%
21	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)		9.1人 71.1%	9.5人 68.0%	8.5人 75.0%
22	常勤換算1人当たり給与				
23	看護師		223,568円	294,844円	304,986円
24	常勤看護師		222,600円	256,693円	265,957円
25	介護福祉士		256,463円	257,883円	251,121円
26	介護職員		183,855円	228,980円	202,099円
27	非常勤看護師		225,072円	206,374円	257,919円
28	非常勤看護師		202,728円	243,569円	220,375円
29	非常勤介護福祉士		226,509円	181,693円	202,330円
30	非常勤介護職員		178,600円	161,426円	186,508円

31	定員1人当たり収入		167,353円	169,097円	141,670円
32	定員1人当たり支出		198,319円	161,605円	152,990円
33	常勤換算職員1人当たり給与		206,742円	224,158円	229,472円
34	看護・介護職員(常勤換算)人当たり給与		200,030円	212,258円	216,911円
35	常勤換算職員1人当たり延べ利用者数		1.3人	2.2人	1.4人
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり延べ利用者数		1.6人	2.5人	1.6人



15 特定施設入居者生活介護
(特定施設分以外を含む有料老人ホーム全体)(総括表)

		平成16年調査		平成19年調査		平成22年調査		(参考)平成20年実態調査	
		千円		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	9,544	7,438	6,444	8,680			
2		(2)保険外の利用料	19,840	13,520	7,475	7,818			
3		(3)補助金収入	-	-	10	-			
4		(4)介護報酬査定減	-	-	-	-			
5		(5)介護職員処遇改善交付金	-	-	56	-			
6									
7	II 介護事業費用	(1)給与費	10,822	9,810	6,000	8,041	36.8%	46.8%	42.9%
8		(2)減価償却費	2,010	876	855	1,230	6.8%	4.2%	6.1%
9		(3)その他	13,527	10,186	6,619	5,936	46.0%	48.6%	47.3%
10		うち委託費	3,076	2,049	-	1,571	10.5%	9.8%	9.5%
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-	13	0	-			
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	361	167	155	565			
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	-	-	21	-			
14	収入 ①=I+III		29,384	20,971	13,984	16,497			
15	支出 ②=II+IV+V		26,721	21,039	13,650	15,773			
16	差引 ③=①-②		2,663	-68	335	725	9.1%	-0.3%	2.4%
17	施設数		44	25	19	57			

※ 比率は収入に対する割合

18	平均実利用者数	78.1人		50.4人		37.2人		53.8人
19	延べ利用者数	2,264.2人		1,429.8人		1,115.9人 *		1,574.5人
20	常勤換算職員数(常勤率)	37.4人	71.8%	24.7人	82.4%	24.1人	76.2%	29.3人
21	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	27.6人	72.0%	22.5人	83.5%	18.7人	75.6%	22.0人
22	常勤換算1人当たり給与							
23	常勤 看護師	410,366円		362,401円		360,958円		363,119円
24	常勤 准看護師	326,347円		244,124円		312,230円		336,988円
25	常勤 介護福祉士	289,987円		256,754円		292,026円		279,912円
26	常勤 介護職員	250,899円		240,657円		242,385円		233,036円
27	非常勤 看護師	283,762円		309,048円		336,140円		278,879円
28	非常勤 准看護師	303,275円		303,814円		156,584円		295,137円
29	非常勤 介護福祉士	193,148円		263,666円		188,050円		202,698円
30	非常勤 介護職員	210,071円		203,224円		192,070円		218,829円

※ 平成22年の延べ利用者数は「実利用者数×30」で算出している

※ 利用者には介護保険を利用していない者を含む。

31	利用者1人当たり収入	12,978円		14,668円		12,532円		10,478円
32	利用者1人当たり支出	11,802円		14,715円		12,232円		10,018円
33	常勤換算職員1人当たり給与	265,382円		293,270円		249,258円		267,983円
34	看護・介護職員(常勤換算)	259,237円		247,778円		240,166円		256,459円
35	常勤換算職員1人当たり利用者数	2.0人		1.9人		2.0人		1.8人
36	看護・介護職員(常勤換算)	2.7人		2.1人		2.6人		2.4人

平成23年介護事業経営実態調査の調査票等の見直し(案)について

平成23年介護事業経営実態調査(以下「実態調査」という。)については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1 調査の目的

介護報酬は各々の介護サービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスの費用等の実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時期及び公表時期

○ 調査時期

平成23年4月

(参考:平成20年実態調査の調査時期は平成20年4月)

○ 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会における結果の公表は、平成23年の秋頃を予定。その後、社会保障審議会介護給付費分科会に報告。

(参考:平成20年実態調査の公表時期は平成20年10月)

3 調査対象および抽出率

○ 調査対象施設・事業所

全ての介護サービスを対象とする。(平成20年実態調査と同様。)

○ 調査の内容

平成23年3月中の状況(平成20年実態調査と同様)

○ 抽出率

「介護事業経営実態調査実施の概要(案)」の別表参照。

4 調査票を作成するに当たっての基本方針等

(1) 調査票を作成するに当たっての基本方針

調査票の作成に当たっては、平成20年実態調査の課題を踏まえ、調査票記入者の負担の軽減を図り、回収率及び有効回答率の向上を目指す。

(課題)

平成 20 年実態調査の回収率は 54.1%、有効回答率は 24.4%。

回収率及び有効回答率が低かった理由として、次のことが考えられる。

- ・収入及び支出の詳細な内訳を調査しており、調査項目が多い。
- ・複数の介護サービスを実施している事業所については、利用者数等の費用按分に使用する項目をすべてが漏れなく記入されていないと有効回答にならない。
- ・営利法人において利用されている会計基準に基づく調査票となっていないため、営利法人からの回答が得られにくい。

(2) 回収率及び有効回答率の向上に向けた具体的な方法

① 既存情報の活用

既存情報（「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部実施（平成 21 年 10 月調査））及び「介護事業者情報（WAM・NET）」）を活用することによって、調査項目を減らす。

② 併設サービスの状況

既存情報を活用するため、併設サービスの事業所番号に関する調査項目を新たに追加。

③ 会計の区分状況

本調査に記入するサービスの範囲を特定するために、調査対象サービスの会計区分の状況（単独で会計を行っているか、他の介護サービス等と一体的に会計を行っているか）に関する調査項目を新たに追加。

④ 営利法人用の会計基準の追加

平成 20 年実態調査の調査票では、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「社会福祉法人会計基準」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「病院会計準則」及び「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則」により調査票を作成していたが、営利法人向けに「国際会計基準」に準じた調査項目を追加する。

⑤ 調査票の枚数について

①から④により、平成 20 年実態調査において約 40 ページあった調査票は、約 20 ページ（実際の記入は約 15 ページ）にすることが可能。なお、回収率及び有効回答率の向上のためとして、平成 22 年介護事業経営概況調査では、調査内容を決算額によるものとしたところであるが、平成 23 年実態調査の調査時点（平成 23 年 4 月）では、同調査と同様の平成 21 年（度）の決算額しか把握できないため、引き続き 1 ヶ月分（平成 23 年 3 月分）の収支状況を把握する。

5 4を踏まえた調査項目（案）

- ◎：新規に追加する項目 ○：引き続き調査する項目
 △：変更して調査する項目 ×：削除する項目

調査項目 (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票における介護老人福祉施設を例示)	方針	理由	平成23年度 調査票(案) 該当ページ
第1 サービス提供の状況等			
(1) 施設名	△	既存情報から取得。	
(2) 施設の所在地	△	既存情報から取得。	
(3) 経営主体	○	既存情報から取得できないため、引き続き調査。	問1 (2)
(4) 土地の状況	×	記入者負担の軽減を図るために削除。 (本項目は、支出項目の賃借料に関する記入の有無を確認するために調査。)	
(5) 現有建物の状況	×	記入者負担の軽減を図るために削除。 (本項目は、支出項目の減価償却に関する記入の有無を確認するために調査。)	
会計の区分状況	◎	本調査に記入するサービスの範囲を特定するため新たに追加。	問1 (3)
併設サービスの状況	◎	既存情報の活用に必要なため新たに追加。	問1 (4)
(6) サービス提供の状況			
・事業開設年月	○	既存情報から取得できないため引き続き調査。	問1 (1)
・規模(定員、利用者数)	△	既存情報から取得できる項目については削除。 既存情報から取得できない項目については引き続き調査。	問1 (5)
・体制、加減算の状況	×	記入者負担の軽減を図るために削除。 (本項目は、収入項目の加減算に関する記入の有無を確認するために調査。)	

・保険医療機関の受診状況	×	記入者負担の軽減を図るために削除。 (本項目は、収入項目のその他の収入に関する記入の有無を確認するために調査。) なお、医療施設向けの調査票については、医療保険と介護保険の収益を按分するために必要であるため引き続き調査。	
・食事提供数	○	収支の費用項目(食事委託費)を費用按分に使用するため、引き続き調査。	問1(5)
・おむつ実使用者数	×	記入者負担の軽減を図るため削除。(本項目は、収入項目のおむつに関する収入に関する記入の有無を確認するために用いていた。)	
・社会福祉法人等による軽減の状況	×	既存情報から取得できるため削除。	
第2 居室・設備等の状況	○	既存情報から取得できないため引き続き調査。	問2
第3 職員配置	○	既存情報から取得できないため引き続き調査。	問3
第4 給与	○	既存情報から取得できないため引き続き調査。	問4
第5 収支	△	収支に関する詳細な内訳を縮減(出現率が0.75%以下の調査項目を削除)。	問5
第6 事業活動計算書	×	既存情報から取得できるため削除(平成22年介護事業経営概況調査の調査結果を使用)	
第7 貸借対照表	×	既存情報から取得できるため削除(平成22年介護事業経営概況調査の調査結果を使用)	
第8 介護支援専門員の勤務状況	×	「第4 給与」調査項目に包括するため削除。	

平成23年介護事業経営実態調査の実施概要（案）について

1. 調査の目的

介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査時期

平成23年4月

3. 調査票の種類

- (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票
- (2) 介護老人保健施設調査票
- (3) 介護療養型医療施設調査票
- (4) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所
(介護予防含む) (福祉関係) 調査票
- (5) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所
(介護予防含む) (医療関係) 調査票

4. 調査対象及び抽出率

- (1) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出
- (2) 抽出率：別表の通り

5. 調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与収入の状況、支出の状況 等

(別表)

平成23年介護事業経営実態調査の抽出率(案)について

	母集団数	調査対象 見込数	今回	参考		
				前回(平成20年) 経営実態調査	平成22年経営 状況調査	平成19年経営 状況調査
介護老人福祉施設	6,217	1,554	<u>1/4</u>	<u>1/12</u>	1/4	1/14
介護老人保健施設	3,717	929	<u>1/4</u>	<u>1/10</u>	1/4	1/12
介護療養型医療施設	1,953	977	<u>1/2</u>	<u>1/4</u>	1/4	1/4
訪問介護	26,457	5,291	<u>1/5</u>	<u>1/10</u>	1/20	1/30
訪問入浴介護	2,295	1,148	1/2	1/2	1/10	1/10
訪問看護ステーション	5,658	1,132	<u>1/5</u>	<u>1/10</u>	1/40	1/40
訪問リハビリテーション	3,190	1,063	<u>1/3</u>	<u>1/10</u>	1/20	1/20
通所介護	26,610	5,322	<u>1/5</u>	<u>1/20</u>	1/20	1/70
(再掲)療養通所介護	63	63	1/1	1/1	1/1	1/1
通所リハビリテーション	6,752	1,350	1/5	1/5	1/30	1/30
短期入所生活介護	7,703	1,100	<u>1/7</u>	<u>1/20</u>	1/40	1/60
短期入所療養介護	3,770	943	1/4	-	-	-
特定施設入居者生活介護	3,329	1,110	<u>1/3</u>	<u>1/10</u>	1/20	1/20
居宅介護支援	31,853	3,185	1/10	1/10	1/10	1/15
福祉用具貸与	6,355	3,178	1/2	1/2	1/60	1/60
夜間対応型訪問介護	101	101	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型通所介護	3,383	1,692	<u>1/2</u>	<u>1/5</u>	1/20	1/30
認知症対応型共同生活介護	10,308	1,031	<u>1/10</u>	<u>1/20</u>	1/20	1/36
小規模多機能型居宅介護	2,520	1,260	<u>1/2</u>	<u>1/5</u>	1/10	1/10
地域密着型特定施設	152	152	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	369	369	1/1	1/1	1/1	1/1
合計	152,692	32,887				

※ 母集団数は介護給付費実態調査(平成22年8月審査分)の請求事業所数

∴ 抽出率の設定に当たっては、前回(平成20年)調査の有効回答率等を踏まえて設定。

平成23年度 介護事業実態調査

(介護事業経営実態調査)

<介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票>

平成23年4月調査

右に印字してある3つの項目は必ずご確認ください。

誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願いいたします。

お手数をおかけしますが、下の①～⑤にご記入をお願いいたします。

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ Eメールアドレス
- ④ 回答担当者
- ⑤ 4月1日時点の調査対象サービスの活動状況

右のいずれかに
チェックしを
お願いします

活動中

休止

廃止

内側へお進み下さい

* 今回の調査にご回答いただく必要はございません。
お手数ですがこのまま調査票をご返送下さい。

4月30日までにご投函をお願いします

返信いただく際には、調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

厚生労働省 老健局

【調査票にご記入いただく前に】

本調査票のご記入に当たっては、表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、表紙に記載されている調査対象サービス以外のサービスも行っている場合は、それらの会計を「単独」で行っているか「一体」で行っているかによって、ご記入いただく項目が異なりますので、以下にお示しする内容をお読みいただいた上で、ご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

○ 表紙に記載されているご住所、事業所名等に誤りや訂正がございましたら、**朱書き**で修正をお願いいたします。

○ 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、（４）（５）についてご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、（４）（５）についてご記入をお願いします。

○ 「会計を単独で行っている」とは、複数の介護保険サービスを行っている場合に、それぞれの介護保険サービスの会計を区分していることをいいます。

○ 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、ご記入をお願いします。

○ 表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、調査対象サービスと会計を「一体」で行っているサービスがある場合は、それらについてもご記入をお願いします。

○ なお、「（２）事業支出等」につきましては、当施設で使用している会計基準、指針に該当する箇所についてご記入下さい。なお、該当する会計基準等が無い場合は、「（２）－A 事業支出等：指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」に沿ってご記入をお願いします。

■ 「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」に基づいた会計を行っている場合

⇒ 問5（１）事業収入
問5（２）－A 事業支出等：指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針
へのご記入をお願いします

■ 「社会福祉法人会計基準」に基づいた会計を行っている場合

⇒ 問5（１）事業収入
問5（２）－B 事業支出等：社会福祉法人会計基準
へのご記入をお願いします

全体の構成は次のページに掲載してありますので、参考にして下さい。

記入の流れ

表紙

電話番号、活動状況 等

問1: サービス提供の状況等

問1(1)

問1(2)

問1(3)

「1. 単独」と回答

「2. 一体」と回答

問1(4)

問1(5)

問2: 居室・設備等の状況

問2

問3: 職員配置

問3

問4: 職員給与

問4

問5: 収支の状況

問5(1)

問5(2)

指定介護老人福祉施設等

該当する会計基準がない

社会福祉法人会計基準

(2)-A

(2)-B

問1 サービス提供の状況等（施設全体の概要）

(1) 事業所の開設年月を西暦で記入して下さい。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当するものを、下記より一つ選んで番号を記入して下さい。

- | | | |
|----------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 4. 日本赤十字社 | 7. 社団・財団法人 |
| 2. 市区町村 | 5. 社会福祉協議会 | 8. 1～7以外 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 6. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） | |

(3) 表紙に記入されている調査対象サービスにおける会計の区分状況について下記より選び、番号を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 調査対象サービス単独（調査対象サービスの収入・支出を把握）で会計を行っている |
| 2. 調査対象サービス以外のサービス等と一体的に会計を行っている |

(4) 下記の該当する項目の口にチェック（☑）し、それぞれ指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 問1（4）（5）は記入不要です。問2（6頁）へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記表に、調査対象サービスと一体的に会計を行っているサービスの事業所番号を記入して下さい。

サービスの種類	事業所番号
（居宅サービス）	
ア 介護予防訪問介護	
イ 訪問介護	
ウ 介護予防訪問入浴介護	
エ 訪問入浴介護	
オ 介護予防訪問看護	
カ 訪問看護	
キ 介護予防訪問リハビリテーション	
ク 訪問リハビリテーション	
ケ 介護予防通所介護	
コ 通所介護	
サ 介護予防通所リハビリテーション	
シ 通所リハビリテーション	
ス 介護予防福祉用具貸与	
セ 福祉用具貸与	
ソ 介護予防短期入所生活介護	
タ 短期入所生活介護	
チ 介護予防短期入所療養介護	
ツ 短期入所療養介護	
テ 介護予防特定施設入居者生活介護	
ト 特定施設入居者生活介護	
ナ 介護予防支援	
ニ 居宅介護支援	

⇒(5)②も記入

⇒(5)③も記入

⇒(5)④も記入

⇒(5)⑤も記入

⇒(5)⑥も記入

（次頁へ続く）

(4) の続き

(地域密着型サービス)		
又 夜間対応型訪問介護		⇒(5)⑦も記入
ネ 介護予防認知症対応型通所介護		⇒(5)⑧も記入
ノ 認知症対応型通所介護		
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護		
ヒ 小規模多機能型居宅介護		
フ 介護予防認知症対応型共同生活介護		
ヘ 認知症対応型共同生活介護		
ホ 地域密着型特定施設入居者生活介護		⇒(5)⑤も記入
マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

(施設サービス)	
≡ 介護老人福祉施設	
△ 介護老人保健施設	
× 介護療養型医療施設	

(5) 下記の該当する項目の口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単体会計 ⇒ 問2 (6頁) に進んで下さい。(5) は記入不要です。

一体会計 ⇒ まず①の調査対象サービスにチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。
②以降については、問1 (4) (1~2頁) で事業所番号を記入したサービスの口にチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。

①【ミ 介護老人福祉施設】 / 【マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

【ミ 介護老人福祉施設】

施設サービス利用者数 ※短期入所生活介護 (空床型) の利用者については、ここに含めずに、次ページ「④【ソ 介護予防短期入所生活介護 / タ 短期入所生活介護】」に含めて記入して下さい。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人
延べ入院、外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人

※1：非該当の人であって自分でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

【マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

施設サービス利用者数 ※短期入所生活介護 (空床型) の利用者については、ここに含めずに、次ページ「④【ソ 介護予防短期入所生活介護 / タ 短期入所生活介護】」に含めて記入して下さい。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人
延べ入院、外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人

※1：非該当の人であって自分でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

【ミ 介護老人福祉施設 / マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
を合わせたサービスの提供状況

施設サービス提供数 ※短期入所生活介護 (空床型) の利用者については、ここに含めずに、次ページ「④【ソ 介護予防短期入所生活介護 / タ 短期入所生活介護】」に含めて記入して下さい。

食事 (3月中) 食事延べ提供数 食
うち療養食延べ提供数 食

(5) のつづき

②【ア 介護予防訪問介護】／【イ 訪問介護】

【ア 介護予防訪問介護】

サービス提供延べ時間数（3月中） 時間

【イ 訪問介護】

介護保険利用者へのサービス（3月中）

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等 乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	<input type="text"/> 回				
類型別延べ訪問時間数	<input type="text"/> 時間				

その他の利用者（障害者等）へのサービス（3月中）

延べ訪問回数 回

訪問時間合計 時間

③【ケ 介護予防通所介護】／【コ 通所介護】

【ケ 介護予防通所介護／コ 通所介護】を あわせ たサービスの提供状況

食事延べ提供数（3月中） 食

送迎の状況（3月中） 送迎延べ実施回数 回

うち通常の事業実施地域
以外の送迎延べ実施回数 回

※ 一人に対して片道の送迎を行った
場合を1回と数えて下さい。

〔一人の人を迎えに行き、
送った場合は2回になります。〕

④【ソ 介護予防短期入所生活介護】／【タ 短期入所生活介護】

【ソ 介護予防短期入所生活介護／タ 短期入所生活介護】を あわせ たサービスの提供状況

食事延べ提供数（3月中） 食

送迎の状況（3月中） 送迎延べ実施回数 回

うち通常の事業実施地域
以外の送迎延べ実施回数 回

※空床型のサービスも含めて記入
して下さい。

※ 一人に対して片道の送迎を行った
場合を1回と数えて下さい。

〔一人の人を迎えに行き、
送った場合は2回になります。〕

⑤【テ 介護予防特定施設入居者生活介護】／【ト 特定施設入居者生活介護】／
【ホ 地域密着型特定施設入居者生活介護】

【テ 介護予防特定施設入居者生活介護】

延べ利用者数 （3月中）	要支援1	要支援2	その他（認定申請中）
	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

【ト 特定施設入居者生活介護】

延べ利用者数 （3月中）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 （認定申請中）
	<input type="text"/> 人					

【ホ 地域密着型特定施設入居者生活介護】

延べ利用者数 （3月中）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 （認定申請中）
	<input type="text"/> 人					

（次頁へ続く）

(5) のつづき

⑥【ナ 介護予防支援】 / 【ニ 居宅介護支援】

【ナ 介護予防支援】

	要支援 1	要支援 2	その他（認定申請中）
実利用者数（3月中）	人	人	人
うち新規の実利用者数（3月中）	人	人	人
うち居宅介護支援事業所に委託している実利用者数（3月中）	<input type="text"/> 人		

【ニ 居宅介護支援】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他※1
実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
うち新規の実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
介護予防支援事業所から受託している実利用者数（3月中）	<input type="text"/> 人					

※1：その他にはケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者的人数を記入して下さい。

【ナ 介護予防支援 / ニ 居宅介護支援】を合わせたサービスの提供状況

要介護認定調査の受託件数（3月中） 件

住宅改修理由書の作成件数（3月中） 件

⑦【又 夜間対応型訪問介護】

【又 夜間対応型訪問介護】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他※1
実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
(3月中) うち定期巡回	回	回	回	回	回	回
うち随時訪問	回	回	回	回	回	回

※1：非該当の人であって自分でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

⑧【ネ 介護予防認知症対応型通所介護】 / 【ノ 認知症対応型通所介護】

【ネ 介護予防認知症対応型通所介護 / ノ 認知症対応型通所介護】
を合わせたサービスの提供状況

食事延べ提供数（3月中） 食

送迎の状況（3月中） 送迎延べ実施回数 回

うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数 回

※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。

〔 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。 〕

問2 居室・設備等の状況

1 建築延べ面積 m²

2 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（空床利用の短期入所生活介護（介護予防含む）を含む）、通所介護（介護予防含む）、認知症対応型通所介護（介護予防含む）の各施設・設備に係る延べ床面積

	室数			延べ床面積 (m ²)								
	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	短期入所生活介護（介護予防含む）（併設型）	介護老人福祉施設	入所部分 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	短期入所生活介護（介護予防含む）（併設型）	通所部分 通所介護（介護予防含む） 認知症対応型通所介護（介護予防含む）	入所・通所共用部分※1（再掲）				
①5人以上室	室	室	室	m ²	m ²	m ²	/					
②4人室	室	室	室	m ²	m ²	m ²						
③3人室	室	室	室	m ²	m ²	m ²						
④2人室	室	室	室	m ²	m ²	m ²						
⑤個室	室	室	室	m ²	m ²	m ²						
ユニットケア※2 ⑥静養室	/					m ²	m ²	m ²	m ²			
⑦浴室								m ²	m ²	m ²	m ²	
⑧廊下									m ²	m ²	m ²	
⑨食堂				当てはまる番号を口にご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 1:専用室 <input type="checkbox"/> 2:他の目的室と兼用					m ² ※3	m ²	m ²	m ²
⑩機能訓練室				当てはまる番号を口にご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 1:専用室 <input type="checkbox"/> 2:他の目的室と兼用					m ² ※3	m ²	m ²	m ²
ユニットケア※2 ⑪2人室	室	室	室	m ²	m ²	m ²	/					
⑫個室	室	室	室	m ²	m ²	m ²						
⑬共同生活室						m ²						

3 通所介護（介護予防含む）・認知症対応型通所介護（介護予防含む）以外の居宅介護サービスに係る専用延べ床面積 (m²)

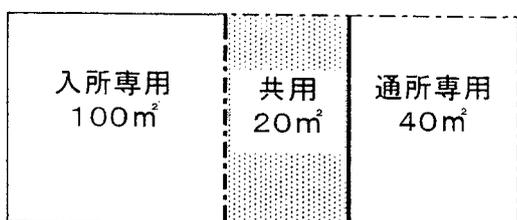
m²

※1：入所部分、通所部分の利用者が共用している諸室の延べ床面積を再掲して下さい。（詳細は記入要領を参照して下さい。）

※2：ユニットケアとは、居室をいくつかのグループに分け、少数の居室と食堂や談話スペース（居宅での居間に相当する）等によって一体的に構成された居室環境（ユニット）によるケアをいいます。

※3：⑨食堂と⑩機能訓練室が共用の場合、⑨食堂に記入し⑩機能訓練室の面積は記入しないで下さい。

食堂記入例：160m²の食堂のうち、100m²は入所専用、40m²は通所専用、20m²は入所と通所で共用している。



○入所部分 → 120m²
=入所専用 (100) + 共用 (20)

○通所部分 → 60m²
=通所専用 (40) + 共用 (20)

○共用部分 → 20m²

問3 職員配置

下記に該当する場合は、□にチェック（☑）し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 本問（問3）は記入不要です。 問4（8頁）へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記の計算式に従い、調査対象サービスに従事する職員数（平成23年3月末日時点）を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。

※ 介護支援専門員として従事している者は、1～20のいずれかに分類して記入して下さい。主として従事している職種を決めがたい場合は、1～20の数字の若い順で優先して記入して下さい。

職員配置（平成23年3月末日現在）	常勤	非常勤
	（小数点1位まで）、（小数点1位まで）	
1 介護老人福祉施設の管理者	. 人	. 人
2 地域密着型特定施設入居者生活介護の管理者	. 人	. 人
3 その他介護保険事業の管理者	. 人	. 人
4 医師	. 人	. 人
5 看護師	. 人	. 人
6 准看護師	. 人	. 人
7 介護職員	. 人	. 人
8 うち介護福祉士	. 人	. 人
9 理学療法士	. 人	. 人
10 作業療法士	. 人	. 人
11 言語聴覚士	. 人	. 人
12 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	. 人	. 人
13 生活相談員	. 人	. 人
14 うち社会福祉士	. 人	. 人
15 福祉用具専門相談員	. 人	. 人
16 栄養士	. 人	. 人
17 うち管理栄養士	. 人	. 人
18 調理員	. 人	. 人
19 事務職員	. 人	. 人
20 その他	. 人	. 人
21 上記1～20のうち介護支援専門員（再掲）	. 人	. 人
22 上記1～20のうち訪問介護のサービス提供責任者（再掲）	. 人	. 人

【換算数の計算式】

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}}$$

<※1ヶ月に数回の勤務である場合>

$$\frac{\text{職員の1ヶ月の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4 \text{ (週)}}$$

※ 職員の勤務時間は実態に応じて、算出して下さい。管理者等の職種で、事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間によって算出して下さい。

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上して下さい。

問4 職員給与

下記に該当する場合は、口(☑)にチェックし、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに従事する職員の換算人員(平成23年3月末日時点)と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、職員の換算人員(平成23年3月末日時点)と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。

※ 主として従事している職種を決めがたい場合は、1~21の数字の若い順で優先して記入して下さい。

職 種	平成23年3月分								
	常 勤				非 常 勤				
	換算 人員	給 料			実人員	換算 人員	給 料		
	人	百万	千	円	人	人	百万	千	円
1 介護老人福祉施設の管理者	.				.				
2 地域密着型特定施設入居者生活介護の管理者	.				.				
3 その他介護保険事業の管理者	.				.				
4 医師	.				.				
5 看護師	.				.				
6 准看護師	.				.				
7 介護職員	.				.				
8 うち介護福祉士	.				.				
9 理学療法士	.				.				
10 作業療法士	.				.				
11 言語聴覚士	.				.				
12 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	.				.				
13 生活相談員	.				.				
14 うち社会福祉士	.				.				
15 福祉用具専門相談員	.				.				
16 栄養士	.				.				
17 うち管理栄養士	.				.				
18 調理員	.				.				
19 事務職員	.				.				
20 その他	.				.				
21 介護支援専門員(再掲)	.				.				
22 通勤手当(再掲)							円	千	円
23 看護・介護職員に係る夜勤手当(再掲)							円	千	円
24 賞与(年間支給額の1/12の額)					換算人員		賞		与
					人		円	千	円
25 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入(複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入 → 掛け金額(平成22年度実績の1/12)						円	千	円
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入 → 掛け金額(平成22年度実績の1/12)								
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入 → 掛け金額(平成22年度実績の1/12)								
	(4) その他共済制度に加入 → 掛け金額(平成22年度実績の1/12)								
	(5) 退職給与引当金繰入の実施(上記(1)~(4)以外) → 退職給与引当金(平成22年度実績の1/12)								
	(6) 退職金として支出(平成22年度実績の1/12)								
26 法定福利費(事業主負担・平成22年度実績の1/12)							円	千	円

問5 収支の状況

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに関する、(1) 事業収入(本頁)および(2) 事業支出等(11頁)について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等を含めた施設全体の、(1) 事業収入(本頁)および(2) 事業支出等(11頁)について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(1) 事業収入

		平成23年3月分		
科 目		金 額	千	円
		百万		
I 事 業 活 動 収 入	1 介護老人福祉施設介護サービス収入 計			
	(1) 介護老人福祉施設			
	うち空床利用の短期入所生活介護(介護予防を含む)の介護料収入及び利用者等利用料収入			
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設			
	うち空床利用の短期入所生活介護(介護予防を含む)の介護料収入及び利用者等利用料収入			
	2 居宅介護サービス収入 計			
	(1) 訪問介護(介護予防を含む)			
	(2) 訪問入浴介護(介護予防を含む)			
	(3) 通所介護(介護予防を含む)			
	(4) 福祉用具貸与(介護予防を含む)			
	(5) 短期入所生活介護(介護予防を含む)			
	(6) 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)			
	(7) 夜間対応型訪問介護			
(8) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)				
(9) 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)				
(10) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)				
(11) 地域密着型特定施設入居者生活介護				
(12) その他の居宅介護サービス収入				
3 居宅介護支援介護料収入 計				
(1) 介護予防支援介護料収入 (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)				
(2) 居宅介護支援介護料収入				

科 目		金 額			
		百万	千	円	
事業活動収入	4 保険外の利用料による収入	計			
	(1) 介護老人福祉施設介護サービス収入	小計			
	ア 介護老人福祉施設				
	イ 地域密着型介護老人福祉施設				
	(2) 居宅介護サービス利用料収入	小計			
	ア 訪問介護（介護予防を含む）				
	イ 訪問入浴介護（介護予防を含む）				
	ウ 通所介護（介護予防を含む）				
	エ 福祉用具貸与（介護予防を含む）				
	オ 短期入所生活介護（介護予防を含む）				
	カ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）				
	キ 夜間対応型訪問介護				
	ク 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）				
	ケ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）				
コ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）					
サ 地域密着型特定施設入居者生活介護					
シ その他の居宅介護サービス利用料収入					
(3) 管理費収入					
うち特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の保険外の利用料に係る収入					
(4) その他の利用料収入					
5 その他の事業収入	計				
(1) 補助金収入					
(2) 市町村特別事業収入					
(3) 受託収入					
(4) 介護職員処遇改善交付金受入額					
(5) その他					
6 その他の収入	計				
(1) 入居金収入					
うち特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の保険外の利用料に係る収入					
(2) 介護予防支援事業者からの委託に係る収入					
(3) 障害者等のホームヘルプサービス収入					
(4) その他					
7 国庫補助金等特別積立金取崩額					
8 介護報酬査定減	▲				
事業活動収入計					

(2) 事業支出等

表紙宛名ラベルの調査対象サービス及びそれと一体的に経営・会計を行っているサービスについて、使用している会計基準、指針に該当する口にチェック(☑)し、それぞれ指定の用紙に記入して下さい。

指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針

⇒ (2) - A (11頁) に記入

該当する会計基準がない

社会福祉法人会計基準

⇒ (2) - B (13頁) に記入

※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる(半期・四半期など)支払い額の場合には、月額(1/12にする等)に改めてご記入下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各支出費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

科 目		金 額		
		百万	千	円
Ⅱ 事業活動支出	1 人件費			
	2 経費			
	(1) 直接介護支出	小計		
	ア 給食材料費			
	イ 介護用品費			
	ウ 消耗器具備品費			
	エ 車両費			
	オ 光熱水費			
	カ 燃料費			
	キ その他の直接介護支出(ア～カに該当しないもの)			
	(2) 一般管理支出	小計		
	ア 福利厚生費			
	イ 旅費交通費			
	ウ 研修費			
	エ 通信運搬費			
	オ 事務消耗品費			
	カ 印刷製本費			
キ 広報費				
ク 修繕費				
ケ 保守料				

(前頁からの続き)

科 目		金 額			
		百万	千	円	
Ⅱ 事業活動支出	コ 賃借料	小計			
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料(①～③に該当しないもの)				
	サ 保険料	小計			
	①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
	②その他の保険料(①に該当しないもの)				
	シ 租税公課				
	ス 委託費	小計			
	①給食委託費				
	②送迎委託費				
	③清掃委託費				
	④その他の委託費(①～③に該当しないもの)				
	セ 雑費				
ソ その他の一般管理支出(ア～セに該当しないもの)					
3 減価償却費	計				
ア 建物及び建物付属設備減価償却費					
イ 車両船舶設備減価償却費					
ウ 特殊浴槽減価償却費					
エ その他の減価償却費(ア～ウに該当しないもの)					
4 徴収不能額					
5 その他(1～4に該当しないもの)					
事業活動支出計(1～5の合計)					
Ⅲ 事業活動外収入	計				
うち借入金利息補助金収入					
Ⅳ 事業活動外支出	計				
うち借入金利息					
Ⅴ 特別収入					
Ⅵ 特別支出	計				
うち会計区分外繰入金支出					
うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等					
うち法人税等					

ご回答ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

科 目		金 額		
		百 万	千	円
Ⅱ 事業 活動 支出	1 人件費支出			
	2 事務費支出（ア～チの合計）			
	ア 福利厚生費			
	イ 旅費交通費			
	ウ 研修費			
	エ 消耗品費			
	オ 器具什器費			
	カ 印刷製本費			
	キ 水道光熱費			
	ク 燃料費			
	ケ 修繕費			
	コ 通信運搬費			
	サ 広報費			
	シ 業務委託費	小計		
	(1)給食委託費			
	(2)送迎委託費			
	(3)清掃委託費			
	(4)その他の委託費（(1)～(3)に該当しないもの）			
	ス 損害保険料	小計		
	(1)自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）			
(2)その他の保険料（(1)に該当しないもの）				
セ 賃借料	小計			
(1)土地				
(2)建物及び建物付属設備				
(3)設備器械				
(4)その他（(1)～(3)に該当しないもの）				
ソ 租税公課				
タ 雑費				
チ その他経費（ア～タに該当しないもの）				

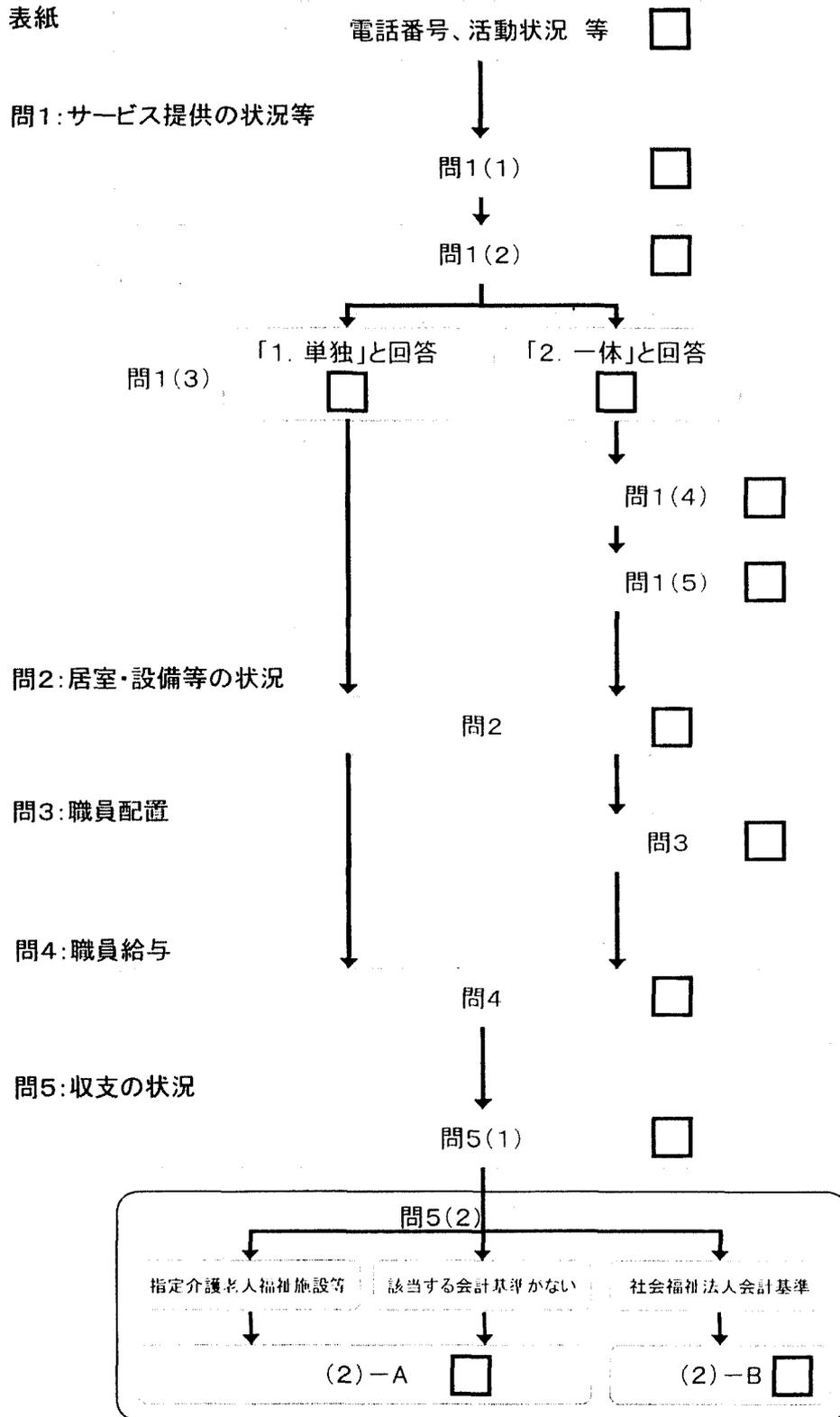
(前頁からの続き)

科 目		金 額		
		百万	千	円
Ⅱ 事業活動支出 (続き)	3 事業費支出			
	ア 給食費			
	イ 保健衛生費			
	ウ 水道光熱費			
	エ 燃料費			
	① 車輛分			
	② その他			
	オ 消耗品費			
	カ 器具什器費			
	キ 賃借料			
	① 土地			
	② 建物及び建物付属設備			
	③ 設備器械			
	④ その他 (①～③に該当しないもの)			
	ク 教育指導費			
ケ 就職支度費				
コ 雑費				
サ その他経費 (ア～コに該当しないもの)				
4 減価償却費				
ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
イ 車輛船舶設備減価償却費				
ウ 特殊浴槽減価償却費				
エ その他の減価償却費 (ア～ウに該当しないもの)				
5 徴収不能額				
6 引当金繰入 (退職給与引当金は除く) ※1				
ア 徴収不能引当金繰入				
イ 修繕引当金繰入				
ウ その他引当金繰入 (ア、イに該当しないもの)				
事業活動支出計 (1～6の合計)				
Ⅲ 事業活動外収入				
うち借入金利息補助金収入				
Ⅳ 事業活動外支出				
うち借入金利息				
Ⅴ 特別収入				
Ⅵ 特別支出				
うち会計区分外繰入金支出				
うち法人本部に帰属する経費：役員報酬等				

※1 退職給与引当金は「6 引当金繰入」には含めないで下さい。

ご回答ありがとうございました。
調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

下記図の流れに従い、記入した質問にチェックし、記入漏れがないか確認して下さい。



質問は以上です。後日、調査事務局より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、お手数ですが記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして9月までお持ち下さい。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、4月30日までにポストに投函して下さい

平成23年度 介護事業実態調査
(介護事業経営実態調査)

<介護老人保健施設調査票>

平成23年4月調査

右に印字してある3つの項目は
必ずご確認ください。

誤りや訂正がございましたら、
恐れ入りますが朱書きで修正を
お願いいたします。

お手数をおかけしますが、下の①～⑤にご記入をお願いいたします。

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ Eメールアドレス
- ④ 回答担当者
- ⑤ 4月1日時点の調査対象サービスの活動状況

右のいずれかに
チェック☑を
お願いします

活動中

内側へお進み下さい

休止

廃止

…… 今回の調査にご回答いただく必要はございません。
お手数ですがこのまま調査票をご返送下さい。

4月30日までにご投函をお願いします

返信いただく際には、調査票の裏表紙にあるチェックリストで
記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

【調査票にご記入いただく前に】

本調査票のご記入に当たっては、表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、表紙に記載されている調査対象サービス以外のサービスも行っている場合は、それらの会計を「単独」で行っているか「一体」で行っているかによって、ご記入いただく項目が異なりますので、以下にお示しする内容をお読みいただいた上で、ご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

表紙について

- 表紙に記載されているご住所、事業所名等に誤りや訂正がございましたら、朱書きで修正をお願いいたします。

問1について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、（４）（５）についてご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、（４）（５）についてご記入をお願いします。
- 「会計を単独で行っている」とは、複数の介護保険サービスを行っている場合に、それぞれの介護保険サービスの会計を区分していることをいいます。

問3について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、ご記入をお願いします。

問5について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、調査対象サービスと会計を「一体」で行っているサービスがある場合は、それらについてもご記入をお願いします。
- なお、「（２）費用等」につきましては、貴施設で使用している会計基準、指針に該当する箇所についてご記入下さい。

■ 「介護老人保健施設会計・経理準則」に基づいた会計を行っている場合

⇒

問5（１）収益
問5（２）－A費用等：介護老人保健施設会計・経理準則

 へのご記入をお願いします

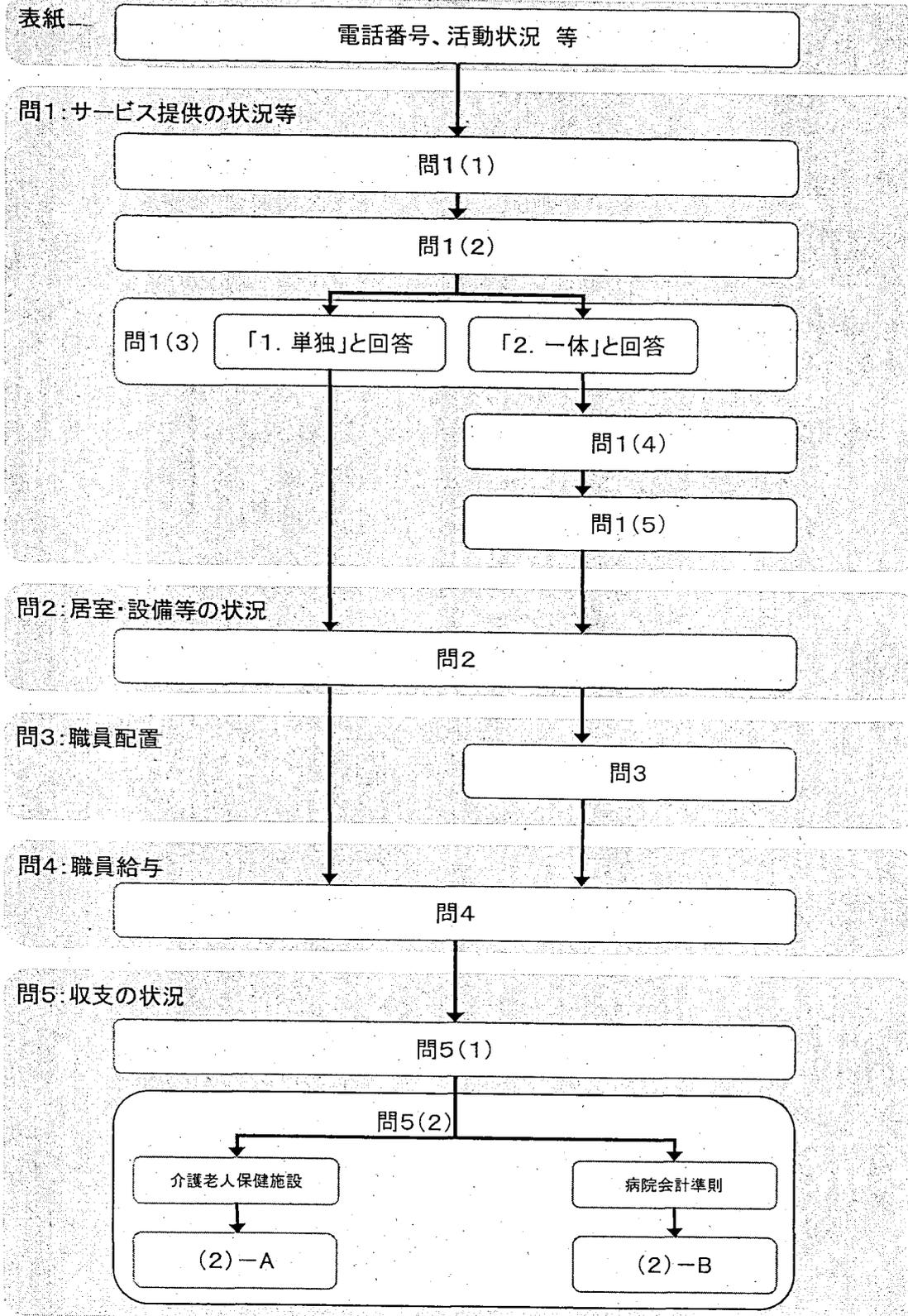
■ 「病院会計準則」に基づいた会計を行っている場合

⇒

問5（１）収益
問5（２）－B費用等：病院会計準則

 へのご記入をお願いします

記入の流れ



問1 サービス提供の状況等（施設全体の概要）

(1) 事業所の開設年月を西暦で記入して下さい。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当するものを、下記より一つ選んで番号を記入して下さい。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 5. 医療法人 | 8. 社団・財団法人 |
| 2. 市区町村 | 6. 社会福祉協議会 | 9. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | 10. 1~9以外 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |

(3) 表紙に記入されている調査対象サービスにおける会計の区分状況について下記より選び、番号を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 調査対象サービス単独（調査対象サービスの収入・支出を把握）で会計を行っている |
| 2. 調査対象サービス以外のサービス等と一体的に会計を行っている |

(4) 下記の該当する項目の口にチェック（☑）し、それぞれ指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 問1（4）（5）は記入不要です。問2（8頁）へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記表に、調査対象サービスと一体的に会計を行っているサービスの事業所番号を記入して下さい。

サービスの種類	事業所番号										
（居宅サービス）											
ア 介護予防訪問介護											} ⇒(5)②も記入
イ 訪問介護											
ウ 介護予防訪問入浴介護											
エ 訪問入浴介護											} ⇒(5)③も記入
オ 介護予防訪問看護											
カ 訪問看護											
キ 介護予防訪問リハビリテーション											} ⇒(5)④も記入
ク 訪問リハビリテーション											
ケ 介護予防通所介護											} ⇒(5)⑤も記入
コ 通所介護											
サ 介護予防通所リハビリテーション											} ⇒(5)⑥も記入
シ 通所リハビリテーション											
ス 介護予防福祉用具貸与											
セ 福祉用具貸与											
ソ 介護予防短期入所生活介護											
タ 短期入所生活介護											
チ 介護予防短期入所療養介護											} ⇒(5)⑦も記入
ツ 短期入所療養介護											
テ 介護予防特定施設入居者生活介護											
ト 特定施設入居者生活介護											
ナ 介護予防支援											} ⇒(5)⑧も記入
ニ 居宅介護支援											

（次頁へ続く）

(4) の続き

(地域密着型サービス)											
又	夜間対応型訪問介護										⇒(5)㊸も記入
ネ	介護予防認知症対応型通所介護										
ノ	認知症対応型通所介護										⇒(5)㊸も記入
ハ	介護予防小規模多機能型居宅介護										
ヒ	小規模多機能型居宅介護										
フ	介護予防認知症対応型共同生活介護										
ヘ	認知症対応型共同生活介護										
ホ	地域密着型特定施設入居者生活介護										
マ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										

(施設サービス)											
ミ	介護老人福祉施設										
ム	介護老人保健施設										
メ	介護療養型医療施設										

(5) 下記の該当する項目の口にチェック (☑) し、指示に従ってください。

単独会計 ⇒ 問2 (8頁) に進んで下さい。(5) は記入不要です。

一体会計 ⇒ まず①の調査対象サービスにチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。
②以降については、問1 (4) (1~2頁) で事業所番号を記入したサービスの口にチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。

①【△ 介護老人保健施設】

【△ 介護老人保健施設】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他*1	特定利用*2
一般棟	延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ試行的退所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
専門知棟	延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ試行的退所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
食事 (3月中)	食事延べ提供数			食				
	うち療養食延べ提供数			食				

- ※1 要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護認定申請中の人を計上して下さい。
 ※2 特定老人保健施設入所者 (平成12年3月以前から入所している要介護者でない入所者) を計上して下さい。

②【ア 介護予防訪問介護】 / 【イ 訪問介護】

【ア 介護予防訪問介護】

サービス提供延べ時間数 (3月中) 時間

【イ 訪問介護】

介護保険利用者へのサービス (3月中)

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

その他の利用者 (障害者等) へのサービス (3月中)

延べ訪問回数	<input type="text"/> 回
訪問時間合計	<input type="text"/> 時間

③【才 介護予防訪問看護】 / 【カ 訪問看護】

<input type="checkbox"/> 【才 介護予防訪問看護】			
実利用者数（3月中）	要支援1	要支援2	その他（認定申請中）
	人	人	人
	（再掲）健康保険法等による併給者数*1 <input type="text"/> 人 → うち老人保健法による併給者数 <input type="text"/> 人		
請求別訪問回数（3月中）	介護保険法による請求に	延べ訪問回数	
		看護師、保健師	<input type="text"/> 回
		准看護師	<input type="text"/> 回
	夜間又は早朝（再掲）	<input type="text"/> 回	深夜（再掲）
健康保険法等による請求*1	看護師、保健師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法 <input type="text"/> 回	
	准看護師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法 <input type="text"/> 回	

<input type="checkbox"/> 【カ 訪問看護】							※介護保険法の訪問看護のサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。
実利用者数（3月中）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）	
	人	人	人	人	人	人	
	（再掲）健康保険法等による併給者数*1 <input type="text"/> 人 → うち老人保健法による併給者数 <input type="text"/> 人						
請求別訪問回数（3月中）	介護保険法による請求に	延べ訪問回数					
		看護師、保健師	<input type="text"/> 回				
		准看護師	<input type="text"/> 回				
	夜間又は早朝（再掲）	<input type="text"/> 回			深夜（再掲）	<input type="text"/> 回	
健康保険法等による請求*1	看護師、保健師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法 <input type="text"/> 回					
	准看護師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法 <input type="text"/> 回					

<input type="checkbox"/> 【その他の訪問看護のサービスの提供状況】			※介護保険法による訪問看護（介護予防含む）を一度も利用せず、健康保険法等のみによる訪問看護を利用する者の状況について記入して下さい。		
	健康保険法等	うち老人保健法	その他（自由契約等）		
実利用者数（3月中）	人	人	人		
健康保険法等による請求別訪問回数（3月中）	看護師、保健師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法 <input type="text"/> 回			
	准看護師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法 <input type="text"/> 回			

※1：介護保険法の利用者のうち、3月中に急性憎悪等の理由で健康保険法等による訪問看護を利用する者について計上して下さい。

④【キ 介護予防訪問リハビリテーション】 / 【ク 訪問リハビリテーション】

<input type="checkbox"/>	【キ 介護予防訪問リハビリテーション】	※介護保険法の介護予防訪問リハビリテーションのサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。					
		要支援1	要支援2	その他（認定申請中）			
延べ訪問回数（3月中）		回	回	回			
<input type="checkbox"/>	【ク 訪問リハビリテーション】	※介護保険法の訪問リハビリテーションのサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）
延べ訪問回数（3月中）		回	回	回	回	回	回
<input type="checkbox"/>	【その他の訪問リハビリテーション】	※介護保険法による訪問リハビリテーションサービス（介護予防含む）を一度も利用せず、健康保険法等のみによる訪問リハビリテーションサービスを利用する者の状況について記入して下さい。					
		健康保険法等					
		うち老人保健法					
実利用者数（3月中）		人				人	
延べ訪問回数（3月中）		回				回	

⑤【ケ 介護予防通所介護】 / 【コ 通所介護】

<input type="checkbox"/>	【ケ 介護予防通所介護 / コ 通所介護】を <u>あわせた</u> サービスの提供状況		
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/>	食
送迎の状況（3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
			※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。 〕

⑥【サ 介護予防通所リハビリテーション】 / 【シ 通所リハビリテーション】

<input type="checkbox"/>	【サ 介護予防通所リハビリテーション / シ 通所リハビリテーション】を <u>あわせた</u> サービスの提供状況		
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/>	食
送迎の状況（3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
			※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。 〕

⑦【チ 介護予防短期入所療養介護】 / 【ツ 短期入所療養介護】

		要支援1	要支援2	その他※1
実利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人
延べ利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

【チ 介護予防短期入所療養介護 / ツ 短期入所療養介護】を合わせたサービスの提供状況	
食事延べ提供数 (3月中)	<input type="text"/> 食
送迎の状況 (3月中)	送迎延べ実施回数 <input type="text"/> 回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数 <input type="text"/> 回
※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 [一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。]	

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

⑧【ナ 介護予防支援】 / 【ニ 居宅介護支援】

【ナ 介護予防支援】

	要支援1	要支援2	その他(認定申請中)
実利用者数(3月中)	人	人	人
うち新規の実利用者数(3月中)	人	人	人
うち居宅介護支援事業所に委託している実利用者数(3月中)	□ 人		

【ニ 居宅介護支援】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数(3月中)	人	人	人	人	人	人
うち新規の実利用者数(3月中)	人	人	人	人	人	人
介護予防支援事業所から受託している実利用者数(3月中)	□ 人					

※1: その他にはケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者的人数を記入して下さい。

【ナ 介護予防支援/ニ 居宅介護支援】を *あわせ* たサービスの提供状況

要介護認定調査の受託件数(3月中)	□ 件
住宅改修理由書の作成件数(3月中)	□ 件

⑨【又 夜間対応型訪問介護】

【又 夜間対応型訪問介護】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数(3月中)	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回
(3月中) うち定期巡回	回	回	回	回	回	回
うち随時訪問	回	回	回	回	回	回

※1: 非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

⑩【ネ 介護予防認知症対応型通所介護/ノ 認知症対応型通所介護】

【ネ 介護予防認知症対応型通所介護/ノ 認知症対応型通所介護】を *あわせ* たサービスの提供状況

食事延べ提供数(3月中)	□ 食	
送迎の状況(3月中)	送迎延べ実施回数 □ 回	※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。〕
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数 □ 回	

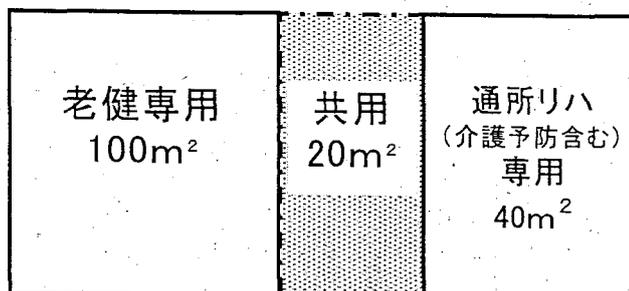
問2 療養室・設備等の状況

1 建築延べ面積		<input type="text"/> m ²						
2 介護老人保健施設(短期入所療養介護(介護予防含む)を含む)及び通所リハビリテーション(介護予防含む)、通所介護(介護予防含む)、認知症対応型通所介護(介護予防含む)の各施設・設備に係る延べ床面積								
	一般棟		認知症専門棟		通所リハビリテーション(介護予防含む)	通所介護(介護予防含む)	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	入所・通所共用部分 ^{※1} (再掲)
	室数	延べ床面積	室数	延べ床面積	延べ床面積	延べ床面積	延べ床面積	延べ床面積
① 4人室	室	m ²	室	m ²				
② 3人室	室	m ²	室	m ²				
③ 2人室	ユニット ^{※2}	室	室	m ²				
	上記以外	室	室	m ²				
④ 個室	ユニット ^{※2}	室	室	m ²				
	上記以外	室	室	m ²				
⑤ 診察室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑥ 機能訓練室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑦ 食堂		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑧ 談話室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑨ デイ・ルーム		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑩ レクリエーションルーム		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑪ 浴室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑫ 家族介護教室		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
⑬ その他ユニットケア用部分 ^{※2}		m ²		m ²				
3 通所リハビリテーション(介護予防含む)・通所介護(介護予防含む)・認知症対応型通所介護(介護予防含む)以外の居宅介護サービスに係る専用延べ床面積								
<input type="text"/> m ²								

※1：一般棟、認知症専門棟、通所部分の利用者が共用している諸室の延べ床面積を再掲して下さい。(詳細は記入要領を参照して下さい。)

※2：ユニットケアとは、療養室をいくつかのグループに分け、少数の療養室と食堂や談話スペース(居宅での居間に相当する)等によって一体的に構成された療養室環境(ユニット)によるケアをいいます。

食堂記入例：160m²の食堂のうち、100m²は老健(一般棟)専用、40m²は通所リハ(介護予防含む)専用、20m²は老健(一般棟)



○一般棟 → $\frac{120m^2}{=老健専用(100)+共用(20)}$

○通所部分 → $\frac{60m^2}{=通所リハ(介護予防含む)専用(40)+共用(20)}$

○入所・通所共用部分 → $\frac{20m^2}{}$

問3 職員配置

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単体会計 ⇒ 本問(問3)は回答不要です。 問4(10頁)へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記の計算式に式に従い、調査対象サービスに従事する職員数(平成23年3月末日時点)を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。
 ※ 介護支援専門員として従事している者は、1~19のいずれかに分類して記入して下さい。主として従事している職種を決めがたい場合は、1~19の数字の若い順で優先して記入して下さい。

職員配置 (平成23年3月末日現在)	常勤 (小数点1位まで)	非常勤 (小数点1位まで)
1 介護老人保健施設の管理者	. 人	. 人
2 その他介護保険事業の管理者	. 人	. 人
3 医師	. 人	. 人
4 看護師	. 人	. 人
5 准看護師	. 人	. 人
6 介護職員	. 人	. 人
7 うち介護福祉士	. 人	. 人
8 理学療法士	. 人	. 人
9 作業療法士	. 人	. 人
10 言語聴覚士	. 人	. 人
11 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	. 人	. 人
12 生活相談員	. 人	. 人
13 うち社会福祉士	. 人	. 人
14 福祉用具専門相談員	. 人	. 人
15 栄養士	. 人	. 人
16 うち管理栄養士	. 人	. 人
17 調理員	. 人	. 人
18 事務職員	. 人	. 人
19 その他	. 人	. 人
20 上記1~19のうち介護支援専門員(再掲)	. 人	. 人
21 上記1~19のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	. 人	. 人

【換算数の計算式】

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}}$$

〈※1ヶ月に数回の勤務である場合〉

$$\frac{\text{職員の1ヶ月の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4 (\text{週})}$$

※ 職員の勤務時間は実態に応じて、算出して下さい。管理者等の職種で、事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間によって算出して下さい。

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上して下さい。

問4 職員給与

下記に該当する場合は、口にチェック(☑)し、指示に従って下さい。

単体会計 ⇒ 調査対象サービスに従事する職員の換算人員(平成23年3月末日時点)と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、職員の換算人員(平成23年3月末日時点)と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。

※ 主として従事している職種を決めがたい場合は、1~19の数字の若い順で優先して記入して下さい。

平成23年3月分

職 種	常 勤				非 常 勤				
	換算 人員 人	給 料			実人員 人	換算 人員 人	給 料		
		百万	千	円			百万	千	円
1 介護老人福祉施設の管理者									
2 その他介護保険事業の管理者									
3 医師									
4 看護師									
5 准看護師									
6 介護職員									
7 うち介護福祉士									
8 理学療法士									
9 作業療法士									
10 言語聴覚士									
11 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師									
12 生活相談員									
13 うち社会福祉士									
14 福祉用具専門相談員									
15 栄養士									
16 うち管理栄養士									
17 調理員									
18 事務職員									
19 その他									
20 介護支援専門員(再掲)									
21 通勤手当(再掲)									
22 看護・介護職員に係る夜勤手当(再掲)									
23 賞与(年間支給額の1/12の額)									
24 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入(複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→ 掛け金額(平成22年度実績の1/12)							
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入	→ 掛け金額(平成22年度実績の1/12)							
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入	→ 掛け金額(平成22年度実績の1/12)							
	(4) その他共済制度に加入	→ 掛け金額(平成22年度実績の1/12)							
	(5) 退職給与引当金繰入の実施(上記(1)~(4)以外)	→ 退職給与引当金(平成22年度実績の1/12)							
	(6) 退職金として支出(平成22年度実績の1/12)								
25 法定福利費(事業主負担・平成22年度実績の1/12)									

問5 収支の状況

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに関する、(1) 収益(本頁) および (2) 費用等(13頁) について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、(1) 収益(本頁) および (2) 費用等(13頁) について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(1) 施設運営事業収益

		平成23年3月分												
科 目		金 額												
		百万	千	円										
I 施設運営事業収益	医業収益	計												
	介護報酬収益	計												
	1 施設介護料収入	小計												
	(1) 介護老人保健施設													
	(2) 介護療養型医療施設													
	2 居宅介護料収益	小計												
	(1) 訪問介護(介護予防含む)													
	(2) 訪問入浴介護(介護予防含む)													
	(3) 訪問看護(介護予防含む) (併設訪問看護ステーションを含まない)													
	(4) 訪問リハビリテーション(介護予防含む)													
	(5) 通所介護(介護予防含む)													
	(6) 通所リハビリテーション(介護予防含む)													
	(7) 福祉用具貸与(介護予防含む)													
	(8) 短期入所療養介護(介護予防含む)													
	(9) 居宅療養管理指導(介護予防含む)													
	(10) 夜間対応型訪問介護													
	(11) 認知症対応型通所介護(介護予防含む)													
	(12) 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)													
	(13) 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)													
	(14) その他収入((1)~(13)に該当しないもの)													
	3 居宅介護支援介護料収益	小計												
(1) 介護予防支援介護料収入 (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)														
(2) 居宅介護支援介護料収益														

科 目		金 額			
		百万	千	円	
I 施設運営事業収益	4 保険外の利用料による収益				
	小計				
	(1) 施設介護料収入				
	小計				
	ア 介護老人保健施設				
	イ 介護療養型医療施設				
	(2) 居宅介護サービス利用料収益				
	小計				
	ア 訪問介護（介護予防含む）				
	イ 訪問入浴介護（介護予防含む）				
	ウ 訪問看護（介護予防含む） （併設訪問看護ステーションを含まない）				
	エ 訪問リハビリテーション（介護予防含む）				
	オ 通所介護（介護予防含む）				
	カ 通所リハビリテーション（介護予防含む）				
	キ 福祉用具貸与（介護予防含む）				
	ク 短期入所療養介護（介護予防含む）				
	ケ 居宅療養管理指導（介護予防含む）				
	コ 夜間対応型訪問介護				
	サ 認知症対応型通所介護（介護予防含む）				
	シ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）				
	ス 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）				
セ その他の利用料収入（ア～スに該当しないもの）					
5 その他の事業収益					
小計					
(1) ホームヘルプサービス収益（障害者等）					
(2) 介護予防事業者からの委託に係る収入					
(3) 特定老人保健施設療養費					
(4) 介護報酬査定減	▲				
(5) 介護職員処遇改善交付金受入額					
(6) その他					
施設運営事業収益計（医業収益＋介護報酬収益）					

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(2) 費用等

表紙宛名ラベルの調査対象サービス及びそれと一体的に経営・会計を行っているサービスについて、使用している会計基準、指針に該当する口にチェック(☑)し、それぞれ指定の用紙に記入して下さい。

<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設会計・経理準則	⇒ (2) -A (13頁) に記入
<input type="checkbox"/> 病院会計準則	⇒ (2) -B (15頁) に記入

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる(半期・四半期など)支払い額の場合には、月額(1/12にする等)に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各支出費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

(2) -A		平成23年3月分			
科 目		金 額			
		百 万	千	円	
II 施設運営事業等費用	1 給与費				
	2 医薬品費				
	3 給食用材料費				
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費				
	5 その他の材料費				
	6 経費 計				
	ア 福利厚生費				
	イ 消耗品費				
	ウ 消耗器具備品費				
	エ 車両費				
	オ 光熱水費				
	カ 修繕費				
	キ 賃借料 小計				
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料(①~③に該当しないもの)				
	ク 保険料 小計				
	①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
	②その他の保険料				
ケ 租税公課					
コ 徴収不能損失					
サ その他の経費(ア~コに該当しないもの)					

(前頁からの続き)

科 目		金 額			
		百万	千	円	
Ⅱ 施設運営事業等費用	7 委託費 計				
	ア 患者用給食委託費				
	イ 送迎委託費				
	ウ 寝具類洗濯・賃貸委託費（病衣除く）				
	エ 清掃委託費				
	オ 各種器械保守委託費				
	カ その他の委託費（ア～オに該当しないもの）				
	8 研修費				
	9 減価償却費 計				
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
	イ 医療用器械設備減価償却費				
	ウ 車両船舶設備減価償却費				
	エ 特殊浴槽減価償却費				
	オ その他の減価償却費（ア～エに該当しないもの）				
10 本部費					
11 その他（1～10に該当しないもの）					
施設運営事業等費用計（1～11の合計）					
Ⅲ 施設運営事業外収益 計					
1 受取利息・配当金					
2 その他の施設運営事業外収益（1に該当しないもの）					
Ⅳ 施設運営事業外費用 計					
うち支払利息					
Ⅴ 特別損益 計					
1 特別利益					
2 特別損失					
うち法人税等					

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

ご回答ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

(2) -B		平成23年3月分			
科 目		金 額			
		百 万	千	円	
1	給与費				
2	医薬品費				
3	給食用材料費				
4	診療材料費・医療消耗器具備品費				
5	経費 計				
	ア 福利厚生費				
	イ 通信費				
	ウ 消耗品費				
	エ 消耗器具備品費				
	オ 車両費				
	カ 光熱水費				
	キ 修繕費				
	ク 賃借料 小計				
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料（①～③に該当しないもの）				
	ケ 保険料 小計				
	①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
	②その他の保険料（①に該当しないもの）				
	コ 租税公課				
	サ 徴収不能損失				
	シ その他の経費（ア～サに該当しないもの）				

II
医業・介護費用

(前頁からの続き)

科 目		金 額			
		百 万	千	円	
Ⅱ 医 業 ・ 介 護 費 用	6 委託費				
	計				
	ア 患者用給食委託費				
	イ 送迎委託費				
	ウ 寝具類洗濯・賃貸委託費（病衣除く）				
	エ 清掃委託費				
	オ 各種器械保守委託費				
	カ その他の委託費（ア～オに該当しないもの）				
	7 減価償却費				
	計				
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
	イ 医療用器械設備減価償却費				
	ウ 車両船舶設備減価償却費				
	エ 特殊浴槽減価償却費				
オ その他の減価償却費（ア～エに該当しないもの）					
8 本部費					
9 その他（1～8に該当しないもの）					
医業・介護費用計（1～9の合計）					
Ⅲ 医業・介護外収益					
計					
1 受取利息・配当金					
2 その他の医業・介護外収益（1に該当しないもの）					
Ⅳ 医業・介護外費用					
計					
うち支払利息					
Ⅴ 特別損益					
計					
1 特別利益					
2 特別損失					
Ⅵ 税金（年額）					

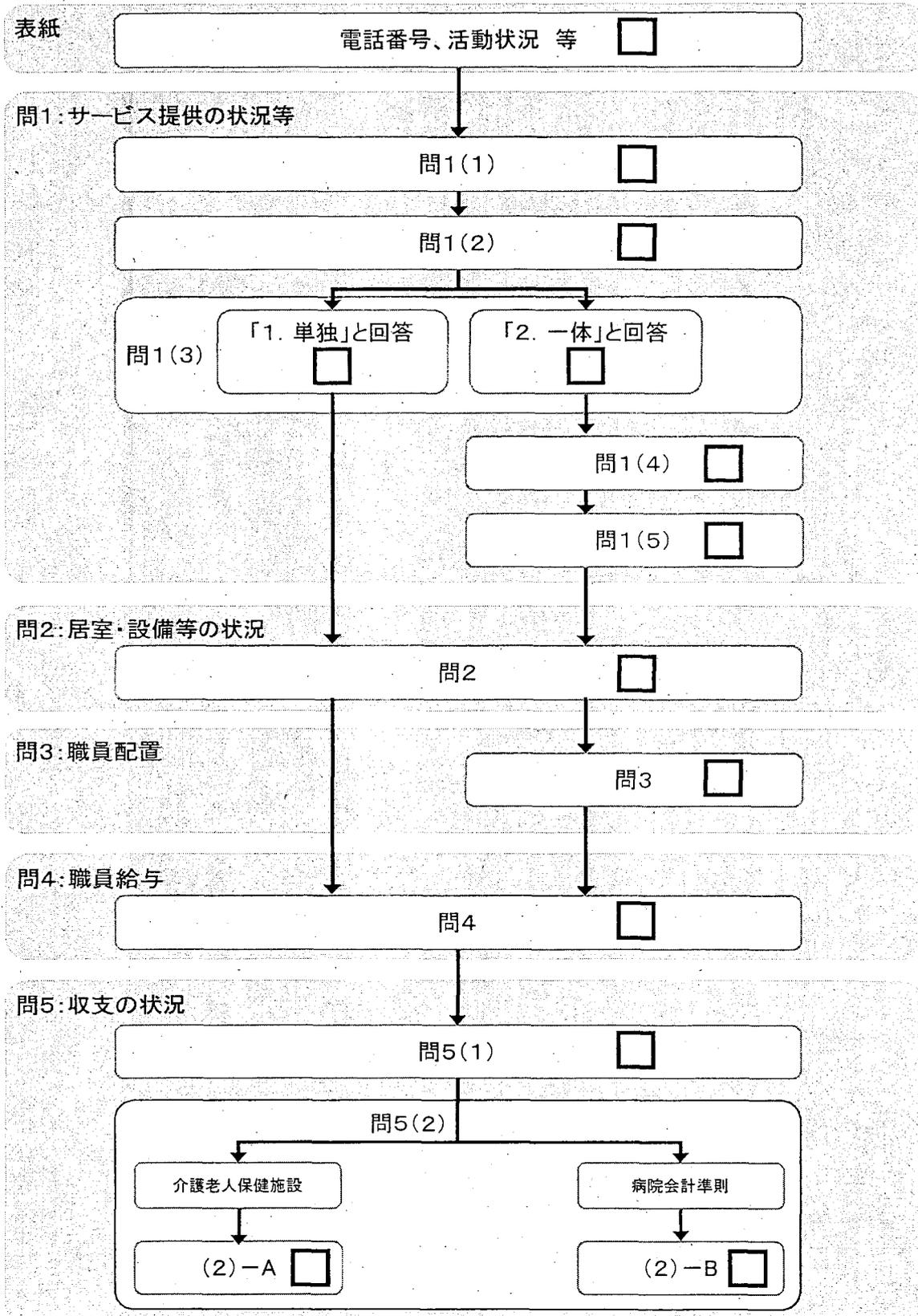
※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

ご回答ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

下記図の流れに従い、記入した質問にチェックし、記入漏れがないか確認して下さい。



質問は以上です。後日、調査事務局より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、お手数ですが記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして9月までお持ち下さい。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、4月30日までにポストに投函して下さい(切手は不要です)。

平成23年度 介護事業実態調査 (介護事業経営実態調査)

<介護療養型医療施設(病院・診療所)調査票>

平成23年4月調査

右に印字してある3つの項目は
必ずご確認ください。

誤りや訂正がございましたら、
恐れ入りますが朱書きで修正を
お願いいたします。

お手順をおかけしますが、下の①～⑤にご記入をお願いいたします。

- ① 電話番号 ()
- ② FAX番号 ()
- ③ Eメールアドレス @
- ④ 回答担当者 お名前 (役職)
- ⑤ 4月1日時点の調査対象サービスの活動状況

右のいずれかに
チェック☑を
お願いします

活動中

休止

廃止

内側へお進み下さい

今回の調査にご回答いただく必要はございません。
お手順ですがこのまま調査票をご返送下さい。

4月30日までにご投函をお願いします

返信いただく際には、調査票の裏表紙にあるチェックリストで
記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

【調査票にご記入いただく前に】

本調査票のご記入に当たっては、表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、表紙に記載されている調査対象サービス以外のサービスも行っている場合は、それらの会計を「単独」で行っているか「一体」で行っているかによって、ご記入いただく項目が異なりますので、以下にお示しする内容をお読みいただいた上で、ご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

表紙について

- 表紙に記載されているご住所、事業所名等に誤りや訂正がございましたら、朱書きで修正をお願いいたします。

問1について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、（4）（6）についてご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、（4）（6）についてご記入をお願いします。
- 「会計を単独で行っている」とは、複数の介護保険サービスを行っている場合に、それぞれの介護保険サービスの会計を区分していることをいいます。

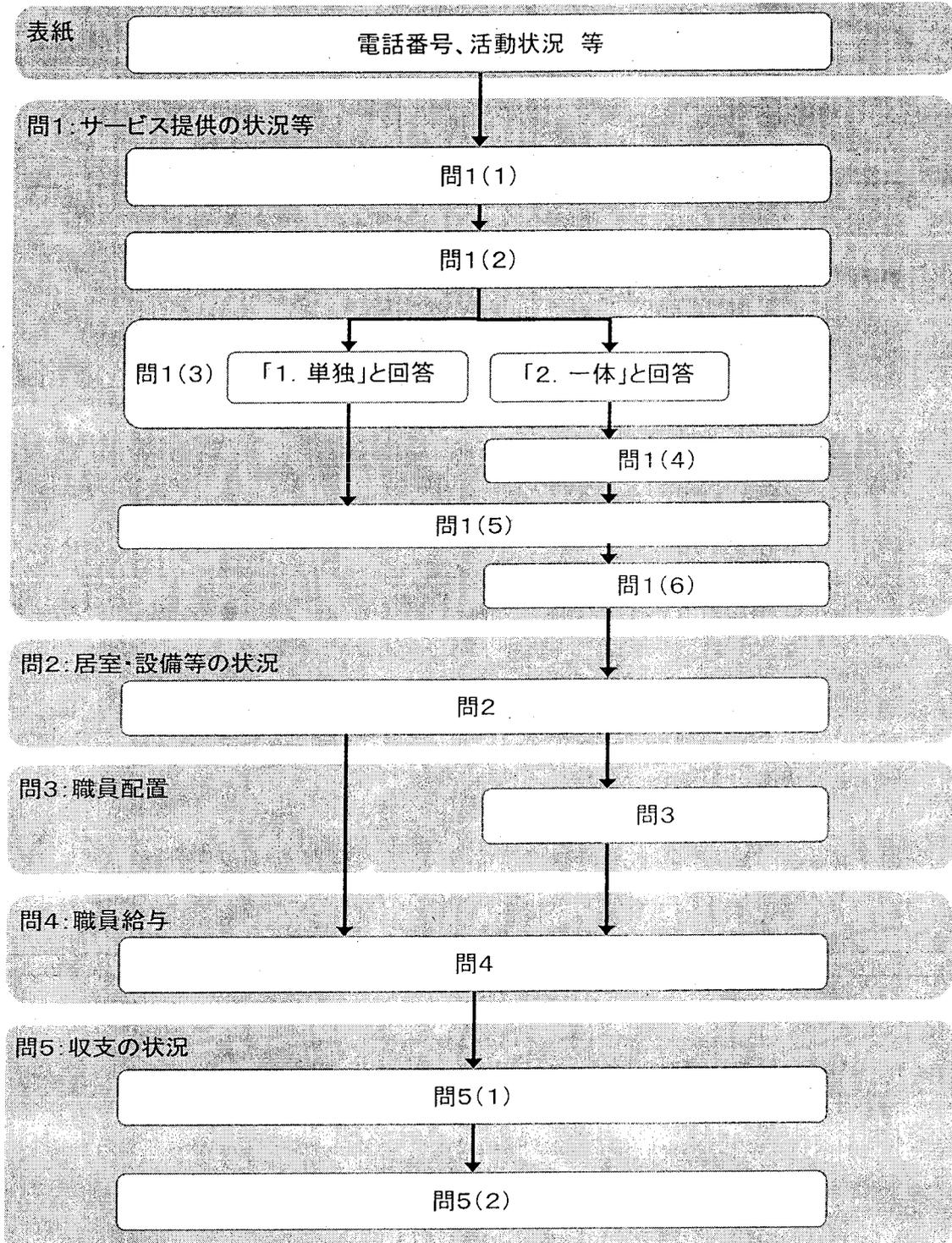
問3について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、ご記入をお願いします。

問5について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、調査対象サービスと会計を「一体」で行っているサービスがある場合は、それらについてもご記入をお願いします。

記入の流れ



問1 サービス提供の状況等（施設全体の概要）

(1) 事業所の開設年月を西暦で記入して下さい。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当するものを、下記より一つ選んで番号を記入して下さい。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 都道府県 | 5. 医療法人 | 8. 社団・財団法人 |
| 2. 市区町村 | 6. 社会福祉協議会 | 9. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) | 10. 1~9以外 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |

(3) 表紙に記入されている調査対象サービスにおける会計の区分状況について下記より選び、番号を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 調査対象サービス単独（調査対象サービスの収入・支出を把握）で会計を行っている |
| 2. 調査対象サービス以外のサービス等と一体的に会計を行っている |

(4) 下記の該当する項目の口にチェック（☑）し、それぞれ指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 問1（4）は記入不要です。（5）へ進んで下さい。

一会計 ⇒ 下記表に、調査対象サービスと一体的に会計を行っているサービスの事業所番号を記入して下さい。

サービスの種類	事業所番号
（居宅サービス）	
ア 介護予防訪問介護	
イ 訪問介護	
ウ 介護予防訪問入浴介護	
エ 訪問入浴介護	
オ 介護予防訪問看護	
カ 訪問看護	
キ 介護予防訪問リハビリテーション	
ク 訪問リハビリテーション	
ケ 介護予防通所介護	
コ 通所介護	
サ 介護予防通所リハビリテーション	
シ 通所リハビリテーション	
ス 介護予防福祉用具貸与	
セ 福祉用具貸与	
ソ 介護予防短期入所生活介護	
タ 短期入所生活介護	
チ 介護予防短期入所療養介護	
ツ 短期入所療養介護	
テ 介護予防特定施設入居者生活介護	
ト 特定施設入居者生活介護	
ナ 介護予防支援	
ニ 居宅介護支援	

（次頁へ続く）

(4) の続き

(地域密着型サービス)										
又	夜間対応型訪問介護									⇒(5)⑩も記入 ⇒(5)⑪も記入
ネ	介護予防認知症対応型通所介護									
ノ	認知症対応型通所介護									
ハ	介護予防小規模多機能型居宅介護									
ヒ	小規模多機能型居宅介護									
フ	介護予防認知症対応型共同生活介護									
ヘ	認知症対応型共同生活介護									
ホ	地域密着型特定施設入居者生活介護									
マ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									

(施設サービス)									
ミ	介護老人福祉施設								
ム	介護老人保健施設								
メ	介護療養型医療施設								

(5) 病院・診療所の状況

入院							
	病室数	病床数	在院者数 (3月末 日)	延べ在院者 数(3月 中)	食事延べ提供数(3月中)		
					食	うち療養 食・特別食	食
診療所全体	室	床	人	人	食		
うち 療養 病床	室	床			食		食
医療保険適用	室	床	人	人	食		食
外来(3月中)							
初診患者数			人				
再診患者延べ数			人				
休診日数			日				
食事延べ提供数 (3月中)			食				

(6) 下記の該当する項目の口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 問2 (8頁) に進んで下さい。(5) は記入不要です。

一会計 ⇒ まず①の調査対象サービスにチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。
②以降については、問1 (4) (1~2頁) で事業所番号を記入したサービスの口にチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。

① 【× 介護療養型医療施設】

【× 介護療養型医療施設】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 ^{*1}
延べ在院者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人
延べ外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護認定申請中の人を計上して下さい

② 【ア 介護予防訪問介護】 / 【イ 訪問介護】

【ア 介護予防訪問介護】

サービス提供延べ時間数 (3月中) 時間

【イ 訪問介護】

介護保険利用者へのサービス (3月中)

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等 乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

その他の利用者 (障害者等) へのサービス (3月中)

延べ訪問回数 回

訪問時間合計 時間

③ 【オ 介護予防訪問看護】 / 【カ 訪問看護】

【オ 介護予防訪問看護】

実利用者数 (3月中)	要支援1	要支援2	その他(認定申請中)
	人	人	人
(再掲) 健康保険法等による併給者数 ^{*1}	<input type="text"/> 人 → うち老人保健法による併給者数		<input type="text"/> 人
請求別訪問回数 (3月中)	延べ訪問回数		
	介護保険法による請求に 看護師、保健師	<input type="text"/> 回	
	准看護師	<input type="text"/> 回	
	夜間又は早朝 (再掲)	<input type="text"/> 回	深夜 (再掲) <input type="text"/> 回
	健康保険法による請求法等 ^{*1}	看護師、保健師 <input type="text"/> 回 → うち老人保健法	<input type="text"/> 回
	准看護師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法	<input type="text"/> 回

<input type="checkbox"/> 【カ 訪問看護】		※介護保険法の訪問看護のサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。				
実利用者数（3月中）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）
	人	人	人	人	人	人
（再掲）健康保険法等による併給者数※1		□ 人 → うち老人保健法による併給者数 □ 人				
請求別訪問回数（3月中）	介護保険法による請求法に	延べ訪問回数				
	看護師、保健師	□	回			
	准看護師	□	回			
	夜間又は早朝（再掲）	□	回	深夜（再掲）	□	回
等健康保険法等による請求※1	看護師、保健師	□	回 → うち老人保健法	□	回	
	准看護師	□	回 → うち老人保健法	□	回	

<input type="checkbox"/> 【その他の訪問看護のサービスの提供状況】		※介護保険法による訪問看護（介護予防含む）を一度も利用せず、健康保険法等のみによる訪問看護を利用する者の状況について記入して下さい。			
		健康保険法等	うち老人保健法	その他（自由契約等）	
実利用者数（3月中）		人	人	人	
健康保険法等による請求別訪問回数（3月）	看護師、保健師	□	回 → うち老人保健法	□	回
	准看護師	□	回 → うち老人保健法	□	回

※1：介護保険法の利用者のうち、3月中に急性増悪等の理由で健康保険法等による訪問看護を利用する者について計上して下さい。

④ 【キ 介護予防訪問リハビリテーション】 / 【ク 訪問リハビリテーション】

<input type="checkbox"/> 【キ 介護予防訪問リハビリテーション】		※介護保険法の介護予防訪問リハビリテーションのサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。			
		要支援1	要支援2	その他（認定申請中）	
延べ訪問回数（3月中）		□	回	□	回

<input type="checkbox"/> 【ク 訪問リハビリテーション】		※介護保険法の訪問リハビリテーションのサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）
延べ訪問回数（3月中）		□	回	□	回	□	回

<input type="checkbox"/> 【その他の訪問リハビリテーション】		※介護保険法による訪問リハビリテーションサービス（介護予防含む）を一度も利用せず、健康保険法等のみによる訪問リハビリテーションサービスを利用する者の状況について記入して下さい。			
		健康保険法等	うち老人保健法		
実利用者数（3月中）		人	人		
延べ訪問回数（3月中）		□	回	□	回

⑤【ケ 介護予防通所介護】／【コ 通所介護】

<input type="checkbox"/> 【ケ 介護予防通所介護／コ 通所介護】を <u>あわせて</u> サービスの提供状況			
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/>	食
送迎の状況 （3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
			※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 [一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。]

⑥【サ 介護予防通所リハビリテーション／シ 通所リハビリテーション】

<input type="checkbox"/> 【サ 介護予防通所リハビリテーション／シ 通所リハビリテーション】を <u>あわせて</u> サービスの提供状況			
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/>	食
送迎の状況 （3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
			※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 [一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。]

⑦【チ 介護予防短期入所療養介護】／【ツ 短期入所療養介護】

<input type="checkbox"/> 【チ 介護予防短期入所療養介護】			
	要支援1	要支援2	その他 ^{※1}
実利用者数 （3月中）	療養病床等を有する病院	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人
	基準適合診療所	人	人
延べ利用者数 （3月中）	療養病床等を有する病院	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人
	基準適合診療所	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

【ツ 短期入所療養介護】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※ 1
実利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

【子 介護予防短期入所療養介護／ツ 短期入所療養介護】を合わせたサービスの提供状況

食事延べ提供数 (3月中)	<input type="text"/>	食	
送迎の状況 (3月中)	送迎延べ実施回数 <input type="text"/> 回		※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。 〕
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数 <input type="text"/> 回		

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

⑧ 【介護予防居宅療養管理指導】 / 【居宅療養管理指導】

【介護予防居宅療養管理指導】

延べ利用者数 (3月中)	医師・歯科医師	<input type="text"/>	人
	薬剤師	<input type="text"/>	人
	管理栄養士	<input type="text"/>	人
	歯科衛生士等	<input type="text"/>	人

【居宅療養管理指導】

延べ利用者数 (3月中)	医師・歯科医師	<input type="text"/>	人
	薬剤師	<input type="text"/>	人
	管理栄養士	<input type="text"/>	人
	歯科衛生士等	<input type="text"/>	人

⑨ 【ナ 介護予防支援】 / 【二 居宅介護支援】

<input type="checkbox"/> 【ナ 介護予防支援】			
	要支援1	要支援2	その他（認定申請中）
実利用者数（3月中）	人	人	人
うち新規の実利用者数（3月中）	人	人	人
うち居宅介護支援事業所に委託している実利用者数（3月中）	<input type="text"/> 人		

<input type="checkbox"/> 【二 居宅介護支援】						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
うち新規の実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
介護予防支援事業所から受託している実利用者数（3月中）	<input type="text"/> 人					

※1：その他にはケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者の人数を記入して下さい。

【ナ 介護予防支援 / 二 居宅介護支援】を <i>あわせ</i> たサービスの提供状況	
要介護認定調査の受託件数（3月中）	<input type="text"/> 件
住宅改修理由書の作成件数（3月中）	<input type="text"/> 件

⑩ 【ヌ 夜間対応型訪問介護】

<input type="checkbox"/> 【ヌ 夜間対応型訪問介護】							
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1	
実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人	
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回	
(3月中)	うち定期巡回	回	回	回	回	回	
	うち随時訪問	回	回	回	回	回	

※1：非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

⑪ 【ネ 介護予防認知症対応型通所介護】 / 【ノ 認知症対応型通所介護】

<input type="checkbox"/> 【ネ 介護予防認知症対応型通所介護 / ノ 認知症対応型通所介護】 を <i>あわせ</i> たサービスの提供状況			
食事延べ提供数（3月中）	<input type="text"/> 食		
送迎の状況（3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回	
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回	

※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。
〔 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。 〕

問2 病室・設備等の状況

1 建築延べ面積	<input type="text"/> m ²			
2 介護療養型医療施設に係る延べ床面積等	※該当する設備がない場合には、「0」を記入して下さい。			
	介護保険適用		医療保険適用	
	室数	延べ床面積	室数	延べ床面積
A 病棟部門（入院患者と通所・外来患者で共用している諸室等を含めて記入して下さい）				
① 5人室以上	室	m ²	室	m ²
② 4人室	室	m ²	室	m ²
③ 3人室	室	m ²	室	m ²
④ 2人室	室	m ²	室	m ²
⑤ 個室	室	m ²	室	m ²
⑥ 機能訓練室	<input type="text"/> m ²			
⑦ 談話室	<input type="text"/> m ²			
⑧ 食堂	<input type="text"/> m ²			
⑨ 浴室	<input type="text"/> m ²			
⑩ シャワールーム	<input type="text"/> m ²			
⑪ その他	<input type="text"/> m ²			
病棟部門合計	<input type="text"/> m ²			
B 通所・外来部門（通所・外来患者だけで利用している諸室等を記入して下さい）				
	介護保険適用		医療保険適用	
① 通所専用面積※1	通所リハビリテーション (介護予防含む)	<input type="text"/> m ²	<input type="text"/> m ²	
	通所介護 (介護予防含む)	<input type="text"/> m ²		
	認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	<input type="text"/> m ²		
② 一般外来部・待合いホール	<input type="text"/> m ²		<input type="text"/> m ²	
③ その他	<input type="text"/> m ²			
外来・通所部門合計	<input type="text"/> m ²			
C 管理部門等				
① 給食部	<input type="text"/> m ²			
② その他	<input type="text"/> m ²			
管理部門等合計	<input type="text"/> m ²			
3 居宅サービスに係る専用延べ床面積※2	<input type="text"/> m ²			

※1：介護保険適用面積については、通所リハビリ（介護予防含む）、通所介護（介護予防含む）、認知症対応型通所介護（介護予防含む）の専用面積について記入し、医療保険適用面積については、重度認知症患者デイ・ケア、リハビリテーション、精神科作業療法、精神科デイ・ケア（ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアを含む）の専用面積について記入して下さい。
介護と医療で共用している諸室については、両者に重複して記入して下さい。

※2：「1建築延べ面積」のうち、通所以外の介護保険の居宅サービスについて、再掲で記入して下さい。

問3 職員配置

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 本問 (問3) は回答不要です。 問4 (10頁) へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記の計算式に従い、調査対象サービスに従事する職員数 (平成23年3月末日時点) を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。
 ※ 介護支援専門員として従事している者は、1~19のいずれかに分類して記入して下さい。主として従事している職種を決めがたい場合は、1~19の数字の若い順で優先して記入して下さい。

職員配置 (平成23年3月末日現在)	常勤 (小数点1位まで)	非常勤 (小数点1位まで)
1 病院・診療所の管理者	. 人	. 人
2 その他介護保険事業の管理者	. 人	. 人
3 医師	. 人	. 人
4 看護師	. 人	. 人
5 准看護師	. 人	. 人
6 介護職員	. 人	. 人
7 うち介護福祉士	. 人	. 人
8 理学療法士	. 人	. 人
9 作業療法士	. 人	. 人
10 言語聴覚士	. 人	. 人
11 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	. 人	. 人
12 生活相談員	. 人	. 人
13 うち社会福祉士	. 人	. 人
14 福祉用具専門相談員	. 人	. 人
15 栄養士	. 人	. 人
16 うち管理栄養士	. 人	. 人
17 調理員	. 人	. 人
18 事務職員	. 人	. 人
19 その他	. 人	. 人
20 上記1~19のうち介護支援専門員 (再掲)	. 人	. 人
21 上記1~19のうち訪問介護のサービス提供責任者 (再掲)	. 人	. 人

【換算数の計算式】

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}}$$

<※1ヶ月に数回の勤務である場合>

$$\frac{\text{職員の1ヶ月の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4 \text{ (週)}}$$

※ 職員の勤務時間は実態に応じて、算出して下さい。管理者等の職種で、事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間によって算出して下さい。

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上して下さい。

問4 職員給与

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単体会計 ⇒ 調査対象サービスに従事する職員の換算人員 (平成23年3月末日時点) と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、職員の換算人員 (平成23年3月末日時点) と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。
 ※ 主として従事している職種を決めたい場合は、1~19の数字の若い順で優先して記入して下さい。

平成23年3月分

職 種	常 勤				非 常 勤				
	換算人員 人	給 料 百 万 千 円			実人員 人	換算人員 人	給 料 百 万 千 円		
1 病院・診療所の管理者									
2 その他介護保険事業の管理者									
3 医師									
4 看護師									
5 准看護師									
6 介護職員									
7 うち介護福祉士									
8 理学療法士									
9 作業療法士									
10 言語聴覚士									
11 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師									
12 生活相談員									
13 うち社会福祉士									
14 福祉用具専門相談員									
15 栄養士									
16 うち管理栄養士									
17 調理員									
18 事務職員									
19 その他									
20 介護支援専門員 (再掲)									
21 通勤手当 (再掲)									
22 看護・介護職員に係る夜勤手当 (再掲)									
23 賞与 (年間支給額の1/12の額)					換算人員 人				
24 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入 (複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→ 掛け金額 (平成22年度実績の1/12)							
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入	→ 掛け金額 (平成22年度実績の1/12)							
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入	→ 掛け金額 (平成22年度実績の1/12)							
	(4) その他共済制度に加入	→ 掛け金額 (平成22年度実績の1/12)							
	(5) 退職給与引当金繰入の実施 (上記(1)~(4)以外)	→ 退職給与引当金 (平成22年度実績の1/12)							
	(6) 退職金として支出 (平成22年度実績の1/12)								
25 法定福利費 (事業主負担・平成22年度実績の1/12)									

問5 収支の状況

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに関する、(1) 医業・介護収益(本頁) および (2) 医業・介護費用等(13頁) について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、(1) 事業収入(本頁) および (2) 事業支出等(13頁) について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(1) 医業・介護収益

平成23年3月分

科 目	金 額		
	百万	千	円
医業収益			
介護報酬収益			
計			
1 施設介護料収入			
小計			
(1) 介護老人保健施設			
(2) 介護療養型医療施設			
2 居宅介護料収益			
小計			
(1) 訪問介護(介護予防含む)			
(2) 訪問入浴介護(介護予防含む)			
(3) 訪問看護(介護予防含む) (併設訪問看護ステーションを含まない)			
(4) 訪問リハビリテーション(介護予防含む)			
(5) 通所介護(介護予防含む)			
(6) 通所リハビリテーション(介護予防含む)			
(7) 福祉用具貸与(介護予防含む)			
(8) 短期入所療養介護(介護予防含む)			
(9) 居宅療養管理指導(介護予防含む)			
(10) 夜間対応型訪問介護			
(11) 認知症対応型通所介護(介護予防含む)			
(12) 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)			
(13) 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)			
(14) その他の収益((1)~(13)に該当しないもの)			
3 居宅介護支援介護料収益			
小計			
(1) 介護予防支援介護料収入 (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)			
(2) 居宅介護支援介護料収益			

I
医業・介護収益

科 目	金 額			
	百万	千	円	
4 保険外の利用料による収益				
小計				
(1) 施設介護料収入				
小計				
ア 介護老人保健施設				
イ 介護療養型医療施設				
(2) 居宅介護サービス利用料収益				
小計				
ア 訪問介護（介護予防含む）				
イ 訪問入浴介護（介護予防含む）				
ウ 訪問看護（介護予防含む） （併設訪問看護ステーションを含まない）				
エ 訪問リハビリテーション（介護予防含む）				
オ 通所介護（介護予防含む）				
カ 通所リハビリテーション（介護予防含む）				
キ 福祉用具貸与（介護予防含む）				
ク 短期入所療養介護（介護予防含む）				
ケ 居宅療養管理指導（介護予防含む）				
コ 夜間対応型訪問介護				
サ 認知症対応型通所介護（介護予防含む）				
シ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）				
ス 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）				
セ その他の利用料収益（ア～スに該当しないもの）				
5 その他の事業収益				
小計				
(1) ホームヘルプサービス収益（障害者等）				
(2) 介護予防事業者からの委託に係る収入				
(3) 特定老人保健施設療養費				
(4) 介護報酬査定減 ▲				
(5) 介護職員処遇改善交付金受入額				
(6) その他				
収益計（医業収益＋介護報酬収益）				

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

(2) 医業・介護費用

平成23年3月分

科 目		金 額			
		百万	千	円	
II 医業・介護費用	1 給与費				
	2 医薬品費				
	3 給食用材料費				
	4 診療材料費・医療消耗器具備品費				
	5 経費				
	ア 福利厚生費				
	イ 通信費				
	ウ 消耗品費				
	エ 消耗器具備品費				
	オ 車両費				
	カ 光熱水費				
	キ 修繕費				
	ク 賃借料				
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料（①～③に該当しないもの）				
	ケ 保険料				
	①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
	②その他の保険料（①に該当しないもの）				
コ 租税公課					
サ 徴収不能損失					
シ その他の経費（ア～サに該当しないもの）					

科 目		金 額			
		百万	千	円	
Ⅱ 医業・ 介護費用	6 委託費 計				
	ア 患者用給食委託費				
	イ 送迎委託費				
	ウ 寝具類洗濯・賃貸委託費（病衣除く）				
	エ 清掃委託費				
	オ 各種器械保守委託費				
	カ その他の委託費（ア～オに該当しないもの）				
	7 減価償却費 計				
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
	イ 医療用器械設備減価償却費				
ウ 車両船舶設備減価償却費					
エ 特殊浴槽減価償却費					
オ その他の減価償却費（ア～エに該当しないもの）					
8 本部費					
9 その他（1～8に該当しないもの）					
医業・介護費用計（1～9の合計）					
Ⅲ 医業・介護外収益 計					
1 受取利息・配当金					
2 その他の医業・介護外収益（1に該当しないもの）					
Ⅳ 医業・介護外費用 計					
うち支払利息					
Ⅴ 特別損益 計					
1 特別利益					
2 特別損失					
Ⅵ 税金（年額）					

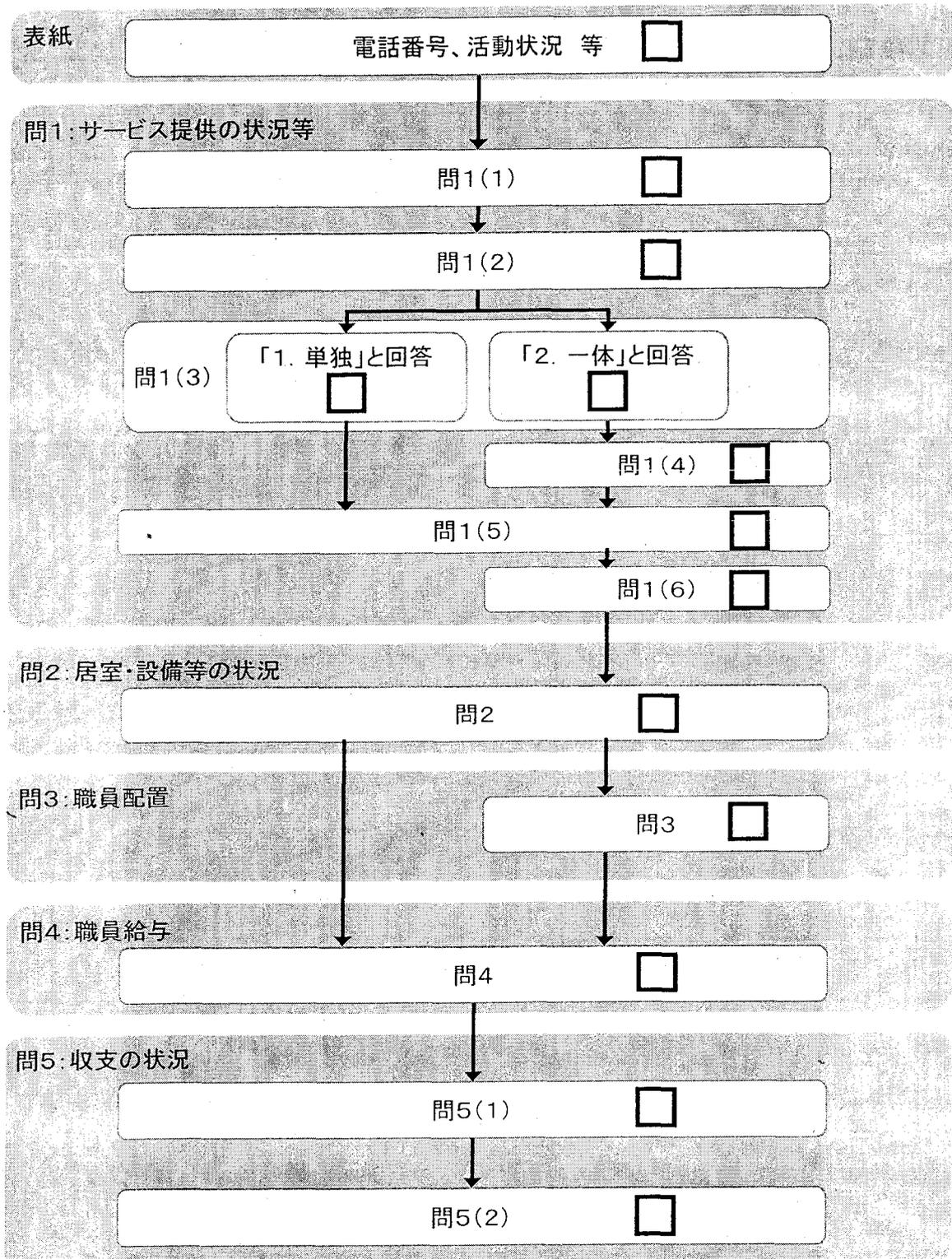
※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

ご回答ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

下記図の流れに従い、記入した質問にチェックし、記入漏れがないか確認して下さい。



質問は以上です。後日、調査事務局より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、お手数ですが記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして9月までお持ち下さい。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、4月30日までにポストに投函して下さい(切手は不要です)。

平成23年度 介護事業実態調査

(介護事業経営実態調査)

<居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票> (介護予防含む)(福祉関係)

平成23年4月調査

右に印字してある3つの項目は、必ずご確認ください。

誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願いいたします。

お手数をおかけしますが、下の①～⑤にご記入をお願いいたします。

- ① 電話番号 ()
- ② FAX番号 ()
- ③ Eメールアドレス @
- ④ 回答担当者 お名前 (役職)
- ⑤ 4月1日時点の調査対象サービスの活動状況

右のいずれかに
チェック☑を
お願いします

活動中

休止

廃止

内側へお進み下さい

今回の調査にご回答いただく必要はございません。
お手数ですがこのまま調査票をご返送下さい。

4月30日までにご投函をお願いします

返信いただく際には、調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

【調査票にご記入いただく前に】

本調査票のご記入に当たっては、表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、表紙に記載されている調査対象サービス以外のサービスも行っている場合は、それらの会計を「単独」で行っているか「一体」で行っているかによって、ご記入いただく項目が異なりますので、以下にお示しする内容をお読みいただいた上で、ご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

表紙について

- 表紙に記載されているご住所、事業所名等に誤りや訂正がございましたら、朱書きで修正をお願いいたします。

問1について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、（４）（５）についてご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、（４）（５）についてご記入をお願いします。
- 「会計を単独で行っている」とは、複数の介護保険サービスを行っている場合に、それぞれの介護保険サービスの会計を区分していることをいいます。

問2について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、お手数ですが、ご記入をお願いします。

問3について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、ご記入をお願いします。

問5について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、調査対象サービスと会計を「一体」で行っているサービスがある場合は、それらについてもご記入をお願いします。

- なお、「（２）事業支出等」につきましては、貴施設で使用している会計基準、指針に該当する箇所についてご記入下さい。なお、該当する会計基準等が無い場合は、「（２）-A 事業支出等：指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」に沿ってご記入をお願いします。

■ 「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」に基づいた会計を行っている場合

- ⇒ 問5（１）事業収入
問5（２）-A 事業支出等：指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針
- へのご記入をお願いします

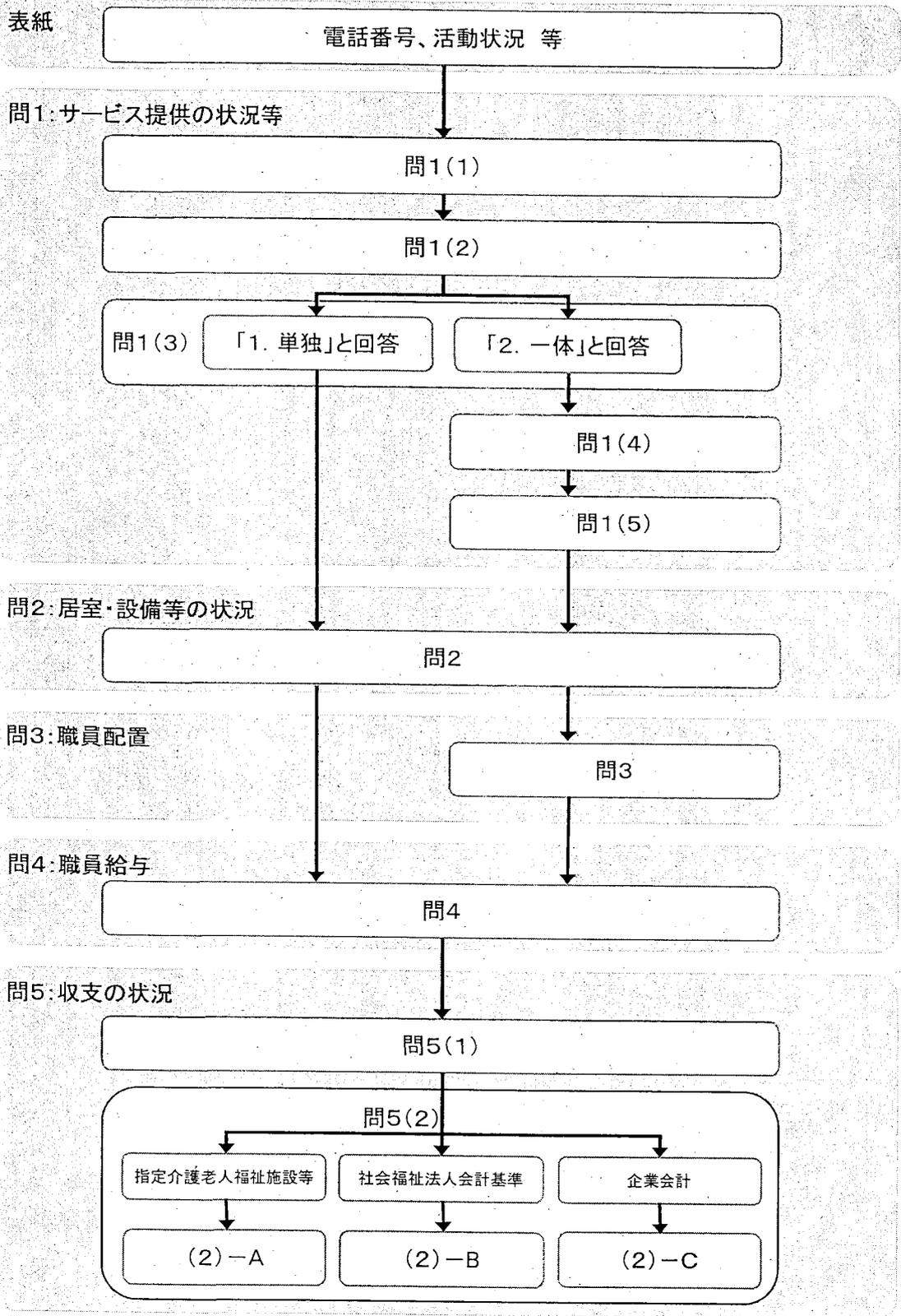
■ 「社会福祉法人会計基準」に基づいた会計を行っている場合

- ⇒ 問5（１）事業収入
問5（２）-B 事業支出等：社会福祉法人会計基準
- へのご記入をお願いします

■ 「企業会計」に基づいた会計を行っている場合

- ⇒ 問5（１）事業収入
問5（２）-C 事業支出等：企業会計
- へのご記入をお願いします

記入の流れ



問1 サービス提供の状況等（事業所全体の概要）

(1) 事業所の開設年月を西暦で記入して下さい。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当するものを、下記より一つ選んで番号を記入して下さい。

- | | | |
|----------------------|------------------|--------------------|
| 1. 都道府県 | 6. 医療法人 | 10. 営利法人 |
| 2. 市区町村 | 7. 社団・財団法人 | 11. 特定非営利活動法人(NPO) |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 8. 農業協同組合及び連合会 | 12. その他の法人 |
| 4. 社会福祉協議会 | 9. 消費生活協同組合及び連合会 | 13. 1~12以外 |
| 5. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） | | |

(3) 表紙に記入されている調査対象サービスにおける会計の区分状況について
下記より選び、番号を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 調査対象サービス単独（調査対象サービスの収入・支出を把握）で会計を行っている |
| 2. 調査対象サービス以外のサービス等と一体的に会計を行っている |

(4) 下記の該当する項目の口にチェック（☑）し、それぞれ指示に従って下さい。

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 単独会計 ⇒ 問1（4）は記入不要です。問1（5）のうち調査対象サービスの欄に記入後、問2（6頁）へ進んで下さい。 |
| <input type="checkbox"/> | 一体会計 ⇒ 下記表に、調査対象サービスと一体的に会計を行っているサービスの事業所番号を記入して下さい。 |

サービスの種類	事業所番号
（居宅サービス）	
ア 介護予防訪問介護	
イ 訪問介護	
ウ 介護予防訪問入浴介護	
エ 訪問入浴介護	
オ 介護予防訪問看護	
カ 訪問看護	
キ 介護予防訪問リハビリテーション	
ク 訪問リハビリテーション	
ケ 介護予防通所介護	
コ 通所介護	
サ 介護予防通所リハビリテーション	
シ 通所リハビリテーション	
ス 介護予防福祉用具貸与	
セ 福祉用具貸与	
ソ 介護予防短期入所生活介護	
タ 短期入所生活介護	
チ 介護予防短期入所療養介護	
ツ 短期入所療養介護	
テ 介護予防特定施設入居者生活介護	
ト 特定施設入居者生活介護	
ナ 介護予防支援	
ニ 居宅介護支援	

（次頁へ続く）

(4) の続き

(地域密着型サービス)											
又	夜間対応型訪問介護										⇒(5)⑦も記入
ネ	介護予防認知症対応型通所介護										⇒(5)⑧も記入
ノ	認知症対応型通所介護										
ハ	介護予防小規模多機能型居宅介護										
ヒ	小規模多機能型居宅介護										
フ	介護予防認知症対応型共同生活介護										
ヘ	認知症対応型共同生活介護										
ホ	地域密着型特定施設入居者生活介護										⇒(5)④も記入
マ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										⇒(5)⑥も記入

(施設サービス)											
ミ	介護老人福祉施設										⇒(5)⑥も記入
ム	介護老人保健施設										
メ	介護療養型医療施設										

(5) 下記の該当する項目の口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 調査対象サービスにチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入し、問2 (6頁) に進んで下さい。

一会会計 ⇒ 問1 (4) (1~2頁) で事業所番号を記入したサービスの口にチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。

①【ア 介護予防訪問介護】 / 【イ 訪問介護】

【ア 介護予防訪問介護】

サービス提供延べ時間数 (3月中) 時間

【イ 訪問介護】

介護保険利用者へのサービス (3月中)

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等 乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	<input type="text"/> 回				
類型別延べ訪問時間数	<input type="text"/> 時間				

その他の利用者 (障害者等) へのサービス (3月中)

延べ訪問回数	<input type="text"/> 回
訪問時間合計	<input type="text"/> 時間

②【ケ 介護予防通所介護】 / 【コ 通所介護】

【ケ 介護予防通所介護 / コ 通所介護】を あわせ たサービスの提供状況

食事延べ提供数 (3月中)	<input type="text"/> 食	
送迎の状況 (3月中)	送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回
		※一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。〕

③【ソ 介護予防短期入所生活介護】 / 【タ 短期入所生活介護】

【ソ 介護予防短期入所生活介護 / タ 短期入所生活介護】を あわせ たサービスの提供状況

食事延べ提供数 (3月中)	<input type="text"/> 食	※空床型のサービスも含めて記入して下さい。
送迎の状況 (3月中)	送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回
		※一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。〕

④ 【テ 介護予防特定施設入居者生活介護】 / 【ト 特定施設入居者生活介護】 / 【ホ 地域密着型特定施設入居者生活介護】

<input type="checkbox"/> 【テ 介護予防特定施設入居者生活介護】			
	要支援1	要支援2	その他（認定申請中）
延べ利用者数（3月中）	人	人	人

<input type="checkbox"/> 【ト 特定施設入居者生活介護】						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）
延べ利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人

<input type="checkbox"/> 【ホ 地域密着型特定施設入居者生活介護】						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）
延べ利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人

⑤ 【ナ 介護予防支援】 / 【ニ 居宅介護支援】

<input type="checkbox"/> 【ナ 介護予防支援】			
	要支援1	要支援2	その他（認定申請中）
実利用者数（3月中）	人	人	人
うち新規の実利用者数（3月中）	人	人	人
うち居宅介護支援事業所に委託している実利用者数（3月中）	□ 人		

<input type="checkbox"/> 【ニ 居宅介護支援】						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
うち新規の実利用者数（3月中）	人	人	人	人	人	人
介護予防支援事業所から受託している実利用者数（3月中）	□ 人					

※1：その他にはケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者的人数を記入して下さい。

【ナ 介護予防支援 / ニ 居宅介護支援】を <u>あわせた</u> サービスの提供状況	
要介護認定調査の受託件数（3月中）	□ 件
住宅改修理由書の作成件数（3月中）	□ 件

⑥【ミ 介護老人福祉施設】 / 【マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<input type="checkbox"/> 【ミ 介護老人福祉施設】						
施設サービス利用者数	※短期入所生活介護（空床型）の利用者については、ここに含めず に、 次ページ「④【ソ. 介護予防短期入所生活介護/タ. 短期入所生活 介護】」に含めて記入して下さい。					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人
延べ入院、外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人

※1：非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

<input type="checkbox"/> 【マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】						
施設サービス利用者数	※短期入所生活介護（空床型）の利用者については、ここに含めず に、 次ページ「④【ソ. 介護予防短期入所生活介護/タ. 短期入所生活 介護】」に含めて記入して下さい。					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人
延べ入院、外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人

※1：非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

<input type="checkbox"/> 【ミ 介護老人福祉施設/マ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 を合わせたサービスの提供状況	
施設サービス提供数	※短期入所生活介護（空床型）の利用者については、ここに含めず に、 次ページ「④【ソ. 介護予防短期入所生活介護/タ. 短期入所生活 介護】」に含めて記入して下さい。
食事 (3月中)	食事延べ提供数 <input type="text"/> 食
	うち療養食延べ提供数 <input type="text"/> 食

⑦【又 夜間対応型訪問介護】

<input type="checkbox"/> 【又 夜間対応型訪問介護】						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数 (3月中)	回	回	回	回	回	回
	うち定期巡回	回	回	回	回	回
	うち随時訪問	回	回	回	回	回

※1：非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

⑧ 【ネ 介護予防認知症対応型通所介護】 / 【ノ 認知症対応型通所介護】

<input checked="" type="checkbox"/> 【ネ 介護予防認知症対応型通所介護 / ノ 認知症対応型通所介護】 を合わせたサービスの提供状況			
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/>	食
送迎の状況 （3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/>	回
※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。			

問2 サービスに係る専用延べ床面積

諸室面積		合計	医療等の介護保険以外の事業	介護保険事業	
				合計	うち、調査対象サービス
建物床面積	専用	m ²	m ²	m ²	m ²
	共用	m ²	m ²	m ²	m ²

問3 職員配置

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単体会計 ⇒ 本問 (問3) は記入不要です。 問4 (8頁) へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記の計算式に従い、調査対象サービスに従事する職員数 (平成23年3月末日時点) を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。
 ※ 介護支援専門員として従事している者は、1~20のいずれかに分類して記入して下さい。主として従事している職種を決めたい場合は、1~20の数字の若い順で優先して記入して下さい。

職員配置 (平成23年3月末日現在)	常勤 (小数点1位まで)	非常勤 (小数点1位まで)
1 特定施設入居者生活介護 (介護予防含む) の管理者	. 人	. 人
2 地域密着型特定施設入居者生活介護の管理者	. 人	. 人
3 その他介護保険事業の管理者	. 人	. 人
4 医師	. 人	. 人
5 看護師	. 人	. 人
6 准看護師	. 人	. 人
7 介護職員	. 人	. 人
8 うち介護福祉士	. 人	. 人
9 理学療法士	. 人	. 人
10 作業療法士	. 人	. 人
11 言語聴覚士	. 人	. 人
12 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	. 人	. 人
13 生活相談員	. 人	. 人
14 うち社会福祉士	. 人	. 人
15 福祉用具専門相談員	. 人	. 人
16 栄養士	. 人	. 人
17 うち管理栄養士	. 人	. 人
18 調理員	. 人	. 人
19 事務職員	. 人	. 人
20 その他	. 人	. 人
21 上記1~20のうち介護支援専門員 (再掲)	. 人	. 人
22 上記1~20のうち訪問介護のサービス提供責任者 (再掲)	. 人	. 人

【換算数の計算式】

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}}$$

〈※1ヶ月に数回の勤務である場合〉

$$\frac{\text{職員の1ヶ月の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4 (\text{週})}$$

※ 職員の勤務時間は実態に応じて、算出して下さい。管理者等の職種で、事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間によって算出して下さい。

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上して下さい。

問4 職員給与

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに従事する職員の換算人員（平成23年3月末日時点）と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、職員の換算人員（平成23年3月末日時点）と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。

※ 主として従事している職種を決めがたい場合は、1～21の数字の若い順で優先して記入して下さい。

平成23年3月分

職 種	常 勤				非 常 勤				
	換算人員 人	給 料 百 万 千 円			実人員 人	換算人員 人	給 料 百 万 千 円		
1 特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の管理者									
2 地域密着型特定施設入居者生活介護の管理者									
3 その他介護保険事業の管理者									
4 医師									
5 看護師									
6 准看護師									
7 介護職員									
8 うち介護福祉士									
9 理学療法士									
10 作業療法士									
11 言語聴覚士									
12 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師									
13 生活相談員									
14 うち社会福祉士									
15 福祉用具専門相談員									
16 栄養士									
17 うち管理栄養士									
18 調理員									
19 事務職員									
20 その他									
21 介護支援専門員（再掲）									
22 通勤手当（再掲）									
23 看護・介護職員に係る夜勤手当（再掲）									
24 賞与（年間支給額の1/12の額）					換算人員 人				
25 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入（複数回答可）	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）							
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）							
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）							
	(4) その他共済制度に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）							
	(5) 退職給与引当金繰入の実施（上記(1)～(4)以外）	→ 退職給与引当金（平成22年度実績の1/12）							
	(6) 退職金として支出（平成22年度実績の1/12）								
26 法定福利費（事業主負担・平成22年度実績の1/12）									

問5 収支の状況

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに関する、(1) 事業収入(本頁)および(2) 事業支出等(11頁)について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、(1) 事業収入(本頁)および(2) 事業支出等(11頁)について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(1) 事業収入

		平成23年3月分			
科 目		金 額		百 万 千 円	
I 事業 活動 収入	1 介護老人福祉施設介護サービス収入 計				
	(1) 介護老人福祉施設				
	うち空床利用の短期入所生活介護(介護予防を含む)の介護料収入及び利用者等利用料収入				
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設				
	うち空床利用の短期入所生活介護(介護予防を含む)の介護料収入及び利用者等利用料収入				
	2 居宅介護サービス収入 計				
	(1) 訪問介護(介護予防を含む)				
	(2) 訪問入浴介護(介護予防を含む)				
	(3) 通所介護(介護予防を含む)				
	(4) 福祉用具貸与(介護予防を含む)				
	(5) 短期入所生活介護(介護予防を含む)				
	(6) 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)				
	(7) 夜間対応型訪問介護				
	(8) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)				
(9) 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)					
(10) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)					
(11) 地域密着型特定施設入居者生活介護					
(12) その他の居宅介護サービス収入					
3 居宅介護支援介護料収入 計					
(1) 介護予防支援介護料収入(介護予防支援事業者からの委託料は含まない)					
(2) 居宅介護支援介護料収入					

(前頁からの続き)

科 目	金 額			
	百万	千	円	
4 保険外の利用料による収入				
計				
(1) 介護老人福祉施設介護サービス収入				
ア 介護老人福祉施設				
イ 地域密着型介護老人福祉施設				
(2) 居宅介護サービス利用料収入				
ア 訪問介護（介護予防を含む）				
イ 訪問入浴介護（介護予防を含む）				
ウ 通所介護（介護予防を含む）				
エ 福祉用具貸与（介護予防を含む）				
オ 短期入所生活介護（介護予防を含む）				
カ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）				
キ 夜間対応型訪問介護				
ク 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）				
ケ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）				
コ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）				
サ 地域密着型特定施設入居者生活介護				
シ その他の居宅介護サービス利用料収入				
(3) 管理費収入				
うち特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の保険外の利用料に係る収入				
(4) その他の利用料収入				
5 その他の事業収入				
計				
(1) 補助金収入				
(2) 市町村特別事業収入				
(3) 受託収入				
(4) 介護職員処遇改善交付金受入額				
(5) その他				
6 その他の収入				
計				
(1) 入居金収入				
うち特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の保険外の利用料に係る収入				
(2) 介護予防支援事業者からの委託に係る収入				
(3) 障害者等のホームヘルプサービス収入				
(4) その他				
7 国庫補助金等特別積立金取崩額				
8 介護報酬査定減				
▲				
事業活動収入計				

事業活動収入

(2) 事業支出等

表紙宛名ラベルの調査対象サービス及びそれと一体的に経営・会計を行っているサービスについて、使用している会計基準、指針に該当する口にチェック(☑)し、それぞれ指定の用紙に記入して下さい。

<input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	⇒ (2) -A (11頁) に記入
<input type="checkbox"/> 社会福祉法人会計基準	⇒ (2) -B (13頁) に記入
<input type="checkbox"/> 企業会計	⇒ (2) -C (15頁) に記入

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる(半期・四半期など)支払い額の場合には、月額(1/12にする等)に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各支出費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

(2) -A		平成23年6月分			
科 目		金 額			
		百 万	千	円	円
Ⅱ 事業活動支出	1 人件費				
	2 経費				
	(1) 直接介護支出				
	ア 給食材料費				
	イ 介護用品費				
	ウ 消耗器具備品費				
	エ 車両費				
	オ 光熱水費				
	カ 燃料費				
	キ その他の直接介護支出(ア～カに該当しないもの)				
	(2) 一般管理支出				
	ア 福利厚生費				
	イ 旅費交通費				
	ウ 研修費				
	エ 通信運搬費				
	オ 事務消耗品費				
	カ 印刷製本費				
	キ 広報費				
ク 修繕費					
ケ 保守料					

(前頁からの続き)

科 目		金 額			
		百万	千	円	
II 事業活動支出	コ 賃借料				
	小計				
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料 (①～③に該当しないもの)				
	サ 保険料				
	小計				
	①自動車保険料 (自動車損害賠償責任保険料含む)				
	②その他の保険料 (①に該当しないもの)				
	シ 租税公課				
	ス 委託費				
	小計				
	①給食委託費				
	②送迎委託費				
③清掃委託費					
④その他の委託費 (①～③に該当しないもの)					
セ 雑費					
ソ その他の一般管理支出 (ア～セに該当しないもの)					
3 減価償却費					
計					
ア 建物及び建物付属設備減価償却費					
イ 車両船舶設備減価償却費					
ウ 特殊浴槽減価償却費					
エ その他の減価償却費 (ア～ウに該当しないもの)					
4 徴収不能額					
5 その他 (1～4に該当しないもの)					
事業活動支出計 (1～5の合計)					
III 事業活動外収入					
計					
うち借入金利息補助金収入					
IV 事業活動外支出					
計					
うち借入金利息					
V 特別収入					
VI 特別支出					
計					
うち会計区分外繰入金支出					
うち法人本部に帰属する経費：役員報酬等					
うち法人税等					

ご記入ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

(2) -B		平成23年3月分			
科 目		金 額			
		百 万	千	円	
Ⅱ 事業活動支出	1 人件費支出				
	2 事務費支出（ア～チの合計）				
	ア 福利厚生費				
	イ 旅費交通費				
	ウ 研修費				
	エ 消耗品費				
	オ 器具什器費				
	カ 印刷製本費				
	キ 水道光熱費				
	ク 燃料費				
	ケ 修繕費				
	コ 通信運搬費				
	サ 広報費				
	シ 業務委託費	小計			
	①給食委託費				
	②送迎委託費				
	③清掃委託費				
	④その他の委託費（①～③に該当しないもの）				
	ス 損害保険料	小計			
	①自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）				
②その他の保険料（①に該当しないもの）					
セ 賃借料	小計				
①土地					
②建物及び建物付属設備					
③設備器械					
④その他（①～③に該当しないもの）					
ソ 租税公課					
タ 雑費					
チ その他経費（ア～タに該当しないもの）					

(前頁からの続き)

科 目		金 額			
		百万	千	円	
Ⅱ 事業活動支出 (続き)	3 事業費支出	計			
	ア 給食費				
	イ 保健衛生費				
	ウ 水道光熱費				
	エ 燃料費	小計			
	① 車両分				
	② その他				
	オ 消耗品費				
	カ 器具什器費				
	キ 賃借料	小計			
	① 土地				
	② 建物及び建物付属設備				
	③ 設備器械				
	④ その他 (①～③に該当しないもの)				
	ク 教育指導費				
	ケ 就職支度費				
	コ 雑費				
	サ その他経費 (ア～コに該当しないもの)				
	4 減価償却費	計			
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
	イ 車輛船舶設備減価償却費				
ウ 特殊浴槽減価償却費					
エ その他の減価償却費 (ア～ウに該当しないもの)					
5 徴収不能額					
6 引当金繰入 (退職給与引当金は除く) ※1	計				
ア 徴収不能引当金繰入					
イ 修繕引当金繰入					
ウ その他引当金繰入 (ア、イに該当しないもの)					
事業活動支出計 (1～6の合計)					
Ⅲ 事業活動外収入	計				
うち借入金利息補助金収入					
Ⅳ 事業活動外支出	計				
うち借入金利息					
Ⅴ 特別収入					
Ⅵ 特別支出	計				
うち会計区分外繰入金支出					
うち法人本部に帰属する経費：役員報酬等					

※1 退職給与引当金は「6 引当金繰入」には含めないで下さい。

ご記入ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

(2) - C		平成23年3月分			
科 目		金 額			
		百 万	千	円	円
Ⅱ 売上原価	1 人件費				
	2 経費 計				
	ア 給食材料費				
	イ 車両費				
	ウ 光熱水費				
	エ 福利厚生費				
	オ 旅費交通費				
	カ 研修費				
	キ 通信運搬費				
	ク 修繕費				
	ケ 賃借料 小計				
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料（①～③に該当しないもの）				
	コ 保険料 小計				
	①自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）				
	②その他の保険料（①に該当しないもの）				
	サ 租税公課				
	シ 委託費 小計				
①給食委託費					
②送迎委託費					
③清掃委託費					
④その他の委託費（①～③に該当しないもの）					
ス その他の経費（ア～シに該当しないもの）					

(前頁からの続き)

科 目	金 額			
	百万	千	円	
3 減価償却費				
小計				
ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
イ 車両船舶設備減価償却費				
ウ 特殊浴槽減価償却費				
エ 消毒設備減価償却費				
オ 福祉用具減価償却費				
カ その他の減価償却費 (ア～オに該当しないもの)				
4 その他の売上原価 (1～3に該当しないもの)				
売上原価計 (1～4の合計)				
Ⅲ 本部経費配賦額 (事業所において負担している本部経費)				
Ⅳ 営業外収益				
計				
1 受取利息				
2 受取配当金				
3 補助金収入				
4 その他の営業外収益 (1～3に該当しないもの)				
Ⅴ 営業外費用				
計				
1 支払利息				
2 徴収不能額				
3 その他の営業外費用 (1、2に該当しないもの)				
Ⅵ 特別利益				
Ⅶ 特別損失				
Ⅷ 法人税、住民税及び事業税				

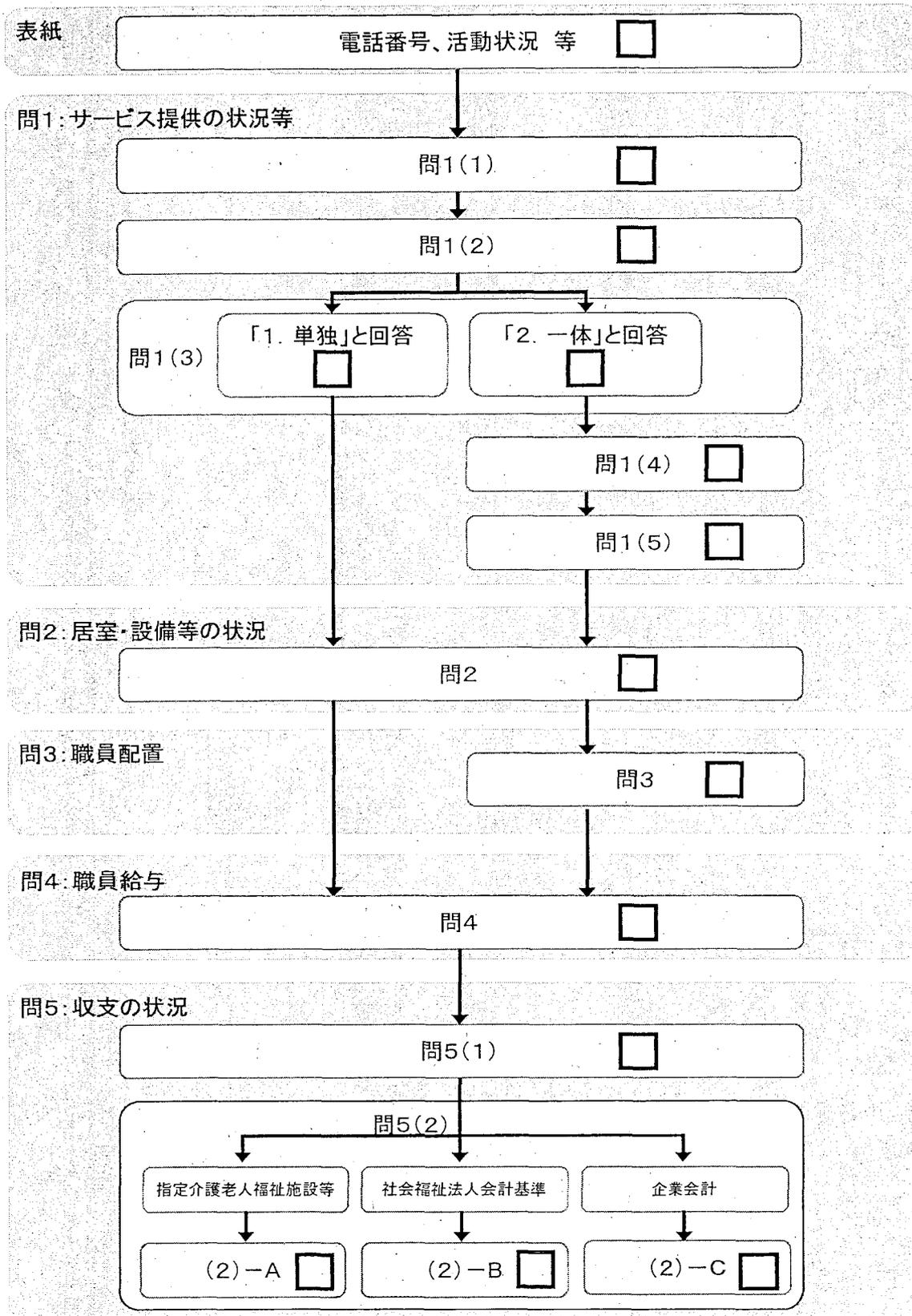
※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる(半期・四半期など)支払い額の場合には、月額(1/12にする等)に改めてご記入下さい。

ご記入ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

下記図の流れに従い、記入した質問にチェックし、記入漏れがないか確認して下さい。



質問は以上です。後日、調査事務局より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、お手数ですが記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして9月までお持ち下さい。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、4月30日までにポストに投函して下さい(切手は不要です)。

平成23年度 介護事業実態調査

(介護事業経営実態調査)

<居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票>

(介護予防含む)(医療関係)

平成23年4月調査

右に印字してある3つの項目は必ずご確認ください。

誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願いいたします。

お手順をおかけしますが、下の①～⑤にご記入をお願いいたします。

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ Eメールアドレス
- ④ 回答担当者
- ⑤ 4月1日時点の調査対象サービスの活動状況

右のいずれかに
チェック☑を
お願いします

活動中

休止

廃止

内側へお進み下さい

今回の調査にご回答いただく必要はございません。
お手数ですがこのまま調査票をご返送下さい。

4月30日までにご投函をお願いします

返信いただく際には、調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

【調査票にご記入いただく前に】

本調査票のご記入に当たっては、表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、表紙に記載されている調査対象サービス以外のサービスも行っている場合は、それらの会計を「単独」で行っているか「一体」で行っているかによって、ご記入いただく項目が異なりますので、以下にお示しする内容をお読みいただいた上で、ご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

表紙について

- 表紙に記載されているご住所、事業所名等に誤りや訂正がございましたら、朱書きで修正をお願いいたします。

問1について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、（４）（６）についてご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、（４）（６）についてご記入をお願いします。
- 「会計を単独で行っている」とは、複数の介護保険サービスを行っている場合に、それぞれの介護保険サービスの会計を区分していることをいいます。
- 貴施設・事業所が保険医療機関である場合は（５）についてご記入をお願いします。該当しない場合は、（５）ご記入いただく必要はありません。

問2について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、お手数ですが、ご記入をお願いします。

問3について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについて、会計を「単独」で行っている場合（他の介護保険サービスを実施していない場合を含む）は、ご記入いただく必要はありません。ただし、複数の介護保険サービスの会計を「一体」で行っている場合は、ご記入をお願いします。

5. 問5について

- 表紙に記載されている調査対象サービスについてご記入下さい。なお、調査対象サービスと会計を「一体」で行っているサービスがある場合は、それらについてもご記入をお願いします。
- なお、「（２）費用等」につきましては、貴施設で使用している会計基準、指針に該当する箇所についてご記入下さい。

■ 「病院会計準則」に基づいた会計を行っている場合

⇒ 問5（１）収益

問5（２）－A費用等：病院会計準則

へのご記入をお願いします

■ 「介護老人保健施設会計・経理準則」に基づいた会計を行っている場合

⇒ 問5（１）収益

問5（２）－B費用等：介護老人保健施設会計・経理準則

へのご記入をお願いします

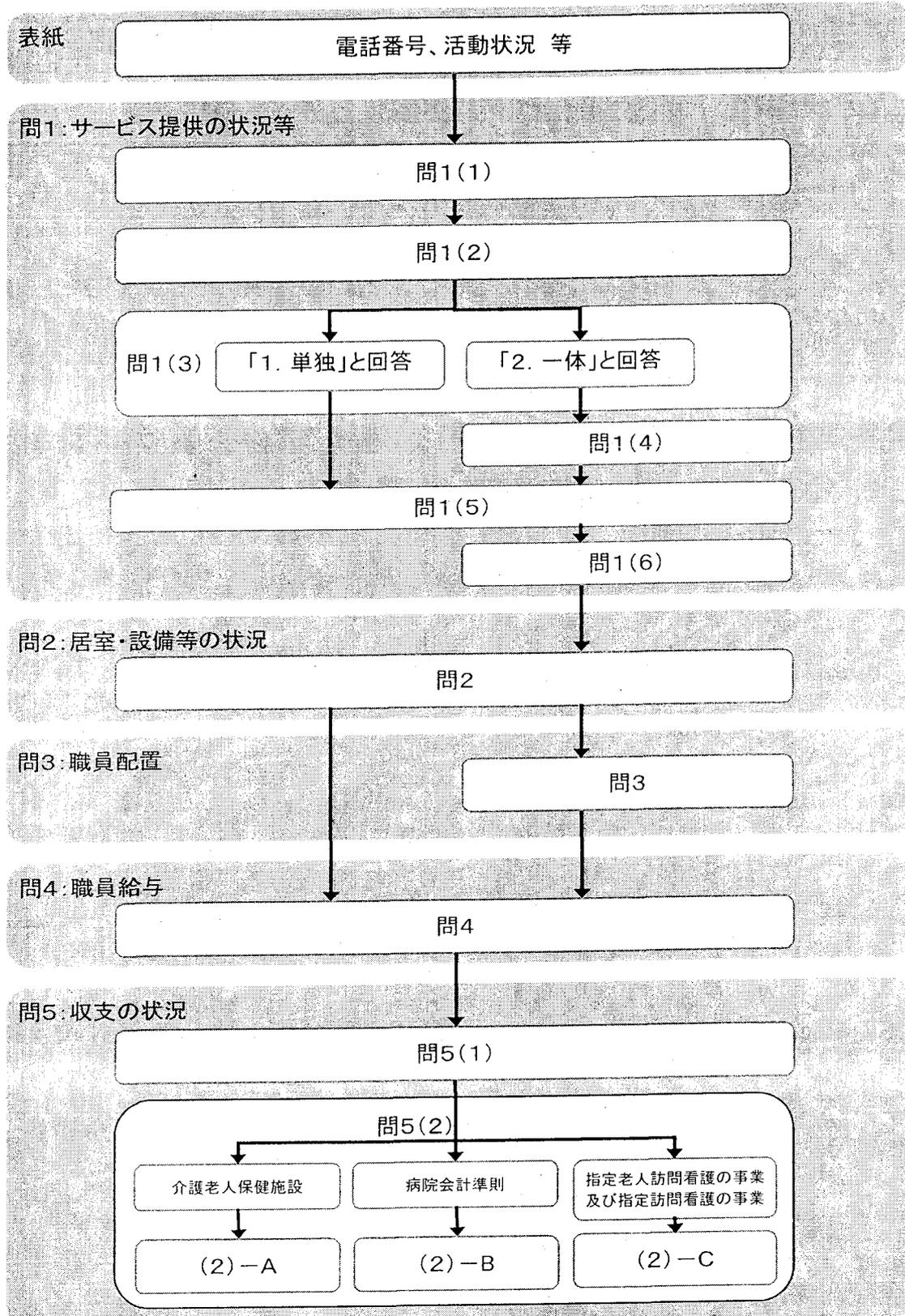
■ 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則」に基づいた会計を行っている場合

⇒ 問5（１）収益

問5（２）－C費用等：指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則

へのご記入をお願いします

記入の流れ



問1 サービス提供の状況等（事業所全体の概要）

(1) 事業所の開設年月を西暦で記入して下さい。

西暦 年 月

(2) 経営主体として該当するものを、下記より一つ選んで番号を記入して下さい。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 国・都道府県 | 6. 社会福祉協議会 | 9. 営利法人 |
| 2. 市区町村 | 7. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） | 10. その他の法人 |
| 3. 広域連合・一部事務組合 | 8. 社団・財団法人 | 11. 個人 |
| 4. 日本赤十字社・社会保険関係団体 | | |
| 5. 医療法人 | | |

(3) 表紙に記入されている調査対象サービスにおける会計の区分状況について下記より選び、番号を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1. 調査対象サービス単独（調査対象サービスの収入・支出を把握）で会計を行っている |
| 2. 調査対象サービス以外のサービス等と一体的に会計を行っている |

(4) 下記の該当する項目の口にチェック（☑）し、それぞれ指示に従って下さい。

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 単独会計 ⇒ 問1（4）は記入不要です。問1（5）に記入後、問1（5）のうち調査対象サービスの欄に記入し、問2（8頁）へ進んで下さい。 |
| <input type="checkbox"/> | 一会計 ⇒ 下記表に、調査対象サービスと一体的に会計を行っているサービスの事業所番号を記入して下さい。 |

サービスの種類	事業所番号
（居宅サービス）	
ア 介護予防訪問介護	
イ 訪問介護	
ウ 介護予防訪問入浴介護	
エ 訪問入浴介護	
オ 介護予防訪問看護	
カ 訪問看護	
キ 介護予防訪問リハビリテーション	
ク 訪問リハビリテーション	
ケ 介護予防通所介護	
コ 通所介護	
サ 介護予防通所リハビリテーション	
シ 通所リハビリテーション	
ス 介護予防福祉用具貸与	
セ 福祉用具貸与	
ソ 介護予防短期入所生活介護	
タ 短期入所生活介護	
チ 介護予防短期入所療養介護	
ツ 短期入所療養介護	
テ 介護予防特定施設入居者生活介護	
ト 特定施設入居者生活介護	
ナ 介護予防支援	
ニ 居宅介護支援	

（次頁へ続く）

(4) の続き

(地域密着型サービス)										
又	夜間対応型訪問介護									⇒(5)⑪も記入
ネ	介護予防認知症対応型通所介護									⇒(5)⑫も記入
ノ	認知症対応型通所介護									
ハ	介護予防小規模多機能型居宅介護									
ヒ	小規模多機能型居宅介護									
フ	介護予防認知症対応型共同生活介護									
ヘ	認知症対応型共同生活介護									
ホ	地域密着型特定施設入居者生活介護									
マ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									

(施設サービス)										
ミ	介護老人福祉施設									⇒(5)⑨も記入
ム	介護老人保健施設									⇒(6)⑩も記入
メ	介護療養型医療施設									

(5) 保険医療機関の状況

		病棟・病室数	病床数	在院者数 (3月末日)	延べ在院者数 (3月中)	食事延べ提供 数 (3月中)	外来者数 (3月末)
保険医療機関全体		病棟・室	床	人	人	食	人
うち 療養病 床	介護保険適用	病棟・室	床	人	人		
	医療保険適用	病棟・室	床	人	人		
うち老人性認知症 疾患療養病棟		病棟・室	床	人	人		

(6) 下記の該当する項目の口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 調査対象サービスにチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入し、問2 (8頁) に進んで下さい。

一体会計 ⇒ 問1 (4) (1~2頁) で事業所番号を記入したサービスの口にチェック (☑) し、それぞれの太枠内に記入して下さい。

①【ア 介護予防訪問介護】 / 【イ 訪問介護】

【ア 介護予防訪問介護】

サービス提供延べ時間数 (3月中) 時間

【イ 訪問介護】

介護保険利用者へのサービス (3月中)

	身体介護	身体生活	生活援助	通院等 乗降介助	合計
類型別延べ訪問回数	回	回	回	回	回
類型別延べ訪問時間数	時間	時間	時間	時間	時間

その他の利用者 (障害者等) へのサービス (3月中)

延べ訪問回数 回

訪問時間合計 時間

②【オ 介護予防訪問看護】 / 【カ 訪問看護】

【オ 介護予防訪問看護】

実利用者数 (3月中)	要支援1	要支援2	その他 (認定申請中)
	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
(再掲) 健康保険法等による併給者数 ^{※1}	<input type="text"/> 人 → うち老人保健法による併給者数		<input type="text"/> 人

請求別訪問回数 (3月中)

介護保険法による請求法に	延べ訪問回数		深夜 (再掲)	<input type="text"/> 回
	看護師、保健師	准看護師		
夜間又は早朝 (再掲)	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回		
健康保険法等による請求法 ^{※1}			深夜 (再掲)	<input type="text"/> 回
看護師、保健師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法	<input type="text"/> 回		
准看護師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法	<input type="text"/> 回		

【カ 訪問看護】

※介護保険法の訪問看護のサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。

実利用者数 (3月中)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 (認定申請中)
	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
(再掲) 健康保険法等による併給者数 ^{※1}	<input type="text"/> 人 → うち老人保健法による併給者数				<input type="text"/> 人	

請求別訪問回数 (3月中)

介護保険法による請求法に	延べ訪問回数		深夜 (再掲)	<input type="text"/> 回
	看護師、保健師	准看護師		
夜間又は早朝 (再掲)	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回		
健康保険法等による請求法 ^{※1}			深夜 (再掲)	<input type="text"/> 回
看護師、保健師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法	<input type="text"/> 回		
准看護師	<input type="text"/> 回 → うち老人保健法	<input type="text"/> 回		

<input type="checkbox"/> 【その他の訪問看護のサービスの提供状況】		※介護保険法による訪問看護（介護予防含む）を一度も利用せず、健康保険法等のみによる訪問看護を利用する者の状況について記入して下さい。		
		健康保険法等		その他（自由契約等）
		うち老人保健法		
実利用者数（3月中）		人		人
健康保険法等による請求別訪問回数（3月）	看護師、保健師	<input type="text"/> 回	→ うち老人保健法	<input type="text"/> 回
	准看護師	<input type="text"/> 回	→ うち老人保健法	<input type="text"/> 回

※1：介護保険法の利用者のうち、3月中に急性増悪等の理由で健康保険法等による訪問看護を利用する者について計上して下さい。

③ 【キ 介護予防訪問リハビリテーション】 / 【ク 訪問リハビリテーション】

<input type="checkbox"/> 【キ 介護予防訪問リハビリテーション】		※介護保険法の介護予防訪問リハビリテーションのサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。		
		要支援1	要支援2	その他（認定申請中）
延べ訪問回数（3月中）		<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回

<input type="checkbox"/> 【ク 訪問リハビリテーション】		※介護保険法の訪問リハビリテーションのサービスを3月中に1度以上利用した者の状況について記入して下さい。					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他（認定申請中）
延べ訪問回数（3月中）		<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回	<input type="text"/> 回

<input type="checkbox"/> 【その他の訪問リハビリテーション】		※介護保険法による訪問リハビリテーションサービス（介護予防含む）を一度も利用せず、健康保険法等のみによる訪問リハビリテーションサービスを利用する者の状況について記入して下さい。		
		健康保険法等		
		うち老人保健法		
実利用者数（3月中）		人		人
延べ訪問回数（3月中）		<input type="text"/> 回		<input type="text"/> 回

④ 【ケ 介護予防通所介護】 / 【コ 通所介護】

<input type="checkbox"/> 【ケ 介護予防通所介護 / コ 通所介護】を <u>あわせて</u> サービスの提供状況			
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/> 食	
送迎の状況（3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回	※一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。〕
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回	

⑤ 【サ 介護予防通所リハビリテーション / シ 通所リハビリテーション】

<input type="checkbox"/> 【サ 介護予防通所リハビリテーション / シ 通所リハビリテーション】を <u>あわせて</u> サービスの提供状況			
食事延べ提供数（3月中）		<input type="text"/> 食	
送迎の状況（3月中）	送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回	※一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。〕
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回	

◎【チ 介護予防短期入所療養介護】 / 【ツ 短期入所療養介護】

		要支援1	要支援2	その他※1
実利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人
延べ利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人	人	人	人
延べ利用者数 (3月中)	療養病床等を有する病院	人	人	人	人	人	人
	老人性認知症疾患療養病棟	人	人	人	人	人	人
	療養病床等を有する診療所	人	人	人	人	人	人
	基準適合診療所	人	人	人	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

【チ 介護予防短期入所療養介護 / ツ 短期入所療養介護】を合わせたサービスの提供状況			
食事延べ提供数 (3月中)		食	
送迎の状況 (3月中)	送迎延べ実施回数	回	※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。 〔一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります。〕
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	回	

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護申請中の人を計上して下さい。

⑦ 【介護予防居宅療養管理指導】 / 【居宅療養管理指導】

<input type="checkbox"/> 【介護予防居宅療養管理指導】			
延べ利用者数 (3月中)	医師・歯科医師	<input type="text"/>	人
	薬剤師	<input type="text"/>	人
	管理栄養士	<input type="text"/>	人
	歯科衛生士等	<input type="text"/>	人
<input type="checkbox"/> 【居宅療養管理指導】			
延べ利用者数 (3月中)	医師・歯科医師	<input type="text"/>	人
	薬剤師	<input type="text"/>	人
	管理栄養士	<input type="text"/>	人
	歯科衛生士等	<input type="text"/>	人

⑧ 【ナ 介護予防支援】 / 【ニ 居宅介護支援】

<input type="checkbox"/> 【ナ 介護予防支援】						
	要支援1	要支援2	その他(認定申請中)			
実利用者数(3月中)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人			
うち新規の実利用者数(3月中)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人			
うち居宅介護支援事業所に委託している実利用者数(3月中)	<input type="text"/> 人					
<input type="checkbox"/> 【ニ 居宅介護支援】						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※1
実利用者数(3月中)	<input type="text"/> 人					
うち新規の実利用者数(3月中)	<input type="text"/> 人					
介護予防支援事業所から受託している実利用者数(3月中)	<input type="text"/> 人					
※1: その他にはケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者的人数を記入して下さい。						
<input type="checkbox"/> 【ナ 介護予防支援 / ニ 居宅介護支援】を合わせたサービスの提供状況						
要介護認定調査の受託件数(3月中)	<input type="text"/> 件					
住宅改修理由書の作成件数(3月中)	<input type="text"/> 件					

⑨ 【△ 介護老人保健施設】

<input type="checkbox"/> 【△ 介護老人保健施設】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 ^{※1}	特定利用 ^{※2}
一般棟	延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ試行的退所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
専門知棟症	延べ在所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ外泊者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
	延べ試行的退所者数 (3月中)	人	人	人	人	人	人	人
食事 (3月中)		食事延べ提供数		<input type="text"/> 食				
		うち療養食延べ提供数		<input type="text"/> 食				

※1 要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護認定申請中の人を計上して下さい。
 ※2 特定老人保健施設入所者（平成12年3月以前から入所している要介護者でない入所者）を計上して下さい。

⑩ 【× 介護療養型医療施設】

<input type="checkbox"/> 【× 介護療養型医療施設】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 ^{※1}
延べ在院者数 (3月中)		人	人	人	人	人	人
延べ外泊者数 (3月中)		人	人	人	人	人	人

※1：要介護認定を受けて非該当・要支援と判定された人、要介護認定申請中の人を計上して下さい。

⑪ 【又 夜間対応型訪問介護】

<input type="checkbox"/> 【又 夜間対応型訪問介護】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 ^{※1}
実利用者数 (3月中)		人	人	人	人	人	人
類型別延べ訪問回数		回	回	回	回	回	回
(3月中)	うち定期巡回	回	回	回	回	回	回
	うち随時訪問	回	回	回	回	回	回

※1：非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上して下さい。

⑫ 【ネ 介護予防認知症対応型通所介護】 / 【ノ 認知症対応型通所介護】

<input type="checkbox"/> 【ネ 介護予防認知症対応型通所介護 / ノ 認知症対応型通所介護】 をあわせてサービスの提供状況		
食事延べ提供数 (3月中)		<input type="text"/> 食
送迎の状況 (3月中)	送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回
	うち通常の事業実施地域以外の送迎延べ実施回数	<input type="text"/> 回

※ 一人に対して片道の送迎を行った場合を1回と数えて下さい。
 { 一人の人を迎えに行き、送った場合は2回になります }

問2 サービスに係る専用延べ床面積

諸室面積		合計	医療等の介護保険 以外の事業	介護保険事業	
				合計	うち、調査対象 サービス
建物床面積	専用	m ²	m ²	m ²	m ²
	共用	m ²	m ²	m ²	m ²

問3 職員配置

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 本問 (問3) は記入不要です。 問4 (10頁) へ進んで下さい。

一体会計 ⇒ 下記の計算式に従い、調査対象サービスに従事する職員数 (平成23年3月末日時点) を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。
 ※ 介護支援専門員として従事している者は、1~19のいずれかに分類して記入して下さい。主として従事している職種を決めがたい場合は、1~19の数字の若い順で優先して記入して下さい。

職員配置 (平成23年3月末日現在)	常勤 (小数点1位まで)	非常勤 (小数点1位まで)
1 病院・診療所の管理者	. 人	. 人
2 その他介護保険事業の管理者	. 人	. 人
3 医師	. 人	. 人
4 看護師	. 人	. 人
5 准看護師	. 人	. 人
6 介護職員	. 人	. 人
7 うち介護福祉士	. 人	. 人
8 理学療法士	. 人	. 人
9 作業療法士	. 人	. 人
10 言語聴覚士	. 人	. 人
11 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	. 人	. 人
12 生活相談員	. 人	. 人
13 うち社会福祉士	. 人	. 人
14 福祉用具専門相談員	. 人	. 人
15 栄養士	. 人	. 人
16 うち管理栄養士	. 人	. 人
17 調理員	. 人	. 人
18 事務職員	. 人	. 人
19 その他	. 人	. 人
20 上記1~19のうち介護支援専門員 (再掲)	. 人	. 人
21 上記1~19のうち訪問介護のサービス提供責任者 (再掲)	. 人	. 人

【換算数の計算式】

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}}$$

<※1ヶ月に数回の勤務である場合>

$$\frac{\text{職員の1ヶ月の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4 \text{ (週)}}$$

※ 職員の勤務時間は実態に応じて、算出して下さい。管理者等の職種で、事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間によって算出して下さい。

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上して下さい。

問4 職員給与

下記に該当する場合は、口にチェック (☑) し、指示に従って下さい。

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに従事する職員の換算人員（平成23年3月末日時点）と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、職員の換算人員（平成23年3月末日時点）と平成23年3月の1ヶ月分の給与額等について、それぞれ記入して下さい。

※ 複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入して下さい。
 ※ 主として従事している職種を決めがたい場合は、1～19の数字の若い順で優先して記入して下さい。

平成23年3月分

職 種	常 勤			非 常 勤			
	換算人員 人	給 料 百 万 千 円		実人員 人	換算人員 人	給 料 百 万 千 円	
1 病院・診療所の管理者							
2 その他介護保険事業の管理者							
3 医師							
4 看護師							
5 准看護師							
6 介護職員							
7 うち介護福祉士							
8 理学療法士							
9 作業療法士							
10 言語聴覚士							
11 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師							
12 生活相談員							
13 うち社会福祉士							
14 福祉用具専門相談員							
15 栄養士							
16 うち管理栄養士							
17 調理員							
18 事務職員							
19 その他							
20 介護支援専門員（再掲）							
21 通勤手当（再掲）						百	千
22 看護・介護職員に係る夜勤手当（再掲）						百	千
23 賞与（年間支給額の1/12の額）				換算人員	賞 与		
				人		百	千
24 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入（複数回答可）	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）				百	千
	(2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）					
	(3) 中小企業退職金共済制度に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）					
	(4) その他共済制度に加入	→ 掛け金額（平成22年度実績の1/12）					
	(5) 退職給与引当金繰入の実施（上記(1)～(4)以外）	→ 退職給与引当金（平成22年度実績の1/12）					
	(6) 退職金として支出（平成22年度実績の1/12）						
25 法定福利費（事業主負担・平成22年度実績の1/12）						百	千

問5 収支の状況

単独会計 ⇒ 調査対象サービスに関する、(1) 収益 (本頁) および (2) 費用等 (13頁) について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

一体会計 ⇒ 会計を一体的に行っている介護保険サービス等も含めた全体の、(1) 収益 (本頁) および (2) 費用等 (13頁) について、それぞれ平成23年3月の1か月分の額を記入して下さい。

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(1) 施設運営事業収益

平成23年3月分

科 目	金 額			
	百 万	千	円	
医業収益				
介護報酬収益				
1 施設介護料収入				
(1) 介護老人保健施設				
(2) 介護療養型医療施設				
2 居宅介護料収益				
(1) 訪問介護 (介護予防含む)				
(2) 訪問入浴介護 (介護予防含む)				
(3) 訪問看護 (介護予防含む) (併設訪問看護ステーションを含まない)				
(4) 訪問リハビリテーション (介護予防含む)				
(5) 通所介護 (介護予防含む)				
(6) 通所リハビリテーション (介護予防含む)				
(7) 福祉用具貸与 (介護予防含む)				
(8) 短期入所療養介護 (介護予防含む)				
(9) 居宅療養管理指導 (介護予防含む)				
(10) 夜間対応型訪問介護				
(11) 認知症対応型通所介護 (介護予防含む)				
(12) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)				
(13) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)				
(14) その他収入 ((1) ~ (13) に該当しないもの)				
3 居宅介護支援介護料収益				
(1) 介護予防支援介護料収入 (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)				
(2) 居宅介護支援介護料収益				

I
施設運営事業収益

科 目	金 額			
	百 万	千	円	
4 保険外の利用料による収益				
小計				
(1) 施設介護料収入				
ア 介護老人保健施設				
イ 介護療養型医療施設				
(2) 居宅介護サービス利用料収益				
ア 訪問介護（介護予防含む）				
イ 訪問入浴介護（介護予防含む）				
ウ 訪問看護（介護予防含む） （併設訪問看護ステーションを含まない）				
エ 訪問リハビリテーション（介護予防含む）				
オ 通所介護（介護予防含む）				
カ 通所リハビリテーション（介護予防含む）				
キ 福祉用具貸与（介護予防含む）				
ク 短期入所療養介護（介護予防含む）				
ケ 居宅療養管理指導（介護予防含む）				
コ 夜間対応型訪問介護				
サ 認知症対応型通所介護（介護予防含む）				
シ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）				
ス 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）				
セ その他の利用料収入（ア～スに該当しないもの）				
5 その他の事業収益				
小計				
ホームヘルプサービス収益（障害者等）				
介護予防事業者からの委託に係る収入				
特定老人保健施設療養費				
介護報酬査定減				
その他				
施設運営事業収益計（医業収益＋介護報酬収益）				

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

(2) 費用等

表紙宛名ラベルの調査対象サービス及びそれと一体的に経営・会計を行っているサービスについて、使用している会計基準、指針に該当する口にチェック(☑)し、それぞれ指定の用紙に記入して下さい。

<input type="checkbox"/>	介護老人保健施設会計・経理準則	⇒(2)-A(13頁)に記入
<input type="checkbox"/>	病院会計準則	⇒(2)-B(15頁)に記入
<input type="checkbox"/>	指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則	⇒(2)-C(17頁)に記入

- ※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる(半期・四半期など)支払い額の場合には、月額(1/12にする等)に改めてご記入下さい。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。
- ※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各支出費目に消費税額を算入した値)で記入して下さい。

(2) -A		平成23年3月分			
		百万	千	円	
II 施設運営事業等費用	1 給与費				
	2 医薬品費				
	3 給食用材料費				
	4 施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費				
	5 その他の材料費				
	6 経費				
	ア 福利厚生費				
	イ 消耗品費				
	ウ 消耗器具備品費				
	エ 車両費				
	オ 光熱水費				
	カ 修繕費				
	キ 賃借料				
	①土地				
	②建物及び建物付属設備				
	③設備器械				
	④その他の賃借料(①~③に該当しないもの)				
	ク 保険料				
	①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)				
	②その他の保険料				
ケ 租税公課					
コ 徴収不能損失					
サ その他の経費(ア~コに該当しないもの)					

科 目		金 額			
		百万	千	円	
II 施設運営事業等費用	7 委託費 計				
	ア 患者用給食委託費				
	イ 送迎委託費				
	ウ 寝具類洗濯・賃貸委託費（病衣除く）				
	エ 清掃委託費				
	オ 各種器械保守委託費				
	カ その他の委託費（ア～オに該当しないもの）				
	8 研修費				
	9 減価償却費 計				
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
	イ 医療用器械設備減価償却費				
ウ 車両船舶設備減価償却費					
エ 特殊浴槽減価償却費					
オ その他の減価償却費（ア～エに該当しないもの）					
10 本部費					
11 その他（1～10に該当しないもの）					
施設運営事業等費用計（1～11の合計）					
III 施設運営事業外収益 計					
1 受取利息・配当金					
2 その他の施設運営事業外収益（1に該当しないもの）					
IV 施設運営事業外費用 計					
うち支払利息					
V 特別損益 計					
1 特別利益					
2 特別損失					
うち法人税等					

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

(2) -B		平成23年3月分									
		科 目		金 額							
				百万		千		円			
II 医業・介護費用	1	給与費									
	2	医薬品費									
	3	給食用材料費									
	4	診療材料費・医療消耗器具備品費									
	5	経費									
		ア	福利厚生費								
		イ	通信費								
		ウ	消耗品費								
		エ	消耗器具備品費								
		オ	車両費								
		カ	光熱水費								
		キ	修繕費								
		ク	賃借料								
			①土地								
			②建物及び建物付属設備								
			③設備器械								
			④その他の賃借料（①～③に該当しないもの）								
		ケ	保険料								
			①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)								
		②その他の保険料（①に該当しないもの）									
	コ	租税公課									
	サ	徴収不能損失									
	シ	その他の経費（ア～サに該当しないもの）									

科 目		金 額							
		百万	千	円					
Ⅱ 医業・ 介護費用	6 委託費	計							
	ア 患者用給食委託費								
	イ 送迎委託費								
	ウ 寝具類洗濯・賃貸委託費（病衣除く）								
	エ 清掃委託費								
	オ 各種器械保守委託費								
	カ その他の委託費（ア～オに該当しないもの）								
	7 減価償却費	計							
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費								
	イ 医療用器械設備減価償却費								
	ウ 車両船舶設備減価償却費								
	エ 特殊浴槽減価償却費								
	オ その他の減価償却費（ア～エに該当しないもの）								
	8 本部費								
9 その他（1～8に該当しないもの）									
医業・介護費用計（1～9の合計）									
Ⅲ 医業・介護外収益	計								
1 受取利息・配当金									
2 その他の医業・介護外収益（1に該当しないもの）									
Ⅳ 医業・介護外費用	計								
うち支払利息									
Ⅴ 特別損益	計								
1 特別利益									
2 特別損失									
Ⅵ 税金（年額）									

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

ご記入ありがとうございました。

調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

※ 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる（半期・四半期など）支払い額の場合には、月額（1/12にする等）に改めてご記入下さい。

※ 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※ 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入して下さい。

(2) -C		平成23年3月分				
		金額				
科目		百万	千	円		
II 事業費用	1 人件費					
	2 材料費					
	3 経費					
	ア 福利厚生費					
	イ 旅費交通費					
	ウ 通信費					
	エ 消耗品費					
	オ 消耗器具備品費					
	カ 車両費					
	キ 光熱水費					
	ク 修繕費					
	ケ 賃借料					
	①建物及び建物付属設備					
	②設備器械					
	③その他の賃借料（①～②に該当しないもの）					
	コ 保険料					
①自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)						
②その他の保険料（①に該当しないもの）						
サ 租税公課						
シ 徴収不能損失						
ス その他の経費（ア～シに該当しないもの）						

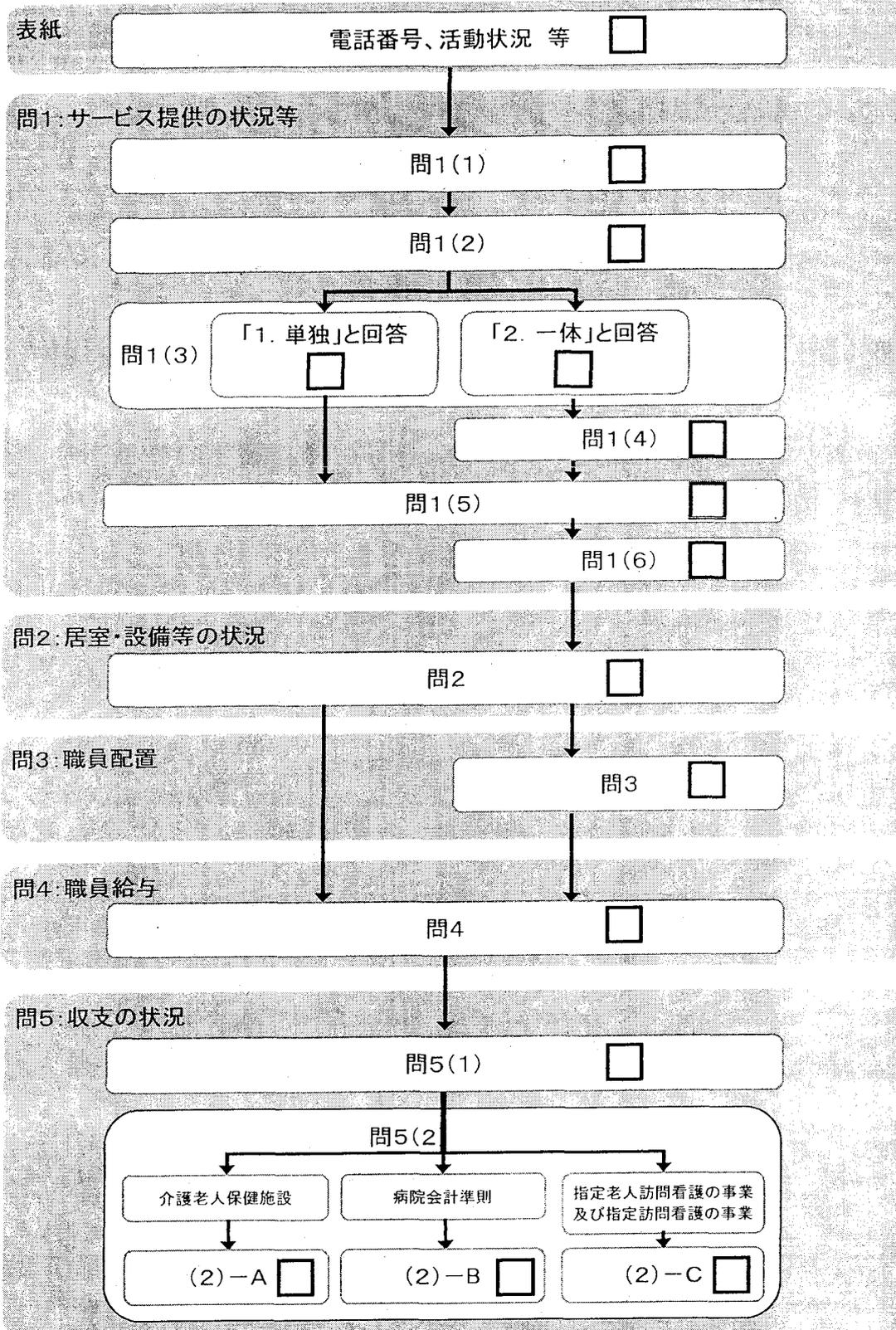
科 目		金 額			
		百万	千	円	
Ⅱ 事業費用	4 委託費 計				
	ア 清掃委託費				
	イ その他の委託費 (アに該当しないもの)				
	5 減価償却費 計				
	ア 車両船舶設備減価償却費				
	イ その他の減価償却費 (アに該当しないもの)				
	6 本部費				
7 その他 (1~6に該当しないもの)					
事業費用計 (1~7の合計)					
Ⅲ	事業外収益 計				
	1 受取利息・配当金				
	2 その他の事業外収益 (1に該当しないもの)				
Ⅳ	事業外費用 計				
	うち支払利息				
Ⅴ	特別損益 計				
	1 特別利益				
	2 特別損失 小計				
	うち法人税等				

※1 事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出して下さい。

※2 記入にあたっては、平成23年3月分の値をご記入下さい。なお、年額又はそれに準ずる(半期・四半期など)支払い額の場合には、月額(1/12にする等)に改めてご記入下さい。

ご記入ありがとうございました。
調査票の裏表紙にあるチェックリストで記載内容をご確認の上、ご返送下さい。

下記図の流れに従い、記入した質問にチェックし、記入漏れがないか確認して下さい。



質問は以上です。後日、調査事務局より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、お手数ですが記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして9月までお持ち下さい。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、4月30日までにポストに投函して下さい

介護保険制度の見直しに関する意見【概要版】

平成22年11月30日 社会保障審議会介護保険部会

◎見直しの基本的考え方

- 地域包括ケアシステムの実現 : 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供
- 持続可能な介護保険制度の構築 : 給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスを図る

◎見直しの方向

(※):異なる意見や反対意見も併記

- 単身・重度の要介護者等に対応しうるサービスの整備
 - ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設
 - ・複合型サービスの導入(小規模多機能型居宅介護と訪問看護等)
 - ・介護福祉士等の介護職員による日常の医療的ケアの実施を可能に
- 要支援者・軽度の要介護者へのサービス
 - ・給付の効率化・重点化と自立支援の観点からの検討(※)
- 地域支援事業
 - ・保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化

- 住まいの整備
 - ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ
- 施設サービスのあり方
 - ・社会医療法人が特養を開設することを可能とする
 - ・介護療養病床の廃止を一定の期間に限り猶予(※)

- 認知症を有する人への対応
 - ・認知症のケアモデル構築と地域の実情に応じたケアパスの作成
 - ・市民後見人活用による支援のための体制整備
 - ・認知症の人や家族への支援について地域支援事業の活用検討
- 家族支援のあり方
 - ・仕事と介護の両立支援(介護休暇制度の利用促進等)
 - ・デイサービス利用者の宿泊ニーズへの対応を慎重に検討
 - ・地域支援事業における家族支援事業の推進
- 地域包括支援センターの運営の円滑化

- ケアマネジメント
 - ・ケアプラン、ケアマネジャーの資質向上の推進
- 要介護認定
 - ・認定の有効期間の延長などの事務の簡素化
- 情報公表制度と指導監督
 - ・手数料によらず、利用しやすい情報公表制度への変更
 - ・都道府県における指導監督体制

- 介護人材の確保と資質の向上
 - ・介護報酬改定による処遇改善の取組の継続(※)
 - ・労働法規遵守、キャリアアップの取組の推進

- 給付と負担のバランス
 - ・処遇改善継続と給付拡充のための財源確保(ピアズ ユーゴー原則)
 - ・被用者保険間の負担の公平性を図るため総報酬割導入の検討(※)
 - ・財政安定化基金の取り崩しによる保険料の軽減の検討(※)
 - ・ケアプランに係る利用者負担の導入の検討(※)
 - ・一定以上所得者の利用者負担の引き上げの検討(※)
 - ・家族の負担能力等を考慮した補足給付の支給の検討(※)
 - ・多床室における給付範囲の見直し(低所得者は維持)(※)
 - ・被保険者範囲の見直しの検討(※)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた保険者の役割
 - ・介護保険事業計画策定の際の地域ニーズの的確な把握
 - ・医療サービスや高齢者の住まいに関する計画との調和
 - ・地域密着型サービスの提供事業者の適正な公募を通じた選考

- 低所得者への配慮
 - ・低所得者に対する保険料負担の配慮、ユニット型個室の負担軽減

介護保険制度の見直しに関する意見

平成 22 年 1 1 月 3 0 日

社会保障審議会介護保険部会

目次

はじめに

I 介護保険制度の現状と課題

II 見直しの基本的考え方

III 介護保険制度の見直しについて

1 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備

(地域包括ケアシステムの構築)

- (1) 単身・重度の要介護者等にも対応しうるサービスの整備
- (2) 要支援者・軽度の要介護者へのサービス
- (3) 地域支援事業
- (4) 住まいの整備
- (5) 施設サービス
- (6) 認知症を有する人への対応
- (7) 家族支援のあり方
- (8) 地域包括支援センターの運営の円滑化

2 サービスの質の確保・向上

- (1) ケアマネジメントについて
- (2) 要介護認定について
- (3) 情報公表制度と指導監督

3 介護人材の確保と資質の向上

4 給付と負担のバランス

5 地域包括ケアシステムの構築等に向けて保険者が果たすべき役割

6 低所得者への配慮

IV 今後に向けて

はじめに

- 本部会は、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第2条の規定等を踏まえ、介護保険制度全般に関して検討を行うため、本年5月以来13回にわたって審議を行った。
はじめに介護保険制度の施行後の10年間の経過、現在の施行状況等について議論を行い、その後、給付、負担などの論点ごとに審議を重ねてきた。
- 介護が必要になっても、①住み慣れた地域や住まいで、②自らサービスを選択し、③自らの能力を最大限発揮して、尊厳ある自立した生活をおくりたい。介護保険制度は、このような高齢者の希望を叶える制度として、2000年に創設された。
- 介護サービスを受ける高齢者の数も着実に増加し、また、平成17年に行われた改正などを経てきたところである。しかし、高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中で、介護保険制度が目指す高齢者の尊厳を保持し、自立支援を一層進めていくためには、さらに制度の見直し等が必要となることが明らかになってきた。
- 以下、これまでの当部会における審議を整理し、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に向けて、当面必要となる法改正事項を中心に、意見書としてとりまとめる。

I 介護保険制度の現状と課題

（介護保険制度の定着）

- 介護サービスを受ける高齢者の数は、2000年の制度創設当初と比較して、149万人から2009年の384万人へと約2.6倍となった。この間、訪問介護事業所が2000年の9,833事業所から2008年は20,885事業所に、介護老人福祉施設が2000年の4,463施設から2008年には6,015施設に増加するなど介護サービスの基盤の整備も進んでいる。
- 本年2月から3月に厚生労働省が実施した「介護保険制度に関する国民の皆様からのご意見募集」に寄せられた意見によれば、60%の者が介護保険を「大いに評価している」「多少は評価している」と回答している。また、本年11月に内閣府が公表した「介護保険制度に関する世論調査」で

は、制度導入による効果として、「良くなったと思わない」者が29%だったのに対し、「良くなったと思う」者が51%であった。

介護保険制度は高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として着実に機能しており、少子高齢社会の日本において必要不可欠な制度となっているといえる。

(前回の改正)

- 平成17年に行われた介護保険制度の改正においては、市町村単位でサービスの充実とコーディネートが図られるよう、地域密着型サービスと地域包括支援センターが創設された。これにより地域包括ケアシステムの確立に向け第一歩を踏み出したといえる。

- また、介護保険制度においては、高齢者自らが要介護状態とならないよう、自発的に健康の保持増進に努め、できる限り自立した生活を送れるよう高齢者を支援することを目指して、その体制を整備することを、制度創設当初より保険者に求めてきた。前回の改正においては、このような「自立支援」の視点に立って、新予防給付が創設された。

(介護保険制度の課題)

- このように、介護保険は制度が始まって10年が経過し、都市部を中心とする急速な高齢化が進展し、単身・高齢者のみの世帯の急増など地域社会・家族関係が大きく変容していく中で、介護保険制度が目指す、高齢者の尊厳を保持し、自立支援を一層進めていくための課題が明らかになってきた。

(地域における介護の課題)

- 現在直面している大きな課題の1つは、地域全体で介護を支える体制がなお不十分であるということである。介護保険制度の導入により、介護の負担は確実に軽減されてきているが、特に、医療ニーズの高い者や重度の要介護者を地域で介護しようとする場合、専門的なケアや夜間を含めた頻回のケアなどが必要となることから、単身・高齢者のみ世帯では自宅での生活をあきらめざるを得ない、或いは介護する家族の負担が重くなっている状況がみられる。

- 現在、在宅生活を望む多くの要介護高齢者及びその家族が、施設への入所を選択せざるを得ないというケースの背景には、このような重度の要介護者を地域で適切に支えられないという事情があると考えられる。高齢者本人及びその家族にとって、何かあった時に対応してくれる人がいないこ

とへの不安は大きい。

- 昨今、介護を苦にした介護殺人や介護自殺といった事件など、家庭内で介護の問題を抱え込み、介護のリスクを地域で支えられていないと考えられる事例が報道されている。さらに介護者自身が高齢である「老老介護」、介護者も認知症を患っている「認認介護」や高齢者が一人で亡くなる「孤独死」等の問題も生じており、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっている。
- また、市町村（保険者）が地域における介護ニーズを的確に把握できていないことに起因するサービスの需給のミスマッチも指摘されている。市町村（保険者）は地域におけるニーズを把握し、介護サービスを適切に提供しなければならない。さらに、当該地域の特性にあった見守り・配食等の生活支援サービスを提供したり、認知症の人や虐待を受けている人への体制の整備や、様々な主体により提供される介護保険制度外のサービスを含めた包括的な地域づくりが必要である。
- さらには、高齢者が要介護状態になった場合に、住居の中にバリアー（障壁）があったり、適切な在宅サービスや緊急時の見守りサービスが提供されていないといった理由から、自宅に住み続けることが困難なケースがみられる。介護や医療が必要になった時や要介護度が進んだ場合でも住み続けることができる、高齢者に配慮された住宅の整備は喫緊の課題である。

（地域包括ケアシステムの必要性）

- これらの状況を解決するため、介護保険制度のさらなる改革を進め、前回の改正でその一歩を踏み出した地域包括ケアシステムの確立を目指していかなければならない。
- いくつかの調査でも明らかなように、人は年をとって介護が必要な状態になったとしても、自分が住み慣れた地域で生活を続けたいという希望を持っている。また、認知症を有する人については、急激な環境の変化はその症状に負の影響を与えるおそれがある。
- 要介護度が重くなっていったとしても、できる限り生活の場を変えることなく、高齢者が自ら選択した場所で介護サービスを受け続けることができるようにすることが求められている。
- そのため、日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活

支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される体制の整備、すなわち地域包括ケアシステムを確立していくことが急務である。

※ 「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義する。その際、地域包括ケア圏域については、「おおむね 30 分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とする。（「地域包括ケア研究会報告書」より）

（介護職員の人材確保と処遇の向上）

- 制度創設以来、サービス供給が大幅に増加し、今後も着実に増大していく中で、サービスを支える質の高い介護職員の確保が大きな課題である。2007 年には 120 万人だった介護職員数は、2025 年には 210～250 万人必要となるとの見込みも示されている。しかし現状では、介護人材の不足が指摘されており、介護の現場をより魅力あるものとするための処遇の改善や人材確保策を積極的に講じていくことが必要である。
- 平成 21 年度の介護報酬改定では、介護職員の処遇を改善するため、3% のプラス改定が行われた。さらに、平成 21 年度補正予算では、介護職員一人当たり月額平均 1.5 万円の賃上げに相当する支援を行うため、介護職員処遇改善交付金が創設された。この処遇改善交付金に基づく取組は平成 23 年度末で終了するため、処遇改善の実態を検証しつつ、平成 24 年度以降も必要な財源を確保し、処遇改善の取組を継続していくことが求められている。

（給付と負担のバランス）

- 介護保険制度が直面するもう一つの大きな課題が、高齢化が急速に進展する中であっても、サービスの質の確保・向上を図りながら、給付と負担のバランスを確保していくことである。
- 団塊の世代が 65 歳以上の高齢者世代にさしかかっている現状において、平成 12 年度には 3.6 兆円であった介護費用は平成 22 年度には 7.9 兆円と 2 倍以上の水準になっており、介護費用は今後も上昇が見込まれている。
- このような介護費用の増大とともに、介護保険料も上昇を続けており、全国平均の高齢者一人当たりの月額の保険料は、第 4 期介護保険事業計画（平成 21～23 年度）で 4,160 円であるのに対し、第 5 期（平成 24～

26年度)には月額5,000円を超える見込みも示されている。

さらにこのまま高齢化が進展し、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、介護費用は19~23兆円に膨張すると推計(平成20年社会保障国民会議推計)されており、高齢者が負担する介護保険料は名目値で現在の倍程度からそれ以上になる見込みである。

- 給付と負担の関係が明確である社会保険制度においては、サービス量が拡大することに伴い、保険料が一定程度上昇することは当然であるとも言える。サービス量の拡大に応じて保険料を引上げなければ、その分は公費負担を増やすなどしなければ、給付の拡充は困難となる。さらには、公費負担割合が増えれば、社会保険方式とする現行制度の当初の姿から大きく乖離してゆくこととなる。

また、月額5,000円の介護保険料は、あくまでも全国の平均額であって、市町村によって差があるところであるが、仮にその額が5,000円を超えることになっても、低所得者の負担を抑えつつ、高所得者の負担を引き上げることにより対応することができることに留意すべきだとする意見もある。

しかし、高齢者の所得は公的年金が中心であり、高齢者の医療保険料についても同様に上昇が見込まれることから、介護保険料の水準が過重なものとならないよう配慮するという観点も必要である。

- このような状況を踏まえると、地域包括ケアシステムの確立など介護保険制度の充実や介護職員の処遇改善に取り組む一方で、現在の保険給付の内容について、必要性、優先性や自立支援の観点から見直しを行い、限られた財源の中で効率的かつ重点的にサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。そうすることにより初めて、介護保険制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとするのが可能となる。

なお、その際、現行制度の当初の姿から大きく乖離しないよう配慮する必要があるとの意見があった。

II 見直しの基本的考え方

- 上記のような介護保険制度の現状と課題を踏まえ、第5期介護保険事業計画に向けた制度の見直しに当たっては、

- ① 日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めること、

- ② 給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスを図ること
とで、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築すること
を基本的考え方とすべきである。

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

1. 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備（地域包括ケアシステムの構築）

（1）単身・重度の要介護者等にも対応しうるサービスの整備

（24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設）

- 現在の訪問介護は、受給者一人、一日当たりの平均訪問回数が 0.6 回（要介護 5 でも 1.1 回）、訪問一回当たりのサービス提供時間は 30 分以上が 7 割を占めている。

しかしながら、要介護度が高くなった場合、夜間・早朝の時間帯を含め、水分補給や排泄介助等の介護が複数回必要となる。このようなニーズに 대응するため、前回改正においては夜間対応型訪問介護事業が創設されたが、夜間のみのサービス類型であることなどが支障となって普及が進んでおらず、現在の訪問介護サービスでは、このようなニーズに十分対応できていない状況にある。

- また、特に、医療ニーズが高い要介護者については、医療・看護サービスと介護サービスの連携不足などの問題から、緊急時の対応を含め、安心して在宅生活を送ることが困難な状況にあるとの指摘もある。

- 単身・重度の要介護者などが、できる限り在宅生活を継続できるよう、訪問介護と訪問看護の連携の下で、適切なアセスメントとマネジメントに基づき、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応等を適宜・適切に組み合わせて提供する 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスを新たに創設すべきである。

一方、要介護度 1 を含めた様々な状態の要介護者に対応できるよう、既存のサービスの連携・組合せで対応すべきではないかとの意見があった。

- この 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスにより、看護と介護の

一体的な提供が可能となることで、医療・看護ニーズの高い者や看取りといった対応も可能となることが期待される。

なお、認知症を有する人については、その症状によっては、必ずしも有効なサービスとはいえないのではないかと指摘があった。

(複合型のサービス)

- 小規模多機能型サービスは、平成 18 年度に創設されて以来、日々状態が変化する認知症を有する人に対応して、多様なサービスを柔軟に提供できるサービス類型として評価されている。
- 一方で、その整備量は全国約 2300 箇所（2009 年 3 月時点）であり、さらなる整備を推進するためには、在宅サービスをより柔軟な形態で提供できる仕組みを設けるべきとの要望もある。特に、重度になるほど看護サービスなどの医療サービスに対するニーズが高まっていることから、例えば小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど複数のサービスを一体的に提供する複合型のサービスを導入していく必要がある。なお、関連して、グループホーム等への訪問看護サービスの提供のあり方や、訪問看護ステーションの規模拡大のための支援についても検討していく必要がある。特に、訪問看護ステーションについては、小規模な事業所ほど経営状況が悪く、夜間・緊急時等の対応ができない、サービスを安定的に提供できないなど、課題が多いため、規模拡大に向けた取組を推進するべきである。
- また、有床診療所や老人保健施設（以下「老健施設」という）を活用し、訪問、通所などのサービスとの組合せについて、今後推進していくべきであるとの意見があった。

(介護福祉士等によるたんの吸引などの実施)

- 特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）や居宅において、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする者については、これまで当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、介護職員が一定の行為を実施することを運用によって認めてきたところである。
今後、さらに医療ニーズが高い者が増加すると見込まれることや、より安全なケアを実施するため、たんの吸引等を介護福祉士や一定の研修を修了した介護職員等が行えるよう、介護保険制度の改正と併せて法整備を行うべきである。

(リハビリテーションの推進)

- リハビリテーションについては、高齢者の心身の機能が低下したときに、まずリハビリテーションの適切な提供によってその機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるというリハビリ前置の考え方に立って提供すべきである。
- しかしながら、訪問リハビリテーションの利用率が低い地域もあること、通所介護類似の通所リハビリテーションが提供されていることなど、十分にリハビリテーションが提供されていない状況にある。
そのため、現存するサービスを効率的に活用するとともに、質の向上について検討すべきである。併せてリハビリテーション専門職の果たすべき役割や他職種とのかかわり方などについても検討していく必要がある。
- さらに、地域の在宅復帰支援機能を有する老健施設のさらなる活用なども含めて、訪問・通所・短期入所・入所等によるリハビリテーションを包括的に提供できる地域のリハビリ拠点の整備を推進し、サービスの充実を図っていくことが求められている。

(2) 要支援者・軽度の要介護者へのサービス

- 医療ニーズの高い要介護者など重度の要介護者向けのサービスの充実を図る一方で、要支援者・軽度の要介護者に対する介護サービスについては、その状態等を踏まえた検証が必要である。
平成 18 年度より、要支援 1、2 の要支援者には予防給付が提供されているが、本人の能力をできる限り活用して自立を目指すという制度の趣旨が必ずしも徹底されていない状況も見られる。そのため、予防給付の効果を更に高めるプログラムが求められている。
また、軽度の要介護者に対するサービスについて、例えば訪問介護をみると、多くの時間が生活援助に割かれている現状が指摘されている。
- 今後さらなる高齢化の進展とともに、介護給付が大幅に増加していくことが見込まれており、重度者や医療ニーズの高い高齢者に対して給付を重点的に行い、要支援者・軽度の要介護者に対する給付の効率化と効果の向上を図ることが適当か否かを検討する必要がある。
- 要支援者・軽度の要介護者にかかる給付については、次のような二つの意見があった。
 - ・ 生活援助などは要支援者・軽度の要介護者の生活に必要なものであ

り、加齢に伴う重度化を予防する観点からも、その給付を削減することは反対である。

- ・ 介護保険制度の給付の対象外とすることや、その保険給付割合を引き下げ、利用者負担を、例えば2割に引き上げるなどの方策を考えるべきである。

- 要支援者・軽度の要介護者へのサービス提供のあり方については、保険給付の効率化・重点化の観点のみならず、重度化の防止、本人の自立を支援するという観点から、その状態にあった保険給付のあり方について、今後、さらに検討することが必要である。

(3) 地域支援事業

- 地域支援事業については、平成 17 年の改正で創設され、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三種類の事業がある。このうち、介護予防事業については、本年 8 月に、対象者の選定方法の効率化や事業内容の充実等を内容とする介護予防事業の見直しが行われたところであるが、昨年及び今年の行政刷新会議の事業仕分けにおける指摘も踏まえ、事業の効果の検証等に引き続き取り組むべきである。

積極的に取り組んでいる自治体においては、要介護認定率の低下などの効果が報告されており、今後、さらに介護予防事業の効果的実施を図っていくことが必要である。なお、地域支援事業における介護予防事業は、多くの参加が見込める弾力的な事業展開が求められるとの意見があった。

- また、地域支援事業については、第 2 号被保険者が活用できるサービスメニューを増やして、現行の介護予防事業と包括的支援事業及び任意事業の財源構成を一括し、保険料のあり方を見直すべきという意見があった一方、事業目的を踏まえて第 2 号保険料の縮減など財源構成を見直す必要があるのではないかとこの意見があった。

- 単身・高齢者のみの世帯など地域で孤立するおそれのある高齢者にとっては、介護保険サービスのみならず、配食や見守りといった生活支援サービスが必要である。これらのサービスと介護保険サービスを組み合わせれば自宅で生活を継続することが可能となる。

特に、要支援 1、2 と非該当を行き来する人については、これらのサービスを切れ目なく提供するという観点から、予防給付と生活支援サービスを一体化し、利用者の視点に立って市町村がサービスをコーディネート

ートすることが効果的なのではないかと考えられる。このため、保険者の判断により、サービスを総合化した介護予防・生活支援サービスを地域支援事業に導入し、配食サービス、在宅の高齢者への特養等の食堂での食事の提供等が効率的に実施されるような仕組みを検討する必要がある。

なお、この場合、十分な財源確保と一定のサービス水準が維持されるよう留意すべきであるとの指摘があった。

- また、後述するように、地域支援事業を活用して、市町村が地域で暮らす認知症を有する人やその家族を積極的に支援していくことができる仕組みを検討すべきである。

(4) 住まいの整備

- 緊急時の見守りがないことやバリアフリーでないために自宅で介護を受けることが困難なケースに対応するために、これまで述べたような在宅を支えるサービスの充実と併せて、住まいの確保が大きな課題となっている。我が国は諸外国と比較して、要介護者に対する施設(介護保険3施設)の割合は同程度であるが、高齢者に配慮された住宅の割合は少ない。(なお、国際比較にあたっては、平均在所日数の長さも勘案すべきである。)
- 国土交通省が本年5月17日に公表した「国土交通省成長戦略」においても、「急速に少子高齢化が進展する我が国において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保する」としている。さらに2020年度を目途に、「高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする」とされている。
- このような住まいが足りないために、高齢者が安心して生活できる場としての全てのニーズが施設、特に特養に集中している現状があることから、国土交通省と連携しながら、高齢者向けの住宅を計画的に整備し、介護サービスや生活支援サービスと連携を図っていくことが必要である。
具体的には、高齢者住宅について、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、訪問看護、デイサービス等の介護サービスを組み合わせた仕組みを広く普及することで、中重度の要介護者であっても、特養などの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とし、居宅介護の限界点を高めていくことが望ましい。
- 高齢者の住まいについては、老人福祉法と高齢者の居住の安定確保に

関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）という 2 本の法律が存在している状況であるが、利用者にとって分かりやすい体系とすることが望ましい。一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置付け、これらの住宅について、サービス内容の情報開示や入居一時金の保全強化等を図っていく必要がある。

一方、老人福祉法における有料老人ホームに対する規制については、この新たなサービス付高齢者住宅の基準等との整合性も考慮しつつ、さらに、近年発生した火災事故の教訓や高齢者虐待に対する懸念を指摘する声を踏まえ、防火対策・虐待防止等を徹底していくべきである。

- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、平成 16 年度以降に、地方分権推進の観点から、三位一体改革により運営費や施設整備費の税源移譲による一般財源化が行われたところであり、各自治体が計画的な整備を含めた事業の実施を行う必要がある。国においても各自治体に対し、適切な事業の実施を継続的に呼びかけていく必要がある。
- 特養等の介護基盤の整備をさらに一層進めるとともに、以上述べた取り組みを進めることにより、高齢期においても安心して住み続けることができる住宅が整備され、施設に入所しなくとも必要なサービスが外部（住宅の近隣又は住宅との合築）から提供される形態の選択肢を増やしていく方向を目指すべきである。

（5）施設サービス

（介護基盤の整備）

- 特養の入所申込者は 42.1 万人（平成 21 年 12 月現在、都道府県からの報告を集計したもの）となっている。そのうち要介護 4、5 で在宅にいる者は 6.7 万人である。まずは特養をはじめとする介護基盤について平成 21 年度～平成 23 年度の 3 年間で 16 万床を目標に整備を推進するとともに、高齢者の住まいの確保についても推進していくことが求められる。
- また、特養の入所申込者の 42.1 万人という調査については、その調査の意義、実態把握のあり方について議論があったところである。今後の施設の整備のあり方など、政策判断に資するよう、実際の待機者数（優先入所申込者数）及び施設における判断基準等について調査を実施する必要がある。

- 現在、特養の設置者は社会福祉法人に限られているところであるが、社会福祉法人と同等の公益性を有する社会医療法人については、特養を開設することを可能とするべきである。
- また、入所者の高齢化が進んできている。このため、老健施設については、在宅復帰支援を担っている老健施設がある一方、入所期間が長期化している老健施設もあり、十分にその機能が発揮されていない状況もある。
- そのため、次期介護報酬改定においては、終の棲家としての機能や在宅復帰支援機能などといった施設の機能に着目した評価を検討する必要がある。
- 将来的には、施設サービスについては、状態の変化によって、入所している施設を移ることのないよう、利用者の状態に応じた適切なサービスが提供される体系を目指すべきであるとの意見があった。

(介護療養病床の取扱い)

- 介護療養病床については、本年9月に公表された調査によれば、医療二ニズの低い者（医療区分1）の割合が7割を超えており、5年前の調査と比較しても、医療療養病床との機能分化が着実に進んでいる。さらに人工呼吸器、中心静脈栄養など、一定の危険性を伴った医療処置を必要とする者の割合は低い。
- 一方で、医療療養病床または介護療養病床から老健施設等への転換は7000床にとどまっており、平成24年3月末までに介護療養病床を廃止することとなっているが、再編は進んでいないのが実態である。社会的入院という課題に対し、医療と介護の機能分化をより進め、利用者に相応しいサービスを提供する観点から、現在、介護療養病床を有する施設における円滑な転換を支援しているが、現在の転換の状況を踏まえ、新規の指定は行わず、一定の期間に限って猶予することが必要である。
- なお、この点について、介護療養病床の廃止方針を撤回すべきではないかとの意見があった。
- 一方、現在ある介護療養病床については、長期的に運営を継続し、新規の介護療養病床の指定を行わず、療養型老健施設の増設や、介護施設

における医療的ケアを伴う要介護者の受入体制を強化・整備していくべきとの意見があった。

(6) 認知症を有する人への対応

(現状とこれまでの対応)

- 平成 20 年の「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」において、認知症施策については、早期の確定診断を出発点とした適切な対応を促進することを基本方針とすることとされた。
- 認知症を早期に発見し、早期の診断と早期の対応につなげることで、認知症の中核症状の進行を抑え、行動・心理症状の予防や緩和を図っていくことができるようになっている。
- 認知症医療の分野に関しては、診療技術の向上、根本的治療薬等についての研究・開発が進められており、その一方において、認知症疾患医療センターの整備や、地域における認知症医療体制構築の中核となる認知症サポート医養成研修・かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修が進められている。また、地域における認知症ケアと医療との連携体制の強化を図るため、地域包括支援センターへの認知症連携担当者の配置が進められている。
- 地域においては、認知症に関する正しい理解と知識の普及を図り、認知症を有する人や家族を見守る認知症サポーターの養成をはじめ、認知症を有する人や家族に対する相談支援体制の充実や地域支援体制の構築のための事業が展開されている。
- さらに、平成 21 年度の介護報酬改定においては、認知症ケアの向上を図るため、専門的なケア提供体制に対する評価、認知症行動・心理症状への緊急対応や若年性認知症の受入への評価等が行われてきたところである。
- 若年性認知症については、相談から医療・福祉・就労にかかる総合的な支援を図るため、若年性認知症相談コールセンターの設置、若年性認知症就労支援ネットワークの構築及び若年性認知症ケアのモデル事業の実施が行われているところである。
- 高齢者の権利擁護に関しては、家族や介護サービス従事者等による虐

待防止等の取組の推進、地域包括支援センターによる権利擁護事業の推進、都道府県による権利擁護相談・支援体制の構築が図られるとともに、成年後見制度の利用に関する支援の実施が行われてきたところである。

- 認知症を有する人を支援するための国の補助金事業に関しては、自治体が可能な限り裁量をもちつつ事業を実施できるようにすべきとの意見がある一方、自治体間で取組の差が大きいとの指摘がある。

(今後の対応)

- 認知症を有する人は、今後高齢化のさらなる進展に伴い、急速に増加していくことが見込まれている。住み慣れた地域で、介護、医療及び地域（行政）が緊密に連携していく重要性は一層高まっていく。
- 当事者の意見を聞きつつ、認知症を有する人についてのケアモデルの構築を図った上で、早期の発見と治療、在宅サービスの利用、施設への入所、在宅復帰、家族への相談・支援などを継続的・包括的に実施するため、地域の実情に応じてケアパス（認知症の状態経過等に応じた適切なサービスの選択・提供に資する道筋）の作成を進めていくことが重要である。また、認知症のBPSDの症状に薬剤も影響を与えている面があることから、認知症を有する人に対する薬剤の管理について、関係者間における情報共有を進めることが重要である。
- 認知症に関する研修を受けたかかりつけ医、認知症サポート医を生活圏域で確保し、より一層の活用を図るとともに、認知症疾患医療センターの整備を進めることが重要である。その際、認知症サポート医について、適切に評価すべきとの意見があった。
- 具体的な認知症ケアのニーズ把握と計画的なサービスの確保を図るため、介護保険事業計画において認知症に関する事項を盛り込むことが必要である。
- また、認知症ケアに必要な知識や技能を身につけるため、認知症対応に関する研修を一層充実させ、認知症に対応できる人材を確保するための方策について検討すべきである。
- こうして整備された様々な関係機関の調整役として認知症ケアのサポートをするために、必要に応じて地域包括支援センター等に専門的な知識を有するコーディネーター（連携担当者）を配置し、認知症サポート

医等との連携を図りつつ、医療と介護の切れ目ない支援体制を構築していくことについて検討すべきである。

- 若年性認知症を有する人への支援については、まずは市町村における実態の把握を行うとともに、社会参加への意欲に応えるための対策について、介護報酬上の評価を含め、検討することが望ましいと考える。さらに、就労サービスを促進している障害者施策との連携も重要である。
- 認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえると、日常生活に関わりの深い身上監護（介護サービスの利用契約の手助け等）に係る成年後見の必要性が高まることが予想されるが、平成 21 年における成年後見関係事件の申立件数は約 27,000 件にとどまっている。今後は弁護士などの専門職後見、社会福祉協議会などの法人後見、日常生活自立支援事業に加え、身上監護を中心に、研修を受けた市民後見人が高齢者を支援できるよう、総合的な権利擁護の体制整備を支援していくことが必要である。
- 上記のとおり、地域で暮らす認知症を有する人やその家族に対する支援は、これまででも多岐にわたり、取り組まれてきたところであるが、認知症を有する人が急速に増加する中で、地域での暮らしを適切に支えていく施策の重要性を考えれば、市町村が地域支援事業を活用して積極的に取組を進めることができる仕組みを検討すべきである。

(7) 家族支援のあり方

- 介護保険制度の導入の目的の一つは、介護の社会化である。家族介護を当てにせず在宅介護が遂行できる支援体制を整えることが望ましいが、家族によって介護が行われる場合であっても、介護保険により提供される様々なサービス、地域における支援などを組み合わせて、家族の負担を少しでも軽減し、仕事と介護の両立ができるよう支援を行っていく必要がある。
- 現行の介護休業制度の取得率は平成 20 年度で 0.06%に過ぎない。また、本年 6 月より、育児・介護休業法の改正により、新たに介護休暇制度が創設されたばかりである。このため、これらの制度の利用促進を図っていくことが求められる。
- 家族介護者支援（レスパイト）などの観点から、緊急時に迅速に対応

できるような仕組みを含めて、ショートステイの活用を図るとともに、デイサービス利用者の緊急的・短期間の宿泊ニーズへの対応のあり方については、利用者の処遇や安全面に配慮しつつ、認知症の要介護者等を対象とした先行事例なども参考にして、慎重に検討を行うべきである。

- 地域支援事業における家族支援事業については、現在 911 市町村で実施されている。今後、モデル的な市町村の取組について、他の市町村においても情報を共有する仕組みを設けることなどにより、さらに事業を推進していくことが必要である。

(8) 地域包括支援センターの運営の円滑化

- 地域包括支援センターは、4056 箇所設置され、ランチ等を合わせると 7003 箇所が整備されているが、今後、全中学校区（1 万箇所）を目指して拠点整備を進めていくことが必要である。
- 地域包括支援センターの総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能が最大限に発揮できるような機能強化が求められている。
- 地域包括支援センターは、介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービスとの連携や、介護サービス担当者、医療関係者、民生委員など地域資源や人材をコーディネートする役割を担っていく必要がある。しかしながら、地域での役割が不明確であったり、介護予防事業に忙殺されているため、十分その役割を果たせていないとの指摘がある。
- このため、当該市町村(保険者)が地域包括支援センターに期待する役割が明確となるよう、委託型のセンターについては、市町村が包括的支援事業の実施に係る方針を示すこととすべきである。また、関係者間のネットワークの構築について、地域包括支援センターが責任をもって進めていくことを改めて徹底すべきである。
- このような地域包括支援センターの機能強化と併せて、要支援者に対するケアプラン作成業務については、居宅介護支援事業所に移管すべきとの意見があったが、一方、地域の実情に応じて柔軟に業務委託できるようにした上で、利用者の状態変更（要支援・要介護）に対応した連携方策を工夫することにより対応すべきであるとの意見があった。

2 サービスの質の確保・向上

(1) ケアマネジメントについて

(ケアプラン、ケアマネジャーの質の向上)

- 地域包括ケアの実現を図るためには、介護保険のサービスやそれ以外のサービスとのコーディネートや関係職種との調整が欠かせない。特に、重度者については、医療サービスを適切に組み込むことが重要となっている。さらに、利用者の意向を踏まえつつ、そのニーズを的確に反映した、より自立促進型、機能向上型のケアプランの推進が求められている。
- また、ケアマネジャーの独立性、中立性を担保する仕組みを強化していく必要がある。
- こうした状況において、まずは、ケアプランの様式変更やケアプランチェックなど可能なものから取り組んでいくこととし、さらに、より良質で効果的なケアマネジメントができるケアマネジャーの資格のあり方や研修カリキュラムの見直し、ケアプランの標準化等の課題について、別途の検討の場を設けて議論を進めることが必要である。
- なお、複雑なサービスをコーディネートする必要がない場合などは、要介護者及び要支援者が各種の介護サービスを自ら選択・調整する居宅サービス計画（セルフケアプラン）の活用支援なども検討することが必要である。

(利用者負担の導入)

- 居宅におけるケアプランの作成等のケアマネジメントについては、現在、全て介護保険給付で賄われており、利用者負担が求められていない。これは、要介護者等の相談に応じ、その心身の状態等に応じた適切なサービスを利用できるよう支援する新しいサービスの導入にあたり、要介護者等が積極的に本サービスを利用できるよう、制度創設時に特に10割給付のサービスと位置づけたものである。
- 利用者負担の導入については、ケアマネジャーによるケアプランの作成等のサービスは介護保険制度の根幹であり、制度の基本を揺るがしかねないこと、必要なサービス利用の抑制により、重度化につながりかねないことなど、利用者や事業者への影響を危惧する強い反対意見があった。さらに、セルフケアプランが増加すれば、市町村の事務処理負担が

増大することなどから、慎重に対応すべきであるとの指摘があった。

- 一方、制度創設から 10 年を経過し、ケアマネジメント制度がすでに普及・定着していると考えられること、小規模多機能サービスや施設サービスなどケアマネジメントが包含されているサービスでは利用者が必要な負担をしていること等も考慮し、居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスに利用者負担を導入することを検討すべきであるとの意見があった。これにより、利用者自身のケアプランの内容に対する関心を高め、自立支援型のケアマネジメントが推進されるのではないかと考え方もある。

なお、その際には、適切なサービスの利用を阻害しないよう配慮することが必要である。

(施設のケアマネジャーの役割)

- 施設におけるケアマネジャーについては、支援相談員等との役割分担が不明確であることから、その位置づけを明確化すべきであるとの意見があった。

(2) 要介護認定について

- 要介護認定は、介護保険制度において、客観的にサービス供給量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みである。利用者が必要とするサービスが提供されるよう、要介護度区分の見直しや要介護認定を廃止し、利用者に必要なサービス量については、ケアマネジャー、利用者、家族、主治医、事業者、保険者による会議において決定すべきとの意見もある。

- しかしながら、要介護認定の廃止は、
 - ・ 要介護度区分を減らすような見直しは要介護度の改善により突然支給限度額が大きく減少することとなる
 - ・ また、一次判定から二次判定に至る要介護認定のプロセスに変更がなければ、保険者の要介護認定に係る事務の簡素化にはつながらない
 - ・ 要介護認定の廃止は、介護が必要な度合いが同程度であっても、提供されるサービスに大きな差が生じるなど、ばらつきの大きい仕組みとなる
 - ・ 要介護認定を廃止すれば、給付を受けない健常な被保険者からみれば、節度なく給付を行っているかのように誤解されるおそれがあるといった問題があり、却って受給者間の不公平を生み出すおそれもある。

- 当面、要介護認定に係る市町村の事務負担が大きいとの指摘があることから、要介護、要支援をまたぐ際などの認定の有効期間の延長を求める保険者の意見などを踏まえて、事務の簡素化を速やかに実施すべきである。
- 要介護認定については、認知症の要介護度を適切に評価できているかなど、引き続き適切な仕組みとなるよう継続的に評価・検討していくべきであり、これについては、必要に応じて介護給付費分科会などにおいて十分議論されることが望ましいと考える。なお、この点について、要介護認定制度そのものについて、別途議論の場を設けるべきとの意見があった。

(区分支給限度基準額)

- 区分支給限度基準額については、その引き上げ等を求める意見があり、まず、現在、限度額を超えてサービスを利用している人の状態や利用の状況等の実態を把握、分析することが必要である。
- その上で、区分支給限度基準額を超えているケースについては、
 - ・ ケアプランの見直しにより対応が可能なのか
 - ・ 加算等の仕組みがあることによるものか
 - ・ 今後の新たなサービスの導入等による影響をどう考えるか
 などについて、次期介護報酬改定に向け検証を行い、介護給付費分科会において必要な対応を図ることが望ましい。
- なお、現行の制度では、要介護度が軽度の場合も重度の場合も、区分支給限度基準額やケアプランなどの関連で、特に訪問看護やリハビリテーションについて利用抑制が働き、本来訪問看護やリハビリテーションの必要な利用者にサービスが提供できないケースがあるとの指摘があった。

(3) 情報公表制度と指導監督

- 介護保険制度は、様々な事業主体の参入を認め、利用者の適切な選択と事業者間の競争によりサービスの質を確保する仕組みである。このような仕組みの下では、各事業者が提供する介護サービスの内容・質に関して客観的で適切な情報が、サービスを選択する利用者や家族に提供されることが不可欠である。現行の情報公表制度は、このような観点から、利用者によるサービスの選択を実効あるものとするために設けられてい

る。

○ 情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

○ また、公表される情報については、都道府県の判断により、事業者が任意でサービスの質や雇用等に関するデータを追加できることとし、公表される情報の充実を図っていくべきである。

○ 平成 17 年の改正により、市町村は、①介護サービス事業所に対する文書の提出の依頼、質問、照会等、②要介護認定等の認定調査（新規、更新）の 2 つの事務について、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして、都道府県知事が指定する法人に事務の一部を委託することが可能とされたところである。これに加え、今後、都道府県においても、公平性の確保に留意しつつ、指導監督体制を整備する観点から、指導の一部を指定法人に委託できるようにするべきである。

事業者への実地指導や監査については、制度や現場に精通した担当者があたることなどとし、不正が疑われる事業者に対しては厳しいチェック機能が求められる。一方で、一部の自治体において、必ずしも実地指導や監査が十分な効果を上げていなかったり、自治体間で指導内容に不整合があったりするとの意見があり、サービスの質の確保・向上につながるよう、その標準化や、公正性を確保するとともに、事業者を育む姿勢が必要である。

3 介護人材の確保と資質の向上

○ 2007 年には 120 万人だった介護職員数は、2025 年には 210～250 万人必要となることを考えると、介護の現場をより魅力あるものとするための処遇の改善や人材確保策を講じていく必要がある。

(処遇改善の取組について)

○ 現在実施している介護職員処遇改善交付金は平成 23 年度末で終了す

ることから、継続して処遇改善を行うためには、当該交付金を継続するか、平成 24 年度の介護報酬改定において当該交付金に相当する規模のプラス改定が必要となってくる。しかしながら、当該交付金については、

- ・ 給与等の労働条件については労使が自律的に決定していくことが適当であること
- ・ 交付金の対象者が介護職員に限定されていること
- ・ 現在の国の財政が厳しい状況にあること

などを考えれば、本来的には、介護職員の処遇改善が継続できるよう、介護報酬改定により対応する方向で検討していくべきである。

- この点に関し、処遇改善交付金を廃止し、介護報酬改定により対応する場合には、保険料の引き上げとなることから、介護職員処遇改善の趣旨の理解を進めるため、事業所の管理者を含め、その給与水準の公表制度を設けるべきであるとの意見があった。
- なお、平成 24 年度以降については、当該交付金を継続すべきであるとの意見や、すべて介護報酬改定で対応するのではなく、公費財源も活用しながら、徐々に制度内に取り込んでいくべきとの意見があった。
- また、介護労働市場をみると、
 - ・ 有効求人倍率や離職率といった指標は改善しつつある一方、
 - ・ 事業所やその経営主体によって離職率や賃金が大きく異なっていることから、処遇の改善や人材確保のための施策として、どのような対策が相応しいか、介護給付費分科会における議論も含め、さらに検討が必要である。
- 特に、介護職員の処遇改善は単に賃金水準のみならず、労働者の能力に基づく評価、働きやすい職場環境の整備などの対策を総合的に講じる必要がある。
- また、潜在的な介護福祉士等が、再度、介護現場で働いてもらえるような環境整備も重要である。

(雇用管理)

- 労働基準法違反事業者比率は、全産業平均が 68.5%であるのに対し、社会福祉は 77.5%と高い水準にあり、介護サービス事業者による雇用管理の取組を促進するという観点から、その労働法規遵守のための具体的な取組を検討する必要がある。

- 労働法規に違反して罰金刑を受けている事業者や労働保険料を滞納している事業者については介護保険法上の指定拒否を行うようにするとともに、指定事業者が労働法規に違反して罰金刑を受けた場合は指定を取り消すことができるようにすることを検討すべきである。その際、介護サービスの提供方法が夜間を通じて行われたり、利用者宅を移動して行われたりする形態であるために、労働基準法等の遵守が強く求められている事業であることや、他の制度との関係に十分留意して、介護保険法にこのような規定を設ける理由について、十分な説明が必要である。

また、介護職員等の多様な働き方に対応する労働法規等のあり方も検討する必要があるとの意見があった。

(キャリアアップの取組)

- 事業者による介護職員のキャリアアップの取組の充実・強化を推進する必要がある。まずは、本年 10 月に始めた介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件を定着させることが必要であるが、さらに将来において介護人材の不足が見込まれる中で、より質の高い介護人材を育成するために、ホームヘルパーの研修体系と介護福祉士の養成課程との整合性の確保を図っていくべきである。

(医療的ケア)

- 前述のとおり、今後、さらに医療ニーズが高い者が増加することや、より安全なケアを実施するため、たんの吸引等を介護福祉士や一定の研修を修了した介護職員等が行えるよう、介護保険制度の改正と併せて法整備を行うべきである。

- こうした医療的ケアが実現可能となれば、たんの吸引等が必要な要介護者が在宅、特養、グループホーム等で生活を継続することが可能となり、効率的なサービス提供体制の構築にも資すると考えられる。

なお、これによって、介護職員の処遇の改善にもつなげていくことが期待されるとの意見があった。

4 給付と負担のバランス

(給付と負担の見直し)

- 現在 65 歳以上の介護保険料は一人当たり平均月 4,160 円であるが、これは保険料上昇を抑制するための特例交付金や市町村準備基金の取崩によって約 400 円程度抑制された結果であり、さらに介護職員処遇改善

交付金や 16 万床の緊急基盤整備の効果、高齢化に伴う給付費の増加を踏まえると、平成 24 年度には全国平均で 5,000 円を超えることが見込まれている。

サービスの提供に伴う必要な負担については被保険者に求めざるを得ないとしても、保険料は月 5,000 円が限界との意見もあり、次期介護保険事業計画が始まる平成 24 年度において、介護保険料の伸びをできる限り抑制するよう配慮することも必要である。

- 将来にわたって安定的に制度を運営し、また、高齢者の暮らしを支えるために必要な給付の拡充をする際には、平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された「財政運営戦略」に記されたペイアズユーゴー（pay as you go）原則に則って、必要な負担増に見合った財源を確保することが求められる。

※「ペイアズユーゴー原則」とは、歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な財源を確保するものとする考え方。

- なお、ペイアズユーゴー原則の下では、現場ニーズに見合った給付の議論が難しい等の意見もあった。

- このように、今後も給付の充実やそれに伴う保険料の上昇が見込まれることに加えて、とりわけ、第 5 期介護保険事業計画期間に向け、介護職員の処遇改善の継続と地域包括ケアシステムの確立等のための給付の充実等を図る要請に応えるためには、介護保険制度の中で、給付の効率化・重点化及び財源の確保を進めていくことが必要である。その際、今後とも給付の増加に対応したさらなる負担を、制度を支えるそれぞれの方においてせざるを得ない以上、より公平、公正な負担制度の下で、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者それぞれが応分の負担を行っていくことが必要である。

（総報酬割）

- 現在の 40～64 歳が負担する第 2 号保険料は、その加入する医療保険の加入者数に応じて負担金が決められている。このため、総所得の高い医療保険者は低い保険者と比較して、総所得に対する介護保険料の割合が低率となっている。

- 介護保険制度において、被用者保険の第 2 号被保険者の保険料について、被用者保険間の負担の公平性を図る観点から総報酬割を導入する必要があるとの意見があった。

また、現在の介護報酬における地域係数は、都市部の賃金水準を反映していないという意見もあり、比較的所得の高い都市部の第2号被保険者に負担能力に応じた保険料負担を求めることにより、地域係数を見直し、都市部の介護従事者の賃金引き上げに充当することが必要であるとの意見があった。

一方で、総報酬割の導入については、従来の保険料負担の基本的な考え方と仕組みを大きく変更するものであり、十分な議論なく、財源捻出の手段として導入しようとすることに對して、強い反対意見があった。また、利用者負担の見直し等の必要な見直しを行うことなく、これを導入することについて慎重な対応を求める意見があった。

(財政安定化基金)

- 都道府県に設置されている財政安定化基金については、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような見直しを行うよう会計検査院から平成20年に指摘されている。制度創設当初においては、介護給付費の推移を予測することが困難であったが、昨今給付費の推移が安定していることを踏まえ、本来の基金の目的に支障を来すことのないよう、必要な額を確保した上で、基金の取り崩しを行い、保険料の軽減に活用できるようにするなどの法整備を検討すべきとの意見があった。一方、財政安定化基金を保険料の軽減に活用することに対し、慎重に対応すべきとの意見があった。

(公費負担のあり方)

- 介護保険制度は、その半分を保険料により賄い、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用してきた。介護保険料収入はこの10年間で約120%上昇しており、これは住民が地域の介護サービスの拡大のために給付に相応する保険料を負担することを選択してきた結果である。
- 今回の部会の議論においては、今後の保険料の上昇を懸念して、公費負担割合を増加させるべきであるとの意見や調整交付金を国庫負担25%と別のもので外枠化すべきとの意見があった。
- しかし、一方では、
 - ・ 公費負担割合が増えれば増えるほど、財政事情の影響を制度が受けやすくなり、住民の納得の下で、必要なサービスを整備し、またそれに見合った負担を行うという社会保険制度の利点を失うのではないか、
 - ・ 公費負担を引き上げることで一時的に保険料の上昇を抑制できても、今後要介護者のさらなる増加等によって給付が増加すれば、やはり保

険料の上昇は避けることはできないので根本的な問題の解決にならないのではないかと、この意見もあった。

- 今回の改正においては、安定した財源が確保されない以上、公費負担割合を見直すことは困難であるが、今後、公費負担のあり方を議論するに当たっては、こうした社会保険方式によるメリットや被保険者の負担能力といった点を考慮して検討を行うべきである。さらに、

- ・ 単に公費負担割合を増加させるべきなのか、低所得者への負担軽減策として活用すべきなのか、さらに、保険給付の範囲を限定した上で福祉施策として公費によるサービスを拡充すべきか
- ・ より一層地方が主体的に介護保険制度を運営するために、その権限と財政負担の分担をどのように考えるのか

といった視点からも議論を行うべきである。いずれにしても、こうした議論は単に介護保険制度にとどまらず、社会保障と財政のあり方全体の中でも議論していくべき課題である。

社会保障と財政のあり方全体の検討を行う際には、社会保障制度における給付と負担のあり方を総合的に考える視点が必要であり、年金・医療等においてもさらなる負担が求められる中で、介護保険においても現役世代の社会保険料負担が過重になれば、その働く意欲・活力を削ぐ上、雇用にも悪影響を及ぼすとの意見があった。

- なお、公費負担割合の見直しに際しては、施設、居宅・地域密着型の類型による国と都道府県の負担割合を同じ扱いとすべきであるという意見があった。

(給付の見直し)

- 医療保険においては、現役並み所得の高齢者については利用者負担が3割となっている。介護保険制度においても、限られた財源の中で、高齢者の負担能力を勘案し、所得に応じた負担を求めることが適当であり、一定以上の所得がある者については利用者負担を、例えば2割に引き上げることを検討すべきである。

一方、介護保険は区分支給限度基準額が設けられているなど、医療保険とは異なる仕組みであり、負担増を求めることには慎重であるべきとの意見があった。

※ 居宅介護支援・介護予防支援(ケアプランの作成等)及び要支援者・軽度の要介護者にかかる給付の利用者負担については既述のとおり。

※ 補足給付については後述のとおり。

(被保険者範囲)

- 被保険者範囲については、今後被保険者の保険料負担が重くなる中で、被保険者年齢を引き下げ、一人当たり保険料の負担を軽減すべきではないかとの意見があった。

一方で、被保険者範囲の拡大は、若年者の理解を得ることが困難であり、慎重な検討が必要との意見もあった。

被保険者範囲のあり方については、これまでも介護保険制度の骨格を維持した上で被保険者の年齢を引き下げ的方法と、介護を必要とするすべての人にサービスを給付する制度の普遍化の観点から若年障害者に対する給付も統合して行う方法について検討が行われてきたところである。

現在、障害者施策については、内閣府の「障がい者制度改革推進本部」において、議論が行われているところであり、今後は、介護保険制度の骨格を維持した上で、被保険者年齢を引き下げることについて、十分な議論を行い結論を得るべきである。

なお、現行の第2号被保険者に対する給付に関し、特定疾病による条件の緩和を検討すべきとの意見があった。

5 地域包括ケアシステムの構築等に向けて保険者が果たすべき役割

(介護保険事業計画)

- 従来、介護保険事業計画を策定する際は、主として、当該市町村における高齢者数の伸び等を考慮して将来のサービス量を見込んでいたところである。地域包括ケアの実現のためには、各地域における介護サービスやこれに付随するサービスのニーズを的確に把握し、介護保険事業計画を策定することが求められる。

- 今後、保険者(市町村)は、日常生活圏域ごとのニーズ調査に基づき、必要となるサービスごとの見込みを積み上げて、より精緻な事業計画を作成することが求められている。

- 次期介護保険事業計画を策定する際には、喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備などについて、地域の実情を踏まえ記載していくこととすべきである。また、医療サービスや高齢者の住まいに関する計画と調和の取れたものとし、在宅医療の推進や高齢者に相応しい住まいの計画的な整備に関する事項等について、地域の実情に応じ記載していくことが求められている。

- また、介護保険制度は、国民の理解と納得があってはじめて成り立つものであり、介護保険制度の理念とルールについて、利用者やその家族だけでなく、広く住民に周知・定着されるよう国や自治体が積極的な取組を進めていくべきである。

(地域ニーズに応じた事業者の指定)

- 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護は、夜間における対応が必要となることや、事業規模がある程度限られていることから、経営基盤が不安定となるおそれがある。地域に根ざして安定的にサービス提供を行うことを促進する観点から、その普及促進策を積極的に講じる必要がある。
- このため、市町村の日常生活圏域ごとのニーズ調査に基づき、当該圏域内で必要なサービス量を踏まえた事業者の指定を行う裁量を保険者に付与し、事業者にとっても安定的にサービス提供できる体制を構築すべきである。
- このような観点に立って、地域密着型サービスについては、市町村が安定的なサービスの提供を確保できるよう、サービスの質の確保など一定の条件を課した上で、申請に基づく指定に代えて、公募を通じた選考により、事業者の指定を行えるよう検討する必要がある。
- また、都道府県指定の居宅サービス等と市町村指定の地域密着型サービスが、地域でそれぞれ整備され、サービスを提供することとなるため、市町村が希望する場合には、居宅サービス等の指定に際し、都道府県が関係市町村に協議を行うこととし、都道府県は、市町村との協議内容を踏まえて、指定の是非を判断し、市町村の介護保険事業計画の策定・達成に当たり支障があると判断した場合は、指定を拒否できる仕組みを導入することを検討すべきである。
こうした制度を導入する際、事業者の指定にあたっての調整事項や事務負担の増大も見込まれることから、事業者の指定事務を含め、都道府県と市町村の権限の見直しも併せて検討していく必要があるとの意見があった。
- なお、現行の施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み(いわゆる「総量規制」)については、保険者が地域の高齢者のニーズを踏まえて施設・居住系サービスの基盤を一体的かつ計画的に整備するために

有効に機能している重要な制度であり、今後も現行制度の規制の内容や対象をそのまま維持する必要がある。

また、地域密着型サービスについて、市町村の境界付近にある事業所を、隣接する市町村の住民も活用できるよう、指定事務の簡素化等近隣市町村の協力・連携を図る方策を推進すべきである。

(保険者独自の介護報酬の設定)

- 平成 18 年度より、地域密着型サービスについては、介護報酬を減額する仕組みが導入されるとともに、平成 19 年 10 月から、厚生労働大臣の許可を得て報酬を増額できる仕組みが導入されたところである。市町村の独自の取組をさらに推進するため、独自報酬の設定について、一定の範囲内で厚生労働大臣の許可を得ることなく、増額報酬を認めるなど、財源負担に配慮しつつ、保険者の裁量をより拡大することを検討すべきである。

(地域主権)

- 介護保険制度については、制度創設以来「地方分権の試金石」として市町村自ら保険者となり保険制度を運営するなど地方が主体的な役割を果たしてきた。また、平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、指定都市及び中核市に介護保険事業者の指定権限を移譲することとしている。さらに、今回の改正においても、上述のとおり地域密着型サービスに係る市町村の権限を拡大する方向で検討するよう提言している。地方分権改革推進委員会第一次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）において指摘されたすべての介護保険サービスの事業者の指定の市への移譲については、提言を踏まえた見直しの実施状況を踏まえつつ、引き続き検討すべきである。

6 低所得者への配慮

(補足給付)

- 前回改正において、施設と在宅の間の利用者負担の不均衡是正の観点から、施設における食費・居住費は介護保険給付の対象外としたところである。上記の見直しに当たっては、補足給付が導入され、低所得者の負担が軽減されている。
- 補足給付については、低所得者に対する食費・居住費の補助は、要介護・要支援状態の発生という保険事故に対する給付ではなく、あくまで低所得者対策であるとの観点から、全額公費負担の福祉的な制度とすべきと

の意見があった。現在の国及び地方の財政状況を踏まえると、ただちに全額公費により補足給付を賄うことは困難であるが、将来的な補足給付のあり方について、社会保障と財政のあり方全体の議論と併せて、引き続き検討することが必要である。

- こうした中、今回の介護保険制度改革においては、前回改正の趣旨や低所得者対策としての補足給付の趣旨に即した見直しを行っていくべきである。

(家族の負担能力の勘案)

- 特養の入所者については、現在、入所者の約4分の3が補足給付を受給している。しかし、これらの者の中には、入所前に同居していた家族に負担能力がある場合や、入所者自身が資産を保有しているケースがある。このため、補足給付の低所得者対策としての趣旨を徹底する観点から、保険者の判断により、施設入所者について可能な範囲で家族の負担能力等を把握し、それを勘案して補足給付の支給を判断することができる仕組みとすべきである。

一方、保険者によって取扱いに違いが生じることが想定されることや、正確な資産把握が困難と考えられることから、慎重な検討が必要であるとの意見があった。

(ユニット型個室の負担軽減等)

- ユニット型個室については、低所得者の負担が大きく入所が困難であるとの指摘があることから、社会福祉法人による利用者負担軽減や補足給付の拡充により、その一部を軽減すべきである。その際、生活保護受給者もユニット型個室へ入所が可能となるよう検討すべきである。

養護老人ホームについても、個室化の推進のため、自治体の状況を踏まえて検討を行う必要がある。

- グループホームについては、補足給付の対象ではないが、地域によっては利用者負担が著しく高く、低所得者の利用を妨げていることから、地域で暮らす認知症を有する人を支援する視点に立って、何らかの利用者負担軽減措置を検討すべきではないかとの意見があった。

なお、介護保険施設と同様に介護保険給付としてグループホーム利用者に対する補足給付を行うべきとの意見もあった。

(多床室の給付範囲の見直し)

- 一方、前回の改正において、個室については、居住部分の減価償却費

相当額と光熱水費が保険給付の対象外となったが、多床室については光熱水費のみが保険給付の対象外とされた。この結果、多床室の介護報酬が、従来型個室の報酬よりも高い設定となっている。今後、利用者負担について、さらなる在宅との均衡を図るため、多床室についても、低所得者の利用に配慮しつつ、減価償却費相当額を保険給付対象外とする見直しが必要である。

- 多床室の減価償却費相当額を利用者負担とすることについては、その居住環境を考慮し、居住費については現状の光熱水費相当を維持すべきであるとの意見があった。

(高齢者の保険料負担の軽減)

- 65歳以上の第1号保険料については、これまで課税対象者については、保険者の判断により、被保険者の所得状況に応じ、きめ細かな保険料段階を設定することが可能となっている。一方、住民税世帯非課税の低所得者に対する保険料については、段階設定が固定されているところである。これを地域の実情に応じ低所得者に対するきめ細やかな配慮を行う観点から、弾力的に段階設定を行うことができるよう見直しを行う必要がある。
- 今後、介護基盤の整備や介護職員の処遇改善により、保険料の急激な上昇が見込まれるところである。市町村においては、第4期介護保険事業計画の策定の際と同様に、準備基金の取り崩しなどの取組も講じることとなると想定されるが、これらに加え、保険料の急激な上昇に対応するため、財政安定化基金の取り崩しにより、財源の範囲内で保険料の軽減を図ることを検討すべきとの意見があった。一方、財政安定化基金の適正規模や保険料の軽減に活用することについて、慎重に検討すべきとの意見があった。

IV 今後に向けて

- 今回の介護保険制度改革においては、第5期に向けて、
 - ・ 訪問介護と訪問看護の連携の下で行う24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設、
 - ・ 介護保険事業計画における医療サービスや住まいに関する計画とのさらなる連携
 - ・ 利用者負担や保険料の見直し

などを盛り込んだところである。これらの施策に加え、医療と介護の連携を一層実効あるものにしていくためには、平成 24 年度施行の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けてさらにそれぞれの役割分担や関係職種の連携、サービスの調整などについて、今後さらに議論を進める必要がある。

- 公費負担割合の見直し、地域支援事業の財源構成、補足給付の公費化など介護保険制度と公費のあり方については、社会保障と財政のあり方全体の中での課題として、引き続き検討を行っていく必要がある。
- さらに、本部会では、主として当面の法改正事項を中心に議論が進められてきたことから、今後、「社会保険」「保健制度」「福祉制度」といった視点で、介護保険制度の機能・役割について議論するべきとの指摘があった。
- また、介護保険制度が創設されて 10 年が過ぎ、制度自体が複雑化され、利用者や家族にとって分かりにくいシステムとなっているとの指摘もあり、今後、制度改正を進めていく際は、できるだけ利用者や家族に分かりやすく、利用しやすい制度となるよう、配慮していくべきである。

「介護保険制度に関する世論調査」について

■調査対象 全国20歳以上の者 5,000人
有効回収数 3,272人 (回収率 65.4%)
調査期間 平成22年9月16日～10月3日(調査員による個別面接聴取)

- 調査項目
- 1 高齢者介護に対する不安感等について
 - 2 在宅介護, 施設介護に関する意識について
 - 3 介護保険制度について
 - 4 行政に対する要望について

■調査結果の主な特徴

- 介護保険制度導入による効果については、「良くなったと思う」と回答した者が過半数 (51.3%) を超えた。
- 自分自身に介護が必要となったときに困る点としては、「家族に肉体的・精神的負担をかけること」(73.0%) とする意見が一番多く、次に「介護に要する経済的負担が大きいこと」(60.1%) が挙げられている。
- 介護を受けたい場所については、「現在の住まいで介護を受けたい」と考えているものが最も多くなっており (37.3%)、その理由として「現在の住まいで生活を続けたいから」を挙げる者が一番多い (82.8%)。なお、この際の介護の形態については、家族介護と外部の介護サービスの組み合わせを望むものが 73.9% となっている。
- 介護サービスを充実させた際の費用負担について、公費 (税金) 負担の引き上げを挙げる者が 41.3%、負担割合は変えず公費・保険料・利用者負担のそれぞれの負担を引き上げるとする者が 21.9% となっている。
- 今後の行政に対する要望としては、「介護人材確保のために、賃金アップなどの処遇改善」(52.0%)、「認知症の人が利用できるサービスの充実」(48.3%)、「24時間対応の在宅サービスの充実」(47.7%) に対する意見が多い。

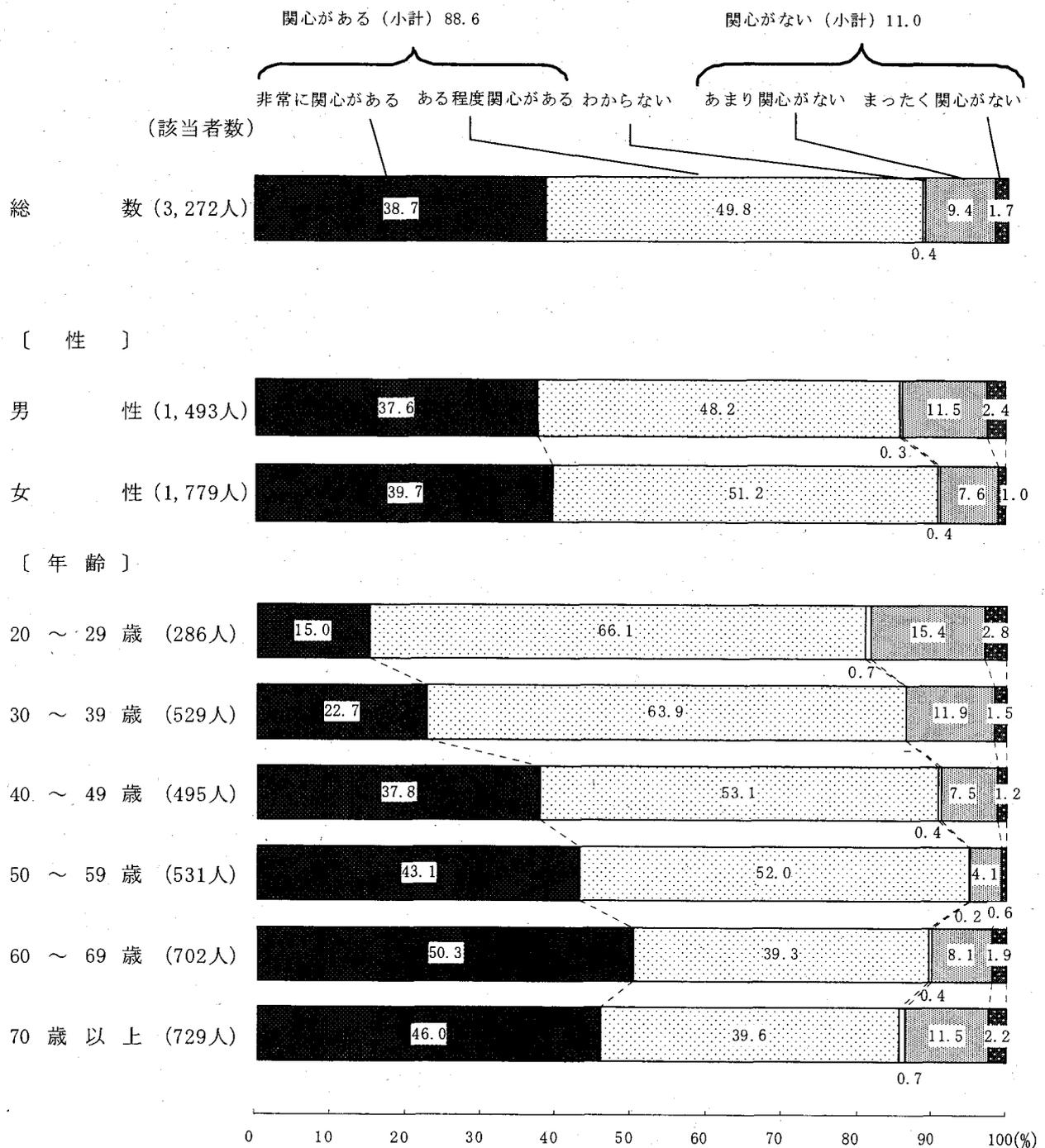
※ 当該世論調査は、内閣府において実施・公表されたものである。

1 高齢者介護に対する不安感等について

(1) 超高齢社会到来への関心

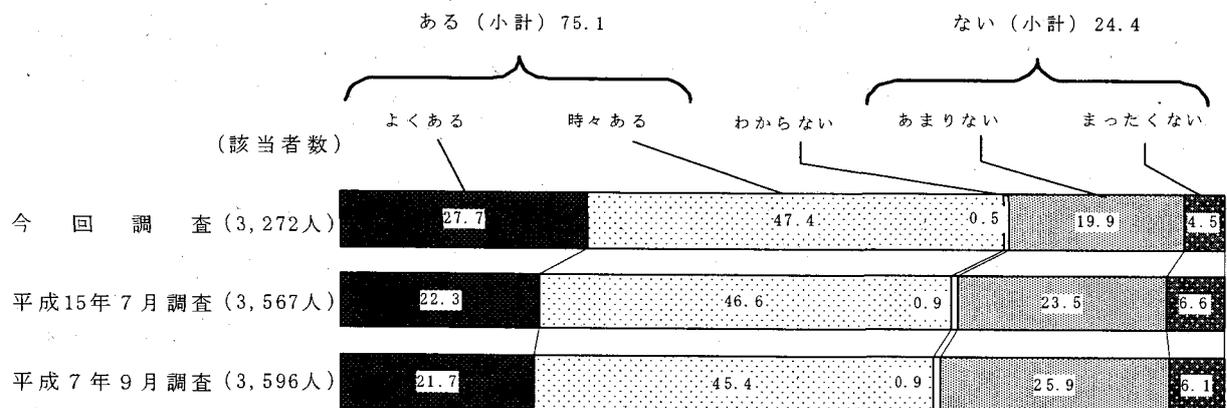
平成 22 年 9 月

・関心がある（小計）	88.6%
・非常に関心がある	38.7%
・ある程度関心がある	49.8%
・関心がない（小計）	11.0%
・あまり関心がない	9.4%
・まったく関心がない	1.7%

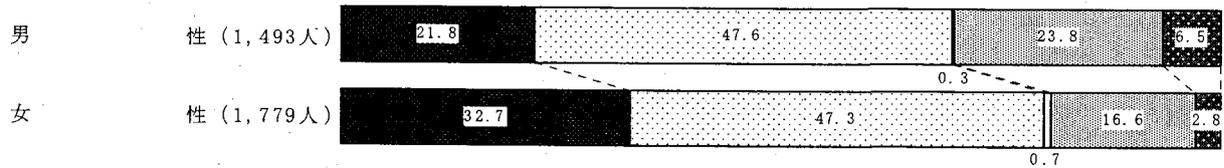


(2) 自分自身が要介護者になる不安の有無

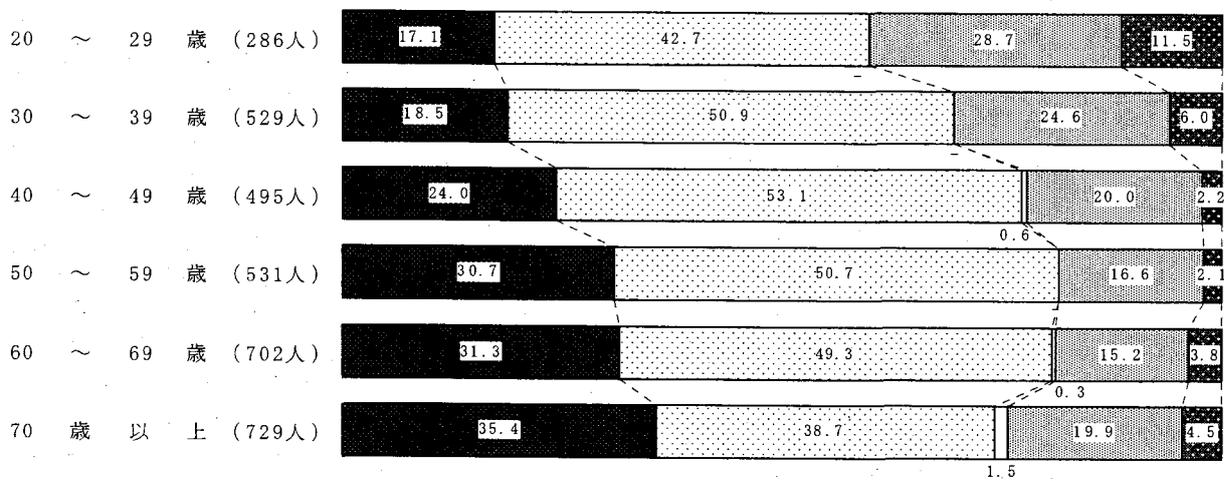
	平成15年7月	→	平成22年9月
・ある(小計)	69.0%		75.1%
・よくある	22.3%		27.7%
・時々ある	46.6%		47.4%
・ない(小計)	30.1%		24.4%
・あまりない	23.5%		19.9%
・まったくない	6.6%		4.5%



[性]



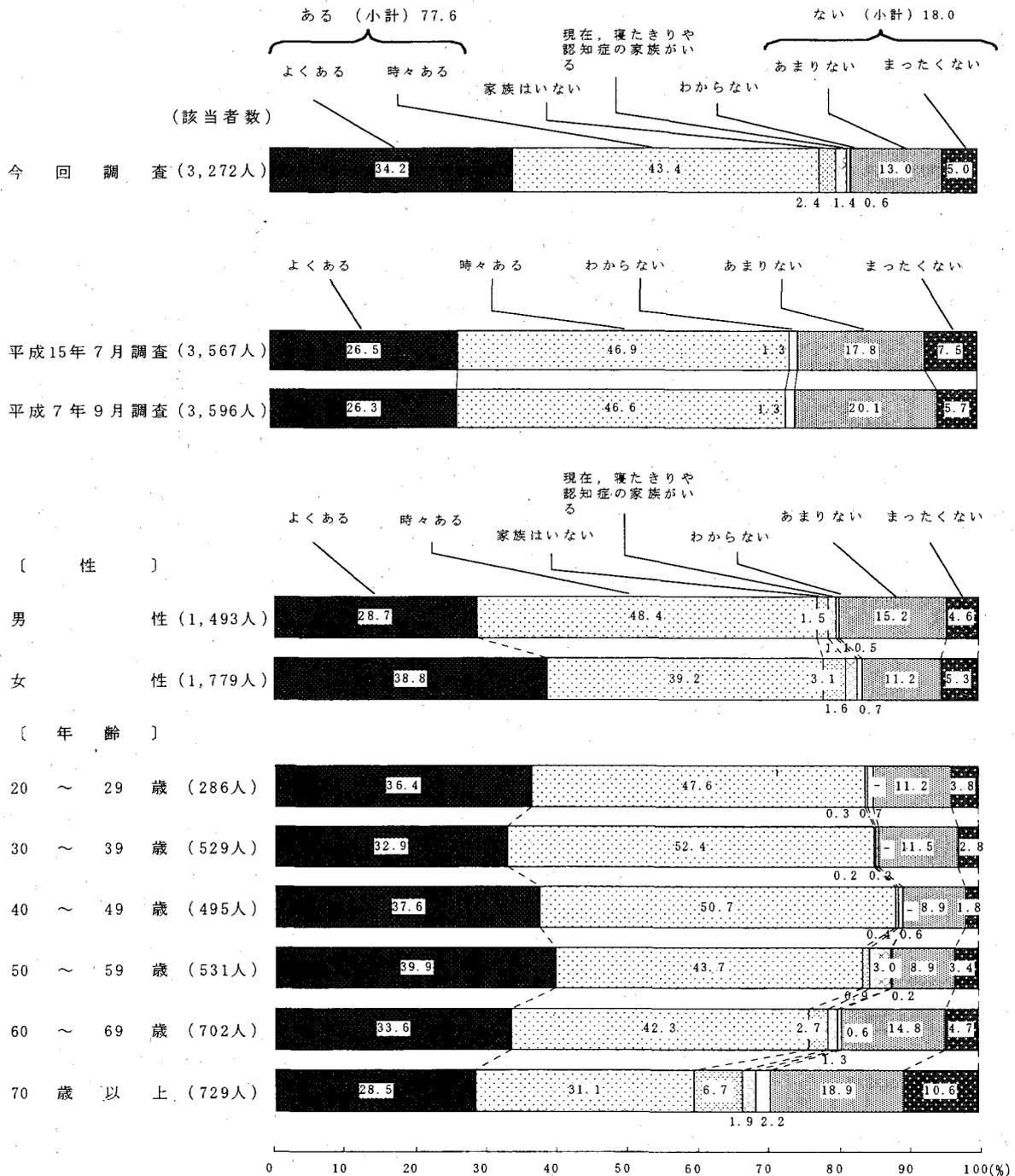
[年齢]



(注1) 平成15年7月調査では、「あなた自身が老後に寝たきりや痴呆になるかもしれないと、不安に思うことがありますか。この中から1つお答えください。」と聞いている。
 (注2) 平成7年9月調査では、「あなた自身が老後に寝たきりや痴呆症になるかもしれないと、不安に思うことがありますか。この中ではどうでしょうか。」と聞いている。

(3) 家族が要介護者になる不安の有無

	平成 15 年 7 月	→	平成 22 年 9 月
・あ る (小計)	73.5%	→	77.6%
・よくある	26.5%	→	34.2%
・時々ある	46.9%	→	43.4%
・な い (小計)	25.3%	→	18.0%
・あまりない	17.8%	→	13.0%
・まったくない	7.5%	→	5.0%



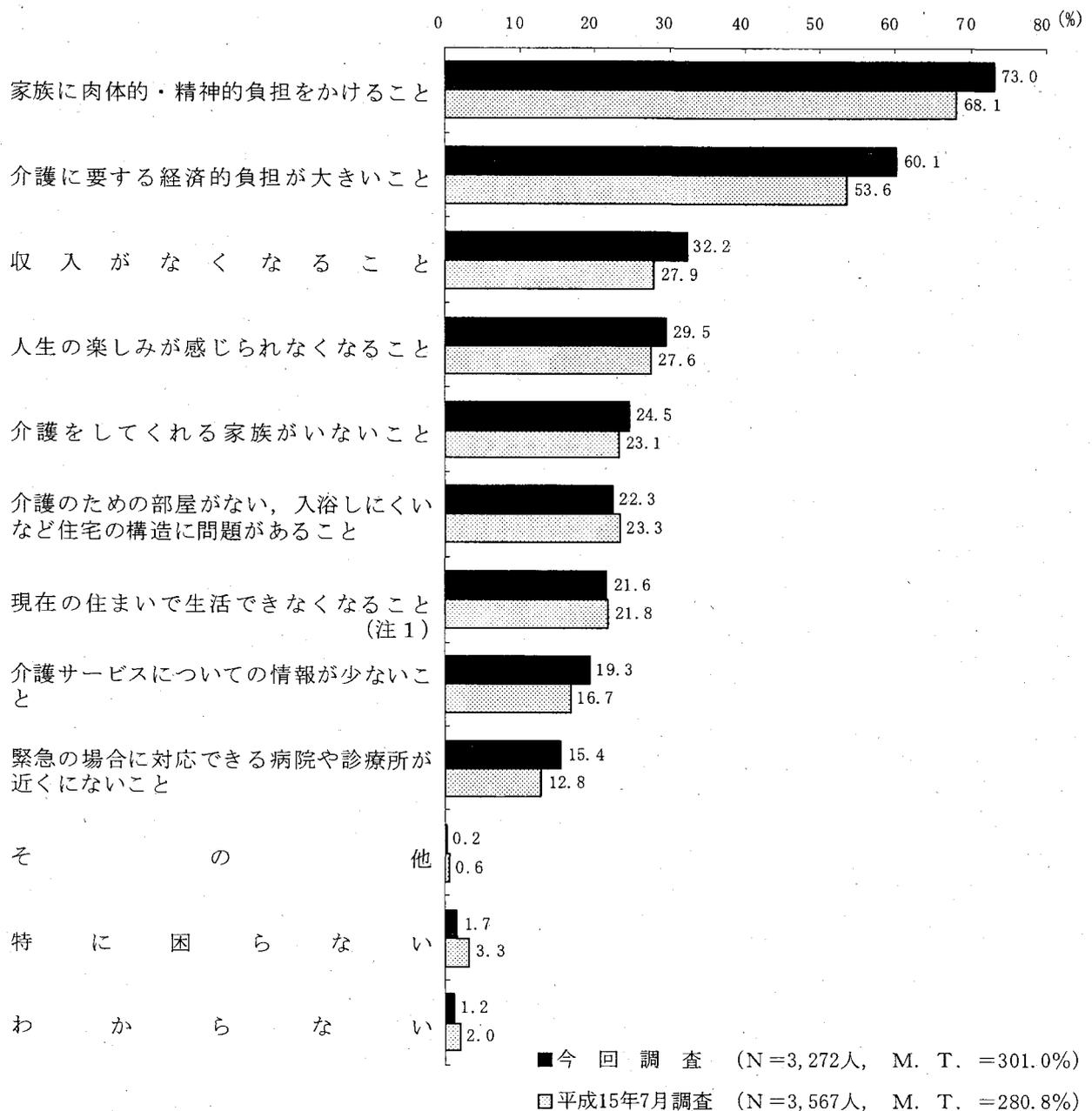
(注1) 今回調査では、「家族がない」、「現在、寝たきりや認知症の家族がいる」は、回答票に列記していない。
 (注2) 平成15年7月調査では、「では、あなたご自身ではなく、あなたのご家族が老後に寝たきりや痴呆になるかもしれないと、不安に思うことがありますか。この中から1つお答えください。」と聞いている。
 (注3) 平成7年9月調査では、「では、あなたご自身ではなく、あなたのご家族が老後に寝たきりや痴呆症になるかもしれないと、不安に思うことがありますか。この中ではどうでしょうか。」と聞いている。

(4) 自分自身に介護が必要となった場合に困る点

(複数回答、上位4項目)

	平成15年7月		平成22年9月
・家族に肉体的・精神的負担をかけること	68.1%	→	73.0%
・介護に要する経済的負担が大きいこと	53.6%	→	60.1%
・収入がなくなること	27.9%	→	32.2%
・人生の楽しみが感じられなくなること	27.6%	→	29.5%

(複数回答)



(注1) 平成15年7月調査では、「住みなれた自宅で生活できなくなること」となっている。

(注2) 平成15年7月調査では、「仮にあなたが、老後に寝たきりや痴呆になり、介護が必要となった場合、どんなことに困ると思いますか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

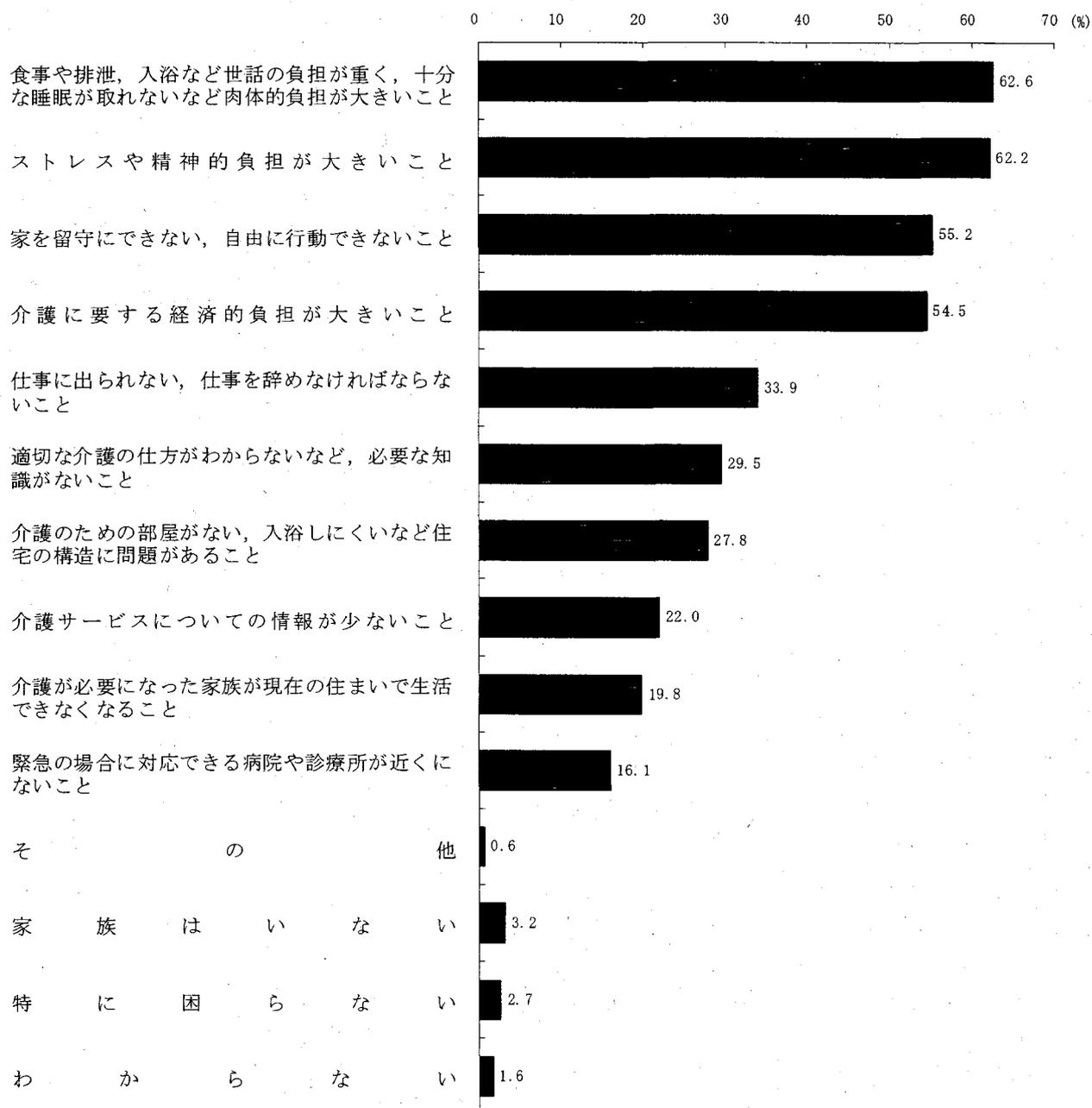
(5) 家族に介護が必要になった場合に困る点

(複数回答、上位4項目)

平成22年9月

- ・食事や排泄，入浴など世話の負担が重く，十分な睡眠が取れないなど肉体的負担が大きいこと 62.6%
- ・ストレスや精神的負担が大きいこと 62.2%
- ・家を留守にできない，自由に行動できないこと 55.2%
- ・介護に要する経済的負担が大きいこと 54.5%

(複数回答)



■総数 (N=3,272人, M. T. =391.5%)

2 在宅介護、施設介護に関する意識について

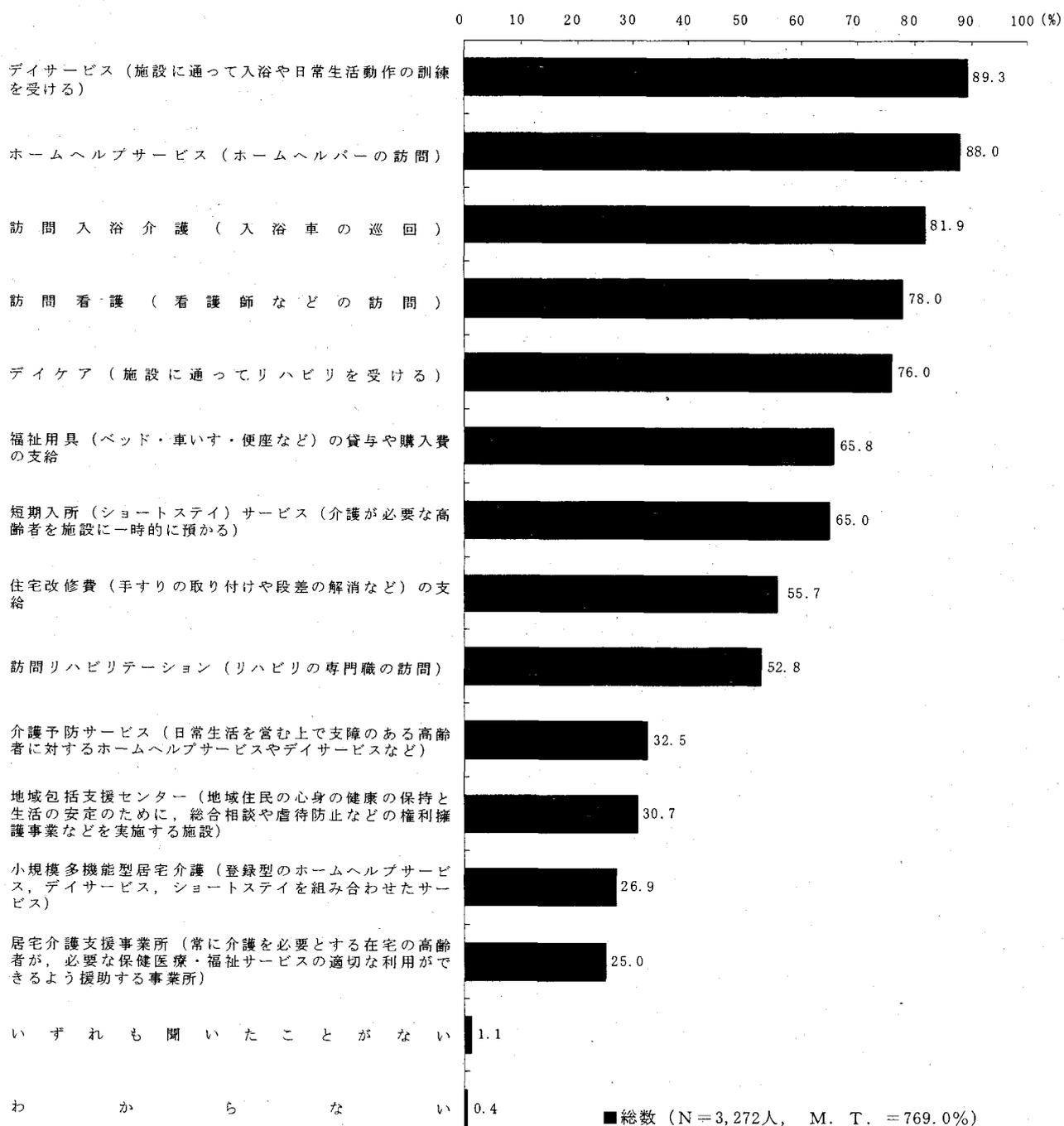
(1) 自宅で受ける介護保険サービスの周知度

(複数回答、上位5項目)

平成 22 年 9 月

・デイサービス（施設に通って入浴や日常生活動作の訓練を受ける）	89.3%
・ホームヘルプサービス（ホームヘルパーの訪問）	88.0%
・訪問入浴介護（入浴車の巡回）	81.9%
・訪問看護（看護師などの訪問）	78.0%
・デイケア（施設に通ってリハビリを受ける）	76.0%

(複数回答)

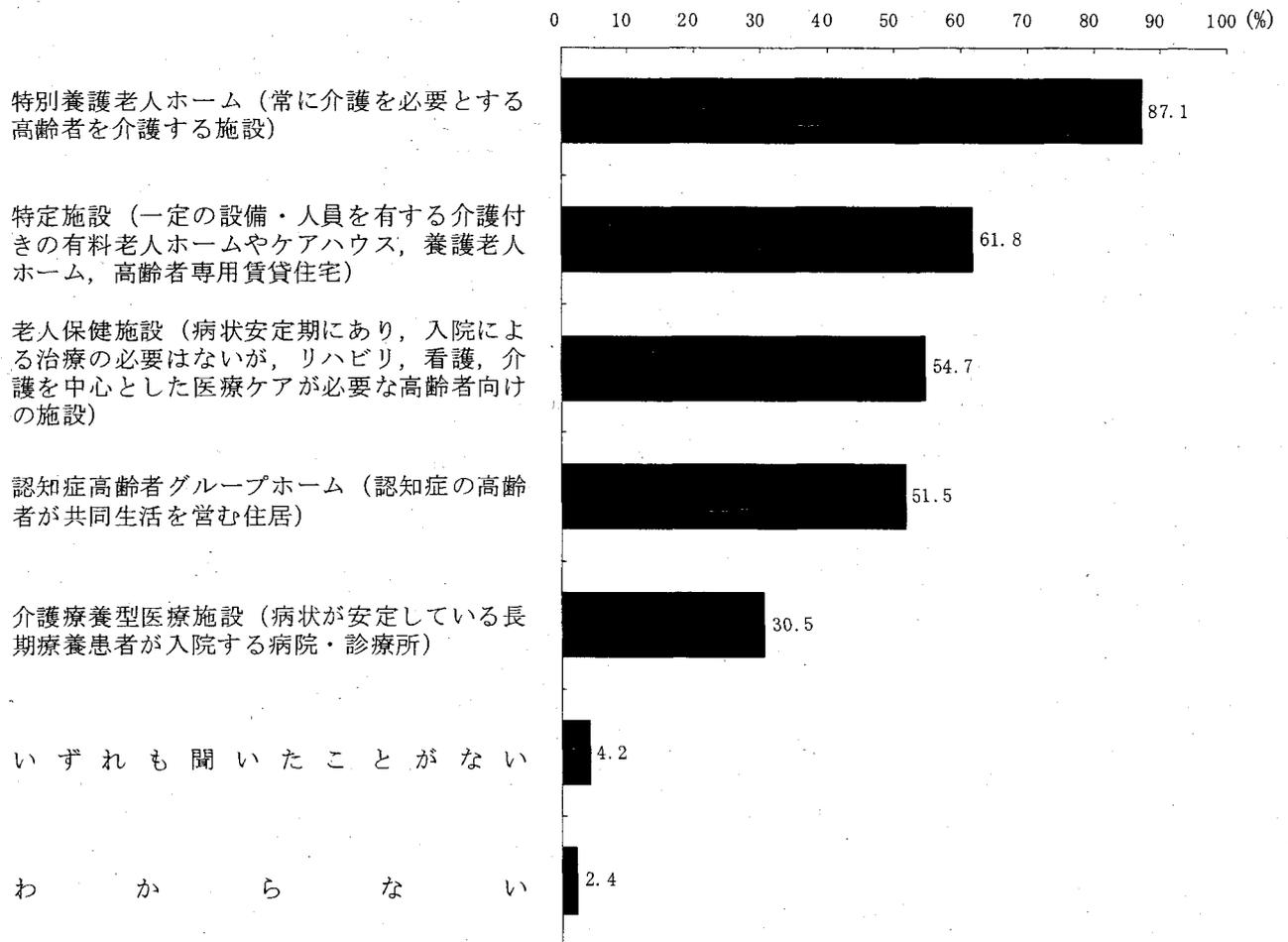


(2) 自宅から住み替えて受ける介護保険サービス施設の周知度 (複数回答、上位4項目)

平成22年9月

- ・特別養護老人ホーム (常に介護を必要とする高齢者を介護する施設) 87.1%
- ・特定施設 (一定の設備・人員を有する介護付きの有料老人ホームやケアハウス, 養護老人ホーム, 高齢者専用賃貸住宅) 61.8%
- ・老人保健施設 (病状安定期にあり, 入院による治療の必要はないが, リハビリ, 看護, 介護を中心とした医療ケアが必要な高齢者向けの施設) 54.7%
- ・認知症高齢者グループホーム (認知症の高齢者が共同生活を営む住居) 51.5%

(複数回答)

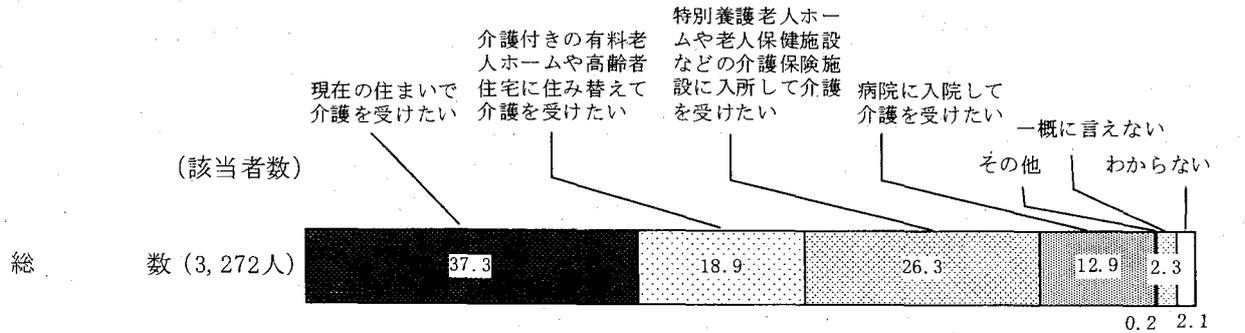


■総数 (N=3,272人, M. T. =292.2%)

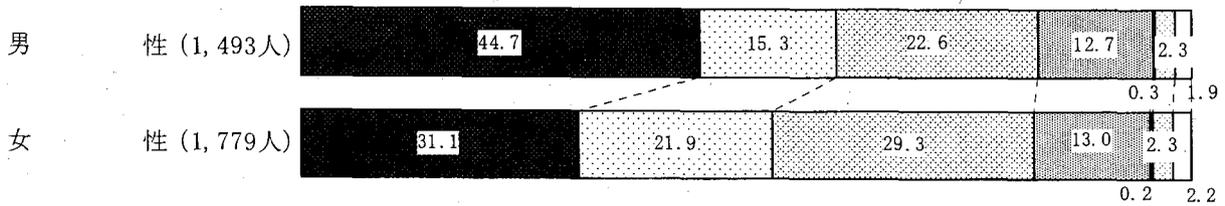
(3) 自分自身が介護を受けたい場所

平成 22 年 9 月

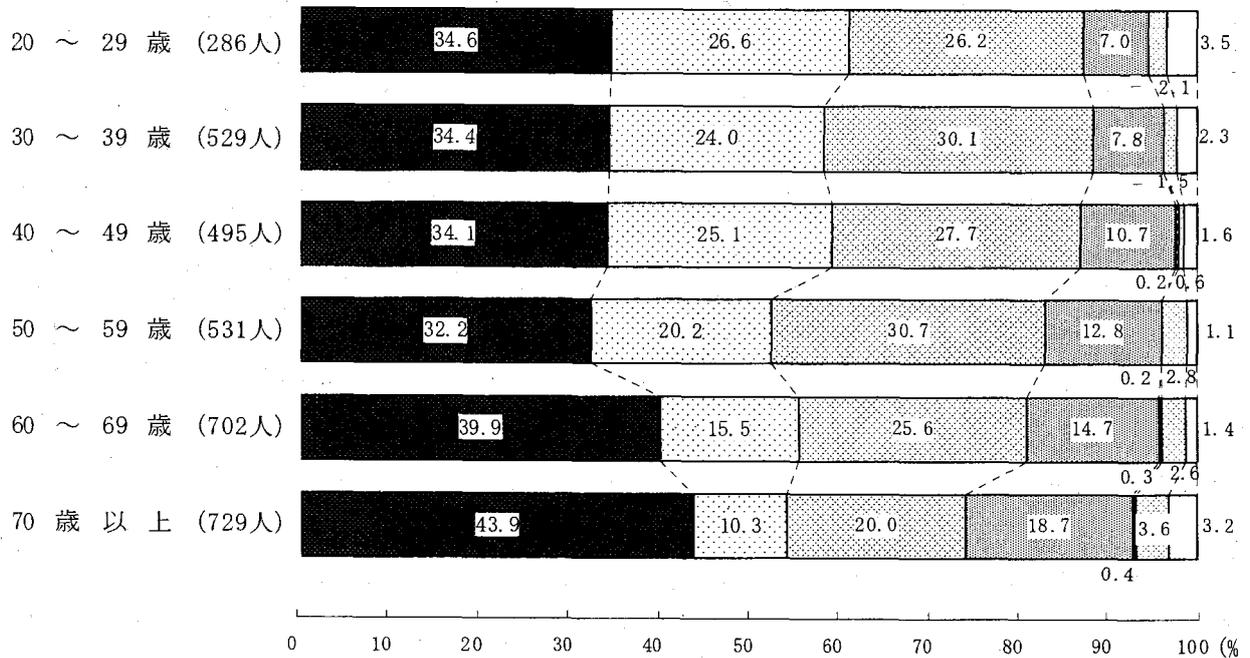
- ・現在の住まいで介護を受けたい 37.3%
- ・介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい 18.9%
- ・特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して介護を受けたい 26.3%
- ・病院に入院して介護を受けたい 12.9%



[性]



[年 齢]



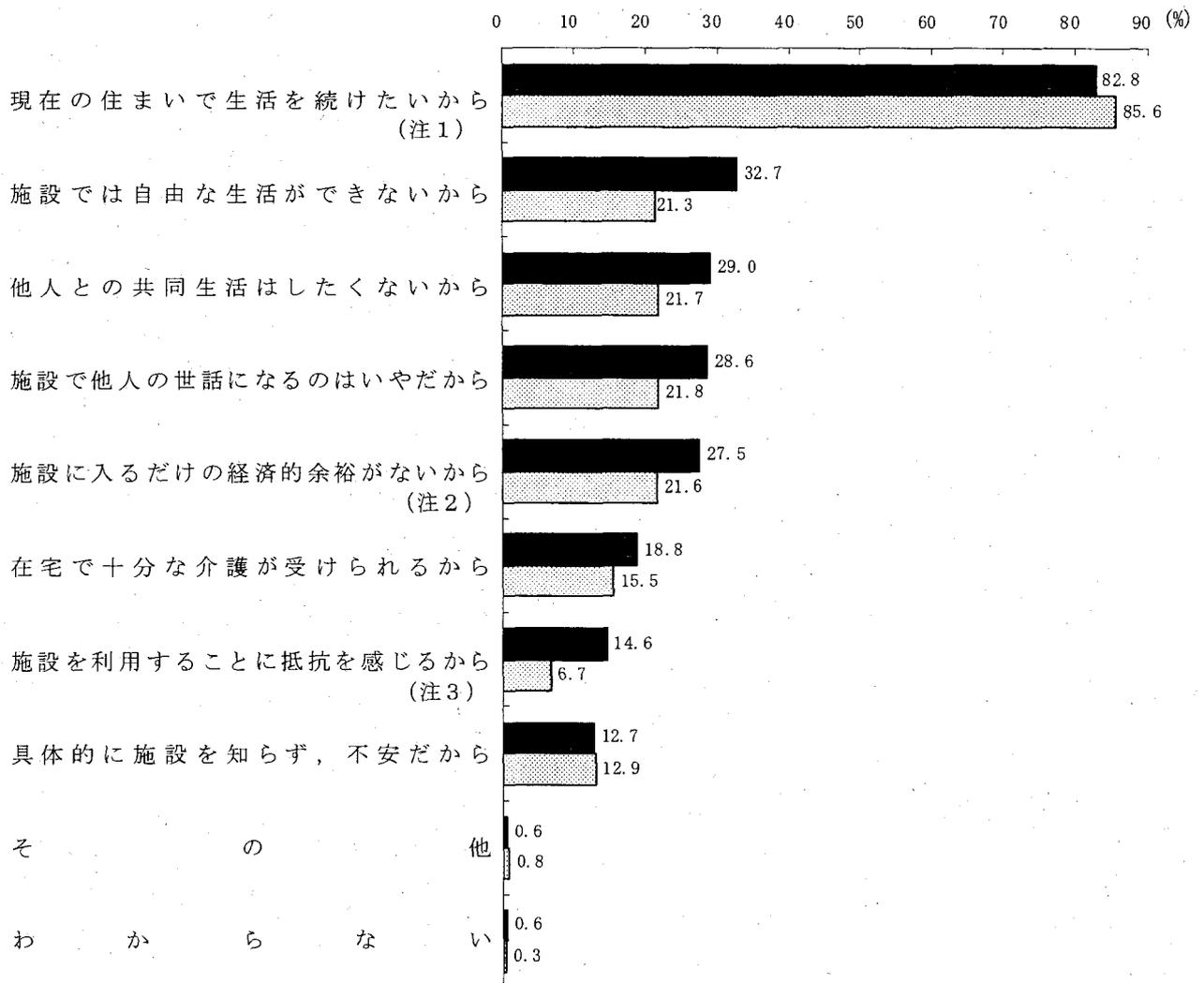
(「現在の住まいで介護を受けたい」と答えた者 (1,221人) に)

ア 自宅で介護を受けたい理由

(複数回答、上位5項目)

	平成15年7月		平成22年9月
・現在の住まいで生活を続けたいから	85.6%	→	82.8%
・施設では自由な生活ができないから	21.3%	→	32.7%
・他人との共同生活はしたくないから	21.7%	→	29.0%
・施設で他人の世話になるのはいやだから	21.8%	→	28.6%
・施設に入るだけの経済的余裕がないから	21.6%	→	27.5%

(自分自身が「現在の住まいで介護を受けたい」と答えた者に、複数回答)



■今回調査 (N=1,221人, M. T. =247.8%)

□平成15年7月調査 (N=1,593人, M. T. =208.0%)

(注1) 平成15年7月調査では、「住みなれた自宅で生活を続けたいから」となっている。

(注2) 平成15年7月調査では、「施設に入るだけの金銭的余裕がないから」となっている。

(注3) 平成15年7月調査では、「福祉施設を利用することに抵抗を感じるから」となっている。

(注4) 平成15年7月調査では、「仮に、あなたが老後に寝たきりや痴呆になり、介護が必要となった場合に、どこで介護を受けたいと思うか」について、「可能な限り自宅で介護を受けたい」と答えた者に、「それはなぜですか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

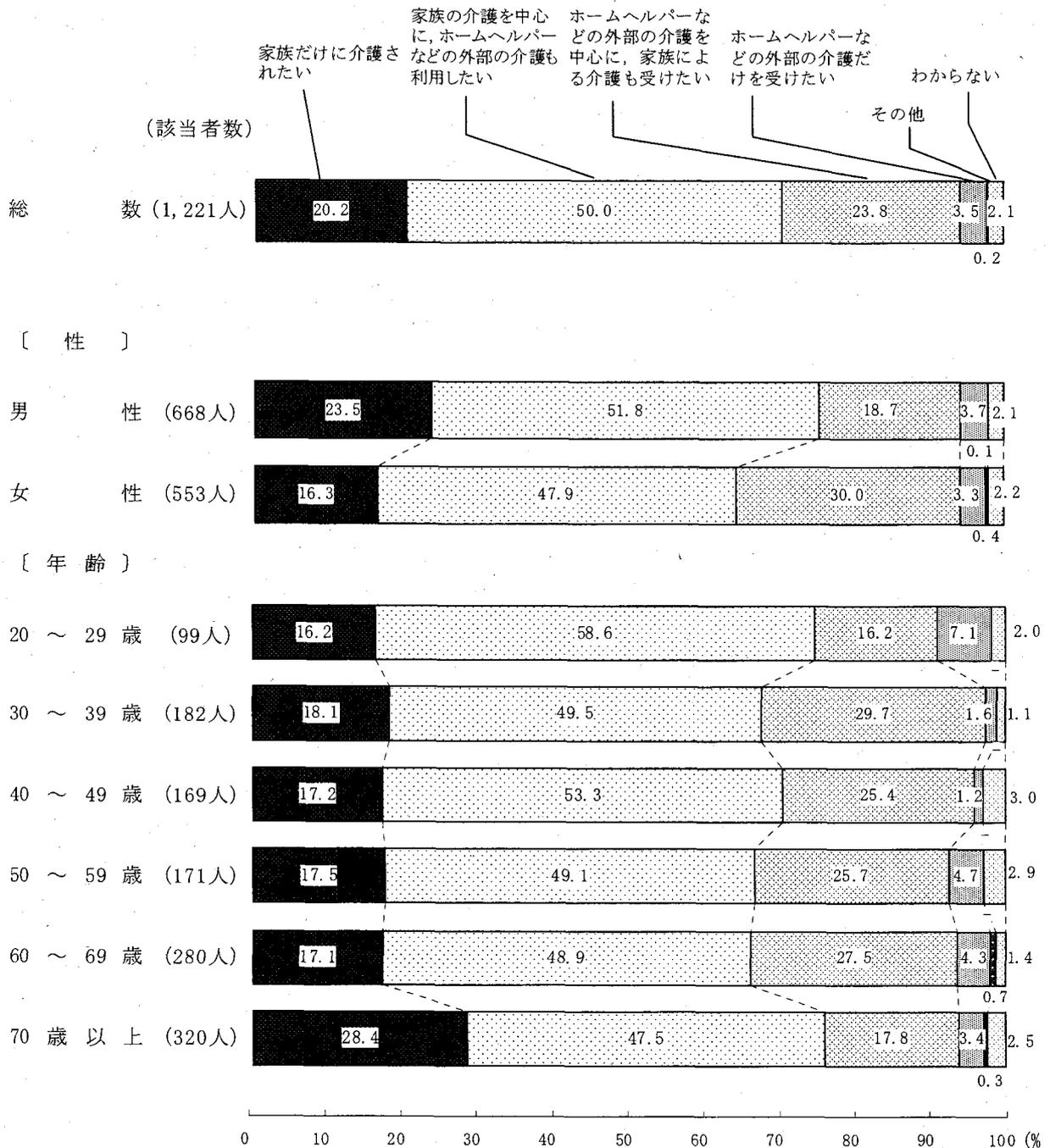
（「現在の住まいで介護を受けたい」と答えた者（1,221人）に）

イ 自宅で受けたい介護形態

平成 22 年 9 月

- ・ 家族だけに介護されたい 20.2%
- ・ 家族の介護を中心に、ホームヘルパーなどの外部の介護も利用したい 50.0%
- ・ ホームヘルパーなどの外部の介護を中心に、家族による介護も受けたい 23.8%
- ・ ホームヘルパーなどの外部の介護だけを受けたい 3.5%

（自分自身が「現在の住まいで介護を受けたい」と答えた者に）



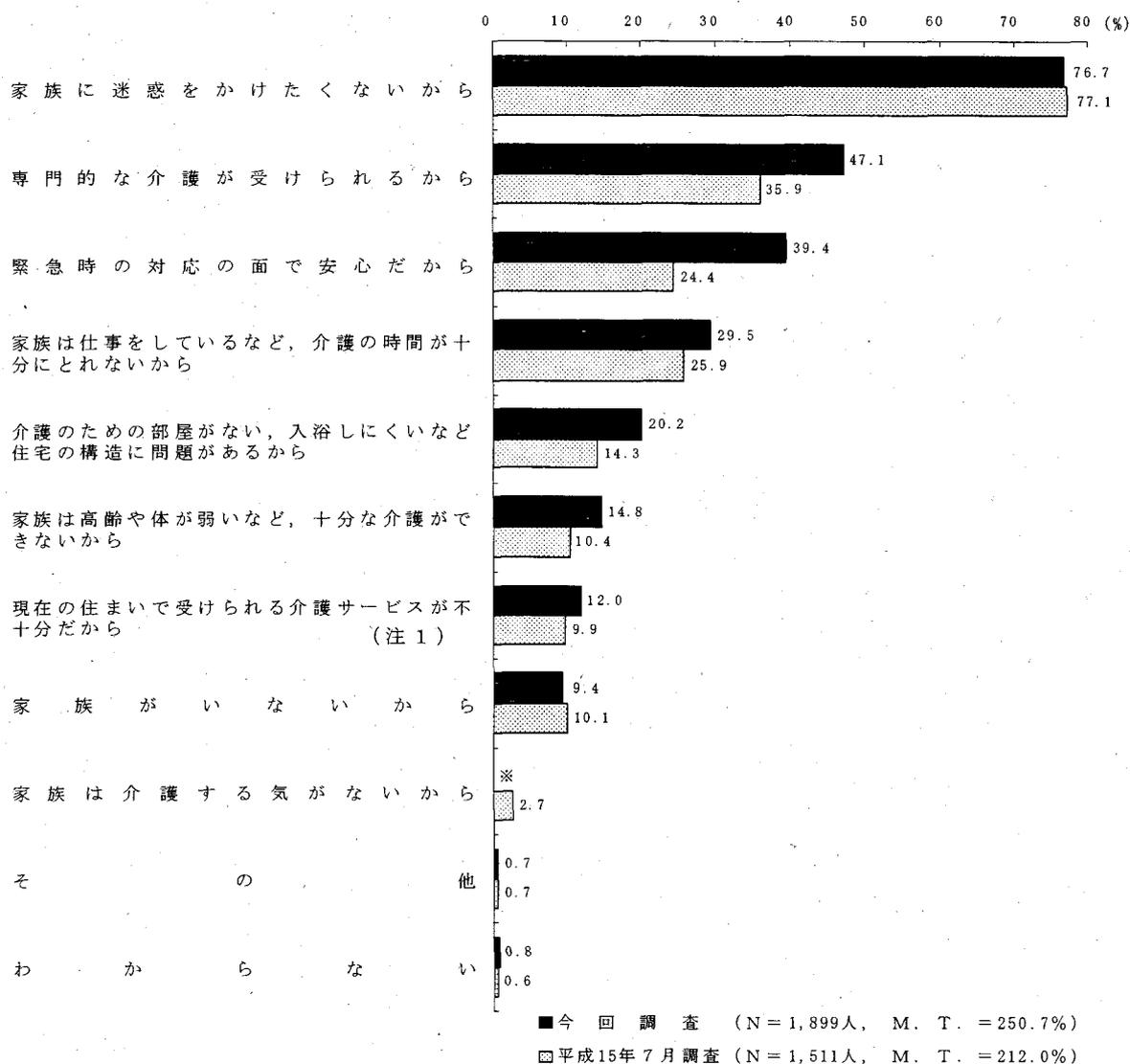
「介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい」、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して介護を受けたい」、「病院に入院して介護を受けたい」と答えた者(1,899人)に

ウ 介護施設等を利用したい理由

(複数回答、上位4項目)

	平成15年7月	→	平成22年9月
・家族に迷惑をかけたくないから	77.1%		76.7%
・専門的な介護が受けられるから	35.9%		47.1%
・緊急時の対応の面で安心だから	24.4%		39.4%
・家族は仕事をしているなど、介護の時間が十分にとれないから	25.9%		29.5%

自分自身が「介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい」、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して介護を受けたい」、「病院に入院して介護を受けたい」と答えた者に、複数回答



(注1) 平成15年7月調査では、「自宅で受けられる介護サービスが不十分だから」となっている。

(注2) 平成15年7月調査では、「仮に、あなたが老後に寝たきりや痴呆になり、介護が必要となった場合に、どこで介護を受けたいと思うか」について、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」、「介護付きの有料老人ホームや痴呆性高齢者グループホーム(痴呆の高齢者が共同生活を営む住居)などに住み替えて介護を受けたい」と答えた者に、「それはなぜですか。この中からいくつかもあげてください。」と聞いている。

（「介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい」、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して介護を受けたい」、「病院に入院して介護を受けたい」と答えた者（1,899人）に）

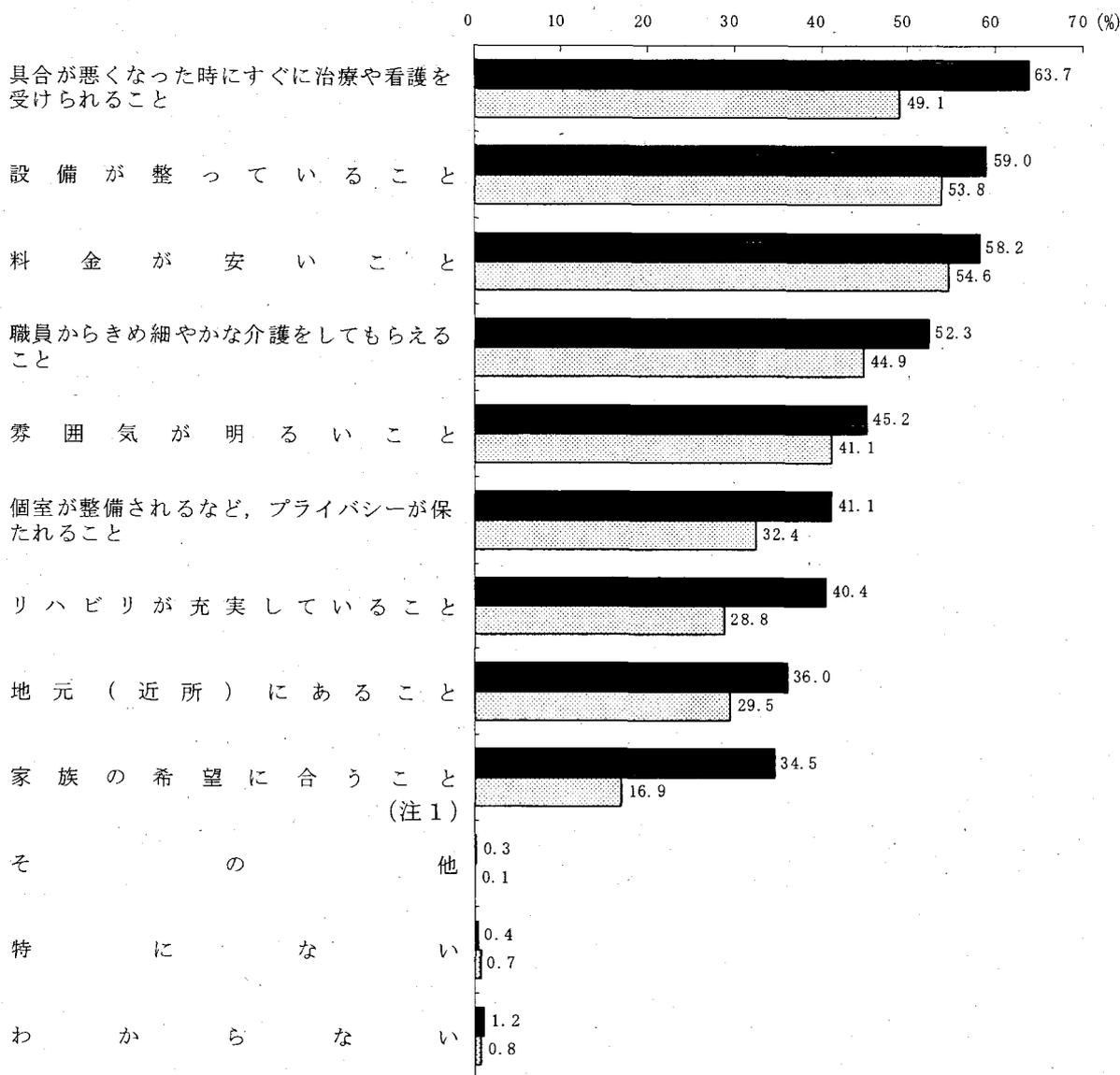
エ 介護施設等を選ぶ際に重視する点

（複数回答，上位4項目）

平成15年7月 平成22年9月

・ 具合が悪くなった時にすぐに治療や看護を受けられること	49.1%	→	63.7%
・ 設備が整っていること	53.8%	→	59.0%
・ 料金が安いこと	54.6%	→	58.2%
・ 職員からきめ細やかな介護をしてもらえること	44.9%	→	52.3%

自分自身が「介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい」、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して介護を受けたい」、「病院に入院して介護を受けたい」と答えた者に、複数回答



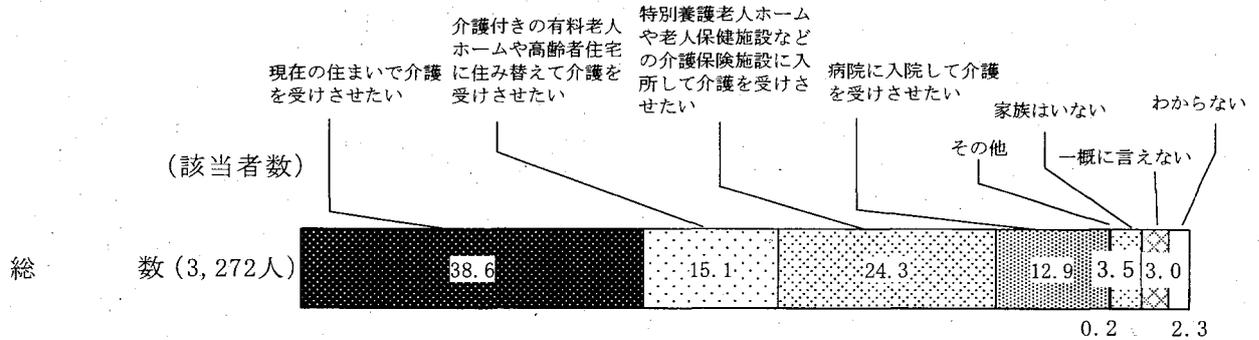
■ 今回調査 (N=1,899人, M. T. =432.3%)

□ 平成15年7月調査 (N=1,511人, M. T. =352.6%)

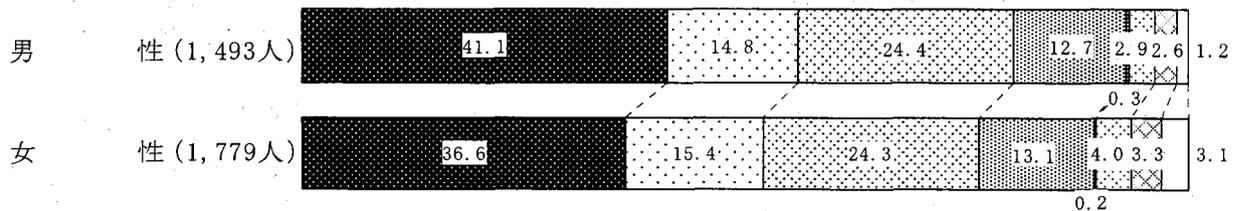
(4) 家族に介護を受けさせたい場所

平成 22 年 9 月

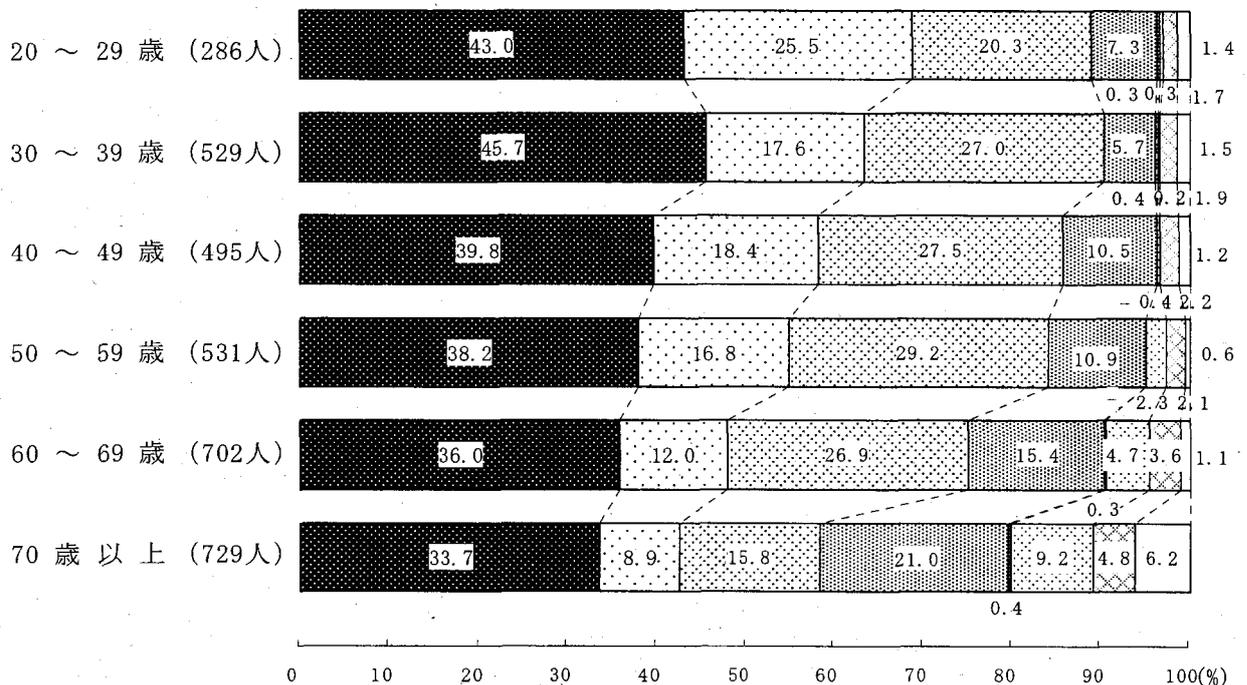
- ・現在の住まいで介護を受けさせたい 38.6%
- ・介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅に住み替えて介護を受けさせたい 15.1%
- ・特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して介護を受けさせたい 24.3%
- ・病院に入院して介護を受けさせたい 12.9%



[性]



[年齢]



3 介護保険制度について

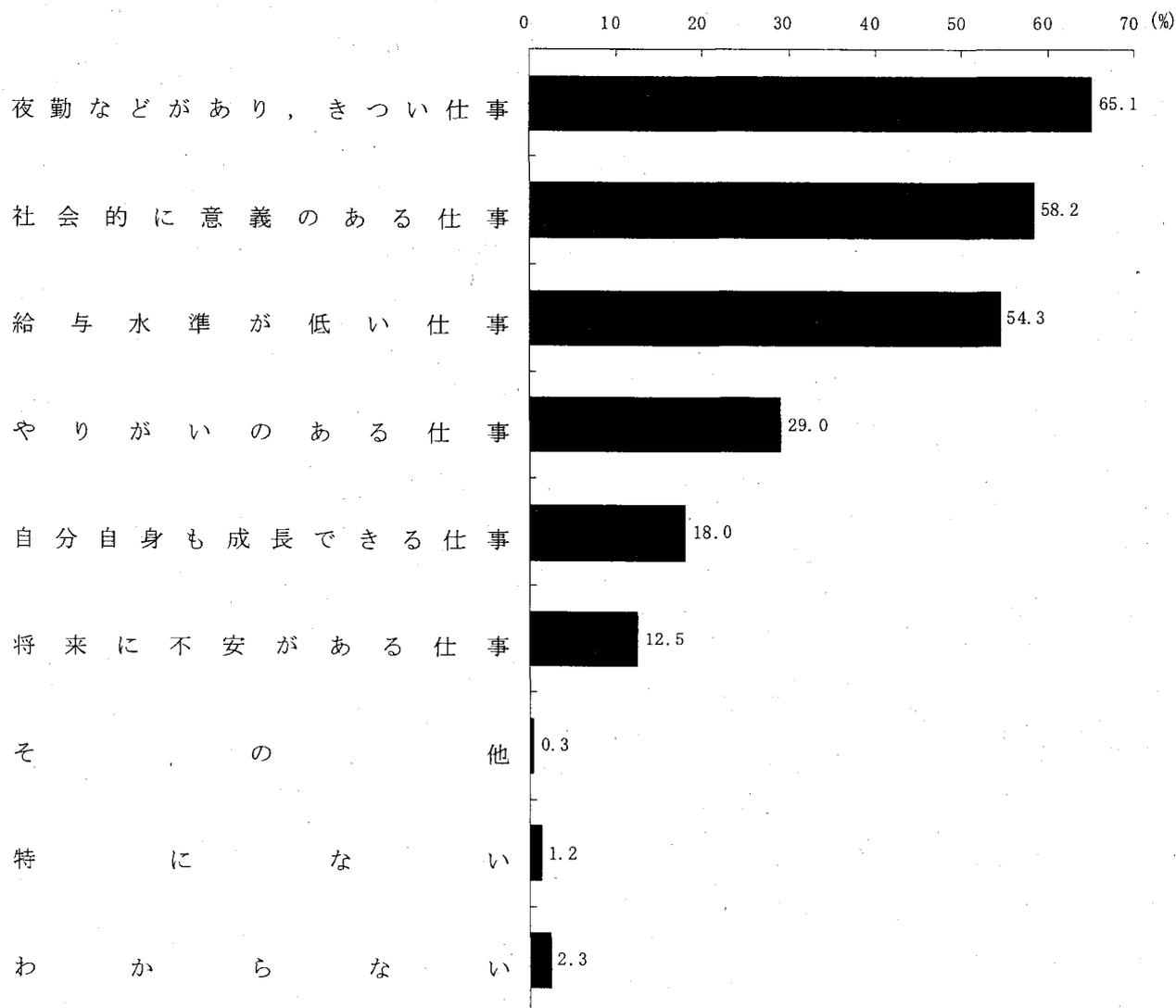
(1) 介護職に対するイメージ

(複数回答、上位4項目)

平成22年9月

・夜勤などがあり、きつい仕事	65.1%
・社会的に意義のある仕事	58.2%
・給与水準が低い仕事	54.3%
・やりがいのある仕事	29.0%

(複数回答)



■総数 (N=3,272人, M. T. =241.0%)

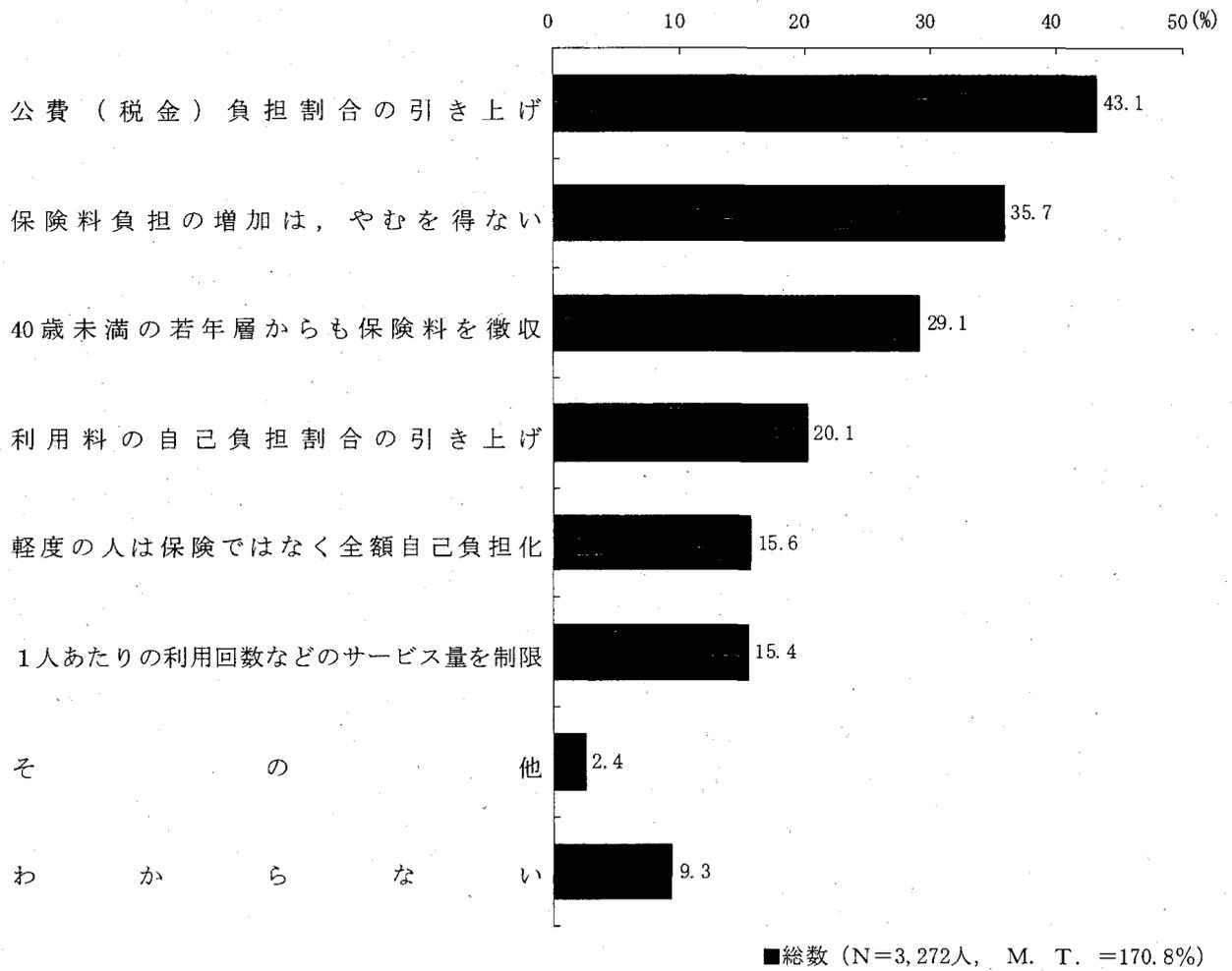
(2) 介護保険料負担の増加の抑制手段

(複数回答, 上位4項目)

平成22年9月

・公費(税金)負担割合の引き上げ	43.1%
・保険料負担の増加は, やむを得ない	35.7%
・40歳未満の若年層からも保険料を徴収	29.1%
・利用料の自己負担割合の引き上げ	20.1%

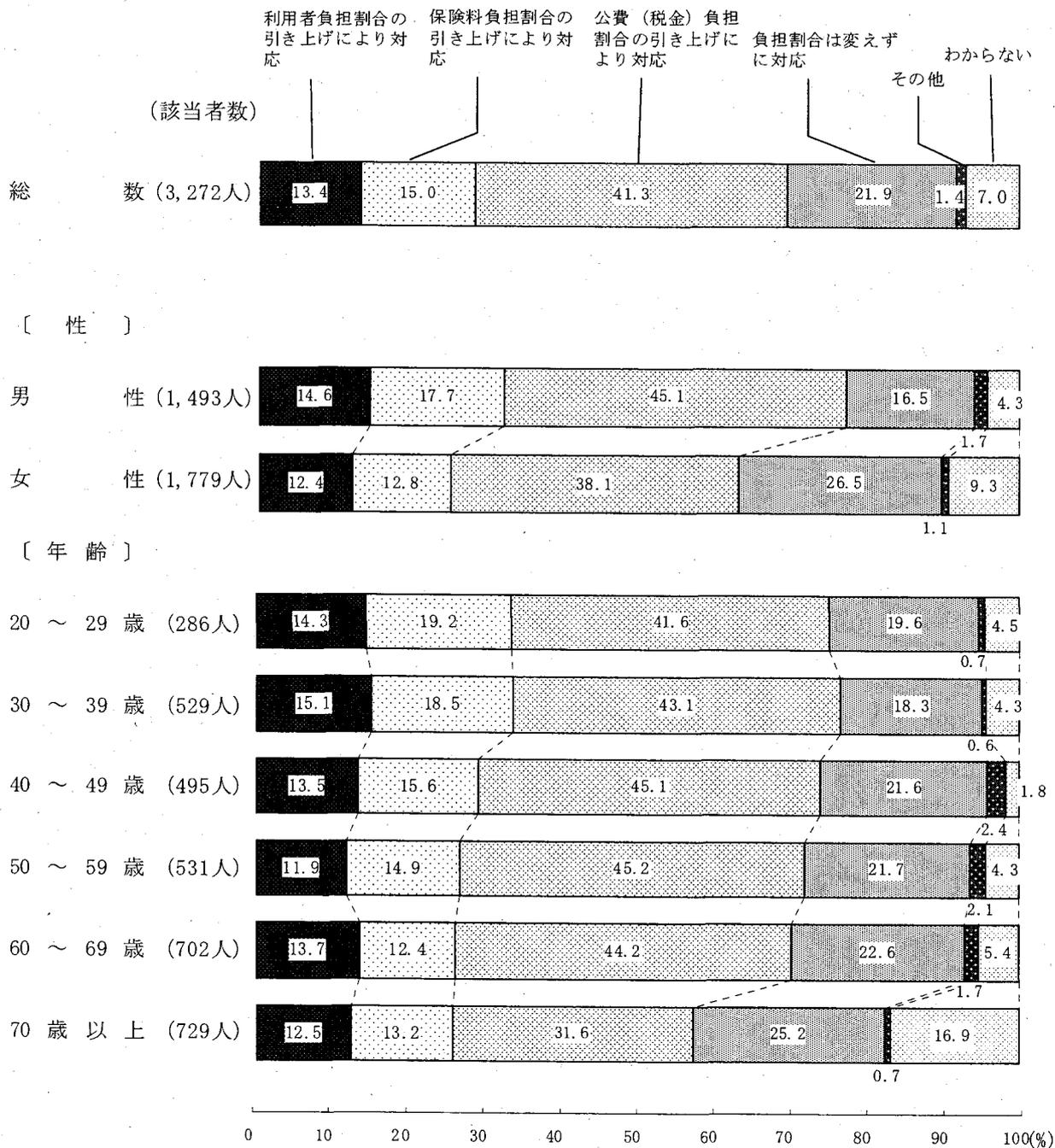
(複数回答)



(3) 介護サービスを充実させた際の費用負担

平成 22 年 9 月

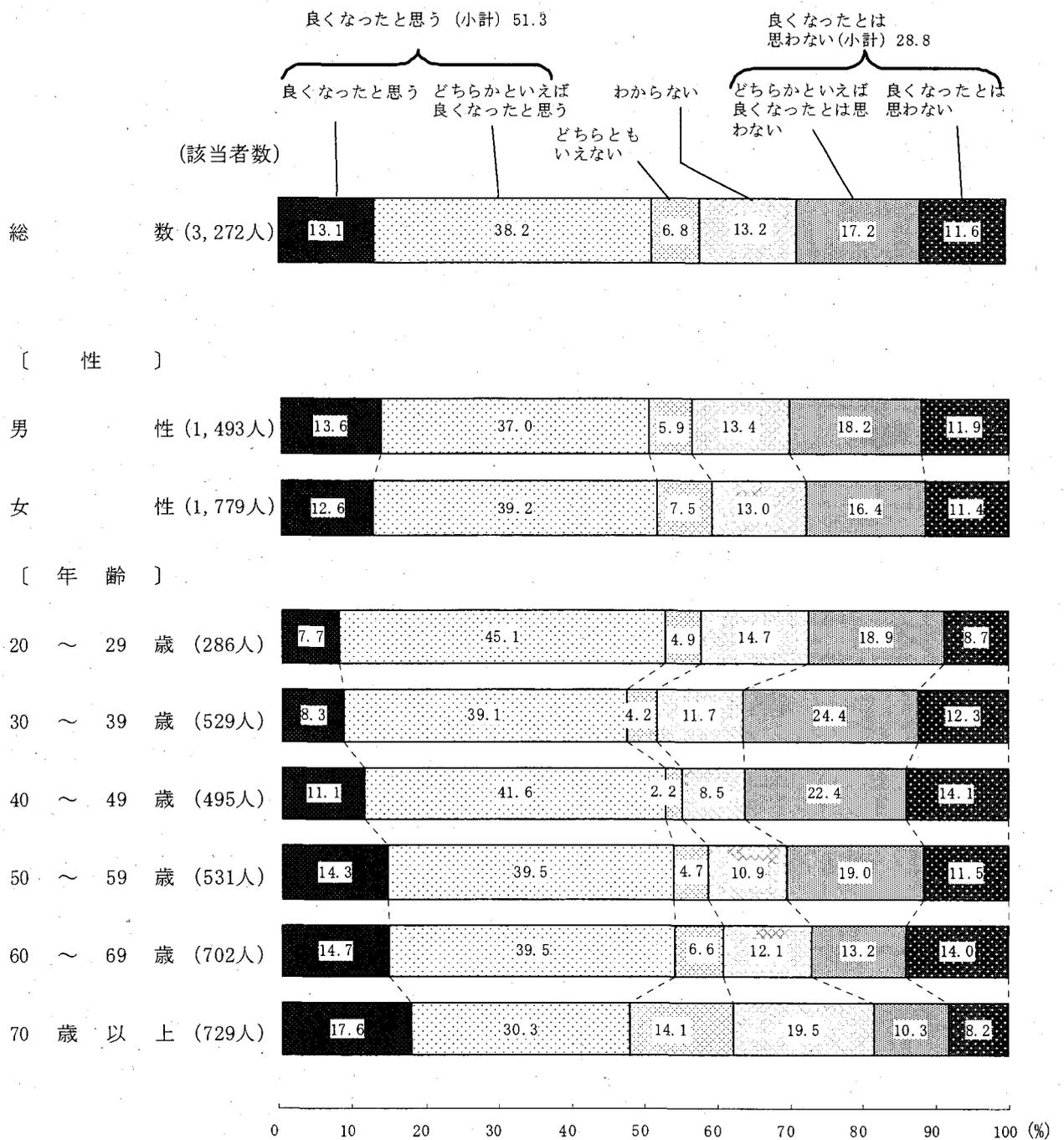
- ・利用者負担割合の引き上げにより対応 13.4%
- ・保険料負担割合の引き上げにより対応 15.0%
- ・公費（税金）負担割合の引き上げにより対応 41.3%
- ・負担割合は変えずに対応 21.9%



(4) 制度導入による効果

平成 22 年 9 月

- ・良くなったと思う (小計) 51.3%
- ・良くなったと思う 13.1%
- ・どちらかといえば良くなったと思う 38.2%
- ・良くなったとは思わない (小計) 28.8%
- ・どちらかといえば良くなったとは思わない 17.2%
- ・良くなったとは思わない 11.6%
- ・わからない 13.2%

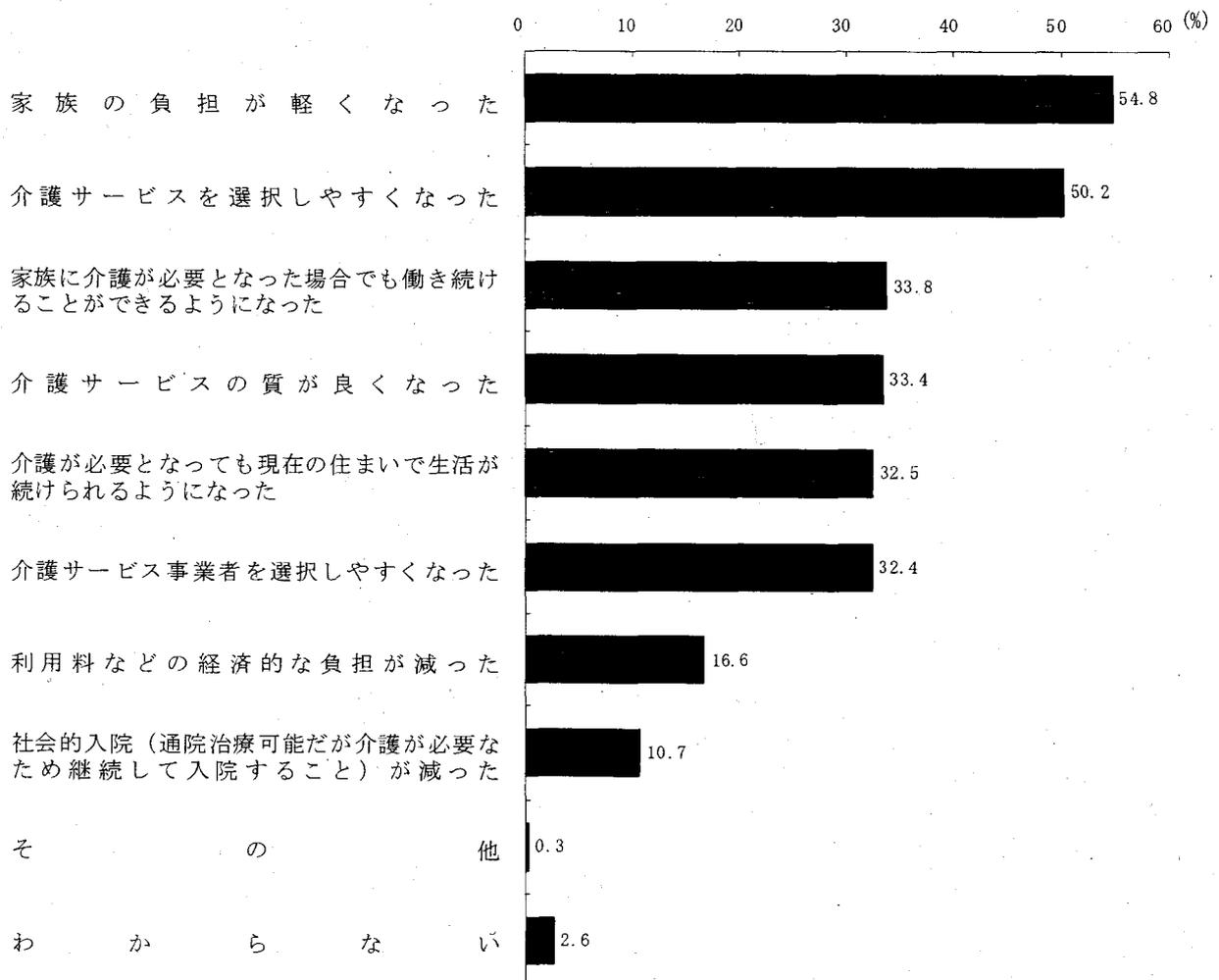


(「良くなったと思う」, 「どちらかといえば良くなったと思う」と答えた者 (1,678人) に、)
ア 制度導入により良くなった点 (複数回答, 上位6項目)

平成22年9月

- ・家族の負担が軽くなった 54.8%
- ・介護サービスを選択しやすくなった 50.2%
- ・家族に介護が必要となった場合でも働き続けることができるようになった 33.8%
- ・介護サービスの質が良くなった 33.4%
- ・介護が必要となっても現在の住まいで生活が続けられるようになった 32.5%
- ・介護サービス事業者を選択しやすくなった 32.4%

(介護の状況は「良くなったと思う」, 「どちらかといえば良くなったと思う」と答えた者に、複数回答)



■総数 (N=1,678人, M. T. =267.5%)

(「どちらかといえば良くなったとは思わない」、「良くなったとは思わない」と答えた者(942人)に、)

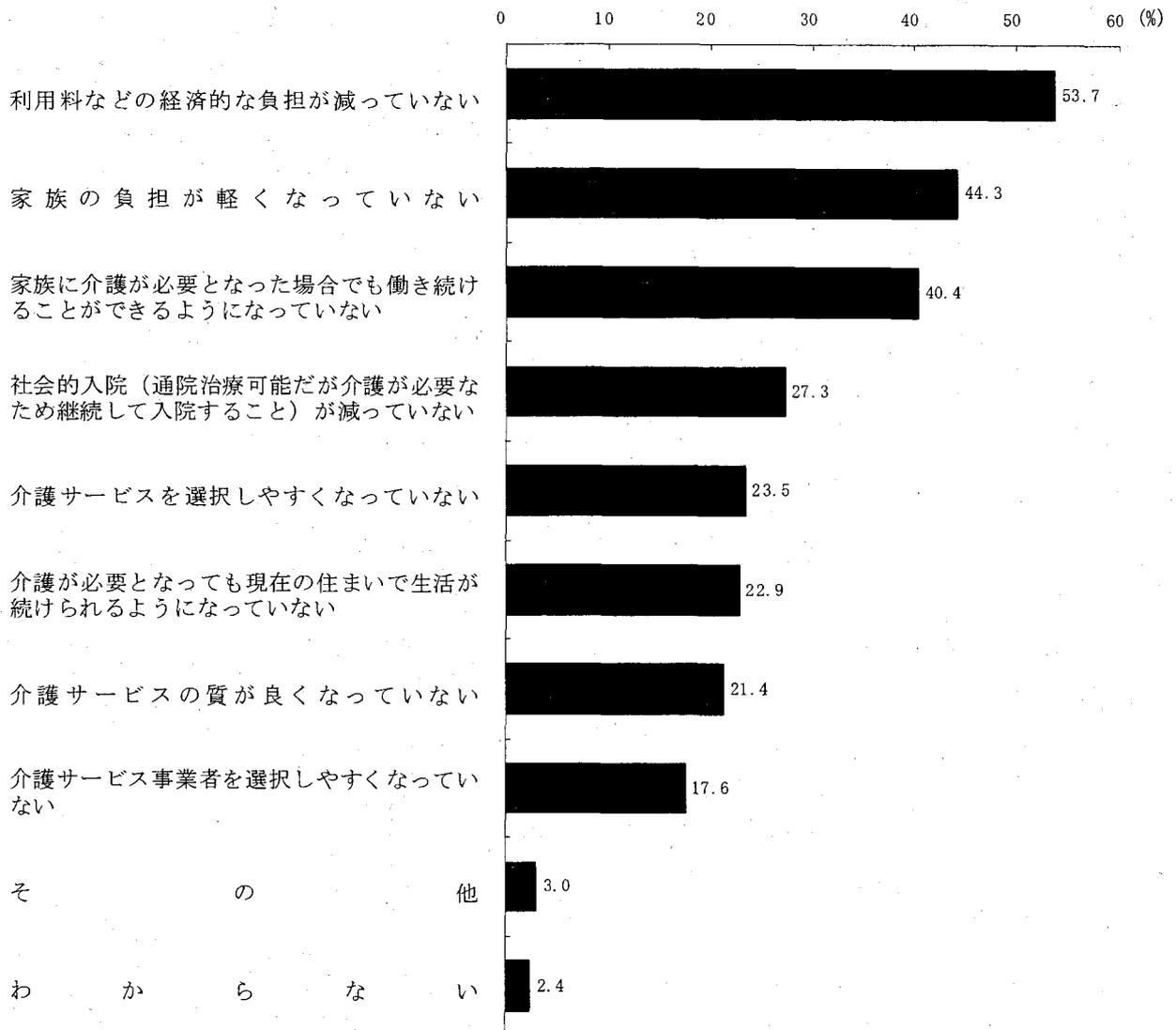
イ 制度導入後も良くなっていない点

(複数回答, 上位3項目)

平成22年9月

- ・利用料などの経済的な負担が減っていない 53.7%
- ・家族の負担が軽くなっていない 44.3%
- ・家族に介護が必要となった場合でも働き続けることができるようになっていない 40.4%

〔介護の状況は「どちらかといえば良くなったとは思わない」、「良くなったとは思わない」と答えた者にと答えた者に、複数回答〕



■総数(N=942人, M. T. =256.6%)

4 行政に対する要望について

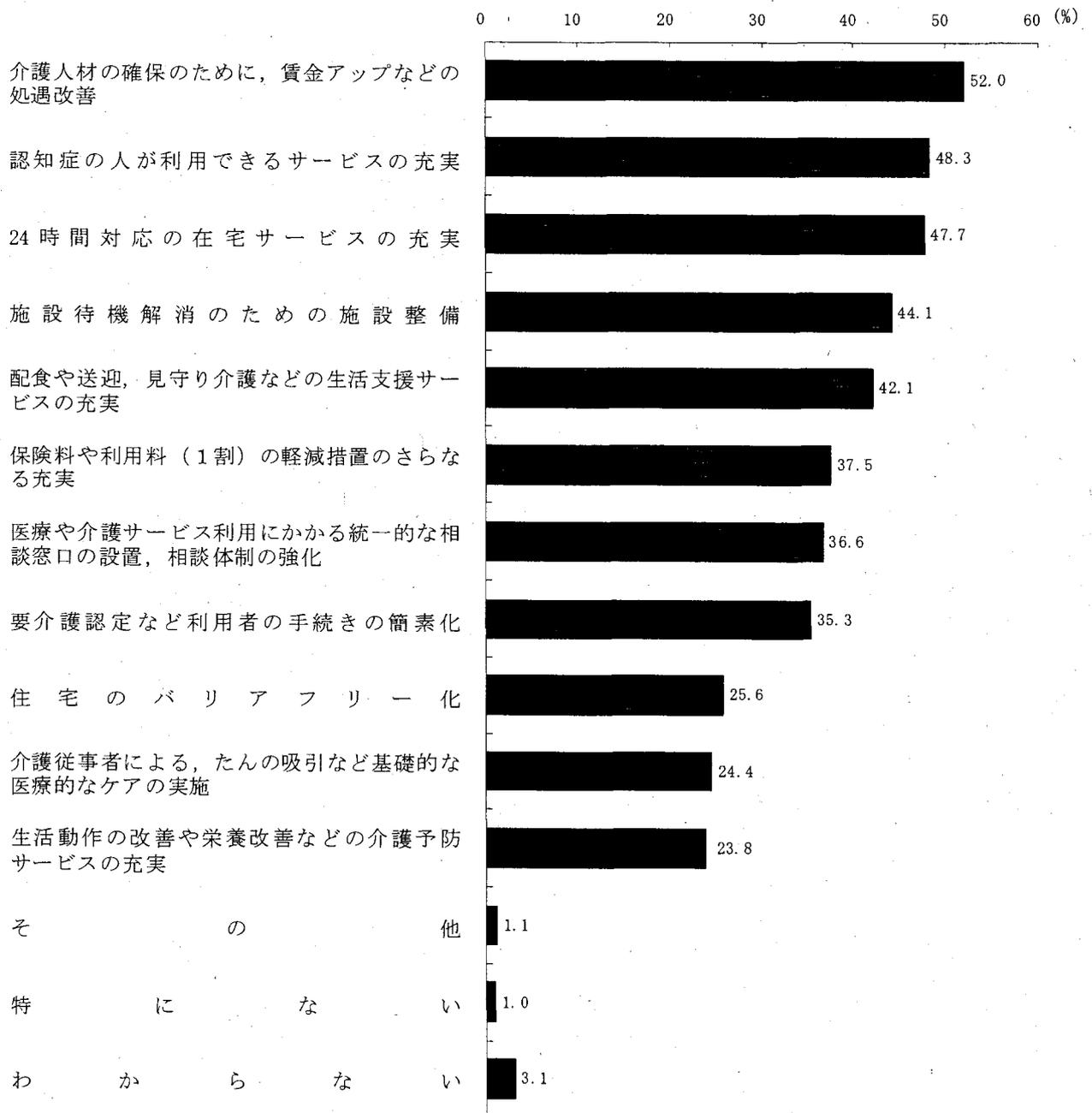
(1) 要望する重点事項

(複数回答, 上位5項目)

平成 22 年 9 月

・介護人材の確保のために、賃金アップなどの処遇改善	52.0%
・認知症の人が利用できるサービスの充実	48.3%
・24時間対応の在宅サービスの充実	47.7%
・施設待機解消のための施設整備	44.1%
・配食や送迎、見守り介護などの生活支援サービスの充実	42.1%

(複数回答)



■総数 (N=3,272人, M. T. =422.7%)

(案)

分介発 第 号
平成22年12月24日

社会保障審議会
会 長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 彌

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正について（報告）

平成22年12月24日厚生労働省発老1224第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。

介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称） のポイント

※内容については今後変更があり得る

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを
切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する
「地域包括ケアシステム」の実現

1. 医療と介護の連携強化等

- 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）の推進
- 地域包括ケア実現のために、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握した事業計画を策定
- 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- 保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化
- 介護療養病床の廃止期限を猶予

2. 高齢者の住まいの整備や施設サービスの充実

- 厚生労働省と国土交通省の連携による高齢者の住宅供給の促進（高齢者住まい法の改正）
- 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設

3. 認知症対策

- 市民後見人の活用など、高齢者の権利擁護の推進
- 市町村における認知症対策の計画的な推進

4. 保険者が果たすべき役割の強化

- 医療サービスや住まいに関する計画と介護保険事業計画の調和
- 地域密着型サービスの提供事業者の適正な公募を通じた選考

5. 介護人材の確保とサービスの質の向上

- 介護福祉士等の介護職員による日常の「医療的ケア」の実施
- 労働法規の遵守の徹底、雇用管理の取組の公表
- 情報公表制度の見直し

6. 介護保険料の急激な上昇の緩和

- 各都道府県に積み上げられた財政安定化基金を取り崩して保険料の軽減に充てる法整備を行うことなどにより介護保険料を軽減